

杉並区職員措置請求監査結果

(平成24年度政務調査費に関する住民監査請求(その2)
～(その4)～)

平成26年6月

杉並区監査委員

目 次

第1	請求の概要と受理	
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の主たる内容	1
4	請求の受理	3
第2	監査の実施	
1	証拠の提出及び陳述	4
2	監査対象項目	4
3	対象部局とその抗弁要旨	4
3-1	総務部総務課	4
3-2	区議会事務局	5
4	区議会議長の調査回答の要旨	6
第3	監査の結果と判断	
1	監査結果	8
2	判断	
2-1	事実関係の確認	8
2-2	監査の基本的な考え方と視点	9
2-3	項目別判断	9
2-3-1	交付額を超えた収支報告書	10
2-3-2	領収書	10
2-3-3	事務所費	12
2-3-4	人件費	14
2-3-5-①	調査研究費（タクシー代）	16
2-3-5-②	調査研究費（ガソリン代・駐車料金）	16
2-3-5-③	調査研究費（月極駐車場代）	18
2-3-5-④	調査研究費（視察費）・2-3-6 研修費	20
2-3-5-⑤	調査研究費（交通費）	21
2-3-7	資料作成費	22
2-3-8	資料購入費	22
2-3-9-①	広報費（区政報告）	23
2-3-9-②	広報費（ホームページ）	24
2-3-9-③	広報費（切手）	25
2-3-9-④	広報費（郵送方法）	26
2-3-10	事務費	26
2-3-11	会派事務費・人件費の分担	28
3	意見・要望	29

<別 紙>

1	措置請求書等	
1-1	措置請求書（請求1）	30
1-2	措置請求書（請求2）	59
1-3	措置請求書（請求3）	113
1-4	追加資料（請求2・請求3）	149
2	総務部総務課抗弁書	
2-1	抗弁書（請求1）	161
2-2	抗弁書（請求2）	166
2-3	抗弁書（請求3）	171
3	区議会事務局抗弁書	
3-1	抗弁書（請求1）	176
3-2	抗弁書（請求2）	180
3-3	抗弁書（請求3）	199
4	区議会議長の調査回答	
4-1	平成26年5月22日付け調査回答（請求1）	206
4-2	平成26年5月22日付け調査回答（請求2）	210
4-3	平成26年5月22日付け調査回答（請求3）	234
4-4	平成26年5月29日付け調査回答（請求1）	249
4-5	平成26年5月29日付け調査回答（請求2）	250
4-6	平成26年5月29日付け調査回答（請求3）	252

<資 料>

1	政務調査費条例	254
2	政務調査費施行規則	257
3	政務調査費取扱規程	259
4	事務処理の手引	263

【注】

- 1 政務調査費条例、政務調査費施行規則及び政務調査費取扱規程は、平成24年4月1日現在のものである。
- 2 本監査結果では、必要に応じてマスキングを行うとともに、第三者の個人情報を仮名（A等）で表示している。
- 3 請求人の氏名は仮名（甲）で表示し、その住所の記載は省略している。

請求人甲から、平成26年4月28日及び同月30日に提出された、①大泉時男議員に係る平成24年度政務調査費に関する措置請求（以下「請求1」という。）、②杉並区議会の会派及び議員に係る平成24年度政務調査費に関する措置請求（以下「請求2」という。）、③公明党及び公明党議員に係る平成24年度政務調査費に関する措置請求（以下「請求3」という。）については、全て平成24年度政務調査費に関する措置請求であることから、併合的に審査を行った。

そこで、本監査結果においては、請求1、請求2及び請求3について判断を示すこととする。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

甲

2 請求書の提出

請求1：平成26年4月28日

請求2、請求3：平成26年4月30日

3 請求の主たる内容

(1) 請求1

「大泉時男議員の平成24年度政務調査費のうち、次の違法・不当な支出954,353円について、同議員に対して返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。」

- ① 調査研究費（ガソリン代、有料道路料金） 30,291円
- ② 研修費（自衛隊父兄会杉並支部会費） 2,000円
- ③ 資料購入費（書籍「わがまま歩きドイツ」） 1,722円
- ④ 事務所費（グリーン住建株式会社への賃借料） 320,340円
- ⑤ 人件費（補助職員賃金） 600,000円

(2) 請求2

「杉並区の被った損害額に関し、平成24年度政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求め

る。要返還額の合計は、7,798,855円である。」

- ① 交付額を超えた収支報告書について、出納簿の是正の措置を講ずることを求める。
- ② 領収書に不備があるものについて、5議員に対し、合計204,790円の返還を求める。
- ③ 次の違法又は不当な支出について、返還を求める。
 - ア 事務所費（事務所の賃借料、光熱水費）
5議員 合計879,372円
 - イ 人件費（補助職員賃金）
5議員 合計1,243,200円
 - ウ 調査研究費（タクシー代、ガソリン代、月極駐車場代、視察費、視察みやげ代）
16議員 合計709,397円
 - エ 研修費
1議員 合計9,500円
 - オ 資料作成費
2議員 合計21,800円
 - カ 資料購入費（新聞代、年会費、書籍代）
5議員 合計35,800円
 - キ 広報費（区政報告）
6議員 合計3,995,563円
 - ク 事務費（携帯電話代、デジタルカメラ、ノートパソコン、インク代、自転車）
6議員 合計261,944円
 - ケ 会派事務費・人件費
11議員 合計452,995円

（3）請求3

「公明党及び公明党議員の平成24年度政務調査費のうち、次の違法・不当な支出2,139,861円について、同党及び同議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。」

- ① 調査研究費（月極駐車場代、ガソリン代、駐車料金、交通費）
7議員 合計771,357円
- ② 研修費（セミナー受講料）
1議員 合計31,500円
- ③ 会議費（茶菓代）
1会派・5議員 合計204,568円
- ④ 資料作成費
1議員 合計15,000円
- ⑤ 資料購入費（月刊公明、杉並区地図）

- 1 会派・1 議員 合計68,070円
- ⑥ 広報費（ホームページ、切手、郵送料）
5 議員 合計823,160円
- ⑦ 事務費（切手、文具、パソコン）
5 議員 合計192,693円
- ⑧ 事務所費（事務所光熱水費）
1 議員 合計33,513円

※ 措置請求書全文は、30～148 ページ（別紙 1 - 1、1 - 2、1 - 3）に掲載

※ 請求人の各項目ごとの主張要旨は、10 ページ以降の[請求人の主張要旨]に記載

4 請求の受理

本件請求は、請求人の資格、監査請求期間など、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成26年5月13日の監査委員会議において受理することを決定した。

受理に先立ち、地方自治法第199条の2の規定に基づき、小泉靖男委員、小川宗次郎委員の2名は除斥とした。（小川宗次郎委員は同年6月13日に退任）

また、同年6月14日に監査委員に就任した河津利恵子委員は、同月16日の監査委員会議にて除斥とした。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年5月16日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、請求の趣旨を補足する陳述を行い、請求2・請求3については、追加資料（別紙1-4）を提出した。

なお、平成26年5月23日に提出された資料については、同月16日の請求人の陳述後に提出されたものであるため、審議の対象としなかった。

2 監査対象項目

本件監査に当たっては、請求人が「返還を求める」等と主張する事項について、違法又は不当の有無等を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

なお、住民監査請求においては、監査請求対象を特定し、それが違法又は不当である具体的理由あるいは事実を明確に示さなければならないこととされている。

したがって、本件請求のうち、①監査請求対象が特定されていないもの、②個別の支出が違法又は不当である理由を具体的に述べていないものなどは、住民監査請求の要件を欠いているため、監査の対象外とした。

なお、監査対象とした請求事項については、30ページからの措置請求書（別紙1-1、1-2、1-3）の欄外左側に項目名と番号（例えば、事務所費-1）を付して、当該箇所を明示した。

3 対象部局とその抗弁要旨

総務部総務課及び区議会事務局を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求めるとともに、平成26年5月26日に説明聴取を行った。その主な内容は以下のとおりである。また、適宜関係書類の提出を求め、調査を行った。

3-1 総務部総務課

政務調査費とは、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その支出等については、区議会事務局次長に委任されている。また、政務調査費の執行は、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査することが妥当であり、議会の自律性の中で処理することが適当と考えている。

政務調査費の使途基準は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第6条及び別表で規定され、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）で使途基準細目が規定されている。

政務調査費の使途基準については、学識経験者等を委員に加えた杉並区議会政務調査費専門委員会及び杉並区議会政務調査費調査検討委員会において検討を行

い、平成 23 年 5 月、平成 24 年 4 月、平成 25 年 3 月及び平成 26 年 4 月に使途基準細目の一部改正を行っている。

このように、時代の要請に応えられる使途基準づくりや区民への説明責任を果たすことなどを目指して検討を進め、適正な支出に努めてきたと理解しており、また、議会の自律性の中で適切に処理されたものと考えている。

加えて、政務調査費については、区は執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写しの内容から、政務調査費の適正な執行が行われているかをチェックすることで、その透明性を確保し、区長の交付者としての責任を果たしているものと考えている。

本件については、条例第 11 条に基づき、区議会議長が報告書及び領収書等を調査し、適正な執行であると判断したものと考えている。その上で、執行機関である区長は、提出された報告書の写しをもとに政務調査費の支出について明らかな使途基準違反があるか等のチェックを行ったが、違反は見つからなかった。現在まで、修正等の新たな報告書の提出がないので、支出に誤りがあったとは認識していない。

区は、今後とも執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写しの内容から、明らかな使途基準違反があるかをチェックすることで、区長の交付者としての責任を果たしていく所存である。

※ 抗弁書全文は、161～175 ページ（別紙 2-1、2-2、2-3）に掲載

3-2 区議会事務局

そもそも政務調査活動とは、一般的には会派・議員が、区政の課題や議会で審議する案件について行う調査研究のための活動や、区民、民間の団体等との意見交換、区民などに対して行う広報・広聴活動などをいう。

また、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性については、調査活動を行う際の手法、スケジュールとの関係、天候など政務調査活動を取り巻く状況に左右される側面を有するとともに、調査研究活動の主体である会派・議員の自律的判断に委ねられており、例えば当該活動の一部に調査研究活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が調査研究活動に当たるかといったことについても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断されるものと解されている。

このように、政務調査費の使途については、使途基準に従った支出を会派・議員に委ねられているものである一方で、政務調査費は公費から交付されるのであるから、当該活動に必要な経費の一部として使途基準の範囲内で支出されなければならないことはもちろんのこと、会派・議員においては、常にコスト意識を持ち、当該経費の使途の透明性を確保するとともに、会派・議員の「判断」についても区民に対して十分に説明していく責任を果たしていくことが求められてい

る。

※ 抗弁書には、この他、政務調査費の法制化の経緯、個別の請求項目に対する見解等が記載されている。

全文は、176～205 ページ（別紙 3 - 1、3 - 2、3 - 3）に掲載

4 区議会議長の調査回答の要旨

条例第11条で、区議会議長は政務調査費の適正な運用を期すため、必要に応じ調査を行うことができるとされていることから、区議会議長を本件監査に必要な関係人と位置付け、平成26年5月13日付け文書により調査協力を依頼した。その回答要旨は以下のとおりである。

(1) 平成26年5月22日付け調査回答

平成24年度分における、請求人が指摘している政務調査費の支出が、使途基準その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行ったところ、会派・議員が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、おおむね平成24年度の使途基準及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。

しかし、領収書の記載内容だけでは政務調査との関連が分かりづらいものが複数見受けられたため、当該会派・議員に確認し、調査研究活動との関連を補う説明処理等を進める。

※ 回答書には、この他、請求人の主張に対する見解及び本件監査請求の対象とされた会派・議員による説明が記載されている。

全文は、206～248 ページ（別紙 4 - 1、4 - 2、4 - 3）に掲載

(2) 平成26年5月29日付け調査回答

本件監査請求が提出された後に会派・議員が行った誤記控除・誤記更正について、追加回答がされている。

これにより、監査請求後になされた自主的な返還額は、次のとおりである。

会派・議員名	自主返還額	内 訳
大泉時男議員	9,451 円	自衛隊父兄会杉並支部会費、ガソリン代
市来とも子議員	1,600 円	新聞代
松浦芳子議員	34,763 円	区政報告春号郵送料、区政報告印刷インク代、区政報告ラベル代
杉並区議会公明党 (大槻城一議員)	1,540 円	事務用品代（世界堂チケット相当分）、駐車場代
合 計	47,354 円	

なお、監査請求前に、大泉時男議員の有料道路料金 22,840 円、松浦芳子議員の
人件費 6,000 円について、収支報告書等の訂正及び自主的な返還がなされている。

※ 回答書全文は、249～253 ページ（別紙 4－4、4－5、4－6）に掲載

第3 監査の結果と判断

1 監査結果

本件請求については、平成26年6月26日に監査委員2名の合議により、次のように決定した。

請求人の主張は理由がないものと認め、棄却する。

2 判断

2-1 事実関係の確認

対象部局から提出された抗弁書及び説明聴取、その他監査資料から、以下の事実関係を認めることができる。

- (1) 地方自治法第100条第14項及び第15項に規定される政務調査費制度は、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することが重要であるとの趣旨から法制化された。この改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない」こととされた。
- (2) 杉並区においては、平成13年3月に条例及び規則を制定し、政務調査費の交付対象、交付額、交付方法、使途基準等を定め、平成13年度から会派・議員に対して政務調査費を交付している。
- (3) 平成18年12月に条例を改正し、会派・議員に、収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付することを義務付けた。
- (4) 平成19年3月に規程を制定し、選挙活動、政党活動、後援会活動などの9項目は政務調査費から支出できない経費であると明示した。
- (5) 平成20年4月に、平成19年度に区議会内部に設置した政務調査費検討会が学識経験者等第三者の意見も反映しながら行った政務調査費の使途に関する検討報告を踏まえ、規程に使途基準をより具体化した使途基準細目が加えられ、その後も、平成21年度に区議会内部に調査検討委員会を、平成22年度に学識経験者等第三者によるチェック機関として専門委員会を設置し、監査結果で指摘された事項を中心に検討を行い、調査研究費、人件費などについて使途基準細目の改正などが行われている。
- (6) 平成24年度政務調査費の交付を受けた会派・議員は3会派31議員、交付決定額は88,320,000円であるが、政務調査費残余として15,128,437円が返還されているので、平成26年5月末時点での交付総額は73,191,563円である。

2-2 監査の基本的な考え方と視点

本件監査に当たっての基本的な考え方と視点は、以下のとおりである。

- (1) 政務調査費は、区議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることを目的に、会派及び議員が行う「区政に関する調査研究に資するために必要とする経費」の一部を助成するものであり、交付の対象、額及び方法並びにその使途の透明性を確保するための方法等については、各自治体がその実情に応じて制定する条例等に委ねられているものである。
- (2) 会派及び議員による区政に関する政務調査活動は多岐にわたっており、それに伴い生じる経費も多様であるので、政務調査費を充てることができる調査研究に資するために必要な経費は、調査研究に直接用いられる費用に限られるものではなく、制度の趣旨からみて、調査研究に有益な費用も含まれるというべきである。(平成16年4月14日東京高裁判決参照)
- (3) 二元代表制を基本とする地方自治制度において、議会は重要な役割を担っており、議会の自律性やそれを構成する会派及び議員の政治活動の自由は保障されなければならない。そして、政務調査活動には執行機関に対する監視の機能の側面もあるので、執行機関と議会等との抑制と均衡の理念等に鑑み、会派及び議員がどのような政務調査活動を行い、そのためにいかなる政務調査費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解するのが妥当である。
- (4) しかし反面、政務調査費は公金である以上、制度の趣旨に沿った使途の適正が自律的に確保されなければならない。また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要である。このため、条例及び規則に加え、区議会による自主的なルールが定められ、仕組みが整えられてきたと認められる。
- (5) こうしたことから、政務調査費の支出の適合性については、収支報告書等の記載から明らかに違反がうかがわれるような場合はその疑義を解明する必要があることはいうまでもないが、そうした場合を除くと、「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していない」と基本的に解されているものである。(平成21年12月17日最高裁判決参照)
- (6) 以上から、本件監査において、政務調査費の支出については、政務調査費制度の趣旨を踏まえ、会派及び議員の自律性を尊重することを基本とし、条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた使途基準細目等に照らし、また、透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断するものとする。

2-3 項目別判断

請求人は、措置請求書記載の項目ごとに違法又は不当とする理由を述べている。

そこで、本件監査においては、それら11項目について、[請求人の主張要旨]を記載し、監査委員の判断の基準を示した上で、議員別に請求内容の適否を判断することとする。

なお、[請求人の主張要旨]には、監査対象とした請求事項の当該議員名を（ ）内に記載した。

[議員別判断]の<監査対象とした請求>は、措置請求書（別紙1-1、1-2、1-3）の欄外に付した項目名と番号（例えば、事務所費-1）で示すこととする。

2-3-1 交付額を超えた収支報告書

[請求人の主張要旨]

私的資金による政務調査活動の支出は、政務調査費収支報告書・出納簿の報告対象外であり、交付額を超え、各会派及び議員の私的資金を含む出納簿の提出は、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に反し、不当に公金の管理を怠る行為である。（請求2関係）

[判断]

地方自治法第100条第15項は、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」と定めている。

これを受け、条例第10条及び規則第7条は、政務調査費収支報告書の提出や政務調査費出納簿の様式を定めているが、政務調査費出納簿の記載方法などについては規定していない。また、規程では支出基準を定めているが、収支報告書への計上方法は定めていない。

こうしたことから、会派及び議員が交付額の上限を超えて収支報告書の支出を記載したとしても、明らかに地方自治法、条例、規則等に違反するとはいえず、違法・不当とまではいうことができない。

ただし、政務調査費としての計上額が交付額を著しく超過した収支報告は、公費である政務調査費がどのような経費に充てられたのかが分かりにくいものである。

このため、平成23年度政務調査費に係る監査結果において、運用の改善を強く求めたところであるが、これに対し、区議会事務局は、「平成25年度の政務活動費調査検討委員会で検討した結果、収支報告の際、交付額を超過して支出額を計上する場合は、常識の範囲内で行うものとし、交付額を著しく超過するようなケースが発生した場合は、（中略）、注意喚起等を行うこととした」と説明している。

交付された当該政務調査費に係る収入及び支出の報告を規定した地方自治法の趣旨に則したより適正な運用が求められると考える。

2-3-2 領収書

[請求人の主張要旨]

政務調査費の支出の目的、内容及び内訳等（商品購入の場合は、その使用目的、内容等）の付記・明記がなく、その合理性・妥当性について、明確な判断ができない場合は、政務調査費への計上はできない。

さらに、正式な領収書として効力を持つ条件は、①受取人が会派・議員であること、②日付が記載されていること、③領収書の発行先が、会派・議員が実際に購入し、支払が行われた企業・個人等であること、④その企業名・個人名とともに、その所在住所、電話番号等が明示されていること等である（大和田議員、市来議員、小川議員、山下議員、佐々木議員）。（請求 2 関係）

[判 断]

政務調査費が適正に使用されていることを証明する基本となる書類が領収書であり、「宛名、発行者、日付、取引内容、金額」が記載されていれば、不適切とする理由はない。また、レジスター出力の領収書の宛名については、使途基準細目等では金額が 5 万円以上の場合に必要とされており、5 万円未満の場合に領収書に宛名が記載されていなくても、不適切とする理由はない。

[議員別判断]

1 請求 2 関係

① 大和田伸議員

<監査対象とした請求>

領収書-1

<判 断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

② 市来とも子議員

<監査対象とした請求>

領収書-2

<判 断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

③ 小川宗次郎議員

<監査対象とした請求>

領収書-3

<判 断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、領収書発行の株式会社エーソリューションは、平成 25 年 9 月に閉じていると説明されている。

④ 山下かずあき議員

<監査対象とした請求>

領収書－４

<判 断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、監査請求後に、議員の氏名が記載されている領収書冊子の表紙の写しが提出されている。

⑤ 佐々木浩議員

<監査対象とした請求>

領収書－５、領収書－６

<判 断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、「領収書－６」については、監査請求後に、宛名が補記されている。

２－３－３ 事務所費

[請求人の主張要旨]

- ・ 契約書に基づけば、転貸は禁止されており、家主の承諾を示す文書もなく、グリーン住建株式会社と議員との間に転貸関係が存在するとは認められない。議員は従来「覚書」をもって転貸契約が存在しているとの説明をしてきたが、契約内容は不明確であり、同日付けで異なる複数の「覚書」が存在するなど、その信用性には重大な疑問がある。

また、グリーン住建株式会社が転貸による収入について税務処理しているという証明もない（大泉議員）。**(請求 1 関係)**

- ・ ①自宅、賃借あるいは会派・党の事務所の賃借かを明確にし、その所在地を明示すること、②賃貸借契約書、具体的間取りを添付すること、③水道、光熱費等を請求する場合は、その理由を明示することが必要である。

さらに、事務所が、自宅あるいは親族所有の場合は、公私混同の温床になる可能性が大きいので、使用実態の情報開示が必要である。

また、自宅事務所の場合は、家族全員で使用した光熱水費に基づいて按分しており、家族の使用分まで政務調査費で支出するのは、条例違反である（小泉議員、藤本議員、岩田議員）。**(請求 2 関係)**

- ・ 政務調査費は、議員のみが必要な経費として支出できるのであり、家族が使用した光熱水費の分まで含め、事務所使用分の面積割合で按分することを決めた使途基準細目は条例違反である（島田議員）。**(請求 3 関係)**

[判 断]

会派・議員が、区政に関する調査研究活動を行う拠点として事務所を設置し利用することは、「自己又は生計を一にする親族」所有のものを除き、使途基

準細目で認められている。使途基準細目等に則して、事務所賃借料については、賃貸借契約書の写し又は間取り図が提出され、支出割合の上限の範囲内で実態に即して適切に按分されていれば、不適切とする理由はない。また、事務所光熱水費については、事務所部分の面積等を考慮し、支出割合の上限の範囲内で実態に即して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

[議員別判断]

1 請求 1 関係

① 大泉時男議員

<監査対象とした請求>

事務所費－1

<判断>

グリーン住建株式会社の建物賃貸借契約書、同社との転貸関係を示す覚書及び間取り図が提出され、事務所部分の面積割合で按分されており、また、賃貸人は議員事務所として使用することを了承していると説明されており、違法・不当とまではいえない。

なお、同日付けの2種類の覚書が存在することについては、平成20年度に資料L②の覚書に差し替えたが、その際、誤って平成19年度時の覚書(資料L①)の締結日をそのまま用いてしまったためであると説明されている。

賃借料に関して、議員は、「同社が領収した金銭については、そもそも関知するところではないが、会計事務所に確認したところによれば、同社が領収した金銭については適正に処理しており、それを証明する書類の提出については、個人情報等の関係から差し控えたい旨の回答があった」と説明している。しかし、親族経営が関係する場合は、こうした説明内容は首肯しがたく、より一段の透明性が求められるといえる。

2 請求 2 関係

① 小泉やすお議員

<監査対象とした請求>

事務所費－1

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

② 藤本なおや議員

<監査対象とした請求>

事務所費－2

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、契約相手は法人であり、法人の代表者は生計を一にしない者であることから、政務調査費に計上できないとされている自己所有物件に

当たらないと説明されている。

③ 岩田いくま議員

<監査対象とした請求>

事務所費－3

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

3 請求3関係

① 島田敏光議員

<監査対象とした請求>

事務所費－1

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

2-3-4 人件費

[請求人の主張要旨]

- ・ 補助職員の勤務場所はグリーン住建株式会社の建物の中であり、補助職員が同社の従業員でもある可能性を否定できない。また、勤務内容は「区政報告の資料作成他」とされているが、区政報告は発行されていない(大泉議員)。

(請求1関係)

- ・ ①常勤か臨時か、その仕事の内容及び政務調査以外に従事している割合を明示すること、②常勤の職員及び臨時・アルバイトとしながら、実際は一時的でなく長期間にわたって雇用している場合は、契約書を添付すること、③雇用した職員の勤務場所を含め、勤務実態の情報の開示をすること、④雇用する職員・臨時職員について親族の有無を含めた情報を開示すること、また、議員の親族が経営する企業の従業員を職員として雇用する場合は、その職員の勤務場所を含めた勤務実態を開示することが必要である(今井議員、吉田議員、小川議員、横田議員)。(請求2関係)

[判断]

会派・議員が区政に関する調査研究活動を行うために、職員を雇用することは、議員と生計を一にする親族を雇用する場合を除き、使途基準細目で認められている。使途基準細目等に則して、雇用契約書の写し又は勤務報告書が提出され、勤務実態(議員活動全般を補助するものか、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助するものか)に留意し、適切に按分するなど適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

[議員別判断]

1 請求1関係

① 大泉時男議員

<監査対象とした請求>

人件費－1

<判断>

勤務報告書及び領収書が提出されている。上記判断のとおりであり、違法・不当とはいえない。

なお、グリーン住建株式会社の社員は2名おり、補助職員は同社の社員ではない、区政報告の発行は間に合わなかったが、他に区民相談などの事務があると説明されている。

2 請求2関係

① 今井ひろし議員

<監査対象とした請求>

人件費－1

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、補助職員の上水保育園との雇用契約は平成25年3月までは存在せず、同年4月から同保育園に新規採用されていると説明されている。

② 吉田あい議員

<監査対象とした請求>

人件費－2、人件費－3

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、「人件費－2」については、超党派女性議員視察の幹事を務めており、資料作成等を行ったと説明されている。

③ 小川宗次郎議員

<監査対象とした請求>

人件費－4

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、領収書は提出され、また、補助職員は生計を同一にする親族でないと説明されている。

④ 横田政直議員

<監査対象とした請求>

人件費－5、人件費－6

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、「人件費－5」については区政報告号外1号の作成補助及びその前提となる区政に関する調査研究活動の補助が含まれる、「人件費－6」については作成された10万部から新聞折込み分等を除いた約1万

部を配布したものと説明されている。

2-3-5-① 調査研究費（タクシー代）

【請求人の主張要旨】

①タクシーの利用については可能な限り他の公共交通機関を利用することになっており、「新高円寺駅前→阿佐ヶ谷南」などは丸ノ内線を利用すべきである（大和田議員）、②高齢者の送迎のためにタクシーを利用することは、公職選挙法違反であり、条例違反である（吉田議員）。（請求2関係）

【判 断】

タクシーは他の公共交通機関と比べて料金が高いことに留意が必要であるが、時間、天候、荷物、身体的状況等を総合的に勘案して、状況に応じてタクシーを移動手段として利用することは認められる。使途基準細目等に則して、出張先、経路、金額、出張内容等を記載した「政務調査交通費記録簿」及び領収書が提出されるなど適正に処理されていれば、不適切ということとはできない。

【議員別判断】

1 請求2関係

① 大和田伸議員

＜監査対象とした請求＞

調査研究費－1

＜判 断＞

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

② 吉田あい議員

＜監査対象とした請求＞

調査研究費－2

＜判 断＞

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

2-3-5-② 調査研究費（ガソリン代・駐車料金）

【請求人の主張要旨】

- 交通手段として公共交通機関を利用することが原則であり、自動車の利用は、公共交通機関等の利用が難しく、区政に関する調査研究のために自動車の利用の合理性・妥当性がある場合にのみ、政務調査費として計上することが認められるべきである。また、自動車を利用せざるを得ない場合には、使用する自動車の種類、所有者等を明示し、さらに、「自動車利用記録簿」の提出を義務付けるべきである（小泉議員、松浦議員）。（請求2関係）
- ガソリン1ℓの値段を150円とし、1ℓの走行距離を10kmとすれば、年間で

3,690kmなどを区政調査のために走行したことになるが、説明がなく、使用実態が不明なガソリン代は条例に違反する（川原口議員、大槻議員、北議員、中村議員、島田議員、渡辺議員）。（請求3関係）

- 駐車料金について、4～6分の短時間のものや深夜に及ぶ長時間のものなどがあり、説明がなければ、政務調査費の経費に合致するか不明である（大槻議員）。（請求3関係）

[判断]

区政に関する調査研究を行うに当たり、移動手段として自動車・バイクを使用することは、通常想定できることであり、そのガソリン代、駐車料金を政務調査費から支出することは認められる。支出割合の上限の範囲内で実態に即して適切に按分され、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

[議員別判断]

1 請求2関係

① 小泉やすお議員

＜監査対象とした請求＞

調査研究費－3

＜判断＞

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

② 松浦芳子議員

＜監査対象とした請求＞

調査研究費－4

＜判断＞

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

2 請求3関係

① 川原口宏之議員

＜監査対象とした請求＞

調査研究費－2

＜判断＞

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

② 大槻城一議員

＜監査対象とした請求＞

調査研究費－3、調査研究費－5

＜判断＞

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、「調査研究費－3」の駐車料金については、短時間で行政関係

の資料を渡すこともあり、長時間意見を聴取し深夜に及ぶこともあると説明されている。

③ 北明範議員

＜監査対象とした請求＞

調査研究費－６

＜判 断＞

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

④ 中村康弘議員

＜監査対象とした請求＞

調査研究費－７

＜判 断＞

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

⑤ 島田敏光議員

＜監査対象とした請求＞

調査研究費－８

＜判 断＞

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

⑥ 渡辺富士雄議員

＜監査対象とした請求＞

調査研究費－１０

＜判 断＞

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

２－３－５－③ 調査研究費（月極駐車場代）

【請求人の主張要旨】

- ・ 自動車の購入、所有の際、公租、保険等に加え、駐車場の証明が必須条件となっており、日常的に利用する駐車場の月極等の賃借経費は、規程で区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないものとされている自動車の維持管理費に含まれると解すべきであり、政務調査費に計上できない（小泉議員、藤本議員）。（請求２関係）
- ・ 賃料の約半額を安齊あきら後援会が支払っているもので、議員が実際に支出した金額は94,500円であり、政務調査費の上限を算出する上で基礎となるべき金額は94,500円である（安齊議員）。（請求２関係）
- ・ 契約書は期限切れであり、期間満了後、当事者で更新した記録もない（川原口議員、渡辺議員）。（請求３関係）

【判 断】

月極駐車場代については、使途基準細目でその支出を認めており、支出割合

の上限が規定されていることなども勘案すると、支出割合の上限の範囲内で実態に即して適切に按分され、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切ということとはできない。

[議員別判断]

1 請求2関係

① 小泉やすお議員

<監査対象とした請求>

調査研究費－5

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

② 安斉あきら議員

<監査対象とした請求>

調査研究費－6

<判断>

月極駐車場は、安斉議員の政務調査活動とそれ以外の政治的諸活動のために使用され、後援会の活動と同議員の様々な政治活動は一体的に行われていたと評価し得るものであるから、後援会の支出分を按分の算定基礎から除外せず、賃借料全体を按分の算定基礎としたとしても、違法・不当であるとはいえない。

なお、当該駐車場は議員活動専用であり、政務調査活動には50%を上回る割合で使用していると説明されている。

③ 藤本なおや議員

<監査対象とした請求>

調査研究費－7

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

2 請求3関係

① 川原口宏之議員

<監査対象とした請求>

調査研究費－1

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、貸主とは口頭での更新の合意手続がなされていると説明されている。

② 渡辺富士雄議員

<監査対象とした請求>

調査研究費－9

＜判 断＞

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、貸主との合議をもって更新を行っている」と説明されている。

2-3-5-④ 調査研究費（視察費）

2-3-6 研修費

〔請求人の主張要旨〕

- ・ ①他の議員の視察報告書で代用し、視察していないところまで書いた視察報告書の提出は虚偽に当たる（小泉議員）、②視察報告書の概要欄に「ラグーナ蒲郡は、観光施設としてはよくできており、・・・観覧車から見る夕日は絶景だが、・・・」などと書いており、視察内容と区政との関わりは全然ない（松浦議員）、③領収書に宛名がない（松浦議員）。（請求2関係）
- ・ 視察等の関係先に対して、通常の世界生活において儀礼的な慣例とされる金銭、物品の供与などがなされた場合は、それらの経費は、議員の私的負担で賄うべきである（富本議員外9名）。（請求2関係）
- ・ 研修について、領収書等貼付用紙の備考欄への記載がなく、使途基準細目に違反している（中村議員）。（請求3関係）

〔判 断〕

- 1 視察及び研修については、当該視察や研修が区政に関する調査研究に資するか否かで判断すべきであり、使途基準細目等に即して視察報告書の提出や研修概要等が明らかにされ、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。
- 2 視察先へのお土産代については、社会通念上適正な範囲内であれば視察に要する経費に当たると認められるので、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。（平成19年4月26日仙台高裁判決参照）

〔議員別判断〕

1 請求2関係

① 小泉やすお議員

＜監査対象とした請求＞

調査研究費－8

＜判 断＞

上記判断1のとおりであり、指摘は当たらない。

② 松浦芳子議員

＜監査対象とした請求＞

調査研究費－9、研修費－1

<判 断>

「調査研究費－9」については、上記判断1のとおりであり、指摘は当たらない。なお、ラグーナ蒲郡は、町おこしの一環として見学したと説明されている。

「研修費－1」については、請求は領収書に関する内容である。上記「2－3－2 領収書」の判断のとおりであり、指摘は当たらない。なお、監査請求後に、領収書は再発行され、宛名が記載されている。

③ 富本卓議員外9名

<監査対象とした請求>

調査研究費－10

<判 断>

上記判断2のとおりであり、指摘は当たらない。

2 請求3関係

① 中村康弘議員

<監査対象とした請求>

研修費－1

<判 断>

上記判断1のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、研修概要等が記載されたレジユメが提出されている。

2－3－5－⑤ 調査研究費（交通費）

[請求人の主張要旨]

遠回りをして高額な交通費を使っており、この交通経路を利用しなければならない目的が不明で、また、本当にこの経路で移動したという証拠もない（大槻議員）。（請求3関係）

[判 断]

目的地までの移動経路については、鉄道運賃等だけではなく、時間、天候、荷物、身体的状況等を総合的に勘案して選択することが認められるものであり、使途基準細目等に即して、出張先、経路、金額、出張内容等を記載した「政務調査交通費記録簿」が提出されるなど適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

[議員別判断]

1 請求3関係

① 大槻城一議員

<監査対象とした請求>

調査研究費－4

<判 断>

南阿佐ヶ谷を出発地とし、荻窪を経由して移動していることについて、①役所に立ち寄り資料等を整理した後、交通機関を利用している、②荻窪周辺を拠点としての区民意見聴取や資料調査等も多いと説明されている。上記判断のとおり、違法・不当とはいえない。

2-3-7 資料作成費

[請求人の主張要旨]

議員自らが取材し、感想や見解を書くことで区民に議員の活動が報告されることになるので、他に原稿料を支払うことは議員の区政報告とならず、認められない（河津議員）。（請求2関係）

[議員別判断]

1 請求2関係

① 河津利恵子議員

<監査対象とした請求>

資料作成費-1

<判 断>

請求は広報費（区政報告）に関する内容である。下記「2-3-9-

① 広報費（区政報告）」の判断のとおりであり、指摘は当たらない。

2-3-8 資料購入費

[請求人の主張要旨]

- ①所属政党の機関紙及び政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政務調査費の支出として認められない（脇坂議員）、②学士会会報を購入することは、規約からも、学士会の会員になることと同義である。そして、会員になることは、その会・団体の趣旨に賛同することと同義とみなされ、結果として、その会・団体の宣伝・広報に加担することとなる可能性を否定できず、入会費に公金を使用することは、公的に当該会を支援することと同義であり、憲法第89条に抵触する可能性がある」と解すべきである（岩田議員）。（請求2関係）
- 月刊公明の請求書には「今後とも党勢拡大に大いに役立てて参りたい・・・」と明記されており、政務調査費として支出できない経費である「政党に関する経費」に該当する（杉並区議会公明党）。（請求3関係）

[判 断]

区政に関する調査研究のために必要な資料の購入は、新聞、週刊誌、月刊誌等を含めて、資料名が明らかにされ、使途基準細目等に則して適正に処理され

ていれば、不適切とする理由はない。

また、所属政党の機関紙の購入は、使途基準細目で1議員1部と限定するなど一定の制約を設けているので、不適切ということとはできない。

[会派・議員別判断]

1 請求2関係

① 脇坂たつや議員

<監査対象とした請求>

資料購入費－1

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

② 岩田いくま議員

<監査対象とした請求>

資料購入費－2

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

2 請求3関係

① 杉並区議会公明党

<監査対象とした請求>

資料購入費－1

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

2-3-9-① 広報費（区政報告）

[請求人の主張要旨]

- ①区政報告の約8分の1が「ホームヘルパー2級の資格を取りました」という個人的な記事である（吉田議員）、②レポートそのものが門脇氏の選挙向きの広報としか思えない（増田議員）、③年1回特定科目で一括処理することは予算消化目的とみなされること、領収書に印刷の部数、単価等の記載がないこと、内容が予算特別委員会での意見開陳そのものであること、無差別全戸配布（ポスティング）は選挙運動に極めて近いことから、政務調査費と認められない（木梨議員）。（請求2関係）
- 封筒の見本が提出されていない（川原口議員）。（請求3関係）

[判断]

会派・議員が区民の意思を区政に反映するため、区の施策の一部や議会質問内容などを区政報告として区民に配布し、周知を図ることは、それらの施策等に対する区民の意見等を収集・把握する前提としての意義があり、区政に関す

る調査研究に資すると解するのが妥当である。

区政報告にどのような内容を記載するかは、会派・議員の自律性に委ねられるものであり、区議会報告や写真が中心であっても、区政に関する調査研究との関係が推認され、使途基準細目等に則して原本が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

[議員別判断]

1 請求2関係

① 吉田あい議員

＜監査対象とした請求＞

広報費－1

＜判断＞

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

② 増田裕一議員

＜監査対象とした請求＞

広報費－2

＜判断＞

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

③ 木梨もりよし議員

＜監査対象とした請求＞

広報費－3

＜判断＞

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

2 請求3関係

① 川原口宏之議員

＜監査対象とした請求＞

広報費－5

＜判断＞

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、監査請求後に、封筒の原本が提出されている。

2-3-9-② 広報費（ホームページ）

[請求人の主張要旨]

①領収書記載の住所に会社は存在せず、また、更新されないホームページの管理料は認められない（島田議員）、②領収書記載の住所に会社は存在せず、また、記事の内容からみて金額に匹敵しない内容である（渡辺議員）。（請求3関係）

[判 断]

区政報告と同様に、ホームページをどのような内容にするかは、会派・議員の自律性に委ねられるべきものであるので、ホームページの作成及び維持管理経費が実態に即して適切に按分され、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

[議員別判断]

1 請求3関係

① 島田敏光議員

<監査対象とした請求>

広報費－1

<判 断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、①業者は個人事業主であり、会社組織でない、②ホームページを見て電話、ファクシミリ等で意見・要望をくださる区民もいると説明されている。

② 渡辺富士雄議員

<監査対象とした請求>

広報費－2

<判 断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、業者は個人事業主であり、会社組織でないと説明されている。

2-3-9-③ 広報費（切手）

[請求人の主張要旨]

区政報告はA3版1種類であるが、A3版の区政報告を発送できない50円切手を購入している（大槻議員）。（請求3関係）

[判 断]

広報活動等に使用するための切手は認められるところであり、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

[議員別判断]

1 請求3関係

① 大槻城一議員

<監査対象とした請求>

広報費－3

<判 断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、50円、80円等の切手は、区民等への区政報告や返信などではがきや封書を郵送するときに使用したと説明されている。

2-3-9-④ 広報費（郵送方法）

【請求人の主張要旨】

同時に100通以上郵送しているのに、安価な郵便区内特別郵便を利用すべきである（山本ひろこ議員）。（請求3関係）

【判断】

区政報告等の郵送に区内特別郵便の利用など経費削減に努めることは当然であるが、状況に応じて通常の郵送方法を選択したとしても、直ちに不適切な支出ということとはできない。

【議員別判断】

1 請求3関係

① 山本ひろこ議員

<監査対象とした請求>

広報費-4

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、宛名を手書きして記入できたものから郵送したため、区内特別郵便を利用できなかったと説明されている。

2-3-10 事務費

【請求人の主張要旨】

- 携帯電話代の約半額を安齊あきら後援会が支払っているのに、議員が実際に支出した金額は85,662円であり、政務調査費の上限を算出する上で基礎となるべき金額は85,662円である（安齊議員）。（請求2関係）
- ①デジタルカメラを購入しているが、耐用年数を過ぎていない（河津議員、松浦議員）、②購入したデジタルカメラ、電子辞書、ノートパソコンの按分割合の合理的な説明がされていない（山下議員、山本あけみ議員）。（請求2関係）
- ①区政報告のはがきを発行しているが、はがきの郵送に80円切手は認められない（渡辺議員）、②年度末に多種類の文具を購入している、また、キャラクター付きの文具を購入している（大槻議員）、③年度末日に購入しており、年度内に使用しなかったパソコンの購入は認められない（大槻議員）。（請求3関係）

[判 断]

どのような事務用品を購入するかは、基本的に会派・議員の自律性に委ねられるものであり、購入した事務用品が区政に関する調査研究に使用されると推認できる場合には、実態に即して適切に按分され、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

また、備品は、その性格上、長期間にわたり使用されるものであるため、当該備品の所得税法上の耐用年数内における同一品（類似品）の購入は安易に行われるべきものではないが、これまで使用していたものが修理不能となるなど、購入理由が合理的に説明されていれば、不適切とまではいうことはできない。

[議員別判断]

1 請求2関係

① 安斉あきら議員

<監査対象とした請求>

事務費－1

<判 断>

携帯電話は、安斉議員の政務調査活動とそれ以外の政治的諸活動のために使用され、後援会の活動と同議員の様々な政治活動は一体的に行われていたと評価し得るものであるから、後援会の支出分を按分の算定基礎から除外せず、携帯電話代全体を按分の算定基礎としたとしても、違法・不当であるとはいえない。

なお、当該携帯電話は議員活動専用であり、政務調査活動には50%を上回る割合で使用していると説明されている。

② 河津利恵子議員

<監査対象とした請求>

事務費－2

<判 断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、平成21年に購入したデジタルカメラは、画素数が低く、バッテリーの保持時間が極めて短くなったため購入したと説明されている。

③ 山下かずあき議員

<監査対象とした請求>

事務費－3、事務費－4

<判 断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、デジタルカメラ・電子辞書は私用として別に所持しており、政務活動専用であるが、90%按分としたと説明されている。

④ 山本あけみ議員

<監査対象とした請求>

事務費－5

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、ノートパソコンは、個人のメールなどで使用している割合を勘案し、80%按分としたと説明されている。

⑤ 松浦芳子議員

<監査対象とした請求>

事務費－6

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、デジタルカメラは、故障したため購入したと説明されている。

2 請求3関係

① 渡辺富士雄議員

<監査対象とした請求>

事務費－1

<判断>

請求は広報費（切手）に関する内容である。上記「2－3－9－③ 広報費（切手）」の判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、区政報告30号と新春特別号はがきを同封して追加発送したと説明されている。

② 大槻城一議員

<監査対象とした請求>

事務費－2、事務費－3

<判断>

上記判断のとおりであり、違法・不当とはいえない。

なお、「事務費－2」については、①文具は、年度末の機会にまとめて購入した、②キャラクター付きの文具は、お子さん同伴の区民意見聴取の場合、お子さんをあやすときなどにも有効である、「事務費－3」については、パソコンの調子が悪く、何度か修理したが機械が不安定だったため購入したと説明されている。

2－3－11 会派事務費・人件費の分担

[請求人の主張要旨]

政務調査費報告書には、補助職員の勤務内容の記載は全くなく、どのような内容の職務に従事していたかが不明であり、さらに、補助職員の賃金の受領を示す領収書も添付されていない（富本議員外10名）。（請求2関係）

[議員別判断]

1 請求 2 関係

① 富本卓議員外10名

<監査対象とした請求>

会派人件費－1

<判断>

請求は人件費に関する内容である。上記「2－3－4 人件費」の判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、労働契約書の写し及び給料受領確認書が提出されている。

3 意見・要望

監査の結果を踏まえ、監査委員としての意見・要望を以下に述べる。

- (1) 平成24年度の政務調査費を対象とした本件請求について監査した結果、不適切と認定した支出はなかった。平成18年以降、区議会において区民の意見や監査結果等を受けとめ、政務調査費の使途の適正と透明性を確保する取組を進めてきたことによるものと評価される。

しかし、他方で、監査請求後の点検により収支報告等の訂正と自主返還がいまだ行われている現状が一部にある。区議会では、出納簿等の書類を年度途中に2回区議会事務局に提出することとしているが、このルールが必ずしも遵守されておらず、同事務局における点検が十分に行えない実情があることがうかがえる。

議員自身による自律的な点検の励行と関係書類の提出期限の遵守を徹底し、区議会の自律的なチェック機能の充実・強化を図られたい。

- (2) 改正地方自治法に基づく条例の一部改正により、政務調査費は「政務活動費」に改称され、その使途が「調査研究その他の活動に資するため」と拡大されたが、これまで以上に使途の適正と透明性の確保が求められている。

区議会においては、制度の運用状況を継続的に検証し、問題の把握と改善に努め、区民の納得と信頼が得られる制度として確立されるよう要望する。

別紙

(注)

監査対象とした請求事項は、欄外に項目名と番号を付してその当該個所を明示した。

別紙 1 - 1

杉並区職員措置請求書

2014年 4月 28日

杉並区監査委員御中

大泉時男杉並区議会議員の2012年度(平成24年度)政務調査費に関する措置請求書

請求人 甲

請求の趣旨

大泉時男杉並区議会議員の2012(平成24)年度分政務調査費収支報告書を検討したところ、以下のとおり違法・不当な支出があることが判明した。地方自治法第242条第1項の規定により、必要な措置を請求する。

下記の違法・不当な支出について、杉並区長は返還させよ。
違法・不当な支出の合計 954,353円

以下内訳を述べる。

- I 調査研究費 小計 30,291円
- ① 3,405円 (5月17日) ガソリン代
 - ② 2,807円 (5月28日) ガソリン代
 - ③ 1,239円 (12月14日) ガソリン代
 - ④ 10,220円 (7月10日) 有料道路料金(7月分) 福祉相談
 - ⑤ 4,300円 (8月10日) 有料道路料金(8月分) 福祉相談
 - ⑥ 4,300円のうち3,600円 (9月10日) 有料道路料金(9月分)

- ⑦ 3,420円 (11月12日) 有料道路料金(11月分) 福祉相談
- ⑧ 1,300円 (2013年3月11日) 有料道路料金(3月分) 福祉相談

II 研修費 小計2,000円

- ① 2,000円 (4月2日) 自衛隊父兄会杉並支部会費

III 資料購入費 小計1,722円

- ① 2,877円のうち、1,722円 (3月12日) ガイドブック(ドイツ) 啓文堂書店

IV 事務所費 小計320,340円

グリーン住建への賃借料

- ① 26,695円 (4月1日) 事務所賃借料4月分
- ② 26,695円 (5月1日) 事務所賃借料5月分
- ③ 26,695円 (6月1日) 事務所賃借料6月分
- ④ 26,695円 (7月1日) 事務所賃借料7月分
- ⑤ 26,695円 (8月1日) 事務所賃借料8月分
- ⑥ 26,695円 (9月1日) 事務所賃借料9月分
- ⑦ 26,695円 (10月1日) 事務所賃借料10月分
- ⑧ 26,695円 (11月1日) 事務所賃借料11月分
- ⑨ 26,695円 (12月1日) 事務所賃借料12月分
- ⑩ 26,695円 (1月1日) 事務所賃借料1月分
- ⑪ 26,695円 (2月1日) 事務所賃借料2月分
- ⑫ 26,695円 (3月1日) 事務所賃借料3月分

V 人件費 計600,000円

- ① 50,000円 (4月28日) 4月分 Aへの補助職員賃金
- ② 50,000円 (5月30日) 5月分 同
- ③ 50,000円 (6月30日) 6月分 同
- ④ 50,000円 (7月30日) 7月分 同
- ⑤ 50,000円 (8月31日) 8月分 同
- ⑥ 50,000円 (9月29日) 9月分 同
- ⑦ 50,000円 (10月29日) 10月分 同
- ⑧ 50,000円 (11月30日) 11月分 同
- ⑨ 50,000円 (12月29日) 12月分 同
- ⑩ 50,000円 (1月30日) 1月分 同
- ⑪ 50,000円 (2月28日) 2月分 同
- ⑫ 50,000円 (3月30日) 3月分 同

請求の理由

I 調査研究費 計30,291円

(1) ①—③について

収支報告書記載の「ガソリン代」①3,405円(5月17日)および②2,807円(5月28日)の各支出(按分2分の1)について、添付された「領収書」を検証したところ、クレジットカード払いの際の控えに過ぎないことが確認された。そして実際に支払いがなされたのは7月2日のカード決済の際であり、そのうち6125円を政務調査費で支出している。6125円の算出根拠は、両ガソリン代の合計額12425円からポイント174円を控除し、それに按分率2分の1をかけたものとみられる。(資料(A)5月分領収書等貼付用紙No5と7)、

(資料(B)7月分領収書等貼付用紙)

すなわち、①および②はカード決済前の架空支出というべきであり、不当な支出であることは明らかである。

③の1,239円(12月14日・ガソリン代)も前記①、②と同様である。「領収書」として添付されているのはクレジットカード払いの控えにすぎず、支出したことの裏づけにはならない。(資料(C)12月分領収書等貼付用紙No7)

そして、実際にカードで払ったのは2月4日であり、1230円を政務調査費で支出している。

すなわち、①②③の各支出は、実際に発生していない経費をあたかも支出したかのようにおそれおって政務調査費を請求したものである。公文書不実記載に抵触する恐れすらある重大な不正である。仮に誤りだとしても、杉並区議会議長という職責に照らせば、あるまじき軽率な行為というほかない。

(2) ④～⑧について

④ 10,220円(7月10日) 有料道路料(7月分) 福祉相談

(資料(D)7月分領収書等貼付用紙No7)

領収書に添えられた説明によれば、上記支出のうち、

▼5月2日～3日の3,600円

▼5月26日～27日の3,520円

— の合計7,120円は、いずれも河口湖の別荘に逗留している区民の福祉相談のために旅行した際の経費だとのことである。

(河口湖の別荘に逗留している高齢の区民より、相談にのってほしいと言われ、訪問して相談に対応した。(区内福祉施設への入居について)) などの説明がなされている。

しかしながら、河口湖に杉並区民が逗留しているという事実自体が不自然である。別荘は大泉氏自身か親族の所有であり、訪問相手も親族あるいは親しい知人であって、その目的も病気見舞いか私的な訪問であると解するのが自然である。

「使途基準・使途基準細目」には、「政務調査費として支出できない経費」として「交際費(慶弔費、せん別、病気見舞、新・忘年会費等)に関する経費」と明記し、病気

見舞いに関する経費の支出を禁じている。よって、違法であるから返還を要する。
また、

▼【5月5日】小田原本線200円(ETC 割引)、厚木900円、平塚本線200円、
富士350円、

▼【5月6日】都留300円、高井戸出口400円、八王子本線750円

— の合計3,100円は、旅行の目的が説明されておらず、政務調査のためであると
は確認ができない。私的利用というべきであるから返還を要する。

(3) ⑤4,300円(8月10日) 有料道路(8月分) 福祉相談

〈資料(E) 8月分領収書等貼付用紙N o 2〉

領収書に添えられた説明によれば、「6月24日足利市の今井病院に入院している
区民の今後の生活について相談を受けるため」だとのことである。都外の足利市に
杉並区民が入院していること自体が不自然であり、知人か親族の病気見舞いであ
ることは明らかである。政務調査費の支出は違法であり返還を要する。

(4) ⑥4,300円のうち3,600円(9月10日) 有料道路9月分

〈資料(F) 9月分領収書等貼付用紙N o 4〉

領収書の説明によれば、「7月16～17日、河口湖の別荘にて今後の生活について
区民相談(高齢者福祉)」とのことであるが、前記④の支出の説明と同様の理由で、
違法な支出であり、返還を要する。

(5) ⑦ 3,420円(11月12日) 有料道路(11月分) 福祉相談

〈資料(G) 11月分領収書等貼付用紙N o 3 〉

領収書の説明によれば、「9/16 河口湖の別荘に逗留している区民の要望により
訪問。体調が不良で今後の生活に不安をいだいており、生活相談を受けた」とのこ
とである。前記④の支出の説明と同様の理由で違法な支出であり、返還を要する。

(6) ⑧ 1,300円(2013年3月11日) 有料道路料金(3月分) 福祉相談

領収書の説明によれば、「八王子市仁和会総合病院に於いて、区民の病気見舞い
と今後の生活について相談2字不明(区民相談)」とのことである。

〈資料(H) 3月分領収書等貼付用紙N o 4〉

杉並区の政務調査費使途基準によれば、病気見舞いには支出できない。よって
返還を要する。

なお、杉並区のHPを見ると以下のとおり、「地域包括支援センター(ケア24)」
の案内が出されている。

高齢者の方が、身の回りのことで不自由を感じた時や、家族の介護のことで困っ
た時に相談できる窓口です。

【内容】

保健師や看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって総合的な
相談・支援を行います。

議長である大泉議員が福祉相談として本来なすべきは、杉並区内に20か所もある「ケア24」を利用するよう区民に説明することではないか。政務調査費という公金をつかって特定の住民の為だけに便宜を図ることは、一種の口利き政治であり、政務調査費の趣旨に反している。

II 研修費 計2,000円

- ① 2,000円（4月2日） 自衛隊父兄会杉並支部会費

〈資料（I）4月分領収書等貼付用紙N○2〉

公益社団法人全国自衛隊父兄会中野区・杉並区支部の会則によれば、「支部の経費は、会費、寄付金その他をもって充当する」（15条）、「第15条の3の会費は、正会員は3,000円、役員は5,000円、特別会員は10,000円とする」（付則2）とある。大泉議員は2000円を支出しているところ、これが会費ではなく寄附にあたることは明らかである。政務調査の実態も不明であることから政務調査費で支出するのは違法であり、返還を要する。

〈資料（J）自衛隊父兄会中野区・杉並区支部会則〉

III 資料購入費 計1,722円

- ① 2,877円のうち、1,722円（3月12日）

3月12日に啓文堂で「東京詳細地図」（1155円）、「わがまま歩きドイツ」（1,722円）を購入した。「わがまま歩きドイツ」は杉並区の政務調査との関連が不明であり、政務調査に資する支出とは認められない。よって返還を求める。

事務所費—1▽

IV 事務所費 計320,340円

グリーン住建への賃借料

- ① 26,695円（4月1日） 事務所賃借料4月分
② 26,695円（5月1日） 事務所賃借料5月分
③ 26,695円（6月1日） 事務所賃借料6月分
④ 26,695円（7月1日） 事務所賃借料7月分
⑤ 26,695円（8月1日） 事務所賃借料8月分
⑥ 26,695円（9月1日） 事務所賃借料9月分
⑦ 26,695円（10月1日） 事務所賃借料10月分
⑧ 26,695円（11月1日） 事務所賃借料11月分
⑨ 26,695円（12月1日） 事務所賃借料12月分
⑩ 26,695円（1月1日） 事務所賃借料1月分
⑪ 26,695円（2月1日） 事務所賃借料2月分
⑫ 26,695円（3月1日） 事務所賃借料3月分

事務所費 グリーン住建に支払った320,340円について

〈資料（K）建物賃貸借契約書（事業用）〉

下記の理由で、議員事務所として使用している事務所費の合計320,340円の返還を求める。

大泉議員の説明によれば、息子が経営する永福町駅前のグリーン住建(不動産業)が家主・Bから賃貸する建物の一部を大泉ときお議員に転貸し、大泉議員は月額26695円の家賃をグリーン住建に払っているとのことである。

しかしながら、一方でグリーン住建と建物の所有者の間では、以下の契約がなされている。

「建物賃貸借契約書(事業用)」

賃貸人B外一名(甲)と借借人グリーン住建株式会社(乙)

第1条(目的) 甲は、本物件を不動産業事務所の目的を持って乙に賃貸し、乙は他の目的に使用しない事を確約して締結した。

第8条(譲渡・転貸・同居等の禁止) 1、乙は、甲の文書による承諾なく、本物件の全部または一部につき賃借権の譲渡、転貸もしくは使用賃借をなし、あるいは本物件内に他人を住居させ、もしくは乙以外の名義を表示してはならない。以下、略

つまり契約書に基づけば、転貸は禁止されているのである。家主の承諾を示す文書もないことから、グリーン住建と大泉議員との間に転貸関係が存在するとは認められない。

もっとも、大泉議員は従来「覚書」をもって転貸契約が存在しているとの説明をしてきたが、契約内容は不明確であり、同日付で内容が異なる複数の「覚書」が存在するなど、その信用性には重大な疑問がある。不動産物件が第三者のものである以上、家主による証明がない限り、グリーン住建と大泉氏の間賃貸借契約が存在すると認めることはできない。グリーン住建が転貸による収入について税務処理しているという証明もないのである。一連の事務所費支出は違法であり、返還を要する。

〈資料(L) 覚書①、②〉

大泉議員は平成13年3月27日に、資料の2種類の「覚書」を作成した。

資料①の覚書には月額100,000円が記載されているが、②の覚書には金額の記載はない。金額以外の文言は同一である。

甲、グリーン住建株式会社代表取締役 大泉時男

乙、大泉時男事務所代表 大泉時男

この覚書は大泉議員がグリーン住建代表取締役という立場と、議員という立場で契約を交わしている。

この覚書は「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」が施行される直前に作成された。

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」は
2001(平成13)年4月1日から施行(平成14年3月23日条例第26号)

大泉議員は2011(平成23)年度の政調費の領収書書類に「覚書の②」を提出していた。

23年度の住民監査請求で、「覚書」にあるような事務所、事務社員の契約について、請求人は公私混同の恐れがあると指摘したが、小林英雄・岩崎英司両監査委員は「議員から必要な資料が提出されており、指摘は当たらない」と、判断し、返還を要求しなかった。

大泉議員は23年度監査結果書P167で「覚書」について【使用期間は「覚書」にあるとおり、「～甲の指定する日までとする。」】ということで、基本的には私が議員としての身分を有している日までである】と記述している。

24年度はこの「覚書」を提出していないが、昨年の説明によれば、大泉氏は現在、議員であるので、現在も「覚書」は有効である。「覚書」に基づき、政調費に関する条例を制定した当初から、ずっと一貫して現在に至るまで、グリーン住建と大泉議員の政調活動の経費を明確に区別することは非常に困難である。

人件費—1▽

V 人件費 計600,000円

Aへの補助職員賃金

- ① 50,000円 (4月28日) 4月分
- ② 50,000円 (5月30日) 5月分
- ③ 50,000円 (6月30日) 6月分
- ④ 50,000円 (7月30日) 7月分
- ⑤ 50,000円 (8月31日) 8月分
- ⑥ 50,000円 (9月29日) 9月分
- ⑦ 50,000円 (10月29日) 10月分
- ⑧ 50,000円 (11月30日) 11月分
- ⑨ 50,000円 (12月29日) 12月分
- ⑩ 50,000円 (1月30日) 1月分
- ⑪ 50,000円 (2月28日) 2月分
- ⑫ 50,000円 (3月30日) 3月分

大泉議員は、補助職員としてAに毎月、50,000円(時給1,000円で勤務日数毎月13日、勤務時間50時間)を払っている。勤務場所は覚書に書いてあるようにグリーン住建が契約する建物の中である。よってAがグリーン住建の従業員でもある可能性は否定できない。そしてAを大泉氏が雇用した旨を示す雇用契約書は存在しない。グリーン住建の仕事は明確に切り離れた状態で、Aが大泉議員事務所の仕事をしているという証明はないのであり、政務調査費でAの賃金を支出するのは違法である。

Aの勤務内容の中で一番多い作業は「新聞のスクラップ他」で214時間を費やしている。

さらに勤務内容が「区政報告の資料作成他」として人件費合計42,000円を支出しているが、大泉議員の24年度の広報費は0円であり、区政報告の提出はなく、区政報告を発行していない。

〈資料(M) 政務調査活動補助職員勤務報告書、8、10、2月分)
8月27日(4,000円)、29日(4,000円)、31日(2,000円)

- | 10月22日(4,000円)、24日(4,000円)、26日(4,000円)、27日(2,000円)
- | 2月20日(4,000円)、22日(4,000円)、23日(2,000円)、25日(4,000円) 27日(4,000円)
- | 円)
- △ 以上のように勤務実態が正確でない人件費の請求までしている。

大泉議員は現在、杉並区議会議長であり、過去にも1999(平成11)年に59代議長として選出され、当選6回で、長年、活動していると思われる議員である。

2012(平成24)年度の政務調査費収支報告書は2013(平成25)年4月11日提出した後、7月9日、8月28日に2回の訂正を行っているので、大泉議員としては十分に精査した結果の訂正と思われる。しかし、ガソリン代の2重計上や政調費支出として禁止されている区民の病氣見舞いの支出等の訂正はされていなかった。

こうした杜撰というほかない収支報告書に区民として大きな衝撃を受けた。区民は一生懸命働いて、税金を納めている。杉並区でも生活保護を受ける人が増加し、困難な生活に直面している区民が増加しているのに、その税金から出されている政務調査費がかくも杜撰に扱われていることに、憤りを禁じえない。

甲(以下、甲という)は杉並区議会議員の政調費について、2006(平成18)年度分から2011(平成23)年度分まで毎年、住民監査請求を続けてきた。議員の政調費については、住民監査請求がない限り、監査を行わないので、公金の使い方として議員が正当に支出したかどうか、チェックする機関はない。甲の監査請求によって、毎年多くの議員が収支報告書の訂正を行い、自主返還を行ってきた事実をみれば、甲の活動が多くの利益を杉並区にもたらしていることは明らかである。

さて、24年度政調費の住民監査請求をするにあたって甲が調査した結果、議長である大泉議員の政調費の使い方ひとつをみても、上記のとおり多くの不適切な支出が見つかった。特にガソリン代の架空計上、二重計上にいたっては、単なるミスで済まされる問題ではない。

言うまでもなく、政調費について条例第11条は「議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、報告書、出納簿及び領収書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる」と(議長の調査)を認めている。他の議員より強い権限を持っている議長だが、その議長自身の調査はどのようになされるのか、たとえば二重計上のような不正支出があった場合、それを誰がチェックするのか。説明を求めたい。

2011(平成23)年度分の監査結果書P22に、小林英雄・岩崎英司両監査委員の意見・要望が書かれている。

「監査請求後の点検により、収支報告等の訂正と自主返還が少なからず行われている現状が依然見られる。」平成24年9月の地方自治法の改正に伴い、「これまで以上に使途の適正と透明性の確保が求められているといえる。会派及び議員の自律性をより高めるとともに、区議会における第三者的なチェック機関の機能の強化を図り、区民の納得と信頼が得られる制度運営に努めるよう期待する」と。

以上のように監査委員は意見・要望を述べているが、議員たちに監査委員の意見や要望が伝わったかは不明である。というのは、2012(平成24)年度分の政調費について、決算時以降、多くの議員が収支報告書の訂正を行っている。監査委員が述べた「区議会における第三者的なチェック機関の機能の強化を図り、区民の納得と

信頼が得られる制度運営に努めるよう期待する」という意見・要望にかかわらず、多くの議員はいまだこれを真摯に受け止めていないと言わざるを得ない。
公正かつ厳正な監査審査を要望すると同時に、住民監査請求をするまでもなく政調費が正当に行使されるようにするにはどうすればよいか、現状のチェック体制についての監査と意見を求める。

参考として【雑誌「世界」2014年2月号(P105～111)】には次のことが書かれていた。

議員が特定の住民の為だけに便宜を図ることは、一種の議員の口利き政治である。雑誌世界に書かれていたことを要約すると、下記のような内容である。

雑誌「世界」2014年2月号(P105～111) に片山善博氏(慶応大学教授、前鳥取県知事、元総務大臣)が「民主主義の空洞化— 国会を他山の石とし地方自治を診る」という文を書いている。

見出し「住民を遠ざける地方議会」「住民から嫌われる口利き政治」の欄で、片山氏は議員の口利きで保育所に入所できた例をあげて「議員の口利きのおかげで救われる人は市民のうちのほんの一握りにすぎず、他の多くの人たちは同じ悩みをかかえているにもかかわらずほうっておかれたままである。それこそ1%の人だけが救われ、99%の人たちには光が当たらない。なんのことはない。市民全体のためにはあるはずの議会は無縁の存在である。..たった1%の人だけに依怙夤縁をする議会だとしたら、無縁を通り越してもはや有害でしかない。」

大泉議員の場合は、河口湖の別荘に逗留している区民を訪ね、福祉相談を行うという例であるが、たった一人の区民のために議員(議長)という立場を利用して政調費(税金)を使って、遠方まで区民相談に応じることは、前記の片山氏が例をあげたようなものである。大泉議員の行為は片山氏が言うように、議会は住民にとって「無縁を通り越して、有害に」なってしまうのだろうか。

添付資料

- 〈資料(A) 5月分領収書等貼付用紙No5と7〉
- 〈資料(B) 7月分領収書等貼付用紙〉、
- 〈資料(C) 12月分領収書等貼付用紙No7〉
- 〈資料(D) 7月分領収書等貼付用紙No7〉
- 〈資料(E) 8月分領収書等貼付用紙No2〉
- 〈資料(F) 9月分領収書等貼付用紙No4〉
- 〈資料(G) 11月分領収書等貼付用紙No3〉
- 〈資料(H) 3月分領収書等貼付用紙No4〉
- 〈資料(I) 4月分領収書等貼付用紙No2〉
- 〈資料(J) 自衛隊父兄会中野区・杉並区支部会則〉
- 〈資料(K) 建物賃貸借契約書(事業用)〉
- 〈資料(L) 覚書①、②〉
- 〈資料(M) 政務調査活動補助職員勤務報告書、8, 10, 2月分〉

以上

甲 会則

(1) 市民オンブズマンについて

「市民オンブズマン」とは、市民の立場から行政の不正行為や税金の無駄遣いなどを監視し、是正・改善させるために、さまざまな活動をする団体のことです。北欧に普及するオンブズマン制度とは異なり、誰かに任命されたり、権限を与えられている団体ではありません。行政に属する“官製オンブズマンも宮城県や川崎市、藤沢市などにありますが、市民オンブズマンはそれらとは異なり、市民が自らの意思で自発的に活動する市民運動の一つです。

(2) 設立趣意

日本で市民オンブズマンの活動が始まってから四半世紀を超える歳月が過ぎ、今では全国に80を超える市民オンブズマン組織が活動しています。市民オンブズマンの活動成果として、全国的に行政の「不正行為」や「無駄遣い」などが次々と明らかにされ、行政の体質やあり方が厳しく問われるようになりました。

本来、行政の不正や無駄を監視するはずの監査委員や議会は、十分にその機能を果たしているとは言い難く、むしろ実態は行政と癒着して共に不正や無駄遣いに走る事例も少なくありません。

杉並区においても、区政はもとより、議員や監査委員に至るまで、活動実績のチェックと不正や無駄遣いに対する是正働きかけが不可欠な状態にあると判断されます。

私たちは憲法12条（この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。）の精神に則り、区政を行政や議会に任せきりにすることなく、自覚的な国民意識を大切に、住民自治を発展させて、公正で活力ある社会の実現を目指します。

具体的な活動内容としては、行財政運営に対するチェック機能とその望ましいあり方について、区民の視点から調査研究し、積極的に提言していきます。

全国に広がる市民オンブズマン組織と連携し、情報公開を徹底させ、納税者の権利として税金の無駄遣いや不正な支出をチェックし、真実を明らかにして、悪質な不定に対しては刑事告発も辞さず、公正で効率的な区政の実現を目指します。

地域周辺の市民運動と連携し、共にネットワークを広めていきます。

(3) 会則

1. 名称 甲

2. 目的と活動内容

- ・地方自治に対する住民の監視と参加を促進し、公正で効率的な住民主体の活力ある地方自治を目指します。
- ・区政の情報公開を促進し、その実態を厳しくチェックします。
- ・会員間の交流と情報交換を行います。
- ・特定の党派に偏せず、中立的な立場で行動します。
- ・会員への報告・連絡・相談にWeb、印刷媒体等による報告書を作成します。
- ・全国市民オンブズマン連絡会に参加します。

3. 運営

- ・会員により選出された複数名の幹事が互選によって、会の代表或いは共同代表を決めるとともに、各幹事の役割・分担を決めて会を運営します。
- ・幹事は定期的に幹事会を開き、会の運営や活動内容を協議し、報告・連絡等の事務を担当します。
- ・幹事の中から、会計及び監事を各一名選出し、監事は当会の会計を監査し総会で報告します。
- ・幹事の任期は1年とします。
- ・年に一度、総会を開催し、活動内容及び会計報告を行い、会の基本方針、会則や次年度の予算を討議し、複数の幹事を選任します。
- ・新会員の承認は幹事会によって行われます。
- ・会員は杉並区民を原則とし、区で活動する団体や個人も含めます。

4. 会費

・個人

年額 一口 2,000円 (何口でも可)
(学生、学生に準ずる方等は、1,000円)

・団体・法人

年額 一口 3,000円 (何口でも可)

・賛助会員(区民に限らず、会の趣旨に賛同し、活動を支援し報告を受ける)

年額 一口 1,000円 (何口でも可)

(4) 設立

2007年12月1日

事務局

・会則改定

2010年9月1日

2012年9月20日

資料 A

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号 5 月分 M2015/05

領収書等貼付欄

領収書

大塚製粉 大塚製粉

受取人(代表): 現金

内訳書: 小麦粉

金額: 4,810円

支払日: 2015年5月5日

支払場所: 東京都

支払金額: 4,810円

消費税: 0円

支払総額: 4,810円

備考: 小麦粉

ENEOS

納品書(領収書)

カマリン系にも潤滑性が確保されています。

売上
10011 0120ML
ENEOSスーパー C
2-66607-33394-668
0038-00
1513-(1-148770) P-01

合計
4,810円
1513-(1-148770) P-01
55,514
5,814
02571

支払方法: 一括払い
注: 現金決済は、現金決済専用機にてご決済ください。
領収書には、現金決済専用機が貼付されています。

ENEOSプロテクトイーフ東京第1
DDP御座
東京都 稲城
相模原市TH36-2
TEL:043-3811-817 SS-300707
15-146-7322-61 P-7%62387-2368
TEL:043-77301-0000
0002

2015/05/07

NEOS T-POINT
給油で、洗車も、使える!

会員登録はお済みですか?

1ポイントあたり10円
お買い得です。

お支払は566円
残金は1円です。

http://taste.jp

ENEOS

納品書(領収書)

カマリン系にも潤滑性が確保されています。

売上
10011 0120ML
ENEOSスーパー C
2-66607-33394-668
0038-00
1513-(1-148770) P-01

合計
4,810円
1513-(1-148770) P-01
55,514
5,814
02571

支払方法: 一括払い
注: 現金決済は、現金決済専用機にてご決済ください。
領収書には、現金決済専用機が貼付されています。

ENEOSプロテクトイーフ東京第1
DDP御座
東京都 稲城
相模原市TH36-2
TEL:043-3811-817 SS-300707
15-146-7322-61 P-7%62387-2368
TEL:043-77301-0000
0002

2015/05/08

領収証

入庫日割 2015年5月25日 15000分
出庫日割 2015年5月25日 15000分
No.01-000078 東京30-000007

金額 480円
1000円

月会費
加入金
手数料

480円
1000円

ENEOSプロテクトイーフ東京第1
DDP御座
東京都 稲城
相模原市TH36-2
TEL:043-3811-817 SS-300707
15-146-7322-61 P-7%62387-2368
TEL:043-77301-0000
0002

2015/05/28

資料 B

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号 7 月分 No.35, 8, 9, 10, 11

領収書等貼付欄

※8月19日以前のご利用は旧方法(旧・路上現金入金分・滞り分等)に
つきましては旧方法でJCB取扱いされておりましたことご了承ください。

2012年6月16日 発行

お支払日 2012年 7月 2日

ご請求金額合計 $\sqrt{17,554}$ 円

※本カード他社以外に同一お支払日・同一口座の弊社ご契約がある場合、原則、まとめて口座よりお引き落としいたします。あらかじめご了承ください。
左記に指定口座よりお支払日に引き落としいたします。お引当日前日迄ご利用下さい。

利用年月日	ご利用店名	ご利用金額(円)	支払方法	支払回数	残高	備考
	3587-46XX-XXXX-9415 大泉 時男 様					
12 5170	レギュラー	47.30	☆	6811@1回払	1	6:811 DD 原田山店
12 5280	レギュラー	40.10	☆	5614@1回払	1	5:614 DD 原田山店
12 528	ファミカ	1.00	☆	1575@1回払	1	1:575 DD 原田山店
12 528	パーツ	1.00	☆	1838@1回払	1	1:838 DD 原田山店
12 528	センサ	1.00	☆	1890@1回払	1	1:890 DD 原田山店
	<ガソリン・軽油値引き>					1:774 ガソリン・軽油引
	** 今回ご利用金額合計 **	17728				
	** ご請求金額合計 **					17554

50円

小計

課税計
(内消費税等
非課税計)

△計
お預り金額

☆は、値引き単価決定のためのご利用を致します。
【注】印のご利用分をあとから引き消しに出来ます。あと引きのお申込みの際は明細の欄や変更手続きは、ホームページが便利です。(一部ご利用いただけないカードがございます。)

00001214

税務署承認済

担当 端11箱30

発行No.7694
連絡先:新宿郵便局
TEL:03-3340-1086

部門01
内税対象計 ¥314
内税 5.0% ¥15
現金 ¥314

2162744
小 (カ様)

トイ様

取次口 24. 7.26 電信振込

取扱店 横田 年月日 時分
63877424 7.2614:43
4883

銀行番号 店番号 口座番号
000206380934***5811

三井住友銀行

印 領 票 申 出 納
付 付 金 額 可
引 続 行 可

コクヨ 954-1048

資料 C

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	12月分	No. 2.3. 7.9.
----------	------	---------------

領収書等貼付欄

発行 2012年12月3日

金額 6,553円

料金は払日、同一口座の弊社ご契約がある場合、原則、
させていただきます。あらかじめご了承ください。
お引落しいたします。お引落し日にお戻り下さい。

親 DD 藤田山店
ガソリン・軽油計 47L 1円/L引き

326

29日

00001350

WEB確認サービス
新規登録
キャンペーン

WEB確認サービス
おサイトで利用開始を確認いただけます。
サービスが正常に稼働するまで
利用代金がお客様の郵便を停止いたします。
(木)
ENEOSカード(C-P-S)会員さま

対象外です。※期間中、新規
り、登録解除された方、解除後に
は引きはカードご利用代金明細
対象となるサービスステーション
用はございません。

参加登録
9月9日(日)~12月9日(日)
おサイトで参加登録して、QUICPayのご利
用5,000円以上の方を対象に抽選でプレゼント

イーザールスタジオ・ジャパン
オ・パス(ペア) 1,000円相当

抽選されたQUICPay ID(20桁)ごとの
抽選。※当選者の発表は、2013年3月上旬
発送をもってかえさせていただきます。
品等がございます。
プレゼントです。

アクセス!
noe.jx-group.co.jp/
抽選▶ ENEOSカード(C-P-S)新規登録キャンペーン

ENEOS

納品書(領収書)

ガソリン税(も酒税)が課税されて
います。

2012年12月14日 08:16

売上
19K10 0123M 標 ⑦
2-996007-30607-99X
E・N・E・O・Sカード C
中国吉野 実車
0026-00
17.70L(税別) P-04
140 ¥2,478
P-09
17.70L(税別) *
140 ¥2,478

消費税率等(5.3%)
クレジット支払
有効期限: XX/XX/XX
支払方法: 一括払い
現金で支払った場合は、
かえり金として
消費税率表示の
請求書にてご請求いたします
※消費税(1) 地方消費税が
あります。

但 12月分 貸付セ12
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ケー-1048

号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号 8 月分 No. 2

領収書等貼付欄

6月決算、8月の合併決算の対応について、25日
分帳の仕訳帳に、精算と意図あり

カード名	三菱UFJニコスカード	三菱UFJニコスカード	三菱UFJニコスカード
カード番号	4539 0101 0000 0000	4539 0101 0000 0000	4539 0101 0000 0000
有効期限	12/01/24 - 11/30/25	12/01/24 - 11/30/25	12/01/24 - 11/30/25
発行会社	三菱UFJニコスカード株式会社	三菱UFJニコスカード株式会社	三菱UFJニコスカード株式会社

クレジットカードのご利用可能枠 クレジットカード利用可能枠 ショッピング利用可能枠 内 国際利用可能枠 内 ショッピング利用可能枠 キャッシング利用可能枠 内 ショッピングキャッシング枠	今回ご利用の金額の内訳 今回ご利用の金額 内 今回お支払の金額 内 前回の未払額 今回お支払の残債額	お支払方法の登録内容 ショッピング キャッシング お支払方法 (ご登録の項目) リボルビング払いの登録内容 ショッピング キャッシング お支払方法 返済元金口座 返済元金口座 リボルビング返済額 リボルビング返済額
--	---	---

ご利用内訳 ご利用日 12.00.24 12.00.24 12.00.24 12.06.24 **合計**	ご利用内容 ETC利用料 燃料 ETC利用料 燃料 ETC利用料 燃料 ETC利用料 燃料 **合計**	残債ご利用額 070 1,350 1,350 800 800 4,300	今回ご利用額 070 1,350 1,350 800 800 4,300
--	---	---	---

8月10日(金)のお支払いをリボ払いに変更できます!

お申し込み期間 **7月25日(水)~8月7日(火)12:00まで**

●三菱UFJ VISA 会員専用サービス(三菱UFJダイレクト) <http://www.bk.nufj.jp/credit/>
 ●リボ払い専用サービス受付ダイヤル 0120-543-600 (2024年7月25日(水)12:00まで受付)

資料 正

お振込み (振込用紙)

領収書等貼付用紙

納簿 整理番号

9 月分

No.

4

領収書等貼付欄

※ 10月17日、行方不明状態になり、行方不明期間中に発生した領収書は、領収書に貼付していただき、10月17日、お振込み等処理完了後、領収書に貼付してください。

カード番号		お取引店	
クレジットカードのご利用可能枠		今月の請求額の内訳	
クレジットカード利用可能枠※1	200,000円	今月の請求額	14,300円
ショッピング利用可能枠	100,000円	内 予約決済と決済	0円
内 予約決済と決済※2	0円	▲ 振込お支払	0円
内 ショッピング利用可能枠	100,000円	振込決済合計額※3	14,300円
キャッシング利用可能枠	30,000円		
内 ショッピング利用可能枠	30,000円		
■ご利用明細		■お支払方法の概要	
ご利用日	ご利用内容	振込ご利用額	当分の振込額
※ 1 振込		10,500	10,500
12.07.16	※ 1 ETC専用車検料 (ETC専用車)	400	400
12.07.16	※ 1 ETC専用車検料 (ETC専用車)	500	500
12.07.16	※ 1 ETC専用車検料 (ETC専用車)	300	300
12.07.17	※ 1 ETC専用車検料 (ETC専用車)	600	600
12.07.17	※ 1 ETC専用車検料 (ETC専用車)	1,350	1,350
12.07.18	※ 1 ETC専用車検料 (ETC専用車)	700	700
		14,300	14,300

※9月10日(月)のお支払いをリボ払いに変更できます!

お申込期間 8月24日(金)~9月5日(水) 12:00まで

●三井住友VISA「お支払サービスセンター」(TEL:0120-543-800) <http://www.bk.mufg.jp/credit/>から申し込みいただけます。

●リボ払い変更サービス受付ダイヤル ☎0120-543-800 (上記の受付時間外は、お電話でのお問い合わせはできません。)

※1. ETC専用車検料は、キャッシングに利用できません。お振込みでのご決済をお願いいたします。

※2. ETC専用車検料は、キャッシングに利用できません。お振込みでのご決済をお願いいたします。

資料下

券種式 (銀行振込)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号 3 月分 No. 4

領収書等貼付欄

※ 備考 〇 ハチワラ 仁知教育院学振付金(入会費) 〇 巴風は最高級温泉の会費
市役所の領収書より。(巴風領収書)

カード決済

クレジットカードご利用明細書		お取引店	
クレジットカードご利用明細 クレジットカード利用明細書 ショッピング先: 〇〇〇〇 内: 〇〇〇〇 中: 〇〇〇〇 内: 〇〇〇〇		お取引店 〇〇〇〇 〇〇〇〇	
ご利用明細 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇		お支払方法の選択内容 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	

ご利用日	ご利用時間	ご利用内容	金額	残高
13.01.26	本 1	前王宮直営	15,980	15,980
13.01.27	本 1	ETC特種割引 高井戸白口 香	300	300
13.01.27	本 1	ETC特種割引 高井戸白口 香	400	400
13.01.27	本 1	ETC特種 中央道店舗 香	300	300
合計			17,280	17,280

3月11日(月)のお支払いをリボ払いに変更できます!

変更期間 2月23日(土)~3月6日(水)12:00まで

●リボ払い変更サービス受付ダイヤル 〇120-643-600

●三井住友VISA®金銀カードサービスセンター 0120-643-600

資料 H

資料 I

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. 2967
----------	------	----------

領収書等貼付欄																	
振替払込請求書兼受領証 <input checked="" type="checkbox"/>																	
<p>記帳簿記載事項を訂正し、その箇所を訂正箇所を挿入していただく必要はありません。</p> <table border="1"> <tr> <td>大口</td> <td>001005</td> </tr> <tr> <td>小口</td> <td>352461</td> </tr> <tr> <td>振込先</td> <td>杉並区自衛隊父兄会</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>¥2000</td> </tr> <tr> <td>依頼人</td> <td>大泉時男</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>日附</td> <td>24-04-02</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>杉並永福郵便局 (00046)05 N91250010</td> </tr> </table>	大口	001005	小口	352461	振込先	杉並区自衛隊父兄会	金額	¥2000	依頼人	大泉時男	料金	120	日附	24-04-02	備考	杉並永福郵便局 (00046)05 N91250010	<p>領収書</p> <p>2012年04月04日 17:23</p> <p>代として</p> <p>但し、ガソリン 上記正に領収いたしました 株式会社 ENEOS エネオス 東京 D.D. 浜田山店 東京都杉並区浜田山3丁目36番22 TEL. 09-3311-7677 2012/04/04 (304707) 09-3311-7677 係員:000</p> <p>お支払い方法: 現金</p> <p>内消費税額 ¥440</p> <p>合計 ¥9,232</p> <p>大泉時男様</p> <p>大泉時男様</p>
大口	001005																
小口	352461																
振込先	杉並区自衛隊父兄会																
金額	¥2000																
依頼人	大泉時男																
料金	120																
日附	24-04-02																
備考	杉並永福郵便局 (00046)05 N91250010																
<p>この受領証は、大切に保管してください。</p> <p>但し 4月分完全</p> <p>上記正に領収いたしました</p>																	
<p>内 訳</p> <p>税抜金額</p> <p>消費税額等(%)</p>																	
<p>コクヨ ウケ-1043</p>																	

京王コインパーク 八幡山
ご利用ありがとうございました

領 収 証

入庫日時 2012年04月28日 15時00分
出庫日時 2012年04月28日 16時29分
No. 01-000554 車番 19-000007

駐車料金 (一般) 400円

料金計 400円
投入現金 400円
釣銭額 0円

領収証

大泉時男

自衛隊父兄会 中野区・杉並区支部会則

自衛隊父兄会 中野区・杉並区支部

自衛隊父兄会 杉並区・中野区支部 会則

(名 称)

第1条 本支部は、自衛隊父兄会中野区・杉並区支部と称し、略称を「父兄会中野・杉並支部」と称する。

(事務局)

第2条 本支部の事務局を、事務局長宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は隊員たる子弟の精神的後進を補ひ、その任務遂行を支援するとともに、会員相互の親睦、団結を図り、D.V.では防衛思想の普及高揚に努める事を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 隊員の慰問と激励に関する事。
- (2) 会員相互の親睦に関する事。
- (3) 防衛思想の普及高揚に関する事。
- (4) 自衛隊員の募集・自衛隊の広報の協力に関する事。
- (5) その他本会の目的を達成するため必要と認められた事。

(会 員)

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員
隊員及び隊員の家族にして(隊員の家族であつた者も含む。)、本会の趣旨に賛同する法人又は個人であり、所定の会費を納めたもの。
- (2) 特別会員
本会の趣旨に賛同する法人又は個人であり、所定の会費を納めたもの。

(役員)

第6条 1 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 全一 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 1名

2 支部長は、中野区・杉並区から交互に選出する。

(役員の種類)

第7条 本支部の役員の種類を次のとおり定める。

- (1) 支部長は、支部を代表して支部業務を統括する。
- (2) 副支部長は、支部長を輔佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、事務局の管理運営にあたる。
- (4) 理事は、役員会に出席し支部業務を審議、決定する。
- (5) 会計は、支部会員の会費等の徴収及び管理運営にあたる。
- (6) 監事は、事業、会計等の会報にわたり監査する。

(役員を選任)

第8条 本支部の役員は、次により選任するものとする。

支部長、副支部長、事務局長、理事、会計、監事は役員会において推薦し、総会の承認を要する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、原則2年とする。但し写任を妨げない。

- (1) 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行なう。

(2) 補充により選任された役員任期は、前任者の右任期間とする。

(顧問等)

第10条 本支部に顧問及び相談役(以下顧問等という。)を置くことができる。顧問等は、支部長経験者等を、役員会の承認を経て、支部長が委嘱する。

(会議)

第11条 本支部の会議は、総会、役員会とする。

- (1) 総会は、会員をもって開成し、定時・臨時の2種類として支部長が招集する。
- (2) 役員会は、役員をもって構成し、必要により支部長が招集する。
- (3) 会議の議長は、支部長がこれにあたる。

(総会)

第12条 総会について、次のとおり定める。

- 1 定時総会は、毎年1回開催する。開催時期は事業年度終了の日から3ヶ月以内とする。
- 2 臨時総会は、役員会が必要と認められた時、臨時開催する。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画(案)及び予算(案)
 - (2) 事業報告(案)及び決算報告(案)
 - (3) 役員を選任
 - (4) 会則の改正(案)の審議
 - (5) その他、必要と認められる事項

(役員会)

第13条 役員会は、次の事項を審議し、支部業務の執行にあたる。

- (1) 支部の運営に関する事項
- (2) 支部予算の執行に関する事項
- (3) その他必要とする事項

(議決、その他)
第14条 会議は、全出席者の過半数により決し、可決回数のは、議長がこれを決す。

顧問、城北地区院長及び南円寺募集課所長等は、役員会、総会に出席し意見を述べることができる。

(経費)

第15条 経費等については、次のとおり定める。

支那の経費は、会費、寄付金、その他をもって充当する。

- (1) 委嘱された者は会員となり、年会費を支払うものとする。
- (2) 年会費は別に定める。
- (3) 都父連等上司機関の分担金は、会費から負担する。

(慶弔等における支出等)

第16条

- (1) 会員死亡のとき 金五万円
- (2) 配偶者死亡のとき 金五万円
- (3) その他、会則に定めのない事項が発生した時は、支那長と事務局長との協議による。

(事業年度)

第17条 本支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 付 則
- 1 本会則は平成24年4月1日から施行する。
 - 2 第15条の3の会費は、正会員は3,000円、役員は5,000円、特別会員は10,000円とする。

資料K

建物賃貸借契約書 (事業用)

【賃貸借物件の表示】

所在地 東京都杉並区永福町2-51-14
木造 スレート葺 2階建建構 1階面積 43.29㎡

賃貸人 外一名 (以下甲) と賃借人 グリーン住建株式会社 (以下乙) は頭書表示物件 (以下本物件という) につき双方合意のうえ下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (目的)
甲は、本物件を 不動産業事務所 の目的を伸べて乙に賃貸し、乙は他の目的に使用しない事を確約して締結した。

第2条 (賃料等)
1. 賃料は月額金 147,000円 (内消費税7,000円) を甲の指定する住所に持参、又は振込にて支払うものとする。(振込手数料のかかる場合は借主の負担とする)
前、1ヶ月に満たない場合は日割をもって計算する。
2. 上記の賃料が、土地、建物に対する公租公課その他経費の増減、近隣建物の賃料の増減、物価の変動、その他経済的事柄の変化により不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第3条 (保証金・敷金)
乙は保証金として金 1,400,000円 他を甲に預託するものとし、この金額は無利子とする。

第4条 (賃貸借期間)
賃貸借期間は、平成25年2月1日より平成28年1月31日まで3年間とする。
但し、期間満了の場合は、双方協議の上更新することもできる。

第5条 (公租公課・掛費用)
本物件の小租公課は甲が負担し、本物件の電気、ガス、上下水道料は乙が負担する。

第6条 (期間内解約)

賃貸借契約期間中に本契約を解約しようとするときは、乙は3ヶ月前までに甲に対し書面によりその旨を告知しなければならない。
但し、乙はこの予告にかえて3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い即時解約することができる。

第7条 (運作・設備工事等)

乙は、本物件に運作・設備等を新設、付加または変更しようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ着手する事が出来ない。
また、この場合は甲または甲の指定する業者に設計・施工を依頼するものとし、その費用は乙の負担とする。但し、甲の書面による承諾がある場合はこの限りではない。

第8条 (譲渡・転賃・同居等の禁止)

1. 乙は、甲の文書による承諾なく、本物件の全部または一部につき賃借権の譲渡、転賃もしくは使用貸借をなし、あるいは本物件内に他人を住居させ、もしくは乙以外の名称を表示してはならない。
2. 乙は、甲の文書による承諾なく、本契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、または担保の供にしてはならない。
3. 代表者、役員の変更、株式譲渡等による経営主体の實質的変更は、賃借権の譲渡とみなす。

第9条 (届出義務)

乙は、次の各号の一つに該当する場合には、甲に対し事前に届けなければならない。
① 屋号、商号を変更するとき。
② 30日以上休業しようとするとき。

第10条 (危険、非衛生物品の搬入禁止等)

乙は、危険ないし非衛生的な物品を搬入し、あるいは騒音をたてたり風紀をみだす等近隣の迷惑となる一切の行為をしてはならない。

第11条 (租税の賠償)

第 12 条 (立入り廃棄)

1. 乙は、本物件に保守修繕を必要とする箇所が生じ、あるいは発見した時は甲に対し直ちに届け出なければならない。
2. 甲又は甲の指定するものは、本物件の保守管理上必要ある時は、乙に通告した上で本物件に立ち入り運送等の処置を講ずることができる。

第 13 条 (契約の解除)

次の各号の一に該当する場合には、甲は乙に対し何等の催告を要せずして本契約を解除する事ができる。

- (1) 乙が賃料の支払いを一ヶ月以上怠ったとき。
- (2) 乙が本契約の各条項に違反したとき。
- (3) 乙またはその使用人に覚醒剤、大麻など警察の介入を生じさせる行為があったとき。
- (4) 乙またはその使用人が暴力団、暴走族、その他暴力的団体の構成員、またはこれに準ずる者と判明したとき。
- (5) 乙またはその使用人の行為が本物件内の共同生活の秩序を乱すものと認められるとき。

第 14 条 (明渡し義務)

1. 乙は本契約が終了したときは、直ちに本物件を現状に回復して返還するものとする。
2. 本契約が終了した後、乙が明渡しを遅延した場合は、解約後明渡しまでの間乙は賃料の倍額の相当する遅延損害金を甲に支払うものとする。

第 15 条 (立退料)

乙は、本物件の明渡しに際し、その事由、各目の如何にかかわらず、本物件内及び本物件内の諸設備について、乙が支出した必要費、有益費の償還請求、または移転料、立退料等一切の請求はできない。

第 16 条 (連帯保証人)

連帯保証人は乙と連帯のうえ本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第 17 条 (規定外事項)

本契約に記載がない事項については、別に定める管理規定または使用上の細則によるものとともに、甲乙双方関係法並びに慣習に従い円満に解決するものとする。

【特約事項】

- (1) 契約更新の際は新家賃の1.5ヶ月分を乙は甲に支払い更新とする。

ここに契約成立の証として本書2通を作成し、双方署名押印のうえ各自各通を所持する。

平成 25 年 2 月 8 日

貸 賃 人

住 所

氏 名

賃 借 人

住 所

氏 名

グリーン住建株式会社

代表取締役

〒168-0064 東京都杉並区水元2-1-14

TEL 03-3321-8658 FAX 03-3326-8732

連帯保証人

住 所

氏 名

平成25年2月8日
印鑑証明書添付済み

仲介業者

免許番号

東京都知事(14)第4390号

東京都世田谷区秘密新

玉屋住建株式会社

TEL 03-3704-3704

FAX 03-3704-0952

登録番号

第 7 号

代表者・取引主任者

建物賃貸借契約書(事業用)

【賃貸借物件の表示】

所在地 東京都杉並区永福町2-51-14
木造 スレート葺 2階建寄棟 1階面積 43,29㎡

賃貸人 外一名(以下甲)と賃借人 グリーン住建株式会社(以下乙)
は頭書表示物件(以下本物件という)につき双方合意のうえ下記条項により賃貸借
契約を締結する。

第1条(目的)

甲は、本物件を 不動産事業遊覧 の目的を持って乙に賃貸し、乙は他の目的
に使用しない事を権利として締結した。

第2条(賃料等)

1. 賃料は月額金 147,000円 (内消費税7,000円)を甲の指定する
住所に持参、又は振込にて支払うものとする。(振込手数料のかかる場合は借主の
負担とする)
2. 1ヶ月に満たない場合は日割をもって計算する。
上記の賃料が、土地、建物に対する公租公課その他経費の増減、近隣建物の
賃料の増減、物価の変動、その他経済的事項の変化により不相当と認められると
至ったときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第3条(保証金・敷金)

乙は保証金として金 1,400,000円 也を甲に預託するものとし、
この金員は無利子とする。

第4条(賃貸借期間)

賃貸借期間は、平成 22年 2月 1日より平成 25年 1月 31日まで
3年間とする。
但し、期間満了の場合は、双方協議の上更新することもできる。

第5条(公租公課・諸費用)

本物件の公租公課は甲が負担し、本物件の電気、ガス、上下水道料町内会費等
の費用は乙の負担とする。

第6条(期間内解約)

賃貸借契約期間中に本契約を解約しようとするときは、乙は3ヶ月前までに
甲に対し書面によりその旨予告しなければならない。
但し、乙はこの予告にかえて3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い即時解約する
事ができる。

第7条(造作・設備工事等)

乙は、本物件に造作・設備等を新設、付加または変更しようとするときは、
あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ着手する事が出来ない。
また、この場合は甲または甲の指定する業者に設計・施工を依頼するものとし、
その費用は乙の負担とする。但し、甲の書面による承諾がある場合はこの限り
ではない。

第8条(譲渡・転賃・同居等の禁止)

1. 乙は、甲の文書による承諾なく、本物件の全部または一部につき賃借権の譲渡、
転賃もしくは使用賃借をなし、あるいは本物件内に他人を住居させ、もしくは乙
以外の名義を表示してはならない。
2. 乙は、甲の文書による承諾なく、本契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、
または担保の供にしてはならない。
3. 代表者、役員の変更、株式譲渡等による経営主体の实质的変更は、賃借権の譲渡
とみなす。

第9条(届出義務)

乙は、次の各号の一つに該当する場合には、甲に対し事前に届けなければならない。
① 屋号、商号を変更するとき。
② 30日以上の上の休業をしようとするとき。

第10条(危険、非衛生物品の搬入禁止等)

乙は、危険ないし非衛生的な物品を搬入し、あるいは騒音をたてたり風紀をみだす等
近隣の迷惑となる一切の行為をしてはならない。

第11条(損害の賠償)

乙またはその代理人、使用人、訪問者その他乙の関係者の故意または過失に
より甲または他の賃借人等の第三者の身体・財産に損害を与えた場合は、乙はこれに
よって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

第 12 条 (立入り検査)

1. 乙は、本物件に保守修繕を必要とする箇所が生じ、あるいは瑕疵した時は甲に対し直ちに届け出なければならない。
2. 甲又は甲の指定するものは、本物件の保守管理上必要ある時は、乙に通告した上で本物件に立ち入り進せんの処置を講ずる事ができる。

第 13 条 (契約の解除)

次の各号の一に該当する場合には、甲は乙に対し何等の催告を要せずして本契約を解除する事ができる。

- (1) 乙が賃料の支払いを一ヶ月以上滞ったとき。
- (2) 乙が本契約の各条項に違反したとき。
- (3) 乙またはその使用人に賃料相、売替など警察の介入を生じさせる行為があったとき。
- (4) 乙またはその使用人が暴力団、暴走族、その他暴力的集団の構成員、またはこれに準ずる者と判明したとき。
- (5) 乙またはその使用人の行為が本物件内の共同生活の秩序を乱すものと認められるとき。

第 14 条 (明渡し義務)

1. 乙は本契約が終了したときは、直ちに本物件を現状に回復して返還するものとする。
2. 本契約が終了した後、乙が明渡しを遅延した場合は、解約後明渡までの間乙は賃料の管領の相当する遅延損害金を甲に支払うものとする。

第 15 条 (立退料)

乙は、本物件の明渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず、本物件内及び本物件内の諸設備について、乙が支出した必要費、有益費の償還請求、または移転料、立退料等一切の請求はできない。

第 16 条 (連帯保証人)

連帯保証人は乙と連帯のうえ本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第 17 条 (規定外事項)

本契約に記載がない事項については、別に定める管理規程または使用上の細則によるものとともに、甲乙双方関係法規並びに慣習に従い円滑に解決するものとする。

【特約事項】

- (1) 契約更新の際は新家賃の1.5ヶ月分を乙は甲に支払い更新とする。

ここに契約成立の証しとして本書2通を作成し、双方署名押印のうえ各自各通を所持する。

平成 20 年 4 月 22 日

住 所

賃 貸 人

氏 名

グリーン住建株式会社

代表取締役 大泉 時男
東京都杉並区永福2-51-14
TEL03-8658-3321 電話 3321-8658 傳

賃 借 人

住 所

氏 名

連帯保証人

住 所

氏 名

仲 介 者 免 許 番 号 東 京 都 知 事 (京 都 第 1 号) 第 390 号

東 京 都 出 田 区 松 新 町 2-6

TEL03-8704-0951

FAX03-8704-0952

登 録 番 号 第 2 号

代 表 者 ・ 取 引 主 任 者

資料①



覚 書

グリーン住建株式会社（以下甲という）と大泉時男事務所（以下乙という）は、未登記の事務所使用について、下記の条項に合意したので本書を作成し、各自所持することとした。

1. 甲は、乙に対し未登記の事務所の一部および事務社員と電話を含む事務機器等の使用を、月租金100,000円で認めることとした。
2. 使用開始は平成18年4月1日より、甲の指定する日までとする。
なお、使用料の支払いは毎月始めとする。
3. 使用上障害が生じた場合は、甲乙双方で誠意をもって話し合い、解決するものとする。

平成18年 8月27日

東京都杉並区永福2-51-14

甲 グリーン住建株式会社
代表取締役 大泉 時 男

東京都杉並区永福1-31-19

乙 大泉時男事務所
代 表 大 泉 時 男

(事務所表示)

所在：東京都杉並区永福2-51-14

建物：鉄骨造スレート葺き二階建てのうち一階部分

面積：事務所約十三平米

資料②

覚 書

グリーン住建株式会社（以下甲という）と大泉時男事務所（以下乙という）は、未登記の事務所使用について、下記の条項に合意したので本書を作成し、各自所持することとした。

1. 甲は、乙に対し未登記の事務所の一部および事務社員と電話を含む事務機器等の使用を認めることとした。
2. 使用開始は平成18年4月1日より、甲の指定する日までとする。
なお、使用料の支払いは毎月始めとする。
3. 使用上障害が生じた場合は、甲乙双方で誠意をもって話し合い、解決するものとする。

平成18年 8月27日

東京都杉並区永福2-51-14

甲 グリーン住建株式会社
代表取締役 大 泉 時 男

東京都杉並区永福1-31-19

乙 大泉時男事務所
代 表 大 泉 時 男

(事務所表示)

所在：東京都杉並区永福2-51-14

建物：鉄骨造スレート葺き二階建てのうち一階部分

面積：事務所約四十三平米

(注)

監査対象とした請求事項は、欄外に項目名と番号を付してその当該個所を明示した。

別紙 1 - 2

2014年4月30日

杉並区監査委員（宛）

杉並区議会の会派および議員に対する平成24年度政務調査費に関する措置請求書

地方自治法第二百四十二条第一項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

1. 請求の趣旨、措置請求内容及び事実証明書

別紙の通り

2. 請求人

甲

別紙

1. 請求の趣旨

請求人は、地方自治法第242条(住民監査請求) 第1項「普通地方公共団体の住民は、(中略) 違法若しくは不当な公金の支出(中略)があると認めるとき、監査委員に対して、監査を求め、当該行為を防止し、もしくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」の規定に拠り、平成18, 19, 20, 21, 22, 23年度の各政務調査費(政調費と略す) について、監査請求を行ってきた。

〈甲(以下、甲と略す)が、杉並区議政調費住民監査請求を毎年続けなければいけない理由〉

甲は各会派・議員が提出した収支報告書に基づいて政務調査費として計上された使途・支出内容を検討してきた。その報告内容には、会派・議員によって、順法の観点からは、大きな違い・差があり、議長訓令とそれを基とした「政調費の支出に関する事務処理について」と題する議会内のガイドラインに、忠実に従っているものから、通常の世界観・視点からは、何故この様な公私混同が、平然と罷り通り、公金の使途として計上し得るのかと強い疑念を抱くものまで、会派・議員間に大きな認識の差があると解してきた。甲としては、提出された収支報告書を糾弾することを目的とするのではなく、政調費条例に規定された内容に加え、区民の社会・生活観点から、不当と判断した使途・支出内容を指摘し、返還請求を求めてきた。更に、毎年のように、多くの議員が、収支報告書の決算時締切り日が過ぎてからも、何度もだらだらと訂正を行うので、政調費の決定額がいつ、確定するのか、定かでない問題が、監査結果書でも指摘されながら、改善の兆しもなく存在続けている。

又、日弁連の勧告が出て、平成23年政調費の監査結果書には、すべて議員の実名が記載されるようになったが、公明党はこれに逆行するように、平成24年度の収支報告書においても、所属する各議員の出納簿を集めた形を取りながら、その議員名を1000番台から9000番台に、数字化し、収支報告書ではどの議員の支出かわからないようになっている。

情報公開請求を出して、領収書綴りを閲覧しない限り、議員の実名が不明になっており、実名記載の問題が、完全には解消していない。

今回、住民監査請求をする、2012(平成24)年度分の政調費についても、決算時以降、多くの議員が収支報告書の訂正を行っている。決算時2013(平成25)年4月30日以降、2014(平成26)年2月26日までに、訂正を行った会派・議員は下記のとおりである。

● 決算時以降、1回の訂正を行った議員

今井・大熊・大和田・小泉・山下・山本あけみ・岩田・奥山・そね・すぐろ・けしば・新城議員

● 決算時以降、2回の訂正を行った議員

大泉・田中・河津・松浦議員

● 決算時以降、3回の訂正を行った議員

小川議員

● 決算時以降、4回の訂正を行った会派・議員

公明党(大槻・川原口・北・島田・中村・山本ひろこ・横山・渡辺議員)、市来議員

議員には政調費が税金からの支出という緊張感があるのだろうか。区の約1600億円の予算・決算の審議を行う議員が、自身の年間192万円という政調費について、決算時以降、何度も訂正しているようでは、議員として、区の決算時をどのように定めて審議しているのかと、区民としては大いに疑問を持つところである。

議員の政調費については、住民監査請求がない限り、監査が入らないので、公金の使い方として議員が正当に支出しているかどうか、チェックする機関はない。甲が、住民監査請求を出すため、調査を始めると、毎年、議員は監査期間中に政調費の収支報告書の訂正を行い、自主返還を行ってきた。これは監査が入ると政調費として不適切と指摘される支出を議員自身が毎年計上していたことであり、住民監査請求がなければ、税金が不当な政調費に使われていた証拠でもある。

甲は2006(平成18)年度分から杉並区議会議員の政調費について住民監査請求を出してきたが、それ以前は、議員が政調費として支出した全額は、すべて適正な支出と認められてきた。

しかし、支出には大変な問題があった。例えば、一例をあげれば、はなし俊郎議員は2005(平成17)年4月10日事務所備品(厨房調理機器冷蔵庫)91,940円、4月13日と19日に車両整備としてそれぞれ131,445円、75,169円を支出していた。大泉時男議員は2003(平成15)年度、2004(平成16)年度は議員自身の経営する永福駅前の不動産業グリーン住建に毎月家賃100,000円、年間1200000円を政調費から払っていた。上水保育園を経営していた今井讓議員は2005(平成17)年12月5日に福音館書店発行の「こどものとも」80冊を政調費から購入していた。区民の目から見れば、議員の政調費は区政の調査活動費として使われたのではなく、議員が生活費の一部と使用していたと認めざるをえない事実が多くあった。

甲が住民監査請求を初めて出した2006(平成18)年度分は政調費の支出について領収書添付が義務付けられていなかったため、区民の視点から見ると支出には公私混同など疑問点が多くあったが、議員から政調費が使いきれず、返還された総額はわずか121万円であった。その上、監査委員からの返還請求は0円であり、すべて議員の支出は正当と当時の監査委員(四居誠監査委員長)は認めた。

2007(平成19)年度分からは領収書の添付が義務付けられたため、決算時に議員が使いきれず返還した金額は約880万円、監査期間中に議員18人と4会派が訂正し、約340万円を自主返還した。さらに、監査委員が不適切と認めた支出が約352万円あり、議員25人と3会派に対し、山田区長から返還命令が出た。

上記の2006(平成18)年度のように、領収書の添付を必要としなければ、議員の支出した政調費の全額を監査委員は適切と認めたが、2007(平成19)年度以降、領収書添付が義務付けられ、多額の不適切な政調費支出が明るみになった。しかし、多くの議員は監査期間中に訂正を行い、監査委員もこれを認めてきたので、議員は収支報告書を出した後、住民監査請求が出されたら訂正すればいいという感覚で、毎年のように、収支報告書は決算時以降、訂正日の締切もなく、だらだらと何度も行なっている現状である。

政調費は議員一人当たり、月16万円、年間192万円であるが、監査委員は192万円以上であっても、議員の支出した全ての額を政調費として認めてきたので、192万円超の収支報告書を提出することは議員の間では、当たり前であった。そのため、不適切な支出と監査委員も議員自身も認めているにもかかわらず、不適切な支出は収支報告書に計上された192万円超の金額と相殺し、議員は返還することはなかった。今にいたるまで監査委員は1円超の収支報告書の提出を認めているので、2013(平成24)年度も16議員・1会派が192万円超の収支報告書を提出している。

192万円までの公金を監査委員が監査するのは当然であるが、192万円を超えた私的費用の金額を監査するということは、監査委員が監査の任務をどのようにとらえているのか、説明を求める。

2006(平成18)年度分から甲は、政調費は税金からの支出なので、当然、監査結果書には議員の名前が記載されると思って要求してきたが、監査委員は議員の名前を全てアルファベット等の記号になおし、監査結果書には議員の実名は無く、住民監査請求をした請求人ですら、判読困難な監査結果書を出してきた。監査結果書は区内の図書館に置いてあるが、住民監査請求をした請求人以外には、さっぱり内容のわからない結果書であった。議員が税金から政調費を支出するのに、なぜ、監査委員は議員名を公表しないのか、何度、要求しても監査委員からの返答はなかった。収支報告書の訂正日の締切りは無い、192万円超の収支報告書の提出はOK、監査結果書には議員の名前は公表しないという議員にとって、とても物分りの良い監査委員の態度が続く限り、何度住民監査請求を出しても、改善の見られない議員がいるのは当たり前である。

住民監査請求があったならば、訂正すればいいという考えであったのか、山田なおこ議員は2007(平成19)年は80円切手を164万円買い、2008(平成20)年度は80円切手を政調費全額の192万円買ったが、監査期間中に自主返還したため、区長、区議会、監査委員会、議会事務局から問題点を追及されることなく、不当な支出は明らかにされなかった。要するに不当な支出に政調費が使われていても、訂正だけすれば、何ら問題ないという、杉並区の姿勢が反映されているからである。このような区の姿勢の下、山田なおこ議員だけでなく、木梨もりよし議員も2007(平成19)年度は、切手代1,410,000円(50円切手9,000枚、80円切手12,000枚)2008(平成20)年度、切手はがき代計1,615,000円(50円切手18,500円、80円切手5,000枚、50円葉書5,800枚)、又、2009(平成21)年度は都議選に立候補したため、7月に失職したが、政調費4～6月分の480,000円のうち、440,000円(80円切手5,500枚)と大量に切手を購入していた。

その後、区は切手大量購入の問題を認め、2010(平成22)年度から、「切手を購入する場合は、科目を問わず、議員一人あたり年額100,000円を超えることはできない」と使途基準細目に明記した。さらに留意事項として、切手購入は「不適切な支出を予防する観点から、年間の上限額(100,000円)を設定」と書いている。平成23年度の区議会事務局から各議員に配布された「政務調査費の支出に関する事務処理について」という冊子の中で、使途基準細目の【郵送用切手の購入】の欄に、「※簡単に換金可能な点に留意してください」と、わざわざ追記したということは、議会事務局はそのような事実をつかんでいたのだろうか、区民にとっては謎の追記の記述である。

切手の購入上限額が100,000円になったので、議員ははがきを大量に購入するようになった。松浦芳子議員は2012(平成23)年度、東池袋の豊島支店から6月14日、10月5日、1月6日の各日にはがきを4,000枚ずつ購入し、年間で600,000万円購入したが、切手の大量購入は問題だが、はがきには規定がないということで、監査委員は適正な支出と認めた。

備品に関しては、渡辺富士雄議員は平成15年度2月11日にパソコンを171,782

円、17年度3月16日パソコン一式294,940円、PCソフト関係64,968円、18年度1月23日パソコン128,000円、19年度3月9日パソコンソフト関係120,989円、22年度1月30日パソコン214,080円を購入するなど、毎年のように年度末近くなるとパソコン関係の高額な備品の購入をしたが、監査委員が全て適正と認めた支出である。渡辺議員だけでなく、松浦芳子議員は6年間に5台のデジカメを購入するなど、多くの議員がパソコン関係やデジカメなどの備品を多く購入しているが、監査委員は備品の耐用年数については、寛容であり、議員の要求を認めてきた。この寛容な監査委員の姿勢が続いていたので、伊田としゆき議員が2011(平成22)年3月23日にシャープの複写機を按金50%で88,200円で買い、4月24日の区議選で落選したが、監査委員は適切な支出と認めた。3,11の震災直後の大混乱の中で、複写機購入後たった1ヶ月しか任期の無かった(この間はほとんど選挙活動中)議員に複写機をプレゼントするほど、杉並区は裕福だったのか、或いは監査委員の監査感覚は、議員に優しかったのか、区民としては説明を求めたいところである。

甲の住民監査請求に対し、監査委員は2006(平成18)年度～2010(平成22)年度分の監査結果書ではすべて議員名を記号化し、公表しなかった。長い時間がかかったが、監査委員が議員名を公表しない異常な事態は、「日弁連の勧告書」が出され、やっと、解決? 当たり前になった。税金から支出する政調費の議員名を公表できなかった理由の根拠は、監査委員から説明されていない。

杉並区監査委員事務局次長の片山康文氏は「人権救済申立事件(2010年度第4号人権救済申立事件)に係る勧告書につきましては、平成24年9月5日に日本弁護士連合会の森山副会長ほか3名の訪問を受け、小林代表監査委員及び岩崎監査委員が監査委員室にて受領しました。」と答えている。

杉並区が議員名を公表しなかったことは、日本弁護士連合会の森山副会長他3名の弁護士が人権救済の勧告書を持って、杉並区役所をたずね、小林代表監査委員及び岩崎監査委員に手渡さなければいけなかったほど、ひどいことだったのである。日弁連から勧告書が出なければ、監査委員は相変わらず、議員名を公表できなかったのだろうか。監査委員は、地方自治法第196条の規定により、区長が、議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから選任するとされる一方、同法第198条の三には、「その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持し、監査をしなければならない」と規定されている。請求人は、監査委員は、独立性を保持し、適正な監査を行う立場にあると理解し、監査請求を行ってきたが、区の重要な役職についている小林代表監査委員長に「監査委員という立場を代表監査委員長としてどのようにとらえているのか」、説明を求める。

この間、甲以外の住民からも住民監査請求は出されている。例えば、議員選出の監査委員報酬(月額151,000円)について、2009(平成21)年に杉並区在住のジャーナリストIから住民監査請求があった。杉並区には常勤の監査委員1名、非常勤の監査委員3名がいる。非常勤の3名のうち、2名は議員から毎年5月中に選出され、毎年5月には前任後任の議員選出監査委員に報酬が満額払われていた。杉並区では両者に払うため13か月分の予算編成が15年以上続いていたのであった。この年の前任の監査委員は井口かづ子・松浦芳子議員、後任は関昌央・河津利恵子議員であ

った。後任の2人の議員が就任したのは月末の5月30(土)日で土日は閉庁日で仕事は何らなかったが、満額の報酬を得ていた。四居誠監査委員長は正当な支出と認めたため、Iが住民訴訟を起こした。2010(平成22)年9月30日東京地裁は「支給は無効」と判決を下した。Iが住民監査請求をした後、監査委員の月途中での退任の場合、日割り支給と条例が改正された。住民の指摘だけでは、四居誠監査委員長は正当な支給と認めていたが、裁判に提訴されたことで、杉並区は条例改正に動いたのであった。

13か月分の予算編成を認めていた区長・杉並区議会の姿勢、また、それを良しとした監査委員にも大きな問題がある。監査委員がきちんと機能していれば、この裁判はいらなかったものである。それ以前の問題として、区長・区議会が13か月分の監査委員報酬を計上していなければ、同時に議員が働いていないのに報酬を当たり前に受け取るということがなければこんな問題は起きなかったはずである。日弁連の勧告書に基づいて、初めて2011(平成23)年度分の監査結果書に、議員の名前が公表された。しかし、議員は相変わらず、監査期間中に訂正を行っている。

2011(平成23)年度分について

決算時以降、公明党(大槻・川原口・北・島田・中村・山本ひろこ・横山・渡辺議員)、共産党(金子・くすやま・鈴木・富田・原田・山田議員)、無所属区民派(けしば・新城議員)、大泉・大熊・田中・吉田・安斉・河津・山本あけみ・藤本・佐々木・松浦議員が訂正を行った。47名の区議のうち、26名の区議が訂正を行った。さらに監査期間中に2度にわたり、訂正を行っている。

1度目は、区議会議長井口かつ子氏が、2013(平成25)年5月31日に監査委員に対し、公明党、無所属区民派、大泉・大和田・脇坂・市来・小川・河津・市橋・そね・すぐる議員の訂正を提出した。

2度目は、区議会議長大泉時男氏が、2013(平成25)年6月14日に監査委員に対し、大泉・大熊・小泉・河津・小松・松浦議員の訂正を提出した。2007(平成19)年度以降、毎年住民監査請求を出す度に、議員の多くが収支報告書の訂正を行っている。いったん提出した自身の収支報告書を、決算時以降に訂正し、さらに監査期間中に訂正する理由は何だろうか。公金である税金の支出である故、訂正のない収支報告書を提出すべきである。議長経験者であり、何十年と議員をしている議員でも以下のような訂正・自主返還があった。

現在議長である大泉議員の場合、2011(平成23)年度分の監査結果書P166～167にかけ、「クレジットカードの年会費(10,500円)は返還します」「事務費指摘のテレビは、調査研究や政策立案に大いに役立つ媒体であり、事務所においてありますが、議員活動の中で常に社会情勢の動きを把握するために設置し使用しているものであり、8割を計上し、残り2割を返還します。また、椅子については、以前使用していた椅子が壊れたため、新たに購入したものであり、殆ど政務調査活動に使用していることから、8割を計上し、残り2割を返還します。」(按分なしでテレビは31,800円、椅子は7,980円)

議長経験者で、現在議員選出の監査委員である小泉議員の場合、監査結果書P171に、会議費について「6/3及び翌年1/23に購入した食パン(合計3,640円)については、自分用に購入したもので、誤って計上したため返還する。請求人の指摘に感

謝すると共に、心からお詫び申し上げる次第である。」と書いている。

以上のようにクレジットカードの年会費、自分用に購入した食パンまで計上するとは公私混同のいい例ではないか。住民監査請求をしなければ返還されなかった政調費である。2011(平成23)年度分について、監査期間中に2会派、8議員が訂正し、184,119円を自主返還した。

一方、訂正の無かった議員には問題がなかったのか。全員の収支報告書を区民目線で見ると、金額の多少に関わらず、納得できない議員も多くいる。例えば岩田いくま議員。細かい支出が沢山ある。例えば、10/25に軍手を買って50%に按分して147円支出している。軍手の片方が政調費である。監査結果書P196に「区政報告印刷(リソグラフ)の際、素手ではインクが印刷用紙に転写してしまうため、軍手を着用して印刷作業を行っている」と述べている。議員自身は良心的に50%按分したのであろうが、軍手をしなくても、手が汚れば洗えば済むこと。また、今の印刷機は性能がいいので手が汚れることはめったにない。片手の軍手代はわずかであるが、税金からの支出であるということを考えるならば、安易には支出できないはずである。

2011(平成23)年度分の監査結果書P22に、監査委員の意見・要望が書かれている。「監査請求後の点検により、収支報告等の訂正と自主返還が少なからず行われている現状が依然見られる。」平成24年9月の地方自治法の改正に伴い、「これまで以上に使途の適正と透明性の確保が求められているといえる。会派及び議員の自律性をより高めるとともに、区議会における第三者的なチェック機関の機能の強化を図り、区民の納得と信頼が得られる制度運営に努めるよう期待する」と。

以上のように監査委員は意見・要望を述べているが、議員たちに監査委員の意見や要望が伝わったかは不明である。というのは、2012(平成24)年度分の政調費について、冒頭に書いたように、決算時以降、多くの議員が収支報告書の訂正を行っているのが実情である。毎年のように、訂正を行う議員が非常に多いということは、税金からの支出という緊張感はなく、毎年のように述べている監査委員の意見や要望は監査結果書に書かれているだけで、議員に浸透していない証拠である。初めて政調費についての住民監査請求が出た時点で、監査委員が厳正な監査を行っていれば、このような事態は無かったはずである。相変わらず、期限を切らず、収支報告書を訂正続ける議員に対し、公正かつ厳正な監査審査を要望すると同時に、監査委員は今回はどのように対処するのか、明確な説明を求める。

2. 措置請求

本件により、杉並区の被った損害額に関し、平成24年度政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告すること求める。

要返還額の合計は、7,798,855円である。

なお、当該監査請求は、平成26年2月26日時点における政務調査費収支報告書・出納簿を基に行なった。又、監査を請求した会派・議員の所属会派名は、平成26年4月25日時点における区議会ホームページに記載されている会派別一覧に準拠した。

事実証明書

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。従って、監査委員が、地方自治法第199条(職務)8項に規定される監査委員の調査権限に基づき、請求人の指摘する疑義等を明確にするために、関係人である区議会議長に対して、該当する会派・議員に、その情報の開示・説明等の調査を求め、その開示内容について、監査委員の判断を要請した。

この様な請求人の要請に対して、従前の監査結果書には、〈本件請求のうち、個別の支出が違法又は不当である理由を具体的に述べていないもの、「根拠の説明を求める」、「開示を求める」などの意見・要望だけを述べたものなどは、住民監査請求の要件を欠いているため、監査の対象外とした〉と記されている。この記述は、監査請求書の内容を言葉だけで捉えた表面的な判断と考えられ、請求人の請求内容を誤解しているものである。請求人による監査の要請は、提出された収支報告書・出納簿及び証拠書類等を検証し、必要に応じ、調査等を行い、政調費として計上された支出が、政調費条例第9条に規定される政調費としての使途基準「区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」に反しているとの判断によるものであり、地方自治法第242条第1項の要件を満たしている監査請求である。又、請求人が、根拠の説明、情報の開示を求めているのは、政調費条例第11条の規定にされる区議会議長の調査権に抛り、監査請求が提出された場合に、議長が、各会派・議員に、請求内容に回答を求めていることに関係しているものである。更に、前述した様に、地方自治法第199条8項「監査委員は、監査のために必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができる」と、規定される監査委員の調査権限に基づき、請求人は、法定されている監査委員が職務を全うすることを前提としているものである。

なお、当該監査請求は、平成26年2月26日時点における政務調査費収支報告書・出納簿を基に行なった。又、その収支報告書に記載されている科目毎の支出額について、私的資金による支出も含めた総額の一覧表(添付資料1)を、参照資料として添付した。

収支報告書—1 ▽

1. 交付額を超えた収支報告書について

平成24年度政務調査費の収支報告書に関して、その一覧表に示されている様に、交付額を超えた支出額を計上した出納簿が、1会派、16議員から提出されている。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例(政調費条例と略す)は、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づいて制定されているが、その第14項で、「普通地方公共団体は、条例に定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」とし、その第15項で、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、

△ 当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」(下線は、請求人による)と規定されている。即ち、議会の会派・議員の調査活動の経費の一部について、公金を、政務調査費として交付し、その交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するとの規定であり、私的資金による調査活動の支出は、政調費収支報告書・出納簿の報告対象外である。

従って、交付額を超え、各会派及び議員の私的資金を含む出納簿の提出は、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に反し、不当に公金の管理を怠る行為であり、該当する会派及び議員に対して、それらの出納簿の是正の措置を講ずることを求める。

2. 領収書について

政調費が、公金の支出である点から、その支出を証明する領収書は、一般常識上も、その額の大小に係わらず、その支出目的等の内容、商品・製品購入の場合は、その商品・製品名が明記され、関連の情報、例えば、商品・製品の場合は、それらの内容が付記・開示されていることが、基本原則である。従って、政調費の支出の目的、内容及び内訳等、商品購入の場合は、その使用目的・内容等の付記・明記がなく、その合理性・妥当性について、明確な判断が出来ない場合は、政調費への計上はできないとした。更に、正式な領収書として効力をもつ条件は、受取人が、会派・議員であること、日付が記載され、領収証の発行先が、会派・議員が、実際に購入し、支払いが行われた企業・個人等であり、その企業名・個人名と共に、その所在住所、電話番号等が明示されていること等である。その領収証の原本の添付が義務づけられているが、上述の内容が記載されていない場合、及び、それらが、隠ぺいされている場合には、領収証として認められないとした。更に、物品の購入先が、仲介業者・人である場合は、その旨を明記することが必須とした。判読不能、計算間違いのある領収書、及び、ポイント還元等を示す部分を、切り取り、隠ぺいしている領収書や銀行通帳の関係部分のみを切り取り、貼り付けて領収書とし、銀行名もなく、支出内容の明示がなく、使途内容の判別ができない場合は、領収証としての必要条件を満たしていないとした。又、銀行の引落としやクレジットカードでの引き落としにより、支払がなされている場合は、別途、領収証の発行を求め、添付することが、政調費への計上の最低条件とした。

〈 領収書に関する井口かづ子議員とのやりとり〉

甲が行った平成23年度政調費に関する住民監査請求書の中で、井口議員(当該請求書を提出した平成25年4月26日に、区議会議長であった)に対して、領収書に関して、以下の要望を行った。

井口議員から提出されている業者発行の領収書の中には、(製品名、数量、単価、金額には、(年月日、適用、単価、配布枚数、金額)、(小計、消費税、合計)と凡てがされて)のすべての内容が明確になっているものがあるので、今後は、業者に発注する際に、明細が記されている領収書を要求されたら良いのではないかと。例えば、4/27 ポスティング代(株)ポップアイの領収書には(年月日、適用、単価、配布枚数、金額)、(小計、消費税、合計)と凡てが記載されている。領収書の条件がすべて揃っているし、勿論(発効日、業者名、所在地、TEL、FAX等)もある。

議長をされている井口議員から、領収書に、数量、単価、適用等の明細が解る付記又は請求書の添付を、48人の議員に徹底されたい。

ご要望に対して、当該政調費の監査結果書における議長調査結果の中で、井口議員から次記の応答を得た。「ご指摘の今後のあり方については、座長をしております検討委員会に提案したいと存じます。」

この応答に対して、平成26年2月に、「その後どうなりましたでしょうか。お聞きいたします。文章にてご回答下さい。」と問い合わせを行い、同年4月に、井口議員から『「検討委員会に提案したいと存じます」と申しあげました件につきまして大変遅くなりましたが、私もその当時は議長をしておりましたので機会があればその旨を調査検討委員会に提案したいと考えておりましたが、その後委員会を開催する暇もなく、議長改選により後任の議長として大泉議長が就任された為、本件に関しては大泉議員に引き継いだところであります』の返事を受理した。本件につき、後任の大泉議長が引き継ぎ、議員に対して領収書の不備の是正を行うことを期待しているが、一方、今回監査請求を行なう平成24年度政調費収支報告書に添付された領収書には、領収書の要件を満たしていないものが多々あり、それらに対して、以下に措置請求を要請することとした。

<措置請求>

領収書一1▽
10月、12月、2月分

大和田伸
事務費

あて名のない領収書は無効です!!

区議会事務局作成の「政調費の支出に関する事務処理について(平成24年度版)」(以後「事務処理」と略す)に明記されている通り、あて名が未記載のものは不可とした。

4月5件 2,014円 5月3件 1,353円 6月2件 944円 7月2件 839円
10月1件 524円 11月2件 839円 12月1件 420円 1月2件 996円

△ 2月1件 236円 合計 19件 8,165円の返還を求める。

領収書一2▽
5月、3月分

市来とも子

○領収書の不備が35件もある。

H24年度版「事務処理」によると、宛名未記載のものは不可と記されている。一般社会でも宛名の未記載の領収書は認められていない。従って以下の通り宛名未記載の領収書で支払った金額の返還を求め。

4月3件 6,208円、 5月1件 830円、6月3件 1,028円、8月4件 1,670円、9月3件 1,270円、
10月3件 1,128円、11月4件 3,150円、12月5件 6881円、1月5件 37,710円、2月3件 3,140円

△ 3月1件 240円 返還額合計35件63,255円(レジスター様式だが、用紙に様が印字されているものを含む。)

領収書一3▽

小川宗次郎

領収書(支払の証憑類)の不備・無効で条例、規則・規定違反がある

事務費 WEBサーバーレンタル料及びドメイン更新料

24. 4. 16 31, 500円

24. 8. 28 誤記訂正処理あり

按分比80%に訂正申請 ￥25, 200

証憑自体の無効

当該領収書発行者の押印(社名と社印) にある(株)エーソリ ューションと言う法人は登記がなく、ネット上でも検索にかからない。

領収書にある所在地と部屋番号はマンションの一室で存在するものの、念のため調査した法務局法人登記上検索にヒットしなかった(= 現存しないと窓口で確認)。

NTT番号案内でもこの社名では登録が無い。

この法人が架空名義の場合は、小川区議の認識いかんにかかわらず、この領収書は公金である政調費の証憑として無効であり、不当である。(証明がなく条例10条第1項に違反、事務処理規定にも違反する)

よって、政調費としての計上額25, 200円の返還を求める。

参考: 前回監査(23年政調費)ではレンタルサーバー代は、23. 6. 17付け処理で ￥25, 200となっており、同様支払先名義、金額、按分比であった。継続的な契約をしている現状にあり、今回に限ったものではない。

領収書一4▽

山下かずあき

事務所賃料を、按分比8. 3%の50%として算出し、年間69, 720円を計上しているが、その領収書として提出された「紙片」(添付資料2参照) には、どこが発行し、誰宛か等の記載がなく、金額と押印があるのみで、領収書としての基本的要因が欠落したものである。公金である政調費からの支出は認められない。事務所賃料 69, 720円の返還を求める。

一方、感光紙の領収書が多く、内容の判読困難になっており、字が消える前にコピーしたものを添付することを要請する。(例えば、ダイソー、駐輪場、ヨドバシカメラ、郵便局、キャンドゥ等の領収証)

領収書一5▽

佐々木浩

下記の3件の製品購入の領収書に、政調費条例により政調費の交付を受けた佐々木議員名の宛先表記がなく、領収書としての要件が欠落しており、政調費条例の趣旨に反する支出である。従って、全額32, 450円の返還を求める。

1) 出納簿整理番号No. 19 パソコンソフトWindows 10, 650円(按分比50%)

2) 出納簿整理番号No. 93 携帯電話本体購入docomo 9, 900円(按分比50%)

3) 出納簿整理番号No. 105 区政レポート送信用ラベル 11, 900円(按分比100%)

領収書一6▽

更に、研修費として計上されている下記の領収証も、上述と同様に、政調費の交付を受けた佐々木議員名の宛先表記がなく、領収書として要件が欠落しており、政調費条例に反する支出であり、6, 000円の返還を求める。

4) 出納簿整理番号No. 43 国際公会計学会参加費

3. 事務所費について

事務所費の使途計上内容の一覧表(添付資料3)を、参照資料として添付した。会派・議員の活動は、議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動等多岐にわたっており、それらの活動が、調査研究活動を含め、渾然一体となっていることが多く、事務所は、各派・議員の後援会活動、選挙活動等の拠点としての役割が出发点であり、主体である。従って、事務所の果たす役割としては、議員及びその補助作業を行う事務員の作業場であることに加え、関係者を含めたミーティングの場であり、更には、区民等からの陳情の場にもなると言える。ただし、区役所3階には、各会派・議員の控室が設けられていると共に、訪問する区民を含めた外部者との打ち合わせに使える会議室があり、更に、会派・議員の窓口ともなり得る議会事務局が隣接している。

一方、務調査研究活動は、議会活動等を充実させ、ひいては、区民の意思を具現化させる基盤の構築に寄与する活動と位置づけられ、事務所費を、政調費から支出することは、政調活動の意義からもなじまないものと捉えるが、事務所費を、政調費に按分し、計上している場合には、その按分根拠について、厳格な検証を行った。更に、次記する人件費の科目と関係し、事務所は、雇用された職員・臨時職員の主たる勤務場所であり、その使用実態の情報開示は必須条件であり、以下の点を、検証基準とした。

イ) 自宅、賃借、あるいは、会派・党の事務所の賃借かを明確に、その所在地を明示すること

ロ) 賃貸借契約書、具体的間取りを添付すること

ハ) 水道・光熱費等を請求する場合は、その理由を明示すること

ただし、事務所が、自宅あるいは親族所有である場合は、公私混同の温床になる可能性が大きく、その使用実態の情報の開示が必要である。しかし、自宅の一部を事務所と使用する場合は、当然、使用される自宅の家族構成を含めたその性格に拠るが、上述した事務所の役割の中で、極めて限られた目的、特に、議員個人の作業場が中心となると捉えることが妥当である。特に、自宅は、子ども・家族がいる生活空間であり壁一つを隔てた事務所が、区民の自由な訪問を含めた空間としては成り立たないと思ふべきであり、例えば、按分によって、水光熱費等の計上を行うこと自体が、公金である政調費の支出使途とすることは、政調費条例の趣旨に反していると解する。

平成24年政調費収支報告書では、6名の議員が自宅を事務所として使用し、その費用を計上しているが、そのうち3名が自家保有であり、他の3名が賃借した自宅を対象としている。

<措置請求>

富本卓

平成26年4月に、西荻北4丁目にある富本卓事務所を訪ね、マンション入り口の郵便受けに、「とみもと卓事務所」との表示があり、又、「全開中」と記されていることを確認した。ただし、予約なしの訪問であったため、事務所内の状況を確認するに至らなかった。

富本議員は、上述の賃借している自宅(2DK)の一室(全体の3分の1)を事務所とし、その2分の1を政務調査活動に使用しているとし、事務所費の按分比を、1/6(書類上は16.6%)としている。上述の様に、事務所のあるマンションの郵便受けには、「とみもと卓事務所」及び「全開中」との表示があり、事務所への受け入れは、勿論、富本議員の事前連絡が必要であろうが、常時、訪問可能な状態になっているのであろうと解した。一方、社会通念上、自宅は、本来、生活空間である。当然のことながら、富本議員に、その生活空間の実態を開示する義務もなく、又、請求人にも、それを要求する権利・意図はないが、政調費に使用計上するためには、水光熱の使用を含めた事務所としての使用実態を開示する責務があると解する。収支報告書に添付された書類「今年度(24年度)の主な成果事例」の2に「事務所や控室には、多数の来客があり、区民広聴、意向調査に役立った」と記されているが、控室(区役所3階の会派・議員の控室と解した)に比較して、「とみもと卓事務所」が、どのような形で、区民とのコミュニケーションに寄与しているかなど、事務所の使用実態を伝える情報の開示から、程遠いものである。単に「全開中」と表示し、いつでも区民を受け入れる用意があること示すだけでは、事務所としての使用実態を反映させずに、機械的に按分比を計算していると解さざるを得ない。事務所の使用実態を明らかにせず、事務所費を政調費に計上することは、政調費条例に基づき、交付される公金の支出であることから、当該条例の趣旨に反する不法行為の構成要因になりうると判断せざるを得ない。従って、計上した事務所費全額322,679円の返還を求める。

事務所費—1▽

小泉やすお

光熱水費(ガス代8,613円+電気代22,696円+水道代2,962円)合計34,271円の返還を求める。

事務所をどのように議員として利用しているのか、小泉議員から説明がないので不明であるが、自宅兼小泉ふとん店を事務所として使用している。面積による按分が1/5なので、その2分の1の10分の1にあたるガス代、電気代、水道代を政調費から出している。

小泉ふとん店は店舗として来客が多く来るであろうから、この面積按分を適用することは適正ではない。また、小泉ふとん店には「与謝野晶子サロン」の看板が掛けられ、インターネットで有名であり、地域活動に貢献しているのがわかる。「すぎなみ広報」にも記載されるので、参加費を取って、与謝野晶子の学習会が行われていることも区民がよく知っていることである。

そのように考えると、事務所費の光熱水費の面積按分は妥当ではない。

政調費に関する条例、第1条「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」と明記しているので、議員以外の人が政調費を使用することは禁じられている。小泉議員は現在、区議選出の監査委員であるので、面積按分の明確な説明を求める。請求人としては、小泉議員が出した面積按分は認められないのでガス代・電気代・水道代の返還を求める。

ガス代 4/2(1019円) 5/1(755円) 6/1(539円) 7/2(408円) 8/1(321円)
9/3(214円) 11/1(443円) 12/3(596円) 1/7(1,338円) 2/1(1,686円) 3/1
(1,294円) ガス代合計8,613円

電気代 4/25(1759円) 5/29(1,642円) 6/27(1,324円) 7/27(1,480円)
8/28(1,645円) 9/27(1,376円) 10/29(1,645円) 11/28(1,674円)
12/27(2,507円) 1/28(2,724円) 2/27(2,554円) 3/28(2,366円) 電気代合計
22,696円

水道代 5/2(477円) 7/2(522円) 9/4(572円) 11/2(497円) 1/8(472円)
3/6(422円) 水道代合計2,962円

山下かずあき

事務所費 71,187円(事務所費69,720円+電気料1,467円)

山下議員は1ヵ月分の事務所賃借費を(按分8.3%の50%)と計算し年間69,720円を計上している。又自宅で使っている電気料1ヶ月分(按分8.3%の50%)と計算して12ヶ月分で1,467円を計上している。

社会通念上、自宅は、本来、生活空間である。当然のことながら、山下議員に、その生活空間の実態を開示する義務もなく、又、請求人にも、それを要求する権利・意図はないが、政調費に用途計上するためには、電気の使用を含めた事務所としての使用実態を開示する責務があると解する。「事務所としての使用実態を反映させずに、ただ単に、機械的に按分比を計算し、事務所費を政調費に計上することは、政調費条例に基づき、交付される公金の支出であることから、当該条例の趣旨に反する不法行為の構成要因であると判断せざるを得ない。従って、計上した電気料1,467円の返還を求める。なお、「紙片」(添付資料2参照)状の領収書を事務所賃料の領収書として提出しているが、どこが発行し、誰宛か等の記載がなく、金額と押印があるのみで、領収書としての基本的要因が欠落したものであり、公金である政調費からの支出は認められないとして、領収証の項で事務所賃借費69,720円の返還を求めた。

事務所費一2▽

藤本なおや

収支報告書に添付された事務所賃貸契約書によると、藤本議員は、藤工株式会社から、その所有するマンションの一室を賃貸し、事務所として使用している。当該契約書の賃貸人署名欄には、藤工株式会社の住所と社名の印字と社印が押されているが、代表者の氏名等が記されていない。藤工株式会社の登記簿と藤本議員の事務所の近隣の店舗等から得られた情報により、藤工株式会社の持ち主は、藤本議員の父親あるいは親族であると推測した。政調費条例に基づき公金が交付される政調費の用途・支出という点からは、親族からの賃借である事務所を使用しているとすると、公私混同の懸念を払拭することは、藤本議員の責務であると解する。しかし、収支報告書には、事務所の賃貸人について、何らの説明・開示がなされておらず、政調費条例の趣旨に反する行為の疑いがある。従って、事務所費として計上された全額300,000円の返還を求める。

事務所費一3▽

岩田いくま

平成26年4月に、岩田議員にコンタクトし、事務所を訪ねる機会をもった。その際、得られた情報及び印象は以下の通りである。

① 岩田議員に、事務所訪問を告げると「子どもが学校から帰ってくる前の11:30

迄には来てくれ」との要請を受けた。

- ② マンション1Fの岩田家には「岩田」の表札すら無く、事務所の存在を示すものはなかった。
 - ③ マンション入り口には、「入居者以外の立ち入りを禁ず」と記されていた。
 - ④ 事務所として使用されている部屋に通されたが、来客用の椅子がなく、岩田議員の「作業場です」との説明を受けた。「訪ねてくる人は?」「ハイ、近所の人
- がたまに」「話す時はダイニングでします」とダイニングに通される。私たちと岩田議員は、テーブルを囲んだ。「狭いので近くのファミレスか喫茶店へ行くことが多い」ガス代、水道代、電気代も10分の1按分して支払われているが、1時間位いる間にお茶は出なかった。
- なお、電気代、ガス代、水道代を、按分比10%で、政調費に計上している。結果として、家族の使用費用を税金で補填する形になっているのかとの疑念をもった。
- ⑤ 帰路近所の商店談「このあたりにファミレスは無い。遠いですよ」
 - ⑥ 議員自身も「事務所」の実態が無いことを私たちが感じ取ったのを察知してか、本人も事務所と言えず「作業所」と発言、事務所の実態が無いのに事務所費10分の1は家賃の補てんとしか思えなかった。

岩田議員は、賃借している自宅(3DK)の一部を事務所とし、「部屋数3、DK、共用部のうち、1部屋利用のため1/5、更に、政治活動と政務調査活動で1/2」との計算から、按分比を1/10としている。上述の様に、事務所のあるマンションの入り口には、「入居者以外の立ち入りを禁ず」と記され、マンション1Fの岩田議員宅には「岩田」の表札すら無く、事務所の存在を示すものはない。事務所への受け入れは、勿論、岩田議員の事前連絡が必要であろうが、常時、外部者を受け入れ可能な状態にはないと解した。一方、社会通念上、自宅は、本来、生活空間である。当然のことながら、岩田議員に、その生活空間の実態を開示する義務もなく、又、請求人にも、それを要求する権利・意図はないが、政調費に用途計上するためには、水光熱の使用を含めた事務所としての使用実態を開示する責務があると解する。事務所としての使用実態を反映させずに、ただ単に、機械的に按分比を計算し、事務所費を政調費に計上することは、政調費条例に基づき、交付される公金の支出であることから、当該条例の趣旨に反する不法行為の構成要件であると判断せざるを得ない。従って、計上した事務所費全額220,955円の返還を求める。

4. 人件費について

人件費の支出の合理性・妥当性については、事務所や広報活動等の政務調査研究活動としての位置づけと密接に関連しており、同一の基準で判断する必要がある。

以下の点を、検証基準とした。

- イ) 常勤か臨時か、その仕事の内容及び政調以外に従事している割合を明示すること、例えば、ビラ配りの場合は、配布地域、配布数、具体的な勤務実体(時期、年末か、正月か等を含め)

- ロ) 常勤の職員及び臨時・アルバイトとしながら、実際は一時的でなく長期間に亘って雇用している場合は、契約書の添付が政調費への計上の必要条件であること
- ハ) 雇用した職員の勤務場所を含め勤務実態の情報の開示をすること
- 二) 生計を一にする親族の雇用は、認められていないが、その規定に沿い、雇用する職員・臨時職員について、親族の有無を含めた情報を開示すること、又、議員の親族が経営する企業の従業員を職員として雇用する場合は、その職員の勤務場所を含めた勤務実態を開示すること

<措置請求>

人件費一1▽

今井ひろし

△ 杉並区職員措置請求監査結果(平成23年度・・・・・・)今井議員の人件費の計上に対しAの勤務実態、業務内容の情報開示を求めたが、その時の抗弁で勤務場所としては「上水保育園の事務所を間借りして勤務させていました。上水保育園との勤務契約は存在せず、Aの所得税の源泉徴収は上水保育園の雇用人として行っています。」という抗弁があった。このことからわかるように上水保育園がAを雇用しているのであって、政調費から人件費を支払うことは公私混同もはなはだしい。よって572,000円の返還を求める。

人件費一2▽

吉田あい

人件費 105,000円の返還を求める

△ 1) 8月1日に「超党派女性議員視察資料作成」として9:00-18:00、8時間労働で10,000円を払っている。吉田議員は超党派女性議員視察に参加したのか。視察費用の請求も、視察報告書の提出もない。実態のない勤務内容に人件費は払えないので10,000円の返還を求める。

人件費一3▽

- 2) 4月9日の5,000円、4月18日の5,000円(両日とも私有道路に関する相談・お手伝い)
- 3) 4月24日の5,000円(高齢者住宅サービスの相談・お手伝い)
- 4) 5月6日の5,000円 5月27日の5,000円(両日ともいじめに対する相談・お手伝い)
- 5) 6月19日の5,000円(保育に関する相談・お手伝い)
- 6) 5月28日の5,000円(太陽光パネル購入費助成についての相談)
- 7) 7月25日の5,000円(高齢者特養ホームに関する相談・お手伝い)
- 8) 8月27日の5,000円(生活支援サービス申請について相談お手伝い)
- 9) 9月15日の5,000円(保険料に関する相談・お手伝い)
- 10) 9月28日の5,000円(障害手帳申請に関する相談・お手伝い)
- 11) 10月5日の5,000円(年金手続きに関する相談・お手伝い)
- 12) 10月20日の5,000円(町会掲示板に関する相談・お手伝い)
- 13) 10月31日の5,000円(待機児に関する相談・お手伝い)
- 14) 12月6日の5,000円(高齢者住宅改修に関する相談・お手伝い)
- 15) 12月15日の5,000円と25日の5,000円(両日とも不妊治療助成に関する相談・お手伝い)

- 16) 1月7日の5,000円(生活保護申請に関する相談・お手伝い)
 - 17) 1月23日の5,000円(商店街街路灯に関する相談・お手伝い)
 - 18) 1月30日の5000円(高齢者特養ホームに関する相談・お手伝い)
 - 19) 2月5日の5,000円(葬祭費申請に関する相談・お手伝い)
 - 20) 3月8日の5,000円(助成金を使った商店街施策の相談・お手伝い)
 - 21) 3月17日の5,000円(年金未加入者に対する相談・お手伝い)
- 1)から21)までの仕事は議員の仕事ではない。これらは区の仕事であり、民生委員や地域の町会、ケア24等、区の相談窓口で区民に対応してくれる内容である。これらの内容について議員が関わることは、議員の口利き政治に係わる恐れがある。よって95,000円の返還を求める。

人件費—4▽

小川宗次郎

人件費 臨時職員人件費 B (規定:月額上限5万円、家族不可)

計上額計27,200円 按分なしとしている

出納簿及び勤務報告書によれば明細は以下である。

24. 5. 30	20,800円
24. 5. 31	24,000円
24. 6. 30	32,000円
24. 7. 31	17,600円
24. 8. 31	27,200円
24. 9. 30	30,400円
24. 10. 31	27,200円
24. 11. 30	25,600円
24. 12. 30	8,000円
25. 1. 31	0
25. 2. 28	28,800円
25. 3. 31	33,600円

支払われたという証憑無し

勤務報告書の氏名はB、住所、生年月日は墨塗りで確認不能。

相手方B姓であるなら、監査上少なくとも同居の親族以外である証明が必要。証明無きは不当である。

本人受領を証する領収書等の証憑なし(客観的支払事実証明なし)は不当である

(証明がなく条例10条第1項に違反、事務処理規定にも違反する)

勤務報告書に勤務場所記載なく勤務内容(事務作業他)の実態不透明で不当である。

以上から条例・規則・規定を満たさない計上額275,200円の返還を求める。

松浦芳子

5月に56,000円計上

5/7 Cに18,000円、5/7 Dの10,000円、5/13 Eに10,000円、5/30 Fに10,000

円、5/30 Gに8,000円、合計56,000円

議長訓令を基とした「政調費の支出に関する事務処理について」と題する議会内のガイドラインには、「区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する職員の賃金は、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員一人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする」と記されており、5月度の支給額は、そのガイドラインにも反しており、6,000円の返還を求める

人件費—5△

横田政直

○「政直通信1号」の作成補助(H24年4月からH25年1月迄)だけに195時間195,000円も必要?

職員勤務報告書によると4月 20H. 5月 20H. 6月 20H. 7月 20H. 8月 25H. 9月 20H. 10月 20H. 11月 20H. 12月 20H. 1月 10H. 合計時間195H. 支払額195,000円 政直通信1号の内容は表面2分の1が殆ど本人の写真とカット、裏面本人の参加した行事の月日とスナップ写真12枚の行事の解説で占められている。しかも種別、年月もバラバラの構図になっている。紙面の掲載順に記入すると、すぎなみオンブズ報告会11.4. 高橋洋一経済金融講演会11.3. 岸井成格講演会10.13. 杉並家族会10.18. 福社会館まつり10.13. ふれあい運動会10.6. 北風と太陽例会9.10. 敬老会9.4~5. 杉並家族会7.24. 杉並区エルフ研修会5.24. 荻窪八幡神社例大祭9.15. 福島県南相馬市復興支援ボランティアバス8.24~25. 阿佐ヶ谷七夕まつり消防特別警戒8.7. 桃三小夏祭り7.20. 悩んでいる人にできること5.14. 自殺防止、うつ病予防推進3.30. H24年第4回定例会本会議での質問11.21.等である。スナップ写真の選定と枠にはめる作業の補助で195時間195000円もの支払いは社会通念の賃金支払いでは考えられないことであり、195,000円の返還を求める。(政直通信1号は10万枚印刷され、495,600円の印刷代を支払っている)

人件費—6▽

○「政直通信1号」配布補助の為、90時間90,000円は必要であったのか?

「政直通信1号」の配布補助の為 1月 20H. 2月 30H. 3月 40H. 合計90H. 90,000円支払っているが、業者に10万部印刷分折込広告料352,264円をH25年1月17日に支払い済みである。政直通信1号の残部は無い筈である。従って90,000円の返還を求める。

5. 調査研究費について

< 交通費タクシー代 >

< 措置請求 >

調査研究費—1▽

大和田伸

タクシー代

政調費支出に関する事務処理について(平成24年度版)に明記されている通り、タクシーの利用については可能な限り他の公共交通機関を利用することになっている。

5/2日新高円寺駅前→阿佐ヶ谷南980円 8/9日新高円寺駅前→蚕糸の森公園1,070円 駅の区間が一区間と一区間の半分の距離であるから丸の内線を利用すべきであり、蚕糸の森公園への1,070円は料金が違うのではないかと思われる。合計2,050円の返還を求める。

11/28日新高円寺駅前→浜田山会館1,880円 12/26日新高円寺駅前→浜田山駅
2,330円 1/14日新高円寺駅前→高井戸東福祉会館1,250円の3件については新高
円寺駅前から近い順になっており一番遠い福祉会館が何故1,250円なのか?
領収書が混だくしているのではないかと 正確な料金に訂正しておいて欲しい。

調査研究費—2▽

吉田あい

タクシー代 合計113,830円 38,170円の返還を求める

下記の高齢者同伴のための送迎利用に要したタクシー代(下線の部分)34,950円
の返還を求める

8/15の靖国神社へ行ったタクシー代(区政との関係が不明なので)3,220円の返還
を求める

毎月、調査研究費として計上している交通費はすべてタクシー代である。

吉田議員の政務調査交通記録簿の記載によれば、高齢者同伴のため送迎利用とい
うことが20回、書いてある。吉田議員が区民の面倒を見ているということがわ
かるが、杉並区の選挙権を持つ特定の区民に対してタクシー代を負担し、便宜を
図ることは議員として、してはならない行為であり、これは政治家に禁止されて
いる一種の寄付行為にあたるのではないだろうか。(例えば、杉並区の選挙権が
ある天沼1丁目の区民を3度も浴風園に連れて行くためのタクシー代を政調費
で負担)

総務省のHPには政治家の寄付行為について「政治家と有権者のクリーンな関係
を保ち、選挙や政治の腐敗を防止するために禁止する」と明示しているように公
職選挙法違反にあたる。

ましてや、そのために税金である政調費を使うことは条例違反である。

政調費については、条例の9条で「議員は・・・区政に関する調査研究に資するため
必要な経費以外のものに充ててはならない」と書いてある。

毎月のタクシー代

4月分(6回すべて区内で利用し、5,310円)

5月分(12回すべて区内で利用し、12,180円)

(このうち5/6の1,010円、5/13の710円、5/21の1,100円は高齢者送迎利用、)

6月分(9回のうち8回は区内で利用し、11,820円)

(このうち、6/21の800円、6/21の700円、6/29の710円は高齢者同伴のため利用
6/15の4,580円は善福寺3丁目区民宅から都庁まで、区民相談・資料運搬のため)

7月分(8回すべて区内で利用し、10,400円)

(このうち、7/28の2,000円と6/30の2,090円は浴風会特養ホーム見学のために、
天沼1丁目の区民宅から浴風会への高齢者同伴のための送迎利用)

8月分(9回利用のうち、7回は区内で利用10,240円)

8/15の3,220円は「終戦の日、歴史教育視察のため」JR新宿駅と靖国神社との
往復

8/25の2,000円は浴風会特養ホーム見学のために、天沼1丁目の区民宅から浴風
会への高齢者同伴のための送迎利用

8/30の1,550円は天沼3丁目の区民宅から高齢者同伴のための送迎利用)

9月分(11回利用のうち、9回は区内利用である。19,120円)

9/8の2,540円は善福寺4丁目の区民宅から高齢者同伴のため送迎利用、

9/9の1,640円は高齢者同伴のため送迎利用、

9/20の5,750円は都庁→善福寺4丁目の区民宅へ高齢者同伴のため

10月分(8回利用で9,550円)

10/7の2,000円は区民宅(高円寺南)→東京都議会へ高齢者同伴のため送迎利用

11月分(5回すべて区内で利用し、4,660円)

11/18の1,190円は高齢者同伴のための送迎利用

12月分(6回すべて区内で利用し、5,850円)

12/9の1,100円は馬橋ゆうゆう館→JR高円寺駅、高齢者同伴のため送迎利用

12/16の1,190円は浴風園→宮前2丁目区民宅、高齢者同伴のため送迎利用

1月分(15回すべて区内で利用し、15,060円)

1/24の1,010円は高円寺3丁目区民宅→ケア24高円寺、高齢者同伴のため送迎利用

2月分(2回すべて区内で利用し、1,600円)

3月分(9回すべて区内で利用し、8,040円)

3/17の1,280円は高円寺南4丁目区民宅→老人保健施設「グレイス」高齢者同伴のため送迎利用

△

<ガソリン代>

一般常識上からも、交通手段として、公共の交通機関を利用することが原則であり、自家用車を含め自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、区政に関する調査研究のために、自動車の利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきであると解する。又、自家用車を利用せざるを得ない場合には、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、更に、目的地との間の走行距離を記録し、例えば、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。議長訓令を基とした「政調費の支出に関する事務処理について」と題する議会内のガイドラインには、タクシーを含め公共の交通期間を利用した場合には、「交通記録簿」の提出が義務付けられ、慣例化しているが、同様に、「自動車利用記録簿」の提出を義務付けるべきと解してきた。従前の監査請求においても、繰り返し、「自動車利用記録簿」の提出等により、より透明性のある政調費の支出情報の開示を求めてきたが、改善の兆候さえなく、逆に、ガソリン代等の按分割合の上限の設定について、平成20年度から、「実態に則し」という説明だけで、それまでの4分の1から2分の1に引き上げられきた。従前の監査結果書においてさえ、「2分の1 上限を直ちに不適切とするものではないが、政調費支出の透明性の向上が強く求められている中、按分割合の設定根拠について具体的な説明がされることを望みたい。」との判断が示されている。

請求人が要請していることは、自動車・バイクの使用禁止でもなく、それらの使用実態の情報開示を求め、公金である政調費に計上することの妥当性・合理性を明確にすることにある。例えば、自家用自動車を、政務調査活動に利用する場合、収支報告書には、当該自動車の月極駐車場代に加え、政務調査活動先におけ

る一時駐車場代、ガソリン代が計上され、議員によっては、その給油回数が、月に数度になり、それらに要するコストは、通常の公共機関の利用に比べても、極めて割高となっている。従って、請求人は、その様な自動車等の使用実態の開示を求め、自動車等を使用せざるを得ない状況であったかどうかの検証を行ってきた。請求人の基本的立場は、政務調査活動においては、公共の交通機関利用を原則とするが、自動車・バイクの使用については、その必要性も否定しているのではなく、その場合は、従前の監査判断が示唆しているように、その政調費計上への按分割合の設定の合理的根拠が明示され、請求人が提示するような走行距離の開示などの使用実態を反映する手立てがなされるべきであると解する。

<措置請求>

大熊昌巳

ガソリン代は、前年比30%増の72,933円に上っている。ますます区政に割く時間が減っているようである。運転より区政に割く時間を増やしていただきたい。また、移動には公共交通機関の利用が原則であることを、今年も付け加えておく。

計上されたガソリン代(按分比50%)の内訳:

4月 6,193円(3回給油)、 5月 7,546円(4回給油)
6月 5,304円(3回給油)、 7月 7,544円(4回給油)
8月 6,546円(4回給油)、 9月 6,108円(3回給油)
10月 5,611円(3回給油)、 11月 6,803円(4回給油)
12月 6,044円(3回給油)、 1月 5,468円(3回給油)
2月 5,725円(3回給油)、 3月 4,041円(2回給油)
計上額合計 72,933円

政調費条例第1条に、「議員が調査研究に資するため必要な経費の一部として政調費を交付する」規定されているが、計上されたガソリン代の用途が不明であり、当該条例の趣旨に反すると解する。従って、計上額72,933円の返還を求める。

大和田伸

ガソリンを月2回給油し、年間1,110,670 158,435円の2分の1を政調費で支払うのは変?

かつて、同日時にレギュラーとハイオクを給油した議員がいたが、使用量の制限もなく、約月2回ガソリンを給油し、レジスターの領収書を添付するだけで総給油量の2分の1を調査研究費として認めるのは実態根拠にとぼしく見直す時期がきているのではないかと思う。大和田議員の政調費からの支出は実際支払の2分に1で約月460 支払額79,197円である(除く会派旅行分)

計上されたガソリン代(按分比50%)の内訳:

4月 8,350円(1回給油)、 5月 9,810円(2回給油)
6月 15,592円(2回給油)、 7月 16,585円(2回給油)
8月 17,228円(2回給油)、 10月 16,244円(2回給油)、
11月 16,366円(2回給油)、 12月 23,662円(3回給油)、

1月 8,580円(1回給油)、 2月 18,068円(2回給油)、
3月 7,950円(1回給油)
計上額合計 79,197円

政調費条例第1条に、「議員が調査研究に資するため必要な経費の一部として政調費を交付する」規定されているが、計上されたガソリン代の使途が不明であり、当該条例の趣旨に反すると解する。従って、計上額79,197円の返還を求める。

調査研究費—3▽

小泉やすお

使用実態のないガソリン代は政務調査費とは認められないので、ガソリン代の22,350円の返還を求める。

ガソリンの購入は、すべて按分2分の1で、下記の金額が収支報告書に記載されている。ガソリンの購入額からして、乗用車とオートバイを利用していると推察される。その乗用車の駐車のために、月極め駐車料金として1ヶ月11,500円×12か月=138,000円を政調費から支出している。ガソリン代と月極め駐車場代は「議員の調査研究に資するため必要な経費」として計上していると思われるが、調査地に出向いて、駐車したという「駐車場代金」の請求は一度もない。

下記のガソリン購入で、乗用車のためと思われる(下線の部分)金額は22,350円である。現在、ガソリン1リットルを150円で計算すると、22350円÷150=149になる。10で10kmを走行できるとすれば、1490km走行した計算になる。1490kmという長距離を調査研究に使ったとしたら、一度として駐車代金の請求がないことは不自然であり、車を使い、調査研究に出向いたという実績を示す証拠がないということである。使用実態のないガソリン代は政務調査費とは認められない。ガソリン代の22,350円の返還を求める。

4/1(2,804円) 4/21(2,501円) 5/5(420円) 5/8(2,542円) 5/18(407円)
5/27(298円) 5/27(1,878円) 6/6(403円) 6/22(404円) 7/1(378円) 7/23(479円)
7/28(224円) 8/6(1,860円) 8/11(1,588円) 9/20(415円) 10/15(417円)
10/26(468円) 10/30(379円) 11/14(274円) 11/30(427円) 12/9(2,450円)
12/11(464円) 1/12(406円) 1/21(763円) 2/1(401円) 2/3(2,380円) 2/27(537円)
3/3(2,530円) 3/16(383円) 3/24(1,817円)

△

河津利恵子

ガソリン代(50%)

4月分2,823円 5月分3,036円 6月分2,964円 7月分3,344円 8月分2,640円
9月分2,870円 10月分2,887円 11月分3,030円 12月分3,188円 1月分2,566円
3月分3,336円 合計32,684円

平成23年度の監査請求にもガソリン代についての説明を求めたが、河津議員は抗弁書には一言も触れていなかった。今回もガソリン代として32,684円を計上しているだけである。そのため区政に関する調査研究に資するため必要な経費として判断できないので、ガソリン代32,684円の返還を求める。

藤本なおや

4月1,750円(1回給油)、 5月2,750円(2回給油)
6月1,801円(1回給油)、 7月1,620円(1回給油)
8月1,131円(1回給油)、 9月1,930円(1回給油)
10月計上なし、 11月1,627円(1回給油)
12月1,265円(1回給油)、 1月3,377円(2回給油)
2月計上なし、 3月計上なし
計上合計額(按分比50%) 10,982円

政調費条例第1条に、「議員が調査研究に資するため必要な経費の一部として政調費を交付する」規定されているが、計上されたガソリン代の用途が不明であり、当該条例の趣旨に反すると解する。従って、計上額10,982円の返還を求める。

調査研究費—4▽

松浦芳子

ガソリン代について(すべて按分は2分の1である)

ガソリン購入時の領収書を「領収書等貼付用紙」に貼り、その按分2分の1の金額を収支報告書に記載しているが、ガソリン使用の説明がなく、区政調査のために使用されたか不明である。

4/7(3,701円) 4/13(2,102円) 5/23(2,363円) 7/7(1,000円) 7/19(2,228円)

8/16(2,200円) 9/6(1,937円) 9/27(1,788円) 10/26(1,984円) 11/24(1,966円)

12/12(1,728円) 1/28(2,150円) 2/5(2,442円) 合計27,589円

按分2分の1のガソリン代27,589円について、ガソリン1リットルを150円として計算すると、 $27,589円 \div 150円 \approx 183.9$ であり、1830購入できる。10で10km走行できるとすると、1830kmを走行できることになる。日本最北端の宗谷岬から滋賀県までの距離が約1800kmである。これだけ走行できるガソリン代を、松浦議員は、何ら説明することなく計上しているが、区政に関する調査研究に資するため必要な経費として判断できないので、ガソリン代の27,589円の返還を求める。

△

山本あけみ

ガソリン代(50%按分計上)

9/7 3,289円、2/18 3,256円、8/14 2,946円 4/14 3,176円

合計12,667円

前回平成23年政調費の住民監査請求で、ガソリン代の公金からの支出は不適切と返還要求したが議員からの説明は「用途基準に則り、適正に処理しました」とある。どのように適正に処理したのかの説明がなく不明である。今回も前年度と同じく何ら説明することなくガソリン代を計上しているため、区政に関する調査研究に資するため必要な経費として判断できない。ガソリン代12,667円の返還を求める。

< 月極駐車場代 >

自動車の購入・所有の際、公租、保険等に加え、駐車場の証明が必須条件となっており、日常的に利用する駐車場の月極等の貸借経費は、政務調査費の取扱い規定(議長訓令)に、区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しな

いものとされている自動車の維持管理費に含まれると解すべきであるとした。これに対して、従前の監査結果書は、「使用基準細目で明確に認めているものであり、按分割合の上限が設定されていることも加味すると、政調費で支出することを直ちに不適切とすることは出来ない。ただし、請求人も指摘するように、政調費の取扱いに関する規定で該当しないとされている「自動車の維持管理(公租、車検、保険、修理)に関する経費」と月極駐車場代を区分する根拠は明確ではない。対処部局の抗弁書は、「自動車本体の維持管理に係る経費」か否か、を基準として説明しているが、例えば、「保険」を考えた場合、対人保障保険が、「自動車本体の維持管理に係る経費」に該当するとは思にくい。考え方を整理し、按分割合の設定根拠なども含めて具体的な説明がされることを望みたい」としている。

自動車の購入するためには、車両税を支払い、法定の車検を受け、対人保障等への加入と同じく、私有であろうと、借用であろうと、駐車場を有することが、法的に必須条件とされている。対象部局が、自動車本体の維持管理に係る費用でないという「論理」が、何故認められるのか、理解できないが、一旦、議長訓令に規定される用途基準細目に決められたことなので、駄目だというのだろうか。疑問のあることが判明した時は、その対応・解決策を探るのが、一般的社会通念と解するが、区の施策には、異なった考えが存在するのだろうか。請求人は、自動車の月極駐車場代は、政調費に計上できないと解する。

<措置請求>

調査研究費—5▽

小泉やすお

小泉議員は、自動車保管場所を賃借し、按分比50%で、月額11,500円を政調費に計上している。自動車の購入するためには、車両税を支払い、法定の車検を受け、対人保障等への加入と同じく、私有であろうと、借用であろうと、駐車場を有することが、法的に必須条件とされている。駐車場の維持経費は、政調費条例の趣旨によって規定された議長訓令第2条において、区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないものとされている第8項の自動車の維持管理に関する経費そのものであり、その政調費への計上は、結果として、政調費条例に反するものである。従って、駐車場代計上合計額138,000円の返還を求める。

△

調査研究費—6▽

安斉あきら (添付資料4 参照)

安斉議員は月極駐車場代を以下のように政調費から支出している。(按分はすべて50%)

4/26(5~7月分)23,625円 7/26(8~10月分)23,625円 10/26(11~1月分)23,625円
2/8(2~4月分)23,625円 以上合計94,500円

添付資料の都選管に提出した「安斉あきら後援会」の収支報告書に、駐車場代1月~12月分、94,125円を記載している。

安斉議員が提出した「駐車場使用契約書」によれば、賃料は月額15,000円+消費税5% 750円で合計15,750円であり、年額189,000円である。

賃料の約半額の94,125円を「安斉あきら後援会」が支払っているため、安斉議員が月極駐車場代と実際に支出した金額は94,500円である。この状況から判断すると、政務調査費の上限を算出する上で、基礎となるべき金額は94,500円である。

政調費に関する「使途基準細則では、月極駐車場代の上限は1/2とする」規定されているので、94,500円の2分の1にあたる47,250円の返還を求める。
(安斉後援会の会計年度は1～12月、政調費の会計年度は4～3月なので、金額には多少の違いが出てくる。)

調査研究費—7▽

藤本なおや

藤本議員は、自動車保管場所を賃借し、按分比50%で、月額1万円を政調費に計上している。自動車の購入するためには、車両税を支払い、法定の車検を受け、対人保障等への加入と同じく、私有であろうと、借用であろうと、駐車場を有することが、法的に必須条件とされている。駐車場の維持経費は、政調費条例の趣旨によって規定された議長訓令第2条において、区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないものとされている第8項の自動車の維持管理に関する経費そのものであり、その政調費への計上は、結果として、政調費条例に反するものである。従って、駐車場代計上合計額120,000円の返還を求める。

< 視察費 >

< 措置請求 >

調査研究費—8▽

小泉やすお

会派視察費 6/20(44,378円)について

1泊2日の視察をした小泉議員は脇坂議員の2泊3日の視察報告書を提出した。他の議員の視察報告書で代用し、視察していないところまで書いた視察報告書の提出は虚偽にあたる。

視察費用44,378円の返還を求める。

平成24年7月2日～4日に自民党区議12人で、岩手県、宮城県に視察に行った。視察に要した費用を見ると小泉議員は44,378円で、他の議員と異なり、初日宿泊費のみを計上し、1泊だけ参加したことは明らかである。2日目の「後藤新平記念館」「斎藤實記念館」の入館料を払っていないので、見学していないことも明らかである。小泉議員が2泊目の7月3日、何時に帰京したか不明であるが、小泉議員と他の参加議員の行程が異なっていたことは明らかである。

宿泊を伴う視察には視察報告書の添付は必要であり、小泉議員は脇坂たつや議員の視察報告書を提出した。小泉議員は参加していない7月3、4日の行程まで書いた脇坂議員の視察報告書を提出したということは、視察報告の虚偽記載にあたる。

小泉議員は現在、区議選出の監査委員(平成24年6月14日就任)であり、長年(当選9回)、議員経験者であり、第70代議長としての経験もあるので、当然、政調費に関する条例を熟知しているはずである。議員選出の監査委員である、小泉議員がこのような視察報告書を提出したことに、厳正なる監査をすることを求める。

佐々木浩

札幌市役所出張:報告書によると、議会運営、議会改革に関するヒアリングが狙いであったようだが、杉並区議会のどのような問題点の解決を目指したのか、なぜ札幌市役所(札幌市議会)を対象に選んだのかなどが明示されていることが望ましい。記念館運営の聞き取りが行われた様であるが、何の目的であるのか、杉並区政とのか

かわりが全く不明である。

➤ これらの点が明らかでないので、札幌視察交通宿泊費、及び駐車料金(1/3) 合計 37,033円は政調費として認められない溜め、全額返還を求める。

調査研究費—9▽

松浦芳子

11月16日、視察先「学校法人 海陽学園・ラグーナ蒲郡」の交通費18,400円について(添付資料5参照)

* 11月16日に千葉市議等と6人で「学校法人 海陽学園・ラグーナ蒲郡」の視察に行った。視察報告書の概要欄には「ラグーナ蒲郡は、観光施設としてはよくできており・・・観覧車から見る夕日は絶景だが・・・」などと書いてあり、視察内容と区政との係わりは全然ない。よって、この視察にかかった交通費18,400円の返還を求める。

△

5月9日、松浦議員、佐々木浩議員、田中ゆうたろう議員、吉田あい議員と他地方議員6人と「足立区いずみ幼稚園」を視察した。視察報告書を読んでも、区政とどのようにかかわりのある視察であるか、不明である。よって5月9日にいずみ幼稚園に行くために要したタクシー代等の交通費3,240円の返還を求める。(添付資料6 参照)

調査研究費—10▽

会派視察費みやげ代

平成24年7月に、杉並区議会自由民主党(自民) 所属議員が、会派として、岩手県、宮城県に視察を行っている。その際、みやげ代として、一人当たり261円を、政調費に計上している。

政務調査活動の一環として実施される視察等の関係先に対して、通常の社会生活において儀礼的な慣例とされる金銭・物品の供与などがなされた場合は、それらの経費は、議員の私的負担で賄うべきであり、公費である政調費に計上することは、一般常識上も、認められないとした。従って、下記議員各々に対して、政調費に計上したみやげ代261円の返還を求める、但し、小泉議員の要返還額は125円である。

富本卓、大熊昌巳、脇坂たつや、大和田伸、浅井くにお、井口かづ子、今井ひろし、大泉時男、吉田あい、小泉やすお議員

△

要返還合計額は、2,474円である。

6. 研修費

<措置請求>

研修費—1▽

松浦芳子

① 4月23日、日本会議首都圏地方議員懇談会 研修会 5,000円

② 7月10日 日本会議首都圏地方議員懇談会 研修 高橋史朗先生親学 1,000円

③ 2月10日 日本会議首都圏地方議員懇談会 研修費 笹幸恵先生 1,000円

以上②③④の領収書には、宛名(松浦議員の名前)がない。区議会事務局から重要「政務調査費の支出に関する事務処理について」と書かれ議員に配布されている冊子P13に領収書の取り扱いについて、記載している。それによれば「あて名が未記載のものは、不可とします」と明記しているので、②、③、④にかかった費用、7,000円の返還を求める。

△

④ 3月6日 社団法人「美し国」で、「講師:中条高德先生、生きざまを語りながらの人

生観について学ぶ」という研修を2,500円払い、受けているが、政調費に関する条例9条で「区政に関する調査研究に資するための経費以外のものに充ててはならない」ので2,500円の返還を求める。

7. 資料作成費

<措置請求>

資料作成費—1 ▽

河津利恵子

資料作成費として

広報 2/15No4 に原稿料5,000円をHに支出している。

議員に一票を入れた市民は普段議員と直接話をしたり、議会傍聴に行ったりすることがなかなかできないので、議員の活躍を知る上で、議員の発信する広報は大きな情報源である。192万円の政調費のうち年一回の広報に827,047円の多額の政調費を当てているということは、議員にも広報が支援する区民にとって大切な情報源であるとの認識があつてのことと思われる。又議員は障害者問題に取り組んでいて、広報などにもそのことを取り上げ活動している。そのような関係で杉並ふれジョブの会代表のH(河津議員区政報告No8による)に原稿を依頼したと思われるが、議員が区民に対して、しかも税金を使って発信する広報なので、議員自らがHに取材をし、その時の取材の感想や見解を書くことで区民に河津議員の活動が報告されることになる。広報費を使って取材費5,000円を払うことは議員の区政報告とはならないので、原稿料5000円の返還を求める。

山本あけみ

資料作成費として

2/12「あなたが考える高井戸公園」アンケート結果冊子で16,800円計上しているが、現物の添付が無く、具体的な用途が不明である。従って、政調費条例第9条(用途基準)、「政調費を規則で定める用途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」の規定を遵守した用途・支出であるかどうか判明せず、公金の管理を怠っている疑いがあり、計上額16,800円の返還を求める。

8. 資料購入費

<措置請求>

資料購入費—1 ▽

脇坂たつや

脇坂議員の提出した出納簿によると、平成24年10月4日に、新聞代(自由民主1年分)として、5,000円を計上している。添付された領収書は、杉並郵便局発行の振込票・受領証のコピーのみであり、購入期間を含め更なる情報は開示されていない。

所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められず、公金で所属政党の機関紙を購読することは、それが、会派・議員の政務調査活動に資するかどうかの議論の以前に、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習する側面があることを、どう捉えるかの点に基づいている。当該議員は、議員の立場を獲得したと否とかかわらず、多くは、政党员であることは変わらず、議員になるこ

△ | とにより、政務調査活動として、当該機関誌の購読が公金で賄われることは、一
| 般常識上も認められることではない。従って、請求人は、所属政党機関誌の購読
△ は、全額、個人資金で賄うべきであると解し、計上された5,000円の返還を求める。

吉田あい

資料購入費 6,000円の返還を求める

「やまと新聞」毎月500円×12か月=6,000円は領収書が不備なので返還を求める。
やまと新聞を毎月500円で購入しているが領収書がカード決済の葉書通知のみで、
領収書として、判断できない。一般常識からすれば、領収書には、発行者の住所、
代表者、電話等の連絡先が記載されている。カード決済の葉書だけでは、「やまと
新聞」の発行者、住所、連絡先等、すべて不明であり、政調費(税金)からの支払先
としては認められないものである。

市来とも子

○一年を超えた新聞代14ヶ月分を支払っています。

24年6月8日に赤旗24年2月3月分1,600円を支払い、25年3月14日に赤旗25年2月3月分
1,600円を支払っている。定期刊行物は年度内1年分の支払いをすべきなので24年2月3
月分1,600円の返還を求める。

松浦芳子

- ① 5月1日 NPO法人百人の会にデーター情報資料年間代金として5,000円の払込書が
領収書代わりに添付されている。
- ② 1月21日 NPO法人百人の会の年会費、5,000円を振り込み、按分1/2の2,500円を政
調費で支出している。

①と②の払込書には、NPO法人百人の会の所在地、代表者名、電話番号等の連絡先
は記載されてなく、松浦議員からの説明もない。政調費(税金)からの支出としては、
領収書が不備であるので①の5,000円と②の2,500円の返還を求める。

③ 7月4日 日本政策研究センター「明日への選択」年間購読料 7,000円

④ 7月4日 「明日への選択」地方議員ネットワークの年会費 3,000円

③と④の領収書には所在地、代表者名、電話番号等の連絡先は記載されていない。
松浦議員からの説明もない。政調費(税金)からの支出としては、領収書が不備であ
るので10,000円の返還を求める。

⑤ 12月27日 MASUKI情報デスクの年会費5,000円の払込書が領収書代わりに添付さ
れているが、MASUKI情報デスクの会の所在地、代表者名、電話番号等の連絡先は
記載されてなく、松浦議員からの説明もない。年会費5,000円の按分1/2の2,500
円を政調費から支出している。この払い込み用紙では政調費(税金)からの支出と
しては、領収書として不備であるので2,500円の返還を求める。

⑥ 1月10日、社団法人「美し国」から購入した書籍『微笑み返し』1,200円

松浦議員から説明がないので、この本と区政に関する調査研究との関係が不明で
あるので、1,200円の返還を求める。

岩田議員は、「学士会報」年間購読料を書籍代として、2,000円を計上しているが、当該会報を購入することは、学士会の規約からも『学士会』の会員なることと同義であり、何故書籍代として計上したのか、その意図に疑念を持たざるを得ない。

一般常識的にも、会費を払うことにより、会員になることは、どのような理由・背景があろうとも、その会・団体の趣旨に賛同することと同義とみなされ、その会員の身分は、一定期間継続するのが一般的である。従って、意図すると否とは無関係に、結果として、その会・団体の宣伝・広報に加担することとなる可能性を否定できない、と解すべきである。その様な入会費に、公金を使用することは、結果として、公金によって、公的に当該会を支援すると同義であり、憲法第89条の公の財産の支出又は利用の制限規定に抵触する可能性がある^{と解すべきである}。請求人は、市民感覚からも、公的組織・公人とされる会派・議員は、その様な疑いをもたれることに対しては、襟を正して対処すべきと考える。従って、当該会誌等を購入することは、公金ではなく、個人的資金で賄うべきであり、計上額2,000円の返還を求めらる。

請求人は、従前の監査請求において、岩田議員に対して、書籍購入の際、取得したポイント分の政調費への還元を繰り返し求めてきたが、その要請に応じて来ていない。平成24年度の政調費においても、提出された領収書から、書籍購入の際ポイントを取得しているが、政調費への戻しが行われていない。例えば、提出された領収書を閲覧すると、平成24年6月15日に、啓文堂書店で、書籍を3冊(通貨を考慮、地理、自由論)を購入し、4,095円を支払い、ポイント(消費税を除いた3,900円がその対象額)を取得している。啓文堂のホームページによると、その取得し、たまったポイントを、ポイント券と交換し、京王グループ系列店で、おトクに買い物を楽しめるとされている、言い換えるならば、金券そのものの取得である。請求人は、公金である政調費のポイント(一種の金券)を戻さない行為は、不当行為であり、公金の管理を怠る行為であると解する。監査委員に対して、この状況を是正する様、強く要請する。なお、岩田議員は、毎年、数多くの書籍を、政調費で購入しているが、平成24年度は、58冊の書籍を購入し、105,764円を、按分なしで政調費に計上していることを付記する。

9. 広報費

<措置請求>

今井ひろし

今井議員の出した区政報告は平成24年度内でA4 一枚である。(添付資料7 参照)

表面3段のうち1段目は新春のあいさつから始まり、2段目、3段目に平成24年度の活動報告があるが、9/5 9/21 9/27の本会議、決算委員会、部会出席の報告が書かれている。裏面が4段構成で1段目は9/27 活動報告の続きと10/2の活動報告2~3段にわたり高井戸公園整備計画(案)が書かれている。残りの一段は左半分は自民党ネットワークのことと、視察報告右側10行で年間報告が終わっている。今井議員の自主性に任せるとしても、議員に一票入れた市民は普段議員と直接はなしをしたり、議会傍聴に行ったりすることはなかなかできないので、議員の活動を知る上で議員の発信する広報は大きな情報源である。議員にもその認識があるからこそ年に一回しか発行しな

いA4 一枚の広報に328,482円もの支出をしている。それにしても前述のような内容で90%の按分である。区政に関する調査研究に資するための必要な経費として認められないので328,482円の返還を求める。

広報費—1▽

吉田あい (添付資料8-1, 8-2 参照)

広報費

吉田議員は「吉田あい区政レポート」を2012年春季号(平成24年)と2012年秋季号(平成24年)の2回発行している。春季号に吉田議員が議場で質問している写真を掲載し、「本会議場で質問に立つ吉田あい区議」と説明がついている。しかし、秋季号では全く同じ写真に対し「監査委員として区の予算や施策全般をチェックする吉田区議」と説明をつけて掲載している。何故、同一写真の使い回しをしているのだろうか、区民の目から見れば、この写真を信用していいのかと、疑問を持つと同時に、区政報告そのものにも疑念を持たざるを得ない。結果として、区民を騙すことになるとも言える。約80万円という高額な税金を使って作成する区政報告について、慎重で、正確な作成をすることは、選ばれた議員にとって、最低限果たすべきことと解する。

秋季号の紙面を見ると、約8分の1が「ホームヘルパー2級の資格を取りました!」という、吉田議員の個人的な記事であるので、作成費や郵送料等にかかった費用の8分の1にあたる56,703円の返還を求める。

秋季号にかかった費用 11/21 区政報告& 郵送用封筒印刷代 244,650円

11/17 区政報告郵送代208,974円(収支報告書では事務費)

合計453,624円

△

増田裕一

広報費広報年間2部「杉レポ14号」「杉レポ15号」を発行)

杉レポ14号(平成25新春号)について

区政レポート第14号デザイン製作費 52,500円、276,966円(3月2号)印刷費・発送代行料について

「杉レポ14号」は1行目の始めから何故か白テープが貼られてあるため(添付資料9参照)、空白の部分から始まり、空白の後1行目の最後の4文字から文面が始まっている。[話になり・・・]が広報杉レポの書き出しである。察するに他の何か文面に使った新年のごあいさつを流用したものと思われる。公的資金を使って発信する広報紙にこのような新年のご挨拶の文面を流用したものを広報のトップに持ってくる議員の不誠実さにおどろいてしまう。また広報費は税金からの支出だという認識が欠如している。公費である政調費からの支出はどうてい認められない。52,500円デザイン製作費276,966円(印刷費・発送代行料)の合計金額329,466 返還を求める。

広報費—2▽

<杉レポ15号について>

「杉レポ15号」の表面は門脇都議(当時)との対談のみを掲載している。

印刷費323,400円デザイン製作費52,500円を按分なしで計上している。

しかもレポートの最後は門脇都議に対して「本日はどうもありがとうございました」で終わっている。都議選も近い時期であるので、レポートそのものが門脇氏の選挙向

きの広報としか思えない。

しかも裏面は『飼い犬に関するアンケート調査』を掲載しているが、この調査は区政にどのように反映されたのか？ 監査委員は当然実物を見て監査されるのだろうが、今回も実物をご覧いただきしっかり監査してほしい。とても税金を使うような広報とはいえない。

区政に関する調査研究に資するため必要な経費としので判断できないので、印刷費323,400円、デザイン製作費52,500円の合計金額375,900円の返還を求める。

山下かずあき

広報費

区政レポート4/10号、7/1号、10/10号、12/30号、年4回発行している。合計950,250円が計上されている。

4/10号210,000円、7/1号262,500円、10/10号168,000円 3件とも領収書に区政レポート製作費備考 印刷代と書かれている。12/30号309,705円は領収書に区政レポート製作費、ポスティング代 備考 印刷代と書かれている。領収書発行先は(株)アクトブレインコーポレーションで制作、印刷、ポスティングを依頼しているが、単価、数量、配布枚数の明記がない。よって領収書不備の為公金からの支出は不適切である。950,250円の返還を求める。

松浦芳子

① 郵送料

5/12 郵便事業(株)杉並支店 区政報告春号郵送代 80円×1978通=158,240円

5/13 郵便事業(株)荻窪支店 区政報告春号郵送代 65円×1173通=76,245円

5/13 郵便事業(株)杉並南支店 区政報告春号郵送代 65円×804通=52,260円

5/13 郵便事業(株)杉並支店 区政報告春号郵送代 65円×2446 通=158,900円

松浦議員は5/12 と5/13 に郵便局から区政報告春号を郵送した。5/12 は安価な「郵便区内特別郵便」の割引を利用せず、すべて1通80円で郵送している。区議会事務局から重要「政務調査費の支出に関する事務処理について」と書かれ議員に配布されている冊子のP 7に【※安価な「郵便区内特別郵便」(同時に100通以上出す場合)等がある点に留意して計上します。場合によっては、説明も必要です】と明記している。区内の郵送であれば、5/13に3か所の杉並区の郵便局に行っているのに、すべて安価で割引のある「郵便区内特別郵便」を利用できたのに、5/12は割引の無い郵送料を使用した。区政報告は区民対象である故、5月13日にすべて割引のある「郵便区内特別郵便」を利用できたはずである。

郵送全部で6401通のうち約3分の1に当たる1978通に割引を使用しないのは納得できない。5/12の郵送を5/13にすれば、1978通は65円で郵送できたはずなので1978通×(80円-65円)=29,670円の返還を求める。

②10/4豊島郵便局 葉書区政報告用4000枚を購入して、そのうち「3424枚」171,200円を政調費として支出している。ということは4000枚のうちの3424枚、約85%を政調費で使ったことになる。そのはがきに印刷するために、10/11、10月区政報告印刷インクを(有)弘志堂で購入し21,000円を按分無しで支出した。

同日の10/11に10月区政報告ラベルを(有)弘志堂で購入し、12,950円を按分無し支出

した。購入したはがき4000枚のうち、85%にあたる3424枚を区政報告用として利用したので、10/11のインク、ラベルも85%に按分すべきである。インク代21000円×15%=3150円、12950円×15%=1942円 合計5,092円の返還を求め

③はがき購入

10/4豊島郵便局 葉書区政報告用4000枚(3424枚) 171,200円

11/21豊島郵便局 葉書500枚×50円= 25,000円

11/21豊島郵便局 葉書500枚×50円= 25,000円

12/27 豊島郵便局 葉書2000枚×50円= 100,000円

3/14豊島郵便局 葉書3000枚×50円= 150,000円

合計9,424枚×50円=471,200円の葉書を購入した。はがきはすべて、杉並区から遠い豊島郵便局で購入している。はがきをたくさん購入するとかなり重くなるはずだが、わざわざ遠い豊島郵便局で購入するのは何故か、説明を求める。

区議会事務局から重要「政務調査費の支出に関する事務処理について」と書かれ議員に配布されている冊子P7で【ハガキの購入】について「ハガキを大量に購入する場合は、その理由を示すなど説明が必要です。(換金可能な点に留意)」と明記している。区議会事務局がこのようなことを明記しているということは、杉並区議会で換金というようなことがあったのだろうか。区民としては、政調費はどのように使われているのかとても不安である。はがき印刷の見本は提出されているが、どのように郵送したのか、説明を求める。

3/20(有)弘志堂インク3月号区政報告葉書用 13,000円を事務費として計上したのは何故か、説明を求める(他の区政報告印刷用のインク代は広報費で計上されているので)

広報費—3▽

木梨もりよし

広報費

1) 区政報告印刷代 1,105,650円(24年春季号27万部、按分なし)

(昨年度 区政報告印刷代976,500円 按分なし)

2) ポスティング代 45,002+200,000部 区内軒並み配布相当と見なせる領収書に地域、配布内容、実施日記載なし

小計1,123,512円

(昨年度 区政報告新聞折り込み代 692,780円 按分なし 区内全紙全戸相当)

広報費合計は: 1)+2)=今回計2,229,162円(昨年度 1,669,280円)

交付額に対する広報費の比率は116.7%であり、特定一科目で年間予算を一括処理する異常さは24年度政調費処理に限らない連続した行為である。

全戸への無差別投げ込み一本の広報費が按分なしに政務調査活動としていることの問題がある。

昨年監査請求で警告したことを監査委員は無視、是正措置がとられなかったため、木梨議員には異様な予算消化が常態化している。

政調費の中で、年度末計上等が発生するケースが無いわけではないが、通常年間経

費予算の95% (23年度)～116% (今回24年度) がらみを年1回特定科目で一括処理する異常さは、企業会計の中でも予算消化目的と見なされ(たとえば次期にまたがる経費の処理、資金プール、無目的等) 監査が入ることとなるので、詳細な説明、根拠が必要である(社会通念上の常識として昨年度も指摘した)。

前回、今回とも、このような全戸折り込みやポスティング手法は単なる知名度アップであるとしか言いようがない。たとえ区政報告の名をかたろうとも、全区的知名度対策(無差別配布)であって、それは私費で自由に実施できるものであり、あるいはすべきものであるから(その手段が閉ざされているわけではない)、監査上政務調査費運用として甘く追認する必要はなく、条例・規則・規定違反である。少なくとも区政報告内容とは別途の配布経費の按分が必要であり、按分なしは不当である。前回の請求人らの警告に対し、監査委員はこのような肥大した広報費を何ら指摘することなく見逃しているため、木梨区議は政務調査費の広報費への極端な処理を更に拡大してしまって異様であり、これは監査委員の責任である。条例・規則・規定以前の問題としても公金である政務調査費の経費処理として健康なことではない。

領収書等証憑不備

まず、広報費の証憑における問題点として内訳不明があるので、適切な経費であるか判断できない。今回の印刷代110万円以上で証憑による備考欄記載の部数や単価の証明が無く、不当。少なくとも版代、紙代、印刷代、折代、送料、納品日等の内訳があるのであり、業者から簡単に求めることができる。簡単に入手できる証憑類を監査委員がわざと甘く見逃すため、領収書類の不備が企業会計から見れば恥ずかしいほど多い。

今回は前回23年度と異なり、新聞折り込みでなくポスティング(計24万部以上)にしており経費としてもアップしている。これについても内訳の証憑なく、実施日や配布地域等不明である。これも業者に内訳明細を作らせればいいわけ(見積もりや請求時点、領収時点でも可)、公費としては最低限の事務処理であるに過ぎない。税金に対する透明性ある処理、コスト意識が必要だということでもあり、企業はじめ社会通念上経費処理の常識であることが議員にできていないのは、監査委員の責任である。

(条例第10条第1項、2項、規定第3条にある証明となる領収書に違反)

区政報告内容

次に、区政報告の現物による内容について政務調査費としての不当である。

区政報告全2ページは、全ページが2012年3月21日の木梨区議の第一回定例会予算特別委員会での意見開陳そのものだけである。他の記事や解説は一切ない。公開されている議会議事録版と一字一句変わらないということである。請求人は、この区政報告春季号の内容について、木梨議員が一年間進めてきた政務調査研究活動であるかどうかの議論に立ち入るのではなく、また、政務調査活動の内容そのものは、木梨議員の自律・自立的判断に依拠していると解している。しかし、按分なしに、全額を政調費に計上することに配布手法含めて疑念を持たざるを得ない。それは、政調費支給額の116.7%、192万円を超え(広報費の計上の極端さは他の議員と比べても一目瞭然)、議員本人の名前、「共に生きる世の中を」の標語、会派名、顔写真、事

務所住所、連絡先電話、FAXとあとは議会議事録と全く同一のものだけを記事とした区政報告(木梨議員の解説や区民意見聴取の勧誘記述も皆無)を杉並区内に無差別全戸ポスティングしているからである。今回も前年度同様で議員の支持者や後援会関係者へのDMではなくいわば杉並区全住人不特定多数宛でのチラシで、年度内この一回だけである。これは、広報費の扱いについて区の監査結果に言うところの「区の施策の一部や議会質問内容などを区政報告として区民に配布することは、自らが関心を持つ施策や考え方を区民に周知することを通じて、それらの課題に対する区民の意見等を収集し、区政に関する調査研究の一助にしようとする試みとして理解されるのであって、少なくとも『議員の調査活動基盤を充実させその審議能力を強化させる』ものとしてみる事ができる」

・・・と言う見解からしても規定に合致しないこととなる。つまり、明確な意見等収集の意図がないこと、議員の調査活動基盤との関連が無いことが明白な内容だからである。

(規定第2条(1)(9)及び使徒基準細目別表(広報費)に反し、実態に即した按分もない)

無差別全戸配布(ポスティング)

客観的に見れば「木梨議員の名前」をとにかく年度末年初等に政調費を使って区内全戸無差別配布したことになる。

政調費にそのような知名度アップや選挙活動につながる活動趣旨は無い、条例、規則、規定違反である。今回のポスティングも過去にまして更にその度合いを増している。監査委員が問題性を指摘し、是正勧告できてないのは不作為にあたる。

各議員が自費でどのような区政報告や各種広報紙、後援会チラシを無差別全戸配布で出そうと主体的な自由な活動であり、その道は閉ざされていない。

ただし公金である政調費は全く別である。税金・公費として政調費の116%が一括で今回のような区政報告ポスティングのみで経費処理される状態は条例・規則・規定違反であり、本来的にも区民・納税者にとっては政務調査活動としての適正処理だとは思えないし、不当である。極論すれば区議全員が、このような政調費の100%以上(前回は95%)を木梨議員のような折り込みチラシ代やポスティング無差別全戸配布に一括処理する場合に、監査委員は法令・条例・規則・規定に対して適法性・正当性があるとする説明が存在するのか、杉並区としてよろしいのかということである。

広報費が全政調費の116%であり、今回監査委員は放置すべき状況ではない。

監査委員の責任において、政調費の192万円以上の処理を公費会計上の違法、規定違反とすることと、政調費の広報費における全区配布、無差別配布は区政報告等内容のいかんにかかわらず、選挙活動に極めて近く政調費と認められないとすべきものである。

(上位法である地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」及び地方財政法第4条第1項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度こえて、これを支出してはならな

い」に抵触するルーズな政調費処理であり、かつ条例第9条及び施工規則6条の広報費の使途基準違反、事務処理規定(広報費)に違反)

以上から出納簿における広報費処理2,229,162円は法令・条例・規則・規定違反の処理であり、不当であるので政調費交付額を限度とした1,920,000円を返還するよう請求する。

追記:

前回(23年度監査)での議長調査の会派・議員の回答(木梨議員分)について次の指摘をしておく。

今回(24年度監査)では監査委員としての判断を明確に求める。

1. 領収書は規定で内訳は知らない・・・という答弁があったが規定から言っても、納税者から言っても認めがたい。印刷代内訳や配布部数、地区、実施日付等は記載が当然で困難性は無く、証明事項として省略を容認する運用は奇異である。法令・条例・規則・規定趣旨からいって透明性を持って処理すべきで内訳を拒否する理由にならない。監査委員は是正指導すべきである。
2. 前回主要各社折込みは区民多くに知ってもらうため・・・という答弁があったが、なぜ、木梨議員の前前回の心を込めた切手貼りと異なるのか不明で、納得性が無い。知名度を狙ったとの指摘に反論できていない。無差別全戸配布は政務調査活動ではない。
3. 議会発言のありのままの表現は区政報告で認められている・・・という答弁は外見上の事だけであり、経費按分ゼロの正当性ではない。
4. 区政報告に電話とFAXを記載した…からと言って、直ちに区民からの明確な意見収集が意図・理由とされていることにはならない。
5. 23年度政調費総額に対する比率は94.86%を一括処理(今回24年度監査では116.7%)・・・したことにたいし、これが区議会全議員でも適法性、規則・規定内の正当性ありとする監査委員からの見解が回答されてない(つまり監査委員は結論を避け、出していない)。全議員が広報費による全戸無差別配布を実施しても法令・条例・規則・規定内か? 監査委員の回答を求める。

ある区議の1事例を甘く追認するような監査は全議員に対する監査モラルの低下、不公平感を招くこととなると指摘する。

監査委員は、区議が私費による自由な広報手段も自由にもつ中、今回の木梨議員のような、前年より更に度を越した全区無差別ポスティングを全議員が行っても適法、規則・規定内で健康な政務調査費の処理と見なすのか、地方自治法と地方財政法の趣旨に照らして是正を促すのか改めて回答を求める。

繰り返すが、私費により区議の選挙対策や自由な広報内容の全戸配布手法はいつでもできるのであって、公金である政調費処理を甘く追認していく監査態度は、結果として議員の政務調査活動の本来趣旨をゆがめ、モラル低下(あれも有りならこれも有り)、適切な政調費処理をしている他区議との不公平感)を招くことにつながり、それは正に監査委員の責任であると指摘する。

10. 事務費

<措置請求>

<携帯電話>

事務費—1▽

安齊あきら(添付資料4参照)

携帯電話代(ソフトバンクモバイル) について(按分はすべて50%で計上)
4/5(2月分、7,589円) 5/7(3月分、7,536円) 6/5(4月分、7,536円)
7/5(5月分、7,919円) 8/6(6月分、7,536円) 9/5(7月分、7,535円)
10/5(8月分、6,550円) 11/5(9月分、6,550円) 12/5(10月分、6,550円)
1/7(11月分、6,550円) 2/5(12月分、7,229円) 3/5(1月分、6,582円)
以上、合計85,662円

添付資料の都選管に提出した「安齊あきら後援会」の収支報告書に、携帯電話代1月～12月分、87,948円を記載している。

携帯電話代について、約半額の87,948円を安齊後援会から支払い、実際に安齊議員が携帯電話代として支払ったのは85,662円である。この状況から判断すると、政務調査費の上限を算出する上で、基礎となるべき金額は85,662円である。

政調費に関する「使途基準細則では、携帯電話代の上限は1/2とする」規定されているので、85,662円の2分の1にあたる42,831円の返還を求める。

(安齊後援会の会計年度は1～12月、政調費の会計年度は4～3月なので、金額には多少の違いが出てくる。)

△

事務費—2▽

河津利恵子

① デジタルカメラ 9月27日 80%按分21,081円

河津議員は平成21年10月1日80%按分で28,201円でデジタルカメラを購入している。

「政務調査費の支出に関する事務処理について(平成24年度版)物品等の耐用年数」によると、「カメラ」の耐用年数は5年になっている。平成21年に購入したデジカメがまだ耐用年数を過ぎてないので今回購入したデジカメは認められない。デジタルカメラ代金21,081円の返還を求める。

△

② 携帯電話、スマートホン、固定電話

4月26日 インターネット接続料(80%按分)4,360円、事務所電話代(50%按分)742円、携帯電話代(50%按分)4,441円、モバイル通信・接続料(80%按分)4,792円、5月25日 プロバイダー(80%按分)2か月分1,344円など4月1か月分で15,679円政調費からの支払いがある。後の11か月分も事務所電話代(50%按分)携帯電話代(60%按分)モバイル通信接続料(80%按分)が計上されている。この中に自宅FAX付き固定電話を50%按分して事務所電話代として計上されている。河津議員が提出している領収書等の備考欄にも「自宅FAX付電話(50%)」と記してある。自宅のFAX付電話の電話料の支出は、自宅に事務所があるのかが不明で公私混同が疑われる。また区政に関する調査研究に資するため必要な経費として判断できないので、事務所電話料8,625円の返還を求める。

10月26日

課目違い インターネット接続料は事務費だが調査研究費になっている。

<p>事務費—3▽</p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p>△</p>	<p><u>山下かずあき</u></p> <p>事務費 221,380円</p> <p>11/23 デジカメ(90%按分) 18,700円の90%で15,506円計上されている。区政レポート4,7,10,12月の4号に写真が掲載されている。</p> <p>4/10号 写真2枚 7/1号 写真2枚 10/10号 写真14枚 12/30号 写真5枚</p> <p>「政務調査費の支出に関する事務処理について(平成24年度版) P8によると</p> <p>【事務用品や備品の購入】・・・「他の用途との併用が社会通念から見て一般的な物品等についての按分割合の基準を2分の1と設定し・・・ほかの用途で使わないことや2分の1を超える按分割合で計上していることについて、合理的な説明がされている場合は、その支出を妥当なものと判断することが適当である」とある。90%按分したことに對し合理的な説明がされていないので15,506円の返還を求める。</p>
<p>事務費—4▽</p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p>△</p>	<p>6/11 電子書籍22,240円(26,800—2,088ポイント)×90%(按分)</p> <p>4/10号 写真2枚 7/1号 写真2枚 10/10号 写真14枚 12/30号 写真5枚</p> <p>「政務調査費の支出に関する事務処理について(平成24年度版) P8によると</p> <p>【事務用品や備品の購入】・・・「他の用途との併用が社会通念から見て一般的な物品等についての按分割合の基準を2分の1と設定し・・・ほかの用途で使わないことや2分の1を超える按分割合で計上していることについて、合理的な説明がされている場合は、その支出を妥当なものと判断することが適当である」とあるが、合理的な説明がされていないので<u>22,240円の返還</u>を求める。</p>
<p>事務費—5▽</p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p>△</p>	<p><u>山本あけみ</u></p> <p>4/3 ノートパソコン(コピーあり) 73,912の計上がある。92,391円のノートパソコンを80%按分して計上しているが、政調費から80%の按分で支払する根拠が不明なので<u>73,912円の返還</u>を求める。</p>
	<p><u>松浦芳子</u></p> <p>① 事務費として計上されたインク代(すべて按分は2分の1である)</p> <p>11/30(5,975円) 8/27(3,575円) 10/25(13,900円) 11/20(2,300円)</p> <p>11/26(1,650円) 12/2(2,150円) 1/10(7,000円) 3/7(4,000円)</p> <p>合計40,550円</p> <p>広報費の欄に書かれたインク代はすべて区政報告用などと説明があった。しかし、事務費として購入したインク代には説明がなく、どのように利用されたか、不明である。さらに印刷するための用紙の支出は全くないので、どこに印刷したのかも、不明である。</p> <p>按分が2分の1ということで、40,550円を私的に利用していることはわかるが、<u>区政に関する調査研究に資するため必要な経費と証明できるものは何らないので、40,550円の返還を求める</u></p> <p>② 5月1日に宅急便で「24年春号区政報告発送」としてチラシを川口市に送っている。収支報告書にチラシと書いてあるが、実物は無いので不明である。もし、それが区政報告であるならば、杉並区内で使用するものを川口市に送る目的が不明であるので、<u>宅急便代1,500円の返還を求める</u>。</p> <p>③ 10/25 プリンター購入 36,720円の按分2分の1で18,360円</p>

④ 11/6 デジカメ購入 43,800円の按分2分の1で21,900円

松浦議員はプリンターが壊れたため、デジカメが故障のためという理由で購入した。今までに、プリンターは平成15年8月26日、16年7月10日、17年5月31日、20年1月1日に購入し、6月21日には修理代を政調費から支出した。

デジカメについては、平成15年12月25日、16年7月2日、(17年8月19日はビデオカメラ) 18年4月3日、20年3月12日、10月8日に購入した。以上みられるように、松浦議員は耐用年数に関係なく、たくさん買っていた。今使っているのはどれが壊れたのだろうか。修理すれば使えないのか。デジカメの耐用年数は5年であるので、認められない。安易に壊れたから、政調費で購入するという姿勢は正すべきである。耐用年数を超えてないデジカメの21,900円の返還を求める。

藤本なおや

藤本議員は、平成24年8月に、「27インチファミリーサイクル」を、Olympic高円寺店で、27,598円で購入し、按分比50%で、政調費に計上している。その使用目的に関しては、添付された領収書添付用紙備考欄に、「政務調査活動用として1/2按分計上」と記されているのみである。

藤本議員は、公共交通機関等を利用した交通費の政調費への計上は、タクシー使用が2回<平成25年1月の保育園入園相談のため、高円寺～阿佐ヶ谷の往復(710円+710円)と佼成病院移転調査のため高円寺・和田間(1,160円)>のみである。その他、ガソリン給油額を按分比50%で10,982円を計上しているが、その使途の開示はなされていない。従って、購入した自転車を、活用して、研究調査活動を行っているとは推測されるが、その実態は不明である。従って、政調費条例第9条(使途基準)、「政調費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」の規定を遵守した使途・支出であるかどうか判明せず、公金の管理を怠っている疑いがあり、計上額13,799円の返還を求める。

11. 会派事務費・人件費の分担について

収支報告書で、会派関連費用が、政調費に計上されているが、会派事務所の所在場所の記載がなく、区役所3階の会派・議員の控室が、当該会派事務所に該当すると推定した。議員控室使用規程は、議長訓令として、昭和38年に発令され、平成4年に改正されているが、その第2条に、控室の使用については杉並区役所所内規則に拠るほか、当該規程の定むるところによるとされている。又、その第3条には、控室の使用は議会開会中とし、必要があつて議会休会中に使用する場合は事務局員職員の勤務時間内とするとされ、更に、その第2項に、特に必要がある場合は議長の承認を得て時間外にわたり使用することができる、と規定されている。しかし、各会派の控室使用の実態は、議員控室使用規程の内容と異なり、恒常的な会派の事務所となっている解した。

<措置請求>

平成25年度内に、杉並区議会自由民主党に所属した議員に対して、所属していた期間に応じて、当該年度末の3月に、会派事務所に関連した費用を、各議員が分担す

る処理が行われ、それに関する報告書が各議員の収支報告書に添付されている。
政調費に計上されている各議員の分担費用は、以下のように算出されている。
人件費： 党支部が1/2を支払い、その残りの1/2の1/2(按分比1/4)を、関係議員
で等分し、政調費として計上
電話料及び事務費： 按分比を1/2とし、関係議員で等分し、政調費として計上

人件費に関しては、議長訓令を基とした「政調費の支出に関する事務処理について」と題する議会内のガイドラインには、「勤務内容と日給等を明記のうえ、議員一人当たり月額5万円を上限として勤務実績に応じた額とする」と規定されている。勤務内容に関して、留意事項では「勤務の実情を示す書類を提出し、その中で具体的に説明」するように求めている。

しかし、杉並区議会自由民主党の政務調査費報告書には、上述の留意事項が求める内容の記載は全くなく、どのような内容の職務に従事していたかが不明であり、更に、雇用した補助職員が賃金の受領を示す領収書の添付もなされていない。従って、区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」の規定を遵守した使途・支出であるかどうか判明せず、公金の管理を怠っている疑いがあり、関係議員に対して、以下の返還を求める。

△ < 富本卓、大熊昌巳、脇坂たつや、大和田伸、浅井くにお、井口かづ子、今井ひろし、大泉時男、小泉やすお、吉田あいの10名の議員：一人当たりの返還額37,092円、返還額合計370,920円

< 藤本なおや議員(平成24年5月30日会派離脱) > : 返還額5,593円

更に、会派電話料通信費及び事務用品等の費用が、政調費に計上されているが、その使用実態が開示されていない。これらの費用計上についても、政調費条例の趣旨に反し、公金の管理を怠っている疑いがあり、下記の様に返還を求める。

< 富本卓、大熊昌巳、脇坂たつや、大和田伸、浅井くにお、井口かづ子、今井ひろし、大泉時男、小泉やすお、吉田あいの10名の議員：一人当たりの返還額7,559円、返還額合計75,590円

< 藤本なおや議員(平成24年5月30日会派離脱) > : 返還額892円

以上

甲 会則(省略)

April 30, 2014

平成 24 年度政調費監査請求書 添付資料


1. 政調収支報告書支出一覧
2. 山下かずあき 紙片領収書
3. 事務所費使途一覧表
4. 安齊あきら
5. 松浦芳子 1
6. 松浦芳子 2
7. 今井ひろし
8. 吉田あい (8-1, 8-2)
9. 増田裕一

添付資料 2 山下 由紀子 議員

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. 13
----------	------	--------

領収書等貼付欄			
24 年 5 月分	24 年 4 月 23 日 受取りました	領収印 	家賃 125,000 雑費 5,000 ¥140,000
備考 ・ 4/23 事務所賃料 (5月分、按分8.3%の50%) : ¥140000 × 8.3% × 50%			

添付資料3
 <平成24年度政調費 事務所費>

2014年2月26日現在

	事務所賃借費		水光熱費、電話等費用				備考				
	計上額	形態	水道	ガス	電気	電話		その他	按分比	計上額	
			%								
1. 所有する自宅の一部を事務所として申し立て											
公明	33,513	自宅 本人所有 本人	0	11,417	12,138	9,958	0	0	10	33,513	
自民	34,241	自宅 本人所有 本人	0	2,932	8,613	22,696	0	0	10	34,241	計上なしの月あり
民主	38,727	自宅 本人所有 本人	0	12,095	12,867	13,765	0	0	8.5	38,727	
2. 賃借する自宅の一部を事務所として申し立て											
自民	322,679	自宅 賃借 本人	16.6	2,940	3,744	15,993	6,002	0	16.6	28,679	計上なしの月あり
自民	220,955	自宅 賃借 本人	10	10,060	8,136	10,759	0	0	10	28,955	
民主	71,188	自宅 賃借 本人	4.15	0	0	1,467	0	0	4.15	1,468	
3. 区議員自身あるいは親族所有の商店・会社の一部を事務所として申し立て											
自民	320,340	グリーン住居所有会社 本人	18.16	0	0	0	0	0	-	0	
自民	300,000	藤工機 親族所有者 本人	50	0	0	0	0	0	-	0	
4. 貸事務所を賃借											
自民	300,000	事務所を賃借 本人	50	0	0	0	0	0	-	0	
みん	486,499	事務所を賃借 本人	50	0	0	0	0	0	-	0	
創新	456,887	事務所を賃借 本人	50	11,086	0	29,426	53,375	63,000	50	156,887	月租駐車場
5. 区議員自身の後援会事務所の一部を事務所として申し立て											
民主	529,403	後援会事務所と共用 本人	50	8,946	0	10,457	0	0	50	19,403	
6. 区議員の会派として貸事務所を賃借											
無区	944,807	区会派として賃借 会派	50	8,820	11,608	51,807	0	0	50	72,235	
7. 広範な地域を対象とする政党の事務所と共有、一部使用											
小松久子											PCネットワーク 193,110
ねみ	1,742,235	党事務所 賃借 ねみ党	50	0	4,038	81,852	48,093	486,852	50	620,835	コピー機リース 87,531
そね文子											電話機リース 206,211
みどりすけろろ産婦	355,320	党事務所 賃借 みどりの産	12.5	0	0	0	0	0	-	0	486,852
合計額	6,156,794		5,121,851	68,296	61,144	248,180	107,470	549,852		1,034,943	

添付資料 4

(その1)

収支報告書

〒167-0023

1 主たる事務所の所在地 東京都杉並区上井草4-16-8

(ふりがな) あんざいあきらこうえんかい

2 政治団体の名称 安齋あきら後援会

3 代表者の氏名 安齋 昭

4 会計責任者の氏名 安齋 昭

5 平成 24 年分

団体コード 0118012092001180
前年繰越額 4,254,367 円

事務担当者の氏名 安齋 昭

電話番号 03-3397-6331

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合
⊗		



111210

※該当箇所には「レ」すること。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
東京都内	

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/>	有
<input type="checkbox"/>	無
公職の種類	杉並区議会議員 (現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	安齋 昭

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類	(現・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間	
平成 年 月 日から	
平成 年 月 日まで	

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成 年 月 日から	
平成 年 月 日まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取銷しをした場合のみ記入のこと。 ※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

(その2)

収支の状況

都団体用

項目	金額	項目	金額
I 収入総額 (1)~(2)計	4,454,367	II 支出総額 1~2の計	1,502,299
(1) 前年からの繰越額	4,254,367	1 経常経費の合計 (1)~(4)の計	752,299
(2) 本年の収入額 1~6の計	200,000	(1) 人件費	0
1 個人の負担する党費又は会費	0	(2) 光熱水費	19,058
(党費又は会費を納入した人の数)	0	(3) 備品・消耗品費	0
2 寄附 (1)~(2)の計	200,000	(4) 事務所費	733,241
(1) 寄附の区分 ア~ウの計	200,000	2 政治活動費の合計 (1)~(6)の計	750,000
ア 個人からの寄附	0	(1) 組織活動費	0
(うち 特定寄附)	0	(2) 選挙関係費	0
イ 法人その他の団体からの寄附	0	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 ア~エの計	0
ウ 政治団体からの寄附	200,000	ア 機関紙誌の発行事業費	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	イ 宣伝事業費	0
(2) 政党匿名寄附	0	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0	エ その他の事業費	0
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入) (100万円以上の政治資金パーティー)	0	(4) 調査研究費	0
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入) (パーティー収入20万円超の支払)	0	(5) 寄附・交付金	750,000
(2のうち対価の支払いのあっせんによるもの)	0	(6) その他の経費	0
4 借入金	0	備考	
5 本額又は支額から供与された交付金に係る収入	0		
6 その他の収入 (1)~(2)の計	0		
(1) 10万円未満のもの計	0		
(2) 10万円以上のもの計	0	III 翌年への繰越額 (I-II)	2,952,068

(その14)

この様式は経常経費用です。

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳		事務所費					
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
事務所費借代 1月~12月分	510,000	24	12	31	安斉あきら	東京都杉並区上井草4-16-8	
駐在所代 1月~12月分	94,125	24	12	31	安斉あきら	東京都杉並区上井草4-16-8	
携帯電話代 1月~12月分	87,948	24	12	31	安斉あきら	東京都杉並区上井草4-16-8	
この頁の小計	692,073						
その他の支出	41,168						
合計	733,241						

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その20)

宣誓書


添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)


この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 25 年 3 月 28 日

政治団体の名称 安斉あきら後援会

会計責任者の氏名 安斉 昭 

(1代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。)

代表者の氏名 

(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
(注2) 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

添付資料 5

第3号様式 (第4条関係)

政務調査視察報告書

会派・議員名 松浦 芳子

出納簿 整理番号	11 月分	No.
----------	-------	-----

視察・研修会等報告	
実施日	平成24年11月16日～平成 年 月 日
参加者氏名	田沼千葉市議・松浦杉並区議・豊田市議・来本蒲郡市議・ 工藤前横浜市会・山本前港区議
視察先	学校法人 海陽学園・ラグーナ蒲郡
視察目的	中学生や高校生が全寮制で、次代のリーダー養成するために企業が協力している状況を視察・ラグーナ蒲郡にて観光施設を見学
行程	東高円寺ー東京駅ー三河大塚一車で海陽学園ー蒲郡ラグーン視察 ー三河大塚ー豊橋ー東京ー東高円寺
概要	<p>トヨタ自動車等の企業が作った全寮制の中高一貫校。企業が支援して全寮制の中学、高校を作ったの経営は珍しい。寮の責任者等は、企業の社員が派遣されており、学生にとっても色々な体験を聞くことができる。私達を案内して下さった女性は、JRの社員で新幹線の運転種の免許も持っているとお聞きして驚いた。</p> <p>ラグーナ蒲郡は、観光施設としては良く出来ており、各施設が工夫されておりまとまっている。観覧車から見る夕日は絶景だが、交通の不便な所が難点。</p>

添付資料 6

第3号様式（第4条関係）

政務調査視察報告書

会派・議員名 松浦芳子


出納簿 整理番号	5 月分	No.
----------	------	-----

視察・研修会等報告	
実施日	平成 24 年 5 月 9 日～平成 年 月 日
参加者氏名	佐々木浩・吉田あい・田中ゆうたろう・他地方議員 6 人 松浦芳子
視察先	足立区いずみ幼稚園
視察目的	絶対音感教育他、論語教育等の特色ある幼児教育を視察
行程	亀有駅集合→タクシーで幼稚園へ 幼稚園で解散
概要	<p>絶対音感を指導する幼稚園とのことで見学させて頂いた。</p> <p>アイマスクをしての音感教育では、隣のお友達の様子は見えないが、一人一人が、先生のピアノの音を全部自分の耳で聞いて行動している。</p> <p>この時期に脳を鍛えておけば、脳細胞がきちんと出来あがるので、今後の人生に大いに役に立つ。独立心も養えるしこれは凄い教育である。</p> <p>最後に講堂で合唱を聞かせて頂いたが、高校生の合唱コンクールのように聴こえ生徒も素晴らしいが、先生の指導も大変なはず。</p>

区政報告 杉並区議自由民主党 2023年11月発行

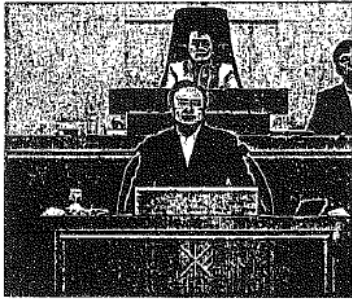
今井ひろし通信

Vol. 2



守ります！高齢者と子育て家族の未来。

平成24年 議会活動報告と区政報告



第3回定例会本会議の本会議場での一般質問

新春にあたり、

お慶びを申し上げます。

平成24年は区民生涯委員会副委員長を拝命し、区税や区民相談等、区民に直接携わる行政を精査しました。

また、区政80周年記念行事の際には、議会改革特別委員会の一員として区民との懇談やアンケートを行い、区議会への要望をいただきました。

今年もアクションに活動し、広い視野を持って区政を精査し、提言を行ってまいります。

皆様には御指導御鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

平成24年活動報告

第3回定例会本会議一般質問

今後の区財政に重大な影響が懸念されている公共施設を立て替えるに伴う施設整備費について質問し、区長より今後の進め方と、区民との合意形成作りを慎重に進めるとの答弁をいただきました。

さらに、昨年の夏に社会問題となった大連市いじめ問題について、「対岸の火事ではない」ことから、絶対に自給は食い止めるのが教育のあり方だと提言し、教育長より早期発見、早期対応するということ答弁をいただきました。

また、国の社会保険と税の一体改革関連法のうち、子ども子育て関連3法について区としての見解を質問し、必要な支援を拡充して行くとの答弁をいただきました。

(9月10日)

決算特別委員会 歳入の款

施設再編整備を進めるにあたり、基金を含めた今後の区財政運営について質問しました。今後10年間の計画の基金540億円が、区目標としている

財政調整基金最低維持ライン170億円を確保していることから、実質の基金370億円に対して、施設整備費の支出計画が505億円であることを指摘し、早急な施設再編計画作りを提言しました。

また、歳入に関連して、収入未済額105億円の早期回収と回収方法手段の見直しについて指摘しました。

(9月21日)

保健福祉費・環境清掃費の款

杉並版事業仕分けに基づき保育料の異値の計画について質問し、料金の公平性の確保を提言しました。また、区立保育園民営化について質問し、平成26年までに4つの保育園を民営化するとの答弁をいただきました。民営化に当たっては、保護者への情報かつ丁寧な説明の必要性を提言しました。

毎回、欠かさず虐待防止に向けた質問をしており、今回も杉並区の被虐待相談件数は前年より千件以上の増加



決算特別委員会において委員会室での質問

会議の録音中継を見ていただくことができます。

杉並区ホームページから「杉並区議会」を選び、「本会議録音中継」>平成24年第3回定例会「9月5日」「委員会録音中継」>平成24年決算特別委員会「9月21日」「9月27日」「10月2日」の順で読み、質問者「今井ひろし」を選んでください。

今井ひろし事務所（上水保育園内）

〒168-0072 東京都杉並区高井戸東2-9-4
Tel: 03-3333-8620 Fax: 03-3333-2801
E-mail: hoeman01@jcom.home.ne.jp

虐待対応件数も百六十二件と前年よりも増加傾向にあり、虐待防止にかかわる施策のさらなる強化と関係機関の研修強化を提言しました。

最後に障害者総合支援法と障害者虐待防止法の施行に伴う詳細な内容について質問しました。特に、政府（当時）の民主党政権（が異議）を公言し、総合福祉法部会から提出された骨格法案に対し、杉並区議会も賛成する方向で見解を述べたことについて。

しかし、その一部しか反映されておらず、問題が多岐にわたる指摘し、杉並区において今後、独自のサービスを拡充すべく提言しました。（9月27日）

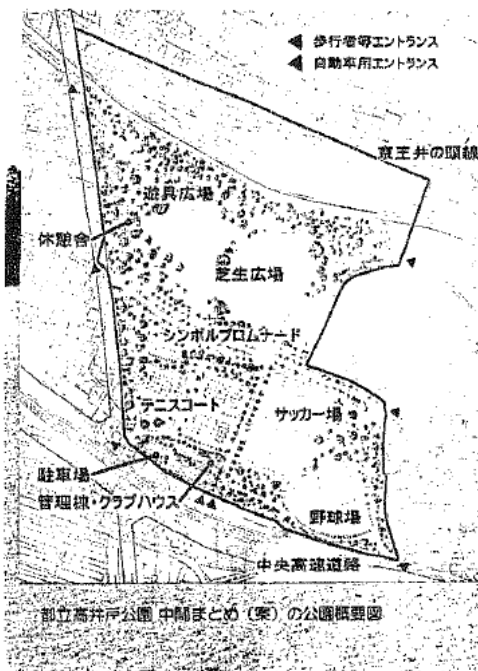
都市整備費・教育費の款

東京都は平成23年12月に高井戸公園を優先整備区域に指定し、その進捗状況を調査し、整備に際し、地元住民への意向を必ずしも確実に推進することが困難となりました。これについては、区長との密着がなされ、東京都と連携を密着して、住民の意向を汲みながら進めたいとの意向がありました。

教育費においては、一層質問に続き「いじめ問題」を取り上げ、さらなる防止策の拡充を提言しました。また、インターネットによるいじめの把握、解決に尽力するよう提言しました。

（10月2日）

高井戸公園整備計画（案） 中間のまとめができました



都市計画高井戸公園について、年末に東京都建設局より「高井戸公園の整備計画」中間まとめが発表されました。

「国の理念を継ぎ、スポーツの魅力を高める」という理念を踏まえ、広大な土地の活用を促す。健康増進やスポーツを主体とした「アクティブゾーン」を創出する。また、すでに指定されている遊歩道として、防災機能の向上、神田川や土水の水辺の緑、放射線等線の緑、また、帯状の緑と公園の緑を連続させ、水と緑のネットワークの形成を図り、市民の利用に供し、地域のまちづくりにも寄与する。とあり、おも

- ① 多岐なみどりの環境づくり
 - ② 安全・安心な空間づくり
 - ③ 多目的なニーズに対応するスポーツ施設づくり
 - ④ 土地の質を活かした魅力ある景観づくり
- をコンセプトとしています。
- 概要として公園を大芝生広場ゾーンとスポーツゾーンに区分し、2つのゾーンの間にはシンボルプロムナードを配置してあります。大芝生広場ゾーンは、芝生広場エリアとレクリエーションエリア、修景樹林エリアの3つのエリアで構成、スポーツゾーンは、運動施設エリアと管理・サービス施設エリア、修景樹林エリアの3つのエリアの構成になっています。

再構築された自民党ネットワーク

平成24年12月に衆議院の総選挙が行われ、多くの政党が乱立する中、自由民主党は経済の再生を訴え選挙戦を繰り広げました。私も選挙カーに乗って応援活動を致しました。選挙の結果、ご支援をいただき政権を奪還致しました。これにより国会、都議会、区議会とも第一党となり、自民党のネットワークが再構築され、区政から都政や国政にスムーズな連携を持てるようになりました。今後、皆様への御負担に感えるべく安倍内閣が進める日本の再生に注視していただき、皆様方の信任が得られますよう杉並区議会自由民主党も全力でサポート致します。



視察報告

昨年夏に杉並区議会自由民主党会派で東北被災地の陸前高田市へ復興状況の視察と避難住民との懇談会を行い、今後も支援拡充が必要だとの認識を新たに致しました。

秋にはスポーツ関連で板橋区のナショナルトレーニングセンターを視察し、地域総合型スポーツクラブの弱業を受けました。また、区民生活委員会では金沢市、新潟市、新発田市の3つの役所を視察し、協働のまちづくりチャレンジ事業や起業家支援事業、商店街活性化事業などを勉強して参りました。



区議会報告・予算特集号

吉田あい 区政レポート



平成24年 春季号

杉並区議会議員

吉田あい

— 吉田あい事務所 —

T166-0002 杉並区高円寺北4-20-13



本会議場で質問に立つ吉田あい区議

10年後を見据えた 新しい基本構想が策定されました!

杉並区議会は平成二十三年二月十六日より第一回定例会を開き、一月以上にも及び会期を終り三月二十二日に閉会しました。

我が国の経済動向は東日本大震災や円高、また海外経済の更なる下振れが懸念される状況の中で、極めて不透明な状況です。杉並区は、区民の生活を守るべく、慎重な財政運営に努めて行く必要があります。議会開会初日、田中区長から平成二十四年度予算方針とその役割の説明が行われました。

これを受け各会派の代表質問が行われ、引き続き予算特別委員会が開催されました。また、三月五日、六日には基本構想特別委員会が設置され、集中審議が行われました。

最終日の三月二十二日の本会議において、新年度予算及び関連議案などを賛成多数で可決しました。

平成二十四年度の杉並区当初予算は、新予算二、五二五億三、四九八万円となり、前年度と比べて二億三、二九四万、千円の増となりました。二一般会計は、一、五四六億五、九〇〇千円で前年度と比べ五八億五、二〇〇万円、三・九%の増となりました。増となつた要因は、職員人件費の減や公債費の減はあるものの、公園等の整備、東京電力総合グラウンドの用地取得などの投資事業の増などによるものです。また、税制改正による年少扶養控除の廃止などの影響を踏まえて予算を編成しました。

なお、主な主要事業は下記の通りです。

基本構想とは

基本構想とは、杉並区の将来像を示すものであり、今後の杉並区を創っていくための中長期的な計画体系の最上段に位置する、区政運営の基本的な方向性を示すものである。本区では、この基本構想に基づき、平成二十四年度から平成三十九年度までの10年間の中期計画を策定し、10年後を見据えた将来像を描いた。

(各会計当初予算規模)

(単位:千円)

会計	23年度	24年度	増減額	増減率
一般会計	1,546,659,000	1,488,807,000	57,852,000	103.9
国民健康保険事業会計	51,766,410	50,553,279	1,213,131	102.4
介護保険事業会計	34,195,215	31,134,449	3,060,766	109.8
後期高齢者医療事業会計	11,713,941	10,917,310	796,631	107.3
中小企業勤労者福祉事業会計	200,414	0	200,414	増
合計	252,534,980	241,412,038	11,122,942	104.6

平成24年度主要事業の紹介 ~10年後の杉並区の目指すべき将来像~

- ① 耐震改修促進 (6億6,000万円)
 - 建築物耐震診断を支援し耐震改修工事費の一部を助成し特定緊急輸送道路沿いの建築物耐震化を促進します!
- ② 防災まちづくり (2億7,400万円)
 - 震災対策計画等による不燃化促進と木造密集地域の不燃化、道路幅員の整備を進めます。
- ③ 災害時子供の安全確保の整備 (1億5,200万円)
 - 災害発生時に学校や保育園、子供園、幼稚園と保護者の情報を共有するための、災害時緊急メール網を構築します!
- ④ 暮らしやすく快適で魅力あるまち
 - ① 産業支援の環境整備 (1億1,447万円)
 - 区内産業を支援するための「仮移 産業振興センター」を設置します!
 - ② 就労支援・雇用促進 (1,200万円)
 - 「仮移 杉並若者就労支援センター」を設置し、区内での就労相談・求職介を行います。
- ⑤ みどり豊かな環境に優しいまち
 - ① 公園等の整備・東電総合グラウンドの取得・活用 (60億4,050万円)
 - 防災上の観点から東電総合グラウンドを取得し、運動施設を活かした防災公園として整備します!
 - ② 地域エネルギー対策の推進 (7,100万円)
 - エネルギー目録等向上のため、太陽光発電システムの導入助成を拡充します。
- ⑥ 健康長寿と支えあいのまち
 - ① がん検診・総合的ながん対策 (5億4,000万円)
 - がんの早期発見・早期治療を実現するため、総合的な計画的ながん対策を実施します!
 - ② 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備 (5億1,172万円)
 - 一人暮らしや要介護高齢者にあつた住まいや施設を整備を進めます!
 - ③ 特別養護老人ホーム等の建設助成 (3億9,614万円)
 - 杉並型サービス付き高齢者向け住宅 (1,300万円)
 - ④ 障害者のグループホーム・ケアホーム等の確保 (6,370万円)
- ⑦ 5人を見守る心豊かなまち
 - ① 待機児童対策の推進 (21億1,513万円)
 - 認可保育園・認定保育園を新設、杉並区保育委員の運営、家庭福祉員の確保をすすめ、待機児童を解消します!
 - ② 保育・次世代育成基金の活用 (6,000万円)
 - 次世代を担う青少年の国内外交流やスポーツ事業への参加を支援、健全な成長を促します!
 - ③ 学校教育への支援 (1億9,100万円)
 - 中学校に派遣指導員を派遣し、安全確保・事故防止を、災害時対応マニュアルの作成など、防災教育を充実します!
 - ④ 地域住民活動の支援 (1億2,007万円)
 - 町会・自治会担い手の設置助成や地域活性化事業の助成を行います!

未来を展望した杉並区へ! 吉田あい区議、予算委員会での質疑より

大都市型災害への備えは大丈夫?

東京電力総合センター
得について、今後のスケジュールを伺います。

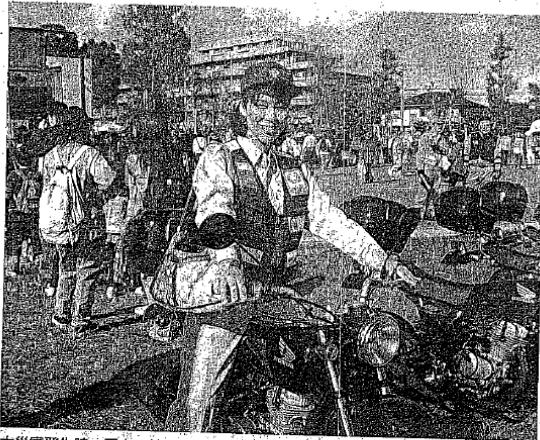
杉並区による東電グラウン
ド買取りは7月頃を予定。取
得後はスポーツ施設を備えた防
災拠点となる公園として整備す
る方針です。用地取得費として
24年度予算案に60億円を計上
しました。

震災対策所周辺の不燃化
建替助成の概要と助成額を
お聞きします。

被災時の医療体制の整備
も重要です。区の取組みを
お示し下さい。

お聞きします。

被災所周辺、緊急道路障害物
除去路線のそれぞれ10Mの範囲
と、阿佐ヶ谷南、高円寺南地区
を対象とします。助成額は準耐
火建築物で100万円、耐火建
築物で250万円を予定してい
ます。



大災害発生時、区内の被害状況や道路の被害情報を把握するため、杉並区は災害時バイク隊を結成しました。

問 お年寄りが安心して暮らしている取組みは?
答 高齢者が住み慣れた我が家でも安心して暮らせる取組みをお聞かせ下さい。
問 医療・介護・福祉の連携を強化し、在宅療養支援体制の充実を図ります。
答 杉並型サービス付き住宅はどのような住宅ですか?
答 24時間体制で訪問介護や看護サービスが受けられる高齢者向け賃貸住宅。体調不良や転倒など緊急通報時には、ヘルパーを派遣します。10年間で500戸を整備する予定です。



問 実効性のある災害医療体制を築くため、新たに災害対策協議会を設け、今後の対策を検討していく。また、医療機関への支援も進めていきます。
意見 「災害は必ず起きる」と言われる認識の徹底と、首都圏下型地震や都市型水害などの備えが重要です。区内には水迫住宅密集地域を中心とした、震災時の火災危険度の高い地域があります。建物の耐震化や不燃化、狭い道路・行き止まりの道路の拡張整備を、さらに進めなければなりません。

問 学校における伝統教育・拉致問題教育について
答 政府は拉致問題を学校で取り上げるよう通知しています。区内の公立学校では、拉致問題をどのように教えていますか?
答 国からの要請を受け、国際的な人権問題として、全小中学校の社会科の授業で取り上げています。
問 拉致問題対策本部より、各小中高等学校に日本人拉致問題啓発アニメ「めくみ」が配布されています。各学校で上



問 在宅療養や在宅介護は金銭的に負担が大きい。経済面の軽減はどのようにしていますか?
答 介護保険サービスをもとに、適切なプランを立ててまいります。低所得者へは各種減免制度を活用し、経費軽減につなげます。
問 孤立死防止に向けた取組は?
答 宅配給食サービス、緊急通報サービス、安心おたっしや訪問などを利用し、孤立しないための見守り体制を構築していきます。
問 高齢者への訪問理容サービスは、とても評判が良い。理容美容店を支援するなどして、更なるサービスの拡充を求めます。
答 在宅で快適に生活して頂くため、回数増を検討してまいります。

「拉致問題を忘れてはいけない」

産経新聞「談話室10代の声」という投稿欄に、杉並区在住15歳の少女から「拉致問題を忘れてはいけない」と願が付けられた投稿がありました。

海上自衛隊護衛艦「しらゆき」体験航海にて彼女は新聞に載っていた拉致問題の記事を読み、「日本人として忘れることなく、自分にも出来る事を探そうと思う。」と感想を述べています。拉致問題を真正面から直視し、自分の思いを新聞に投稿したこの少女に、私は頼もしさで感動を覚えました。

拉致問題は、我が国の国家主権を侵害し、人権を踏みにじる国家的課題です。被害者全員を奪還するまで、私達は拉致問題を忘れてはいけません!



お年寄りが安心して暮らせる杉並区!

湯の里「杉菜」

杉並区の保養所「杉菜」では、お得な料金で温泉が楽しめます!
(杉並区在住の方)
●65歳未満の方
一泊二食…
平日 ¥6,130円
休前日 ¥7,180円
●65歳以上の方
一泊二食…
平日 ¥5,130円
休前日 ¥6,180円

阿佐ヶ谷駅⇄杉菜の定期バスもあり、お年寄りでも気軽に行く事が出来ます!
また、車椅子の方用に、バリアフリーが施された和洋室もあります。96歳になる祖父も大満足でした!



区議会報告・決算特集号

吉田あい 区政レポート



平成24年 秋季号

杉並区議会議員

吉田あい

吉田あい事務所

〒166-0002 杉並区高円寺北4-20-13



監査委員として区の予算や施策全般をチェックする吉田区議。

杉並区議会は平成24年9月5日に開会... 平成23年度決算報告は、次のとおりです...

吉田あい区議、監査委員として平成23年度決算を認定しました!

〈23年度会計別歳入歳出決算額〉

Table with 3 columns: 会計別, 歳入決算額, 歳出決算額. Rows include 一般会計, 国民健康保険事業会計, etc.

*「平成23年度杉並区各会計歳入歳出決算書」及び「同決算審査意見書」は区政資料室、図書館でご覧になれます。

当支給に伴う国庫支出金の増が有り、特別区財政圏付近は2年連続の増となり...



杉並区は 区制施行80周年!

杉並区は今年、区制施行80周年を迎えました。昭和7年10月、東京府豊多摩郡杉並町、和田堀町、井荻町、高井戸町の4町が一緒になって杉並区となりました...



杉並区の「いじめ」対策

大津市でおきた中学生のいじめ問題以降、「いじめ」に対する危機意識が高くなっています。杉並区では、学校内の「いじめ」に迅速に対応するため、「教育SAT」と言う緊急対応チームを設けています...



区議会三役の一つ

監査委員に就任しました！

平成24年臨時議会で、
監査委員に
任命されました！

監査委員とは区長から独立した執行機関の一つであり、区の事業が正しく執行されているか、最少の経費で最大の効果を挙げているか、など、行政全般にわたってチェックする仕事です！

■杉並区の生活保護費

私が監査委員に就任してから

注目しているものが、生活保護費です。

杉並区は23区の中でも、生活保護費は多くありません。それでも、23年度は一般会計の約1割にあたる約一五〇億円が生活保護に充てられています。生活保護は経済的に困っている方に対し、最低限の生活を保障する最後のセーフティネットです。しかし、膨大な保護費が、区財政を圧迫しているのも事実。自立を前提とした受給と、不

正受給への取組の強化などが求められています。

■杉並区の収入未済額
もう一つ注意すべきは、収入未済額(未回収の税金や保険料など)です。税金や保険料の未済額は、やや減少したものの依然として一〇〇億円を超えています。今後、厳しい財政状況が見込まれる中、収入確保や未済額の減少は重要な課題です。裏面に納税した人が揃えるようなことは、あってはな

ホームヘルパー2級の資格を取りました！



私には96歳と95歳になる祖父母がいます。そんな祖父母の身の回りの世話をするために、頑張っている資格を取りました！

資格取得には講義や実技のほか、施設介護実習、在宅サービス提供現場見学などがあります。実際の特養老人ホームに足を運び、介護最前線で行う実習は、役所で見聞させていた「福祉」よりも、ずっと大変なものでした。

年をとれば、誰だって物忘れがあります。オムツのお世話になることもあるでしょう。介護とはその人の立場で、その人に寄り添う事が大切だ…と改めて実感しました。

杉並区には、さまざまな高齢者向け福祉サービスがあります。しかし、申込みの手続きが難しい、どこに申込みば良いかわからないとの声を耳にする事があります。ご高齢の方でも利用しやすいように、申込みの簡略化、申込み窓口の一本化などの改善が必要です。安心して年齢を重ねられる杉並区のために、この経験を活かしてまいります！



ません。公平な税金負担の観点から、しっかりと滞納回収に取組んでいきます！

監査に求められている事は、透明性と独立性です。杉並区民のために充実した監査を行ってまいります！

監査委員は

質問できないの？

区議会議員には、杉並区に対し「一般質問」をする権利と責任があります。「一般質問」とは、区政の問題について、議員が区の執行機関に質問することです。この質問を通じ、区の施策や予算の執行状況をチェックするのです。

■「一般質問」の自覚

監査委員に就任すると、「一般質問」を自覚する機があります。なぜかと、よく聞かれます。監査委員の仕事は、区の予算執行や施策を専門的にチェックする事です。そして監査委員会では、現場視察や関係部署からの聞き取り調査などを重ね、施策の細かいところまで調べます。

監査委員が「一般質問」を自覚するのは、監査委員会の中で審議して事前に内容を知っておきながら、ふたたび議会で質問する事はふさわしくないと、言う意味からなんです。…と、監査委員に就任させて頂き、区の予算や事業全般への見識を深める事が出来ました！この経験も、区政に反映させていきます！

尖閣諸島「海上慰霊祭」 行って来ました！



は、第二次世界大戦末期に尖閣諸島近海で起きた疎開疎離事件の犠牲者を慰霊するものです。

■尖閣諸島を語りましょう！

尖閣諸島は、昔から豊かな海と自然に包まれた島でした。しかし、今や漂着ゴミが散乱し、ヤギが繁殖して島の草木を食い荒らしています。このまま放っておけば、島の植生が破壊されかねません。また、中国や台湾の活動家による領海侵犯が頻発しています。

我が国固有の領土である尖閣諸島を守るためにも、海上保安庁の権限の強化、漁船行遊所や新しい灯台、気象観測所の整備など、適切な管理が必要です。



魚釣島をバックに！本当に美しい島でした。

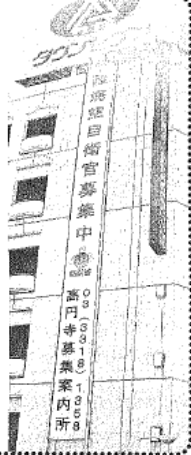
一昨年、尖閣諸島沖で起きた海上保安庁巡視船と中国漁船の衝突事件をきっかけに、尖閣諸島の領有権を巡る日本と中国の対立が目立っています。

そんな今年の8月、私は尖閣諸島近海で行われた「海上慰霊祭」に参加して来ました。これ

荻窪タウンセブンに 自衛官募集の けんすい幕設置！

JR荻窪駅北口のタウンセブンビルに、「陸海空自衛官募集中」とのけんすい幕が飾られました！私も自衛官募集相談員の一人として、タウンセブンのオーナーさんと交渉させて頂くなど、お手伝いをさせて頂きました。なので、今回の設置は本当に感謝深いです！

東日本大震災以降、自衛隊の存在が注目を集めています。私も職員として、また募集相談員として、今後とも自衛隊支援に努めてまいります！



添付資料 9

杉並区政レポート
すぎレポ
 杉並区議会議員 増田 裕一



第14号
 平成25年新春号
 発行責任者：増田裕一
 〒166-0015
 杉並区成田東 2-14-11-1101
 TEL/FAX 03-3318-4270
 info@masuda-yuichi.com
 www.masuda-yuichi.com

ご挨拶 *この部分に白テープが貼ってある。*

誠にありがとうございました。本年も何卒よろしく願い申し上げます。

さて、昨年は激動の一年となりました。国政においては、年末に総選挙が行われ、民主党政権から自由民主党を中心とする政権に交代しました。

また、同日に都知事選挙も行われ、副知事であった猪瀬直樹氏が過去最高の433万票余りを得票し、新しい都知事に就任しました。

今後、国政、都政ともにさまざまな政策・制度の変更が行われるものと予想されます。区政への影響を注視しつつ、区議会での政策提言に結びつけてまいります。

区政に目を転じますと、3月に今後10年間の区政運営の基本指針となる「杉並区基本構想」が策定され、4月から新しい組織体制に変更されました。新体制のもと、区立施設の統廃合や産業振興、地域におけるエネルギー政策のあり方等、個別の政策テーマごとに今後の方向性が検討されております。

私自身の議会・議員活動としては、6月より、議会選出の監査委員を務めさせて頂いております。

毎月の出納検査や、区役所のさまざまな所管部署からの聞き取り調査及び現場に赴いての实地監査等に取り組んでおります。8月には、他の委員とともに平成23年度杉並区各会計予算決算の審査を行い、意見書を取りまとめました。今後は、区役所のさまざまな所管部署の収入未済（未収金）に関する対策をテーマとして、聞き取り調査を行った上で、監査委員としての提言を取りまとめる予定です。

その他、スポーツ振興議連としての活動や区議会会派としての活動、議員個人の活動等、誌面の都合上、全てに言及できませんが、本年も区民の皆さまの福祉向上のため、精力的に活動してまいります。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしく願い申し上げます。

増田 裕一 プロフィール

昭和34年5月30日、宮城県岩手県生まれ
 平成9年、法政大学政治学専攻 卒業
 平成14年、中央大学経済学部 卒業
 平成15年、杉並区議会議員 初当選
 平成23年、杉並区議会議員 再選(2期目)
 兼任：杉並区監査委員
 文芸春秋社編集委員
 国会議員特別委員会委員
 杉並区議会スポーツ振興議連副議長



活動日誌

- (平成24年4月～12月)
- 4月上旬～5月中旬：区内各種団体 お花見会・総会
 - 5月30日：第1回臨時会
 - 6月1日：杉並区監査委員（議選）就任
 - 6月7日～26日：第2回定例会（6月議会）
 - 7月11日～13日：会派視察（米子市、出雲市、松江市）
 - 8月上旬：区内各種団体（22団体）との政策懇談会
 - 9月5日～10月5日：第3回定例会（9月議会）
 - 10月1日：区制施行80周年記念式典
 - 10月10日：区議会スポーツ振興議連視察（ナショナルトレーニングセンター、国立スポーツ科学センター）
 - 10月22日～24日：行政視察（奈良市、大阪市、名古屋市）
 - 10月31日：区政報告会
 - 11月19日～12月5日：第4回定例会（11月議会）
 - 12月19日：区議会スポーツ振興議連視察（調布市 調和SHCスポーツクラブ）

この間、監査委員としての公務、議会改革特別委員会、地域行事等、誌面に掲載されておりませんが、別途、積極的に取り組んでおります。

2月議会のお知らせ

平成25年第1回定例会が、来る2月14日より開催されますので、どうぞ傍聴なさってください。

詳しい日程は、議会事務局（03-3312-2111）までお問い合わせ下さい。

また、区議会ホームページにて、本会議の生中継及び録画放映、予算・決算特別委員会の録画放映を行っております。下記のアドレスをご参照下さい。

- 【本会議 生中継】
http://suginami.gijiroku.com/voices/g07_broadcasting.asp
- 【本会議 録画放映】
<http://www.gikai.city.suginami.tokyo.jp/vod/vodtop.htm>
- 【予算・決算特別委員会 録画放映】
http://www.gikai.city.suginami.tokyo.jp/vod_jinkai/vod_jinkaitop.htm



(注)

監査対象とした請求事項は、欄外に項目名と番号を付してその当該個所を明示した。

別紙 1 - 3

杉並区職員措置請求書

杉並区監査委員御中

2014年 4 月 30 日

杉並区議会の公明党と公明党議員の2012年度(平成24年度) 政務調査費に関する措置請求書

公明党議員(山本ひろこ議員	川原口宏之議員
横山えみ議員	大槻城一議員
北 明範議員	中村康弘議員
島田敏光議員	渡辺富士雄議員)

請求人

甲

請求の趣旨

杉並区議会の公明党と公明党議員の2012年度(平成24年度)政務調査費収支報告書を検討したところ、以下のとおり違法・不当な支出があることが判明した。地方自治法第242条第1項の規定により、下記の違法・不当な支出について、杉並区の被った損害額に関し、平成24年度政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告をする事を求める。

違法・不当な支出の合計 2,139,861円

以下、内訳を述べる。

【1】 調査研究費	771,357円
【2】 研修費	31,500円

【3】 会議費	204,568円
【4】 資料作成費	15,000円
【5】 資料購入費	68,070円
【6】 広報費	823,160円
【7】 事務費	192,693円
【8】 事務所費	33,513円、

請求の理由

2012(平成24)年度分の政調費の収支報告書について、公明党議員は決算時2013(平成25年)4月30日以降、2014(平成26)年2月26日までに、科目の訂正も含めると、7月9日、8月28日、11月1日、12月17日と4回の訂正を行った。(2014年(平成26)年2月26日に閲覧した2012(平成24)年度分の政調費の収支報告書に基づいて、住民監査請求をする。)

2011(平成23)年度区議の政調費に関する住民監査請求から 議員名は公表されるようになった。

甲(以下、甲)は杉並区議の政調費について2006(平成18)年度から現在まで住民監査請求を行っている。住民監査請求をする際、議員名の公表を要求したが、監査委員は議員の名前を全てアルファベット等の記号になおし、監査結果書には議員の実名は無く、住民監査請求をした請求人ですら、判読困難な監査結果書を出してきた。

甲は毎年、住民監査請求をする度に、議員名の公表を要求した。

長い時間がかかったが、平成24年9月5日に日本弁護士連合会から「人権救済申立事件(2010年度第4号人権救済申立事件)に係る勧告書」が出されたことで、監査委員が議員名を公表しないという異常な事態は、やっと解決し、議員名が公表されるようになった。

議員名が公表される方向の中で議員名を数字化してわからなくした公明党の議員

日弁連の勧告が出て2011(平成23)年度の監査結果書にすべて議員の実名が記載されるようになったが、公明党議員はこれに逆行するように、収支報告書に書く公明党議員名を1000番台から8000番台の数字で表し、収支報告書ではどの議員の支出がわからないようにした。

公明党議員8人全員で1冊にまとめた収支報告書(各議員の支出が明確にわからない)

公明党議員は2009(平成21)年度までの収支報告書は、議員一人一人で収支報告書を提出していたので、収支報告書を見れば、各議員の政調費の使い方がわかった。ところが、2010(平成22)年度から、

公明党代表横山えみ議員、経理担当大槻城一議員になってから、公明党議員全員でまとめて収支報告書を提出し、収支報告書に公明党議員名を1000番台から8000番台に数字化し、公明党としての支出は9000番台で表すようにした。

公明党議員からはどの数字がどの議員に該当するという説明はない。情報公開

請求を出して、領収書綴りが公開されない限り、どの数字がどの議員に該当するか、不明であり、議員名を確定するには、大変な労力が必要になった。公明党議員全員で、議員名を不開示の方向に進めたのは、情報公開が進む時代に、逆行する行為である。

公明党以外の議員は収支報告書を見るだけで簡単に政調費の使途が分かる。しかし、公明党の収支報告書は、政調費が税金からの支出であるにもかかわらず、領収書と収支報告書の照合を困難にし、或いはそれが目的であったのかと、疑わざるを得ないほど、公明党の各議員の政調費の使途を確定することは大変な作業を必要とした。横山えみ議員と大槻城一議員の責任は特に重大である。

議員の政調費については、住民監査請求がない限り、監査が入らないので、公金の使い方として議員が正当に支出しているかどうか、チェックする機関はない。甲が、住民監査請求を出すため、調査を始めると、毎年、議員は監査期間中に政調費の収支報告書の訂正を行い、自主返還を行ってきた。今回、住民監査請求を行う2012(平成24)年度政務調査費の収支報告書について、決算時締切り以後、公明党は25年7月9日に訂正を行い、39,130円の残額が生じ、さらに8月28日の訂正で3,150円の残額が生じ、合計42,280円を杉並区に返還した。

政調費の透明性を高めるために、公明党は議員名を数字化した収支報告書を改め、議員名を書くべきである。杉並区議会議員の中で議員名を公表しない収支報告書を提出しているのは、公明党議員のみである。

公明党の日弁連勧告趣旨をないがしろにする行為は許されない。

監査委員は公明党に対し、議員名を開示した収支報告書を提出するよう、是正指導すべきである。

政調費の支出は議員から提出された領収書で検証するが、以下のような判読不能な領収書が出されている。

資料5月分No3008 (3000番台は横山議員) の領収書は、金額欄にテープを貼り、金額を隠ぺいした領収書である。

資料4月分No4001 (4000番台は大槻議員) は領収書のつもりらしいが、劣化した領収書で一切判読不能。それを補うために2枚出しているが、劣化した領収書をコピーしても読めるはずがない。

資料7月分No8008 (8000番台は渡辺議員) の領収書も劣化して判読不能。このような判読不能の領収書を提出する公明党議員が、税金についてどのように考えているか問いたい。

資料1～資料3

【1】、調査研究費 771,357円

公明党議員のガソリン購入について、購入した議員全てが、購入額の領収書を添付し、按分50%の金額だけを記載し、使用実態の説明はない。「交通費記録簿」と同様、「自動車利用記録簿」を提出すべきである。使用実態の不明なガソリン代は政調費条例第9条に違反するので、返還を求めた。

(請求人は 各議員のガソリン使用料を、ガソリンの1ℓ当たりの値段は150円とし、1ℓで走行できる距離を10kmとして計算した。)

川原口宏之議員 (収支報告書2000番)

(月極駐車場代の180,000円とガソリン代の55,380円の合計235,380円の返還を求め)

調査研究費—1▽

月極め駐車場代 按分50% で毎月15,000円×12か月=180,000円

契約書は期限が切れているので、月極駐車場代180,000円の返還を求める。

川原口議員が提出した「駐車場(自動車保管場所)契約書」によれば

「第1条 賃貸借の期間は平成19年5月4日より平成20年5月3日迄の向う1ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新することもできる」とある。

△ 平成24年度の政調費なので、契約書は期限切れであり、期間満了後、当事者で更新した記録もない。政調費(税金)からの支出であることを考えれば、4年前に期限の切れたこの契約書を提出することは、あまりにも杜撰である。

調査研究費—2▽

ガソリン代按分50%で購入しているが使用実態が不明なので合計55,380円の返還を求める

ガソリンの購入日と金額

4/30 (3790円) 4月分計 3790円

5/25 (4425円) 5月分計 4425円

6/10 (1380円) 6/20(1380円) 6/27(3950円) 6月分計 6710円

7/13 (2740円) 7月分計 2740円

8/28 (4250円) 8月分計 4250円

9/22 (1470円) 9月分計 1470円

10/4 (1440円) 10/12(3575円) 10月分計 5015円

11/5 (2130円) 11/18(2100円) 11/27(2145円) 11月分計 6375円

12/7 (2145円) 12/26(2145円) 12月分計 4290円

1/4 (2950円) 1/29(4535円) 1月分計 7485円

2/26 (4725円) 2月分計 4725円

3/23 (4105円) 3月分計 4105円

ガソリン代合計55,380円

ガソリン代55,380円は、1ℓを150円とすれば約369ℓを購入でき、1ℓの走行距離を10kmとすれば、区政調査のために約3690km走行したことになる。日本列島の長さは約3,000kmと言われるので、日本列島以上の長さを区政調査のために走行したことになる。例えば、12/26に2145円購入したあと、1/4に購入しているので、年末年始の約9日間に政調費で140km走行した計算になるがこの間に駐車場の利用は一度もない。(実際は按分50%なので280km走行している。) ガソリン使用について説明がないので、使用実態の不明なガソリン代55,380円の返還を求める。

駐車場代の利用日と利用料67回利用

4/19 (400円と600円)

4/22 (500円) 4/26 (500円) 4/27(300円) 4/28 (800円)
 5/6 (800円) 5/15 (1800円) 5/23 (800円) 5/29 (600円) 5/30 (300円)
 6/9 (400円) 6/10 (300円) 6/18 (500円) 6/21 (300円) 6/28 (500円) 6/29
 (500円)
 7/6 (400円) 7/7(1400円) 7/17(600円) 7/20 (1400円) 7/29 (500円)
 8/5 (500円) 8/6 (800円)
 9/4 ((600円) 9/18 (1200円) 9/24 (600円)
 10/1 (1200円) 10/10 (1600円) 10/14 (400円) 10/18 (400円) 10/21 (800
 円)
 11/10 (400円) 11/11 (400円) 11/15 (1400円) 11/27(1000円) 11/28 (600
 円)
 12/2 (800円) 12/4 (800円) 12/11 (1200円)
 1/4 (600円) 1/5 (1800円) 1/10 (600円) 1/13 (300円) 1/14 (600円) 1/15
 (400円) 1/20 (700円) 1/25 (300円) 1/26 (800円) 1/26 (600円) 1/26 (600
 円) 1/31 (600円)
 2/1 (400円) 2/4 (1400円) 2/11 (300円) 2/13 (600円) 2/14 (700円) 2/16
 (800円) 2/22 (300円)
 3/4 (400円) 3/5 (400円) 3/16 (600円 20:26 ~01:35、深夜まで区民意見聴
 取及び調査)
 △ 3/20 (1800円) 3/26 (500円) 3/27(500円) 3/28 (400円) 3/29 (600円)

横山えみ議員(収支報告 3000番)

(電動自転車のバッテリー代17,850円の返還を求める)

3/14 に電動自転車バッテリー代 按分50%で17,850円で購入した。

(以前は平成22年12/12に按分50%で14,000円で購入)

駐輪場代 は6/13, 10/11, 12/11, 1/11, 1/18, 1/22 の6回の使用で、各日の利用料
 が100円なので、合計で600円である。

駐輪場の利用は年間であつた6回で、電動自転車の利用はわずかであり、按分50%
 を認めることはできない。タクシーの利用額は、下記のように、議員のなかで最
 高額であり、電動自転車のバッテリー代17,850円の返還を求める。

議員のなかで最高額のタクシー利用額。 タクシー代合計237,570円

24年度からタクシー上限額は20,000円になったが、政務調査交通費記録簿には、
 「地下鉄・JR・バス・タクシー代」を全て混在して書き、横山議員はタクシー利用
 額を明示しない交通記録簿を提出した。上限額を超えたかどうか、政調費の使途
 基準が厳正に施行されたのか、チェック体制はどうなっているのか、説明を求め
 る。横山議員が自らタクシー利用額を明示しないことは、政調費の透明性からし
 て、議員として許される行為ではない。

毎年のようにタクシー代を減らすように請求人は要求してきたが、平成23年度政
 務調査費調査検討委員会で上限を20,000円に決定した。今までに月額20,000円、
 年額で240,000円を超す議員は公明党の横山えみ議員、青木さちえ議員以外いなか
 った。この二人の議員のタクシー使用料に合わせるように、上限額を政務調査検

討委員会で決定した。

平成23年度政務調査費調査検討委員会で「タクシーの利用額の上限は月額20,000円です。ただし可能な限り他の公共の交通機関を利用することとします」と決定し、平成24年度から施行と政調費の使途基準・使途基準細目に明記している。

平成23年度政務調査費調査検討委員会で決定した上限額、月額20,000円をほぼ利用しているのが横山議員である。政務調査交通費記録簿に、横山議員はタクシー代を明示していない。請求人が計算して下記のような金額であることが分かったが、横山議員のタクシー代が上限額を超えているかどうかを確かめるのは、誰の仕事なのか、横山議員に説明を求める。

毎月の交通費(政務調査交通費記録簿による)

4月(12470円+14960円=合計27,430円のうちタクシー代19,980円)

5月(15260円+12780円=合計28,040円のうちタクシー代19,690円)

6月(13800円+13170円=合計26,970円のうちタクシー代19,650円)

7月(13240円+14810円=合計28,050円のうちタクシー代19,920円)

7月分の実際のタクシー代は20,220円であったが、迎車代300円を計上しなかった。

7月視察 7/17 新潟(22380円) 7/24 福島(13520円) 7/29 福島(3570円)

8月(13520円+14440円=合計27,960円のうちタクシー代20,000円)

8月分の実際のタクシー代は20,030円であったが、30円分を計上しなかった。

8月視察 青森8/13(43360円) 8/15(510円)

9月(13390円+14000円=合計27390円のうちタクシー代19,910円)

10月(13890円+13700円=合計27,090円のうちタクシー代19,700円)

11月(13920円+15120円=合計29,040円のうちタクシー代19,850円)

12月(15970円+13910円=合計29,880円のうちタクシー代19,980円)

1月(9650円+19900円=合計29,550円のうちタクシー代19,970円)

2月(14830円+13480円=合計28,310円のうちタクシー代19,190円)

3月(14370円+16800円=合計31,170円のうちタクシー代19,730円)

タクシー代合計237,570円

上限額20,000円に限りなく近い金額をタクシー代に計上しているが、議員のなかで最高額のタクシー代を使用する理由の説明を求める。

(参考までに、横山議員の今までのタクシー利用額)

2008(平成20)年度 302,460円

2009(平成21)年度 249,230円

2010(平成22)年度 234,980円

2011(平成23)年度 225,140円

大槻城一 議員(収支報告書4000番台)

合計215,810円の返還を求める。

内訳(駐車料金代20,800円、交通費164,660円、自転車関係3182円、ガソリン代27,168円)

大槻議員の交通費・駐車場料金には多くの疑問点がある。

駐車場利用については以下の理由で駐車料金合計20,800円の返還を求める
駐車場の利用は52回あり、目的はすべて区民意見聴取である。

* 11月16日は区民意見聴取のために駐車場代金200円と1400円の領収書を提出したが、2枚は同時間帯である。

(21:15～21:24の9分間で200円、ピルネットパーク信濃町第2駐車番号17番)と
(20:02～21:25の1時間23分で1400円ピルネットパーク信濃町第2駐車番号16番)と

大槻議員は駐車番号17番と16番に車を入れ、1分差で出庫した領収書を2枚提出し、2回の駐車料金を払った。大槻議員が使用する1台の車では絶対にありえないことであり、公金の支出であるので、一種の犯罪行為にあたる。単純なミスとして片づけられる問題ではない。大槻議員はこの2枚の領収書をどのように手に入れたのか、説明する責任がある。

(資料11月分No4009と11月分No4010は次ページ)

調査研究費—3▽

大槻議員の駐車料金の目的はすべて区民意見聴取である。

| * 9月16日 6分間(14:27～14:33)で200円、

| * 12月26日 5分間(22:51～22:56)で100円

| * 12月30日 4分間(16:29～16:33)で100円

| * 1月1日18:02～1月2日01:19の7時間17分間で2000円(1月1日は2日の深夜まで)

| * 1月9日 4分間(16:08～16:12)で100円

| * 1月26日 5分間(19:29～19:34)で100円など

| 区民意見聴取のために、何回も4～6分の短時間の駐車がある。お正月1月1日は2日の深夜まで。

| 社会常識として議員からの説明がなければ、政調費の経費に合致するか、不明である。52回の駐車料金合計20,800円の返還を求める

△

資料4～資料5

調査研究費—4▽

交通費について、以下の理由で合計164,660円の返還を求める。

| 交通費の請求は204回あるが、そのうち、195回が南阿佐ヶ谷を出発地点とし、南阿佐ヶ谷—荻窪—吉祥寺—井の頭線の各駅を利用し、地下鉄、JR、井の頭線の往復の交通費の請求である。

| (杉並区議会の公式HPによれば大槻議員の自宅は成田西3-9-12で、この住所から井の頭線の浜田山駅まで、徒歩約15分である。)

| 2012(平成24)年度交通費記録簿に記載された交通費

| 4月19,500円 5月16,080円 6月15,300円 7月19,120円 8月11,460円 9月
| 14,280円 10月13,800円 11月12,080円 12月9240円 1月14,100円 2月11,680
| 円 3月8,020円 合計164,660円

| 2012(平成24)年度の交通費請求は204回で、そのうち、195回が南阿佐ヶ谷を出発地点とし、7回が自宅を出発点(バス利用)とし、2回がタクシー利用である。

| 大槻議員は交通費記録簿をととても丁寧に記録している。1日に2度の請求も細かく書いてある。

| 例えば【4月22日出張先「下高井戸」 南阿佐ヶ谷—荻窪—新宿—下高井戸(往復)

940円（新宿に行く時は地下鉄だけでは行かず、地下鉄・JRを利用）
同日、出張先「高井戸」 南阿佐ヶ谷—荻窪—吉祥寺—高井戸（往復）860
円のように、1日に2度の出張があったとしても、必ず南阿佐ヶ谷に戻り、
また、出直す方法で交通費を使用した。

徒歩15分で自宅から浜田山駅に行けるはずだが、請求の多くは南阿佐ヶ谷—荻窪—
吉祥寺—井の頭線の各駅を利用し、地下鉄、JR、井の頭線の往復の交通費を
請求した。

自転車の修理費を計上しているが、自宅近くの「高円寺」に行く時は

* 4月7日は、鉄道とバスを利用して自宅—阿佐ヶ谷—高円寺（往復460円）の交通
費を使う。

* 4月10日は久我山第6の駐車場代800円を払っているが、交通費は出張先が「久我
山」で南阿佐ヶ谷—荻窪—吉祥寺—久我山（往復860円）の交通費を使う。

* 4月20日は出張先「新高円寺」で鉄道・バス利用で、自宅—南阿佐ヶ谷—新高円寺
（往復460円）はどのように計算しているか不明なので説明を求める。

* 5月2日は出張先「高井戸」で南阿佐ヶ谷—荻窪—吉祥寺—高井戸（往復860円）
同日出張先「八幡山」で南阿佐ヶ谷—荻窪—新宿—八幡山（往復940円）と交通費
を請求する。

* 8月18日は公明党議員は仙台、青森を視察し、帰ってきた日であるが、出張先「久
我山」で南阿佐ヶ谷—荻窪—吉祥寺—久我山（往復860円）の交通費を使用。

以上のように数例をあげたが、大槻議員の交通費の請求は、遠回りをしてでも、
高額な交通費を使う。自転車の修理費を計上しているが、近場でも一番高額とな
る交通費を使用する。この交通経路を利用しなければいけない目的が不明で、ま
た、本当にこの経路で移動したという証拠もない。

交通費については、議員からの申告だけであり、領収書は1枚もないので、検
証するすべがない。よって交通費合計164,660円の返還を求める。（資料として政
務調査交通費記録簿 4月分No 4015 と、8月分No 4015）

資料6～資料7

自転車関係の支出合計3182円は以下の理由で返還を求める

8/26（自転車周辺器499円） 2/8（修理備品1635円） 3/20（修理1048円）と計
上しているが駐輪場利用は 4/6, 5/5, 5/7, 10/9, 10/11, 12/3, 2/9（金額
の合計は550円）のみである。

自転車の修理等を政調費（税金）から支出するほど、区政調査に利用されてい
ないので3,182円の返還を求める。

調査研究費—5▽

大槻議員のガソリン代は、購入額から見て、車、バイクの利用が考えられる。

以下の理由でガソリン代合計27,168円の返還を求める。

4/28（986円）	4/28（397円）	4月分計1383円
5/14（2267円）	5/23（397円）	5月分計2664円
6/17（363円）		6月分計363円
7/24（96円）		7月分計96円

	8/5 (1235円)	8/24 (2315円)	8月分計3550円
	9/17 (2000円)		9月分計2000円
	10/21 (296円)		10月分計296円
	11/1 (2183円)	11/24 (2291円)	11/25 (318円) 11月分計4792円
	12/10 (2342円)		12月分計2342円
	1/2 (2223円)	1/26 (2189円)	1月分計4412円
	2/25 (2415円)		2月分計2415円
	3/29 (2164円)	3/31 (1054円)	3月分計3218円 ガソリン代合計27,168円
	ガソリンを合計27,168円購入しているが、使途は不明である。例えば、3/29		
	(2164円)のあと、3/31(1054円)に購入しているので、3/29,3/30の2日間で2164円		
	分の140km(按分しているので実際は280km走行したことになる。この間に駐車場利		
	用は無い。区政調査に利用したことは検証できない。使用実態の不明なガソリン		
△	代合計27,168円の返還を求める。		

北 明範(収支報告5000番)

(以下の理由でガソリン代の43,960円の返還を求める)

毎月の交通費(タクシー代が多い 合計75,950円)

政務調査交通費記録簿はバス・鉄道・タクシー代が混在していて、各々の利用額を北議員は明示していない。

タクシー代の上限額が20,000円と決まっているので支出の透明性を持たせるために、各々の金額を書くべきである。混在して書き、各々の金額を書かない理由の説明を求める。

4月(20220円	交通費を11回請求、	タクシー利用は4回、	7,610円)
5月(15910円	交通費は11回請求、	タクシー利用は4回、	4,540円)
6月(19410円	交通費請求は15回	タクシー利用は4回、	5,270円)
7月(18060円	交通費請求は16回	タクシー利用は3回、	3,470円)
8月(24840円	交通費請求は12回	タクシー利用は5回、	10020円)
8月視察8/13	(55290円)		
9月(15050円	交通費請求は11回、	タクシー利用は1回、	4,210円)
10月(16540円	交通費請求は12回	タクシー利用は5回、	4,210円)
11月(14210円	交通費請求は13回、	タクシー利用は1回	710円)
12月(31750円	交通費利用は16回、	タクシー利用は8回	16130円)
1月(24330円	交通費請求は15回、	タクシー利用は7回、	9,010円)
1月視察豊田市静岡県	1/28(21690円)	1/30(510円)	1/30(宿泊代5600円)
	1/31(490円)		
2月(21680円	交通費請求は16回、	タクシー利用は3回、	4,110円)
3月(26240円	交通費請求は16回	タクシー利用は3回、	6,660円)

調査研究費－6▽ 按分50%ガソリン代合計43,960円は使用実態が不明であるので返還を求める。

	4/2 (2630円)	4/25 (2893円)	4月分計5523円
	5/10 (2698円)		5月分計2698円
	6/3 (2430円)	6/23 (2350円)	6月分計4780円

7/8 (2401円)	7/24 (2316円)	7月分計4717円
8/19 (2678円)		8月分計2678円
9/9 (2426円)		9月分計2426円
10/6 (2663円)	10/26 (1903円)	10月分計4566円
11/4 (2168円)	11/30 (2421円)	11月分計4589円
12/16 (2672円)		12月分計2672円
1/2 (2395円)		1月分計2395円
2/8 (2,821円)	3/13 (2750円)	3/23 (1345円)
		3月分計4095円

ガソリン代合計43,960円

ガソリン1ℓを150円として、1ℓで10km走行できるとすると、北議員のガソリン代43,960円は約293ℓで、2930km走行できる。日本列島は約3,000kmというが、それに匹敵する距離を走りながら、ガソリン使用の説明はない。使用実態が不明なので43,960円の返還を求める。

例えば、7/24 (2316円)、8/19 (2678円)、9/9 (2426円)と購入したが、この間に駐車場利用代は1回もない。7/24～9/9の間に交通費は19回(目的はすべて区民意見聴取)、35770円をバス・鉄道・タクシーを利用して杉並区内を動いていた。7/24と8/19のガソリン代4994円分で約330kmを走行できる(按分50%なので実際は660kmしたことになる)。区政調査のために、交通費を19回使い、ガソリンの使用も可能だったのだろうか。

△ 駐車場代の利用日と利用額

4/11 (200円) 4/12 (800円と200円) 4/15 (300円) 4/24 (600円) 4/26 (500円) 4/27 (400円)
5/17 (400円) 5/28 (1000円) 5/29 (1000円) 5/31 (900円と800円)
6/1 (800円) 6/3 (300円) 6/14 (1000円) 6/21 (1400円)
7/1 (1200円) 7/6 (400円) 7/7(1400円) 7/9 (1000円) 7/12 (500円) 7/18 (200円と200円) 7/20 (1400円)
9/14 (100円と300円) 9/21 (400円)
10/10 (1400円)
11/1 (800円) 11/17 (400円) 11/27 (1000円)
12/13 (600円) 12/17 (1400円) 12/22 (600円)
1/13 (800円)
2/1 (200円) 2/14 (800円) 2/15 (600円)
3/1 (600円) 3/4 (700円) 3/7(800円) 3/20 (1100円) 3/26 (400円) 3/27 (1400円と600円)

▽ 調査研究費—7

中村康弘議員(収支報告 6000番)

(ガソリン代、使用実態の不明なガソリン代49,000円の返還を求める。)

ガソリンは按分50%で、下記のようにこまめに購入している。

49,000円で約326ℓ買えるので、3,260kmの走行が可能であり、区政調査のために、3,260kmを走行した説明が必要である。

ガソリン購入が1000円の日 4/4 4/19 4/26 5/5 5/10 5/19 6/5 6/11
6/20 7/14 7/24 8/2 8/29 9/11 9/25 10/3 10/9 11/24 1/11

	1/24 2/6 2/15 2/21 3/13 3/17
	<u>ガソリンの購入が1500円の日</u> 4/10 5/24 6/28 8/8 8/14 9/17 10/17
	10/31 11/14 11/28 12/5 12/11 12/19 12/30 2/28 3/27
	4月分計4500円、5月分計4500円 6月分計4500円 7月分計2000円 8月分計5000円
	9月分計3500円 10月分計5000円 11月分計4,000円 12月分6000円 1月分計2000円
	2月分計3600円 3月分計3600円 ガソリン代合計49,000円
	駐車場代の利用日と利用額
	4/4 (300円) 4/4 (200円) 4/22 (400円) 4/26 (300円)
	5/17 (600円) 5/27 (500円) 5/27 (400円) 5/29 (600円)
	6/3 (1200円) 6/6 (500円) 6/21 (600円) 6/25 (300円) 6/29 (1400円うつ病 関連セミナー)
	7/7 (700円) 7/19 (400円) 7/19 (600円) 7/25 (200円)
	8/6 (700円) 8/29 (400円)
	9/2 (700円) 9/6 (100円) 9/8 (200円) 9/22 (1400円)
	10/6 (200円) 10/11 (100円) 10/13 (300円)
	<u>10/14 は(300円、10:21~10:34までの13分、デニーズ高井戸店に駐車して、障害 者福祉会館祭りに参加、デニーズから福祉会館までの移動を考えると、福祉祭り には 2, 3分しか参加できない。区議として駐車料金は有効に使用しているのか、 説明を求めたい。)、その後区民意見聴取に移動して、(400円)</u>
	10/17 (200円) 10/25 (400円) 10/26 (100円) 10/28 (400円) 10/31 (1500 円)
	11/5 (400円) 11/13 (400円) 11/15 (400円) 11/17 (600円) 11/27 (400円と 200円)
	12/5 (400円) 12/11 (200円) 12/12 (500円) 12/29 (300円)
	1/26 (600円) 1/28 (200円)
	2/3 (200円) 2/7 (400円) 2/17 (400円) 2/25 (600円)
	3/4 (500円) 3/8 (400円) 3/16 (500円) 3/20 (500円) 3/26 (400円)
△	3/27(200円) 3/28 (200円) 3/30 (200円)
調査研究費—8▽	島田敏光議員(収支報告 7000番)
	(ガソリン代使用実態が不明なので41,985円の返還を求める)
	ガソリン代
	値引き分をマイナスして按分50%で計上している。支払いはカード決済をしている ので、収支報告書に記載されている日と、ガソリン購入日とは異なる。
	5/7 (3076円 利用日は前年の3/4の6196円分の50%)
	6/7 (3211円 利用日は4/7の6423円分の50%)
	7/9 (5841円 利用日は5/4の5616円分と5/12の6149円分の50%)
	8/7 (2825円 利用日は6/12の5694円分の50%)
	9/7 (2288円 利用日は7/10の5022円分の50%)
	10/9 (7319円 利用日は8/10の4322円分と8/12の4272円分と8/23の4427円分の

50%)

12/7 (2926円 利用日は10/15の5940円分の50%)

1/7 (5949円 利用日は11/18の5742円分と11/28の6156円分の50%)

2/7 (5404円 利用日は12/11の5702円分と12/31の5184円分の50%)

3/7 (3146円 利用日は1/27の6336円分の50%) ガソリン代合計41,985円
ガソリン代 41,985円を10150円で割ると2790円で2,790Km走行でき、購入は5月、8月、11月 12月が多い。

例えば

(8/10の4322円分と8/12の4272円分と8/23の4427円分の50%)についていえば、この間、8月に駐車場を利用したのはわずかに3回である。8/10の4322円(政調費は按分50%なので2161円分)は、8/10と8/11の2日間で使ったので、お盆前の2日間に区政調査のために140kmを走った計算になる。

(この間駐車料金は無い) 収支報告書と領収書綴りだけでは利用実態を把握することはできない。説明がないのでガソリンの使用実態は不明である。

駐車料金の利用日と利用額

4/11(100円と400円) 4/14(300円と400円) 4/17(600円) 4/21(500円)

4/23(200円) 4/25(100円)

5/9(100円) 5/13(300円と200円) 5/16(100円) 5/23(100円) 5/30(100円)

6/9(700円) 6/13(100円) 6/15(500円) 6/25(400円) 6/27(100円)

7/4(100円) 7/7(600円) 7/8(200円) 7/12(100円) 7/18(300円) 7/25(100円)

8/1(100円) 8/22(100円) 8/29(100円) 8/29(800円)

9/5(100円) 9/12(100円) 9/17(200円) 9/21(800円)

10/10(100円) 10/15(800円) 10/17(500円) 10/21(300円と400円) 10/28(100円)

10/31(100円と700円)

11/4(200円) 11/9(1200円) 11/13(400円と200円) 11/14(100円と800円)

11/17(100円) 11/21(100円) 11/27(100円) 11/28(300円) 11/28(600円)

12/1(300円) 12/3(600円) 12/8(100円7分間) 12/12(600円) 12/14(200円)

12/26(100円)

1/9(100円7分間と300円) 1/27(300円と200円)

2/2(1200円と600円) 2/17(100円と300円)

3/1(100円) 3/27(100円) 3/29(600円)

駐輪料金 各日100円、

4/5 4/7 4/15 4/16 4/19 4/21 4/25 5/7 5/14 6/23 7/31 8/9 の合計12回利用

渡辺富士雄議員(収支報告 8000番)

合計167,372円の返還を求める。

(内訳月極駐車場代138,000円とガソリン代27,382円と自転車前かご代1,990円)

期限の切れた契約書では、月極駐車場代を認められないので138,000円の返還を求める。

調査研究費—9▽ 月極駐車場代11500円×12か月=138000円

渡辺議員が提出した平成20年11月30日と契約した「駐車場(自動車保管場所) 契約証書」によれば、

「第一条賃貸借の期間は、平成20年12月1日より、平成22年11月30日まで向こう2ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することもできる」とある。

平成24年度の政調費なので、契約書は期限切れであり、期間満了後、当事者で更新した記録もない。

政調費(税金)からの支出であることを考えれば、期限の切れたこの契約書を提出することは、あまりにも杜撰である。一般の社会常識では、数年前に期限の切れた契約書を提出することはない。ましてや税金からの支出である。期限の切れた契約書は認められないので138000円の返還を求める。(また、7~10月はガソリン購入がなく、車を使用している実態がない。)

調査研究費—10▽ ガソリン代 按分50%使用実態の不明なガソリン代27,382円の返還を求める。

4/29 (3129円)

5/5 (3142円) 5/31 (2886円)

6/14 (2451円) 6/29 (3273円)

11/4 (2971円) 11/24 (2386円) 11/29 (3062円)

12/19 (2874円)

2/4 (3319円)

3/24 (3226円)

ガソリンの購入を見ると、ゴールデンウィークの4/29~5/4までの7日間で3,129円のガソリンを使用している。この間に駐車場の利用があるのは5/4の武蔵野市の陸上競技大会の視察だけである。3129円を10150円で割ると20リットルで200km 走行できる。(按分しているので実際はゴールデンウィークに400km走行している計算になる。使用実態の不明なガソリン代27,382円の返還を求める。

駐車場代の利用日と利用額

4/13 (1100円調布グリーンホール視察)

5/4 (1000円陸上競技視察のため武蔵野市) 5/12 (1100円区民意見聴取) 5/20 (300円)

6/6(300円) 6/9(1000円陸上競技会視察夢の島) 6/12(1200円区民意見聴取東京女子医大)

7/21 (1200円と600円)

11/4 (1600円陸上競技視察のため武蔵野市) 11/26 (200円)

12/15 (300円) 12/19 (900円総合型スポーツクラブ視察) 12/31 (800円)

1/14 (1200円)

2/10 (400円)

△ 3/10 (400円) 3/20 (200円)

自転車前かごを3/10に按分2分の1で1,990円で購入しているが、以下の理由で返還

を求める。

駐輪場の使用は一度もないので、自転車が使用されているか、不明である。購入理由として領収書等貼付用紙の備考欄に「壊れたため」と記載しているが、政調費は「区政に関する調査研究に資するため必要な経費」以外には使用できないので、壊れたならば、私費で買うべきである。

研修費—1▽

【2】研修費 31,500円

中村康弘議員(6000番)に31,500円の返還を求める

「新社会システム総合研究所」発行の領収書で、セミナー受講料として31,500円を支出した。この研修が、政調費条例第9条の「区政に関する調査研究に資するために必要な経費」であるかどうかは、レジメが提出されているだけなので不明である。レジメによれば、2012年11月16日午後2時～4時30分のわずか2時間半の研修会で31,500円という高価な研修会である。研修費の使途基準細則では「宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が30,000円以下の研修会や講演会に参加した場合は、領収書貼付用紙の備考欄に参加した研修会や講演会の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等を記載します」と明記している。レジメは提出しているが、備考欄に記載はない。研修について領収書貼付用紙の備考欄への記載がなく使途基準細則に違反している。

【3】会議費 204,568円

公明党議員・また、公明党として会議費を計上している。多人数で会議をする場合、会場費がないのは不自然である。例えば横山議員のように40人のお茶を購入し、区政報告会をやったというが、会場費は無い。島田議員のように毎月18～20人で区政懇談会をやって、お茶代はあるが会場費は無い。会場費の請求が無く、或いは会場の説明がなく、大勢の区民がどこで会議をしたのか、不明である場合は会議費としての実態が把握できないので返還を求めた。

山本ひろこ議員(1000番) 6,370円の返還を求める

「区民相談・お茶代として」という目的で、15回、合計21,421円支出している。

9/26は「区政報告・区民相談・意見聴取」として20人が参加し、4,866円

2/27は「茶菓代(16人分)・区民意見聴取」として1,504円

会場費がなく、会議をどこで行ったか不明である。

9/26の4,866円、2/27の1,504円の合計6,370円の返還を求める。

横山えみ議員(3000番)53,789円の返還を求める

主に区民意見聴取としてお茶代等が40回計上されている。大人数が集まり、会場費の計上の無い以下の会議費の返還を求める。実態が把握できない下記の会議費合計58,957円の返還を求める。

(会議参加者は収支報告書や領収書に記載している)

4/25の区政報告会(M I N N T O) 10人 1,900円

4/25の区政報告会((サミット) ペットボトル6本、6人 1,128円

5/9の区民意見聴取用(野菜ジュース18本) ヤクルト 18人、2,772円
 5/14の区民意見聴取茶菓、大和や 8人 1,840円
 5/27の区民意見聴取新宿中村屋方南町 7人 2,100円
 6/10の区政報告会 ペットボトル8本1,000円と茶菓Lareine 1,600円の合計2,600円
 6/20の広報紙編集会議 清風堂 5人 768円
 6/23の区政報告会、いせもと 茶40人 5,880円
 7/11の区政報告 清風堂 茶菓10人 1,600円
 7/21の区民意見聴取 清風堂 茶菓4人 600円
 7/24の区民意見聴取 清風堂 茶菓4人 600円
 8/4の区政報告 清風堂 茶菓5人 600円
 8/16の区政報告 永福青柳 茶菓子8人 2,032円
 8/29の区政報告会 新宿中村屋 茶菓18人 3,990円
 9/1の区民意見聴取 清風堂 茶菓10人 1,800円
 9/3の区政報告会 伊勢元 茶40人 5,880円
 9/16の区民意見聴取 清風堂 茶菓4人 600円
 9/22の区政報告会 MYNT 茶菓子6人 1,892円
 11/23の区政報告会 新宿中村屋 茶菓20ヶ 10人 3,150円
 11/24の区政報告会 伊勢元 茶40人 5,880円
 2/8の商店街活性化事業打ち合わせ 茶4人 2,000円
 2/16の区政報告会 伊勢元 茶40人 5,880円
 2/28の区政報告 新宿中村屋 茶菓子10人 1,995円
 3/5の区民意見聴取 新宿中村屋 茶菓10個 1,470円 以上合計58,957円

大槻城一 議員(4000番) (会場費の請求は無い) 20,806円の返還を求める。

4/27の茶菓子代 ロール輪桜 12人 2,500円
 6/10のローソンで茶菓子代 14人 1,750円
 7/19の茶菓子代ケーキ 5人 1,650円
 8/30の茶菓子代 30人 2,775円
 11/28の茶菓子代 35人 3,605円
 12/11の茶菓子代 5人 1,462円
 1/12は茶菓子代を2回計上 6人分 1,047円と760円で合計1807円
 3/1の茶菓子代 10人、1,352円
 3/23の茶菓子代 浜田山駅前ローソンで14時27分に購入 15人 1,875円
 浜田山第3駐車場に区民意見聴取のため、13時48分～14時40分まで駐車(駐車料金400円)した。14時27分買った茶菓子はどこで利用したのか、説明を求める。
 3/23の茶菓子代 久我山駅前ファミリーマートで15時27分に購入 15人 2,030円
 久我山第5駐車場に区民意見聴取のため、14時54分～15時45分まで駐車(駐車料金200円)した。15時27分買った茶菓子はどこで利用したのか、説明を求める。

島田敏光議員(7000番) (会場費の請求無) 25,200円の返還を求める。

4/19の区政懇談会・飲み物代(ますしん)	18人	2,520円	
5/18の区政懇談会・飲み物代(ますしん)	18人	2,520円	
6/26の区政懇談会・飲み物代(ますしん)	18人	2,520円	
7/24の区政懇談会・飲み物代(ますしん)	17人	2,520円	
8/23の区政懇談会・飲み物代(ますしん)	17人	2,520円	
9/25の区政懇談会・飲み物代(ますしん)	20人	2,520円	
10/16の区政懇談会・飲み物代(ますしん)	19人	2,520円	
1/25の区政懇談会・飲み物代(ますしん)	18人	2,520円	
2/21の区政懇談会・飲み物代(ますしん)	20人	2,520円	
3/26の区政懇談会・飲み物代(ますしん)	18人	2,520円	以上合計25,200円

渡辺富士雄議員(8000番)(高額な会場費)

お茶代9,462円と会場費14,200円の合計23,662円の返還を求める

4/11の区民意見聴取のためのお茶代(ローソン) 7人 945円

8/30のお茶代区政報告意見交換(ファミリーマート) 10人 1,350円

8/30の会場費 荻窪3-39-14のかん芸館 ホール使用料して(会議) 14,200円。

10人の会議のためにホール使用など、会場費が一人あたり1,420円になり、高すぎる。区政報告意見交換の会場費としては認められない。

10/21のお茶代 区政報告意見交換(セブンイレブン) 5人 637円

2/28のお茶代 区民意見聴取のため(ローソン) 9人 1,135円

3/3のお茶代 区政報告意見交換 (れこっず阿佐ヶ谷) 9人 2,412円

3/15のお茶代 区民意見聴取のため(ローソン) 7人 1,260円

3/23のお茶代 区民意見聴取のため(ローソン) 4人 607円

3/27のお茶代 区民意見聴取のため(ローソン) 4人 1,116円

公明党(9000番)としてお茶代 74,741円の返還を求める。

区民意見聴取時のお茶代として按分比80%で74,741円を計上。74,741円の返還を求める。

74,741円という多額のお茶代を区民意見聴取時ということで計上しているが、どこで、いつ区民意見聴取が行われたか不明である。何ら説明なく、多額のお茶代を計上することは、政調費の用途についての透明性に欠け、認めることはできない。74,741円の返還を求める。

4/9 区民意見聴取時のお茶代80% 3,708円

5/7 区民意見聴取時のお茶代80% 4,620円

5/7 区民意見聴取時のお茶代80% 3,014円

6/16 区民意見聴取時のお茶代80% 2,803円

7/9 区民意見聴取時のお茶代80% 8,980円

9/7 区民意見聴取時のお茶代80% 3,840円

10/9 区民意見聴取時のお茶代80% 7,380円

10/9 区民意見聴取時のお茶代80% 4,536円

11/14 区民意見聴取時のお茶代80% 4,704円

11/14 区民意見聴取時のお茶代80% 3,184円

12/26 区民意見聴取時のお茶代	9,324円	
1/15 区民意見聴取時のお茶代	9,324円	
3/29 区民意見聴取時のお茶代80%	9,324円	合計74,741円

【4】資料作成費 15,000円

北明範議員(5000番) 9/21 パネル作成費 15,000円の返還を求める。

区政報告用パネル代として計上しているが、説明不足で、区政調査との関連が不明なので返還を求める。

【5】資料購入費 68,070円

資料購入費—1▽

公明党(9000番) 資料購入費 28,800円の返還要求

6月27日機関紙月刊公明 14,400円

3月29日機関紙月刊公明 14,400円

月刊「公明」の請求書には「今後とも党勢拡大に大いに役立てて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします」と明記している。

これは使途基準・使途基準細則で、政調費として支出できない経費として規定している「政党に関する経費」に該当する。機関紙月刊「公明」に支出した14,400円×2=28,800円の返還を求める。

△

大槻城一 議員(4000番) 資料購入費39,270円の返還を求める。

2月20(ゼンリン地図杉並区B4、A4の2冊を39270円で購入した。杉並区の地図を2冊、購入することは認められない。領収書は宅急便コレクトの代金引換額が書いているだけで、それぞれの本代は不明であるので、39,270円の返還を求める。

広報費—1▽

【6】 広報費 823,160円

島田敏光議員(7000番) のHP代340,200円の返還を求める。

2012(平成24)年10月21日「臨時国会はどうなる?」という記事で止まったままの島田議員のホームページ。2014(平成26)年4月25日現在。

更新されないHPへのHP管理料は認められないので340,200円の返還を求める。

2014(平成26)年4月25日に杉並区議会のHPをあげ、議員紹介から島田敏光議員のHPを見ると、最初に出てくるのは、2012(平成24)年10月21日「臨時国会はどうなる?」という記事である。

2012(平成24)年10月21日から2014(平成26)年4月25日まで全然更新していない。区民の間では、島田議員のHPが全然更新されていないことは有名である。

島田議員はHP代を月額31,500円×12か月=378,000円支出した。ところが、平成24年度収支報告書提出の決算時締切りの4月30日以後、7月9日と8月28日に按分を90%に変更し、毎月28,350円×12か月=340,200円と訂正した。更新しないHP代を、按分の根拠の説明のないまま、按分比を90%に変更した理由は不明である。

島田議員はR&D—ISHIWATAという会社にHP管理料を払っているが、領収書には、会社の代表者の名前はない。領収書に書いてある住所、下井草1—8—12にはR&D—ISHIWATAという会社は無い。法務局で調べても登記は

されてない。更新されないHPに対し、数年にわたりHP管理料を政調費から払い続けている島田議員はあまりにも無責任である。

島田議員のHPの更新は

最新が2012(平成24)年10月21日「臨時国会はどうなる?」である。

それ以前は、2011年3月18日「東日本大震災への支援を」

2011年2月26日「28日より予算特別委員会が始まります」

以上のような更新回数なので、昨年23年度の監査請求でも請求人は返還を求めたが、監査委員は返還を求めず、島田議員のいうまま、HP管理料378,000円を認めた。23年度は2011年4月～2012年3月までなので、この間に更新した記録はないが、監査委員はどのように実態を把握してHP管理費378,000円を認めたのか、説明を求める。

このような事態が数年にわたり、続けられてきたことは、監査委員がHPの実態を調べず、監査もせず、議員のいうままに放任した結果である。監査委員の責任は重大であり、即、実態を調べ、厳正に監査することを要望する。

(資料、島田議員のHP)

資料8

△ 広報費—2▽ 渡辺富士雄議員(8000番)のHP代 28,350円×12か月=340,200円の返還を求め
る

渡辺議員のHP管理料の払い先もR&D—I S H I W A T Aである。90%の按分で島田議員と同額の340,200円を払っている。島田議員の欄で書いたが、HP管理料の払い先のR&D—I S H I W A T Aは所在を確かめることもできず、領収書には代表者名もなく、問題である。政調費の支払先として、領収書等の不備から、この支出は認められない。340,200円の返還を求める。

島田議員と違うのは、アーカイブで下記の記事を読むことができる。しかし、記事の内容からして、この金額には匹敵しない内容である。按分比の見直しを求める。

- ・2013.03.11 2年の歳月 ・2013.01.07 今年は幾つ出る?! ・2013.01.02 新春
- ・2012.11.11 やったね ・2012.10.24 街が熱くなる
- ・2012.10.23 区内最大規模のお祭り ・2012.10.22 ついに!
- ・2012.07.22 傘寿(さんじゅ) ・2012.07.18 ふるさとのおい
- ・2012.06.02 にぎやかになった ・2012.06.01 議会人事
- ・2012.04.25 そういえば

何度も何度もHPを更新している議員はたくさんいる。さらに経費を計上していない議員もいる。HP代を計上している議員は、アーカイブで古い記事を読むこ

とができるので、政調費からの支出を確認することができる。

2011(平成23)年度の監査結果書で監査委員は「第3監査の結果と判断」の欄で、P11に「ホームページをどのような内容にするかは、会派・議員の自律性に委ねられるべきものであるので、ホームページの作成及び維持管理経緯費が実態に即して適切に按分され、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば不適切とする理由はない」と、述べたため、島田議員のように、更新をほとんどしなくても、HP代を政調費で払うことになったのである。島田議員・渡辺議員のHP代は、議員のなかでは非常に高額である。

23年度の住民監査請求で請求人は島田・渡辺議員のHP代の返還を求めたが、監査委員は監査の対象にすらしなかった。

△ 広報費一3▽ 大槻城一議員(4000番)の広報費 96,100円の返還を求める。

1/12(デザイン料40,000円) 2/12(印刷代210,000円)

2/14 区内特別郵便 65円×1,063通=88,375円

大槻議員は封筒の現物がないので、どのように郵送したか、不明であるが、2/14に1,063通を発送したことはわかる。

3/29に郵送代として3回に分け切手を合計96,100円購入

【内訳1600円(80円切手20枚)

51,000円(80円切手450枚+50円切手300枚)

43,500円(80円切手450枚+50円切手150枚)】

合計で50円切手450枚と80円切手920枚

大槻議員の作成した杉並区政報告はA3の両面刷りの1種類であり、50円切手で発送することは不可能である。1種類しかない区政報告に、50円切手と80円切手をどのように使い分けたのか、説明を求め。切手を購入したという領収書はあるが、発送したという事実は証明できず、A3の区政報告を発送できない50円切手を購入しているので切手代96,100円の返還を求め。

△ 広報費一4▽ 山本ひろこ議員(1000番)の広報費(80—65)×644通= 9,660円の返還を求める。

「いつも笑顔で!あなたのために! 山本ひろこ通信」を2012年5月に発行。(A3両面刷り)

封筒の見本が提出されてないので、どのように発送したかは不明である。

5/7 区政報告書印刷代、19,270円 5/12区政報告書印刷代、10,910円 印刷代合計30,180円

5/25 区政報告書郵送代 80×165=13,200円

5/28 区政報告書郵送代 80×154=12,320円

5/30 区政報告書郵送代 80×108=8,640円

5/31 区政報告書郵送代 80×217=17,360円

6/1 区政報告書郵送代 80×50=4,000円 郵送代合計80×694=55,520円

上記のように区政報告郵送代はすべて1通につき80円を要している。

広報費の使途基準の留意事項に【※安価な「郵便区内特別郵便(同時に100通以上出す場合)等がある点に留意して計上します。場合によっては、説明も必要です」と明記している。

5/25, 5/28, 5/30, 5/31は同時に100通以上郵送しているが、山本議員は1回も安価な「区内特別郵便」を利用していない。
政務調査費(税金)からの支出であるのでコスト軽減に努めるべきである。100通以上の郵送の場合、1通65円で郵送できるので、 $(80-65) \times 644 \text{通} = 9,660 \text{円}$ の返還を
△ 求める。

広報費—5▽ 川原口宏之議員(2000番)の広報費封筒の見本を提出してないので37,000円の返還を
| 求める
| 7/18 封筒代として37,000円(長3封筒5,000枚、35,000円、修正2,000円)を計上し
| ている
| 広報費の使途基準の留意事項に【※封筒を印刷した場合は封筒も提出します】と
| 明記している。
△ 封筒の見本を提出してないので37,000円の返還を求める。

【7】事務費 192,693円

事務費—1▽ 渡辺富士雄議員の1/25、区政報告用切手代、@80×220枚=17,600円の返還を
| 求める。
| 新春特別号(坂井製印) @80×220枚=17,600円について
| 渡辺議員は「FD 2信」vo129、30、31の3枚(A 3用紙)とはがきを発行している
| が、すべて発行日を記載していないので、どの号を「新春特別号」と断定できるの
| か、不明である。
| 内容からして冒頭に「謹んで新春のお慶びを申し上げます」と書いた【「FD 2信」
| 2013年新春特別号区政報告】の葉書が1/25の切手代に相当すると思うが、@80円×
| 220枚なので、はがきに1枚80円は認められない。よって@80×220枚=17,600円の
△ 返還を求める。

手帳代は政調費とは認められないので返還を求める。

中村康弘議員12月19日政務調査用手帳 966円按分無で購入。966円の返還を
求める。

島田敏光議員2/13に生育堂(荻窪店)で手帳・システムを2冊、336円と840円(按
分50%)で購入しているが、認められない。2冊分の1,176円返還を
求める。

川原口宏之議員 手帳945円の按分50%で購入 472円の返還を
求める。

事務費—2▽ 大槻城一議員の3月27日、新宿の世界堂で買い物、13,473円の按分90%で12,125円
| を計上
| この支出は以下の理由で認められない。12,125円の返還を
求める。
| 購入した物品は、領収書等貼付用紙の備考欄によれば、「ハガキ、セロテープ、フ
| ァイル、シャープペン、ボールペン」である。しかし、領収書の明細には(資料世
| 界堂の領収書を参照)以下のことが書いてある。
| 「レター用品 400円×2=800円、ファンシーブング 600円×1=600円、
| 3M683N E H 340円×3=1,020円、3M680M S H 450円×3=1,350円

筆記具450円×1=450円、650円×4=2,600円、850円×1=850円、500円×7=3,500円 その他、事務用品、接着剤テープ等」である。

領収書の明細について、甲の質問に対し、新宿の世界堂の店員は「ファンシーブングはキティちゃんやミッキーマウスのキャラクター文具です。3M683NEHや3M680MSHは3Mブランドといってアメリカの会社がつけている透明のプラスチック素材のポストイットで割高だが製品はいいです。筆記用具の650円や850円などは三菱鉛筆が開発したシャープペンで、『クルトガ』『クルトガ替芯』デイズニー・シリーズで、高いけど学生に好評です・・・」と、説明した。

大槻議員は政務調査に「キティちゃんやミッキーマウスのキャラクター文具」「3Mブランドの割高のポストイット」「高いクルトガのシャープペン」等を使用しているのである。一生懸命働いて区民が納めた税金が大槻議員の「キティちゃんやミッキーマウスのキャラクター文具」等に支出されているかと思うと、納税者として暗然たる気持ちになる。

△ (資料、3月分No4013 世界堂の領収書)

資料9～資料10

事務費一3▽ 大槻城一議員のパソコン購入149,176円+11,178円=160,354円の返還を求める。
2013(25)年3月31日(24年度会計の末日)にパソコンを按分90%で149,176円、パソコン周辺機材を按分90%で11,178円で購入した。24年度分として交付された政調費からパソコンを購入したが、24年度に使用する日は1日もなかった。年度末日に購入することは、予算を消化するために、購入したとしか、考えられない。24年度内に、区政調査のために1日たりと使用しなかったパソコンの購入は認められない。
備品台帳にはパソコンの耐用年数は4年と書かれているが、以前に政調費で購入したパソコンはどうなっているのか。3月31日に購入しなければならない理由も不明である。よって、パソコンにかかった費用、149,176円+11,178円=160,354円の返還を求める。
△

事務所費一1▽ 【8】事務所費 33,513円、
島田敏光議員の光熱水費合計33,513円の返還を求める。
公明党議員の中で、ただ一人、事務所費を計上しているのは島田議員であり、政調費から支払った光熱水費の合計は33,513円である。自宅に占める事務所面積按分が約5分の1ということで、光熱水費按分は10分の1としている。下記の水道代でわかるように、島田議員の水道代は、按分無しの場合、2カ月で約20,000円前後と高額であり、たぶん家族数が多いと推察される。(数十人いる甲のメンバーのなかに、水道代が20,000円前後という高額な人は一人もいない)
ガス代 4/6(1,348円) 5/9(1,117円) 6/7(1,128円) 7/6(921円) 8/7(657円)
9/7(400円) 10/5(401円) 11/7(789円) 12/7(1,166円)
1/10(1,284円) 2/7(1,633円) 3/7(1,294円) ガス代合計12,138円
水道代 4/18(1,675円) 6/20(2,105円) 8/20(2,183円) 10/22(1,714円)
12/20(1,948円) 2/20(1,792円) 水道代合計11,417円

電気代 4/5(837円) 5/9(540円) 6/6(568円) 7/5(582円) 8/6(684円)
9/5(1,083円) 10/5(1,030円) 11/6(624円) 12/6(692円) 1/9(859円)
2/5(1,261円) 3/7(1,198円) 電気代合計9,958円

島田議員から〈自宅とその事務所部分、面積按分約1/5〉という子どもの一筆書きのような図面？が出されているが、この図面？を見て、区民の中でどれだけの人が、〈自宅とその事務所部分〉と理解できるだろうか。この図面が、島田議員の自宅であるという証明はどこにあるのか、説明を求める。

この図面？を1枚出すだけで、自宅の光熱水費が政調費(税金)から支出できると知ったら、区民の多くは驚愕するであろう。区民と議員の感覚には大きな齟齬がある。

自宅を事務所として使用している場合、「政調費の使途基準細則」では「事務所光熱費の支出割合の上限は1/2とする。なお、支出割合上限設定基準額は事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする」と規定している。

条例の「第1条、この条例は・・杉並区議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」と規定し、議員のみが必要な経費として支出できるのである。これを家族が使用した光熱水費の分まで含め、事務所使用分の面積割合で按分することを決めた「政調費の使途基準細則」は条例違反である。よって光熱水費の按分率に基づいた光熱水費の金額をそのまま認めることはできない。島田議員の光熱水費合計33,513円の返還を求める。

自宅事務所の面積については議員の殆どが6畳一間前後でほぼ同じである。議員一人の光熱水費の使用料はほぼ同じと推察されるが、自宅を事務所とした場合、光熱水費の使用料は家族の人数によって変わってくる。家族の使用した分まで政調費(税金)で負担することは、明らかに条例違反である。政調費(税金)で負担しなければいけないほど、光熱水費を使っているならば、島田議員は訪問した区民の人数、事務所の利用実態を説明すべきである。島田議員は事務所の使用実態を説明せず、使途基準細則に基づいて当たり前のように計上しているが、家族が使用した光熱水費を政調費で負担することをどのように理解しているか、説明を求める。

△ (資料 島田議員の提出した〈自宅と事務所部分〉面積按分約1/5)

資料11

公明党の政調費の検証を行ったが、横山代表と大槻会計担当の時から収支報告書が数字化されたため、8年も住民監査請求している甲のメンバーでさえ、各議員の支出を調査するのに、膨大な時間を要した。公明党以外の議員は収支報告書を見れば、政調費の使途が一目瞭然の実態と比較すると公明党議員が政調費の透明性を隠ぺいするために数字化したということが明確になった。

公明党の議員は会議費でお茶代を使用するが会場費の請求がない。(区民が集まりを持つときはまず考えるのが会場であってお茶の用意ではない) 横山議員のように40人の人が無料で使える会場はどこなのか。会議をやったという証拠を示すべきである。

渡辺議員のように自転車のかごが「壊れたという」理由で、政調費を使う。

島田議員のようにHPを更新しなくても30数万円を政調費から使う。等々。公明党議員は政調費をなんと考えているのか。明確な回答を求める。

これらの支出は「地方自治法第2条④地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に違反している。

追記として、大槻議員は2011(平成23)年度の途中に下高井戸5—24—1から成田西3—9—12に引っ越しした。交通費は下高井戸に住んでいる時は出張先のほとんどが区役所で浜田山—南阿佐ヶ谷(往復) 880円を支出していた。

22年度の交通費請求回数は125回(下高井戸に住んでいた時)

そのうち出張先「区役所」が108回あった。

平成23年4月に成田西に引っ越ししてからは、出張先を区役所にすることはなくなった。

資料 大槻議員の22年度 政務調査交通費記録簿 8月分、9月分

大槻議員の23年度 政務調査交通費記録簿 4月分No4016 - 1と4016 - 2

資料12～資料13

甲 会則 (省略)

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号 5月分 No. 3008

領収書等貼付欄

DOORON
F-ルーター3902
東千歳店 16103-5866-8385

2012年06月22日 (火) 18:11
*** EAT-IN ***
品名 7分ST
数量 1個
単価 480
小計 ¥480
消費税 ¥11
合計 ¥491

※品付与されたギフトは2日以内に
返金されます。ギフトの残高は0円
ギフトは発行済みです。
詳細はwww.cafem.jpにてご確認ください。
TEL:0000000010 <80101839> 011-450011

DOORON
F-ルーター3902
東千歳店 16103-5866-8385

2012年05月22日 (火) 18:11
*** EAT-IN ***
品名 7分ST
数量 1個
単価 480
小計 ¥480
消費税 ¥11
合計 ¥491

※品付与されたギフトは2日以内に
返金されます。ギフトの残高は0円
ギフトは発行済みです。
詳細はwww.cafem.jpにてご確認ください。
TEL:0000000010 <80101839> 011-450011

備考 10ポイント810
990198上

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号 7月分 No. 3001

領収書等貼付欄

CAFFÉ
Cafe
06-5333-7385

*** EAT-IN ***
品名 5分ST-DONUT
数量 6個 (600 x 2個)
単価 1900
小計 ¥11,400
消費税 ¥68
合計 ¥11,468

※品付与されたギフトは2日以内に
返金されます。ギフトの残高は0円
ギフトは発行済みです。
詳細はwww.cafem.jpにてご確認ください。
TEL:0000000010 <80101839> 011-450011

CAFFÉ
Cafe
06-5333-7385

*** EAT-IN ***
品名 5分ST-DONUT
数量 6個 (600 x 2個)
単価 1900
小計 ¥11,400
消費税 ¥68
合計 ¥11,468

※品付与されたギフトは2日以内に
返金されます。ギフトの残高は0円
ギフトは発行済みです。
詳細はwww.cafem.jpにてご確認ください。
TEL:0000000010 <80101839> 011-450011

備考 F11,7088w ZK 580円 前上

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. 4001
----------	------	----------

領収書等貼付欄

領収書

金額 100円

発行日 4月10日

備考 4/6. 100- 区民意見聴取

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙



出納簿 整理番号	7 月分	No. 8008
----------	------	----------

領収書等貼付欄													
<p>タイムズ 24</p> <p>タイムズ 高円寺北第4 0120-70-3924</p> <p>《 領 収 書 》</p> <table> <tr> <td>12年07月</td> <td>078215</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>駐車料金</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お支払</td> <td>1,200円</td> <td></td> </tr> </table> <p>NO.029327</p>		12年07月	078215	11	駐車料金	200円		合計	200円		お支払	1,200円	
12年07月	078215	11											
駐車料金	200円												
合計	200円												
お支払	1,200円												
備考	氏名見取の為。												

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	11 月分	№ 4009
----------	-------	--------

領収書等貼付欄

領収書

ビルネットパーク信濃町第2

駐車番号	17番
入庫時間	11月16日 21:15
出庫時間	11月16日 21:24
請求金額	200円
領収金額	200円
領収日	12月11日16日

備考

正元意取

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	11 月分	No. 4010
----------	-------	----------

領収書等貼付欄

領収書

ビルネットパーク信濃町第2

駐車番号	16番
入庫時間	11月16日 20:02
出庫時間	11月16日 21:25
請求金額	1,400円
領収金額	1,400円
領収日	12年11月16日

備考

区民交遊聴取

第2号様式(第3条関係)

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号	4	月分	No.	4015
----------	---	----	-----	------

議員名 大槻 城一

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目	備考
1	高井戸	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-高井戸(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
2	久我山	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-久我山(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
4	高井戸	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-高井戸(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
5	富士見丘	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-富士見丘(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
6	八幡山	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-新宿-八幡山(往復)	940	調査研究費	区民意見聴取
7	富士見丘中学	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-富士見丘(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
7	高円寺	鉄道・バス	自宅-阿佐ヶ谷-高円寺(往復)	460	調査研究費	区民意見聴取
8	高井戸	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-高井戸(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
科目別内訳				6,560		

第2号様式(第3条関係)

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号	4	月分	No.	4015
----------	---	----	-----	------

議員名 大槻 城一

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目	備考
9	高井戸	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-高井戸(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
10	久我山	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-久我山(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
11	下高井戸	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-新宿-下高井戸(往復)	940	調査研究費	区民意見聴取
12	高井戸	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-高井戸(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
13	高井戸	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-高井戸(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
14	上北沢	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-新宿-上北沢(往復)	940	調査研究費	区民意見聴取
15	久我山	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-久我山(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
15	高井戸	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-高井戸(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
科目別内訳				7,040		

第2号様式 (第3条関係)

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 8 月分 No. 4015

議員名 大槻 城一

日	出張先	利用交通機関	経路 (出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目	備考
2	久我山	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-久我山(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
4	八幡山	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-新宿-八幡山(往復)	940	調査研究費	区民意見聴取
4	富士見丘	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-富士見丘(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
9	都庁	鉄道	南阿佐ヶ谷-新宿-(往復)	380	調査研究費	所管聞取り
9	浜田山	バス	自宅-浜田山	200	調査研究費	区民意見聴取
11	高円寺	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-高円寺(往復)	580	調査研究費	区民意見聴取
12	高円寺	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-高円寺(往復)	580	調査研究費	区民意見聴取
15	八幡山	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-新宿-八幡山(往復)	940	調査研究費	区民意見聴取
科目別内訳				5,340		

第2号様式 (第3条関係)

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 8 月分 No. 4015

議員名 大槻 城一

日	出張先	利用交通機関	経路 (出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目	備考
18	久我山	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-久我山(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
20	高井戸	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-高井戸(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
21	高井戸	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-高井戸(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
26	上北沢	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-上北沢(往復)	960	調査研究費	区民意見聴取
28	高井戸	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-高井戸(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
30	富士見丘	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-富士見丘(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
30	高井戸	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-高井戸(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
科目別内訳				6,120		
				11,460		

2014/4/7

杉並区議会議員 島田としみつ公式ウェブサイト



Home
 島田としみつ
 活動報告
 選挙活動
 議会活動
 地域活動
 お問い合わせ
 個人情報保護方針

島田としみつ

島田としみつ

高齢者等アパートあっせん事業が
 拡大されました

見どころ歩きどころ満載！すぎな
 み徹底さんぽ図録

杉並区気象情報

これでOK！ごみ収集地域別曜日表
 詳しくはこちら

杉並区が各種人材を募集していま
 す

ケータイサイト



QRコード

144-4141

http://www.shimada-t.net/

杉並区議会議員 島田敏光の議会活動報告

http://www.shimada-t.net

2012年10月21日

臨時国会はどうなる？

野田改造内閣がスタートして約3週間が経過しました。やっと民自公3党の党首会談が開かれましたが、わずか40分で決裂！解散時期の「近いうち」が2ヶ月以上経っても「近いうち」のまま、世間の常識では考えられません。与党は10月29日に臨時国会を開き11月末までの会期を決めたようですが、果たして開会できるのでしょうか？委員会にも閣議にも出てこない田中慶秋法相。外国人からの献金や暴力団との交際問題に何の説明も無く、「法務大臣」が聞いてあきれ。辞任か更迭かいずれにしても辞めざるを得ません。さらに問題なのは、復興予算の「流用」問題です。「特例公債法案ばかりに目を取られていると、復興予算で足元をすくわれる」との声も与党から出始めているようです。

復興予算とは、東日本大震災の復旧・復興に使うための予算。2011年度補正予算から計上され、5年間で総額19兆円を予定しています。創設された東日本大震災復興特別会計が管理し、財源の多くは「復興増税」です。2013年1月から25年間、所得税を2.1%上乗せするほか、2014年6月から10年間、住民税に年間1,000円を上乗せします。この復興予算にほとんどの省庁が、被災地復興に結びつかない予算を計上したため、「流用」問題が浮上しました。メディアが明らかにしたものでは、調査捕鯨の支援（農林水産省・25億円）、青少年交流事業（外務省・72億円）、刑務所内の訓練機器整備（法務省・3千万円）、税務署の改修（財務省・12億円）、沖縄県内の国道改修（国土交通省・14億円）……という具合です。自民党議員は「最大の原因は、『防災関係なら何でもOK』という考えを持ち込んだことだ。役所はこれ幸いと火事場泥棒のように理由をこじつけ、予算確保に走った結果だ」と解説しています。さらに問題を広げたのが、衆院決算行政監視委員会の新藤義隆委員長（自民）が職権で小委員会を開催し、政府の見解を問うとしましたが、民主党は「委員が決まっていない」ことを理由に出席を拒否し、定足数に達せず流会になったこと。閉会中審査だから、委員は前国会のまま。『決まっていない』は理由にならない。悪質なサボタージュだ」と某政治ジャーナリストは指摘しています。批判が強まったため、政府は復興予算の仕分けを行うこととし、野田首相は来年度予算で見直す方針を明らかにしました。しかし、各省庁は「必要な予算だ」との姿勢を崩していないようです。総理のリーダーシップはどうなっているのでしょうか？臨時国会では、法相のスキャンダルとともに、復興予算「流用」も、冒頭から野党が追及するのは確実です。「復興のために」という増税の使い方だけに、国民は大変敏感になっています。決められない、すぐに正せない政治から一刻も早く脱するために、定数更正、特例公債、国民会議の3点セットの話し合い解散をすべきでしょう！（常に住民と向き合っている自治体運営にも少しは配慮をすべきである！！）

2011年03月18日

東日本大震災への支援を

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	3 月分	No. 4013
----------	------	----------

領収書等貼付欄



(0210)新宿本店・1F
 東京都新宿区新宿3-1-1
 TEL:03-5379-1111
 営業時間:9:30~21:00
 担当者:(145) [redacted]
 P O S N O : 011 通常
 ｼｰﾄﾞ:011-41341-81730
 顧客番号 : 2970000677053

下 堀 城 様

領 収 書

お買い上げありがとうございます
 ★世界堂STカード会員募集中!★
 お買い物にさらに7%もお買得に!

2013年03月27日 17:08

ST	ｽﾀｰﾎﾞｯﾁ	定価	¥400 × 2	¥800
				-160
				割引 20.00%
ST	ｽﾀｰﾎﾞｯﾁ	定価	¥300 × 1	¥300
				-60
				割引 20.00%
ST	ﾍｯﾁﾝｸﾞ ﾏｰﾌﾞ	定価	¥200 × 3	¥600
				-120
				割引 20.00%
ST	ｼﾞﾙﾄﾞ	定価	¥550 × 1	¥550
				-110
				割引 20.00%
ST	ﾌﾞﾗﾝｽﾞ ﾏｰﾌﾞ	定価	¥600 × 1	¥600
				-120
				割引 20.00%
ST	ｼﾞﾙﾄﾞ	定価	¥500 × 1	¥500
				-100
				割引 20.00%
ST	ｼﾞﾙﾄﾞ	定価	¥300 × 1	¥300
				-60
				割引 20.00%
ST	ｲﾝﾃﾞﾝ ﾋﾞｯｷ	定価	¥470 × 1	¥470
				-94
				割引 20.00%
ST	ﾍｯﾁﾝｸﾞ ﾏｰﾌﾞ	定価	¥350 × 1	¥350
				-70
				割引 20.00%
ST	ﾋｯｷ	定価	¥450 × 1	¥450
				-90
				割引 20.00%
ST	ﾋｯｷ	定価	¥650 × 4	¥2,600
				-520
				割引 20.00%

備考

・ 1447
 ・ センター
 ・ 72x11
 ・ センター
 ・ ジェル
 90% = 12125

備考
 ・ 1147
 ・ 1207-7
 90/10=12125
 ・ 7244
 ・ 3307-7
 ・ 30-1147

ST	割引 20.00%		-120
	ST シムヨクビ		
	定価	¥550 × 1	¥550
	割引 20.00%		-110
ST	ファンク-ブツ		
	定価	¥600 × 1	¥600
	割引 20.00%		-120
ST	シムヨクビ		
	定価	¥500 × 1	¥500
	割引 20.00%		-100
ST	シムヨクビ		
	定価	¥300 × 1	¥300
	割引 20.00%		-60
ST	イン・デジ・ビョウ		
	定価	¥470 × 1	¥470
	割引 20.00%		-94
ST	ビツキク イ・テ-ブ		
	定価	¥350 × 1	¥350
	割引 20.00%		-70
ST	ビツキク		
	定価	¥450 × 1	¥450
	割引 20.00%		-90
ST	ビツキク		
	定価	¥650 × 4	¥2,600
	割引 20.00%		-520
ST	ビツキク		
	定価	¥850 × 1	¥850
	割引 20.00%		-170
ST	シムヨクビ		
	定価	¥250 × 2	¥500
	割引 20.00%		-100
ST	ビツキク		
	定価	¥100 × 6	¥600
	割引 20.00%		-120
ST	3M 683NEH		
	定価	¥340 × 3	¥1,020
	割引 20.00%		-204
ST	3M 680MSH		
	定価	¥450 × 3	¥1,350
	割引 20.00%		-270
ST	シムヨクビ		
	定価	¥350 × 1	¥350
	割引 20.00%		-70
ST	シムヨクビ		
	定価	¥350 × 1	¥350
	割引 20.00%		-70
ST	ビツキク		
	定価	¥500 × 7	¥3,500
	割引 20.00%		-700
定価合計			16,040
割引合計額			-3,208
外税小計	41	12,832	
消費税額	5%	641	
合計		41	13,473

領収金額 13,473
 (内、消費税 641)

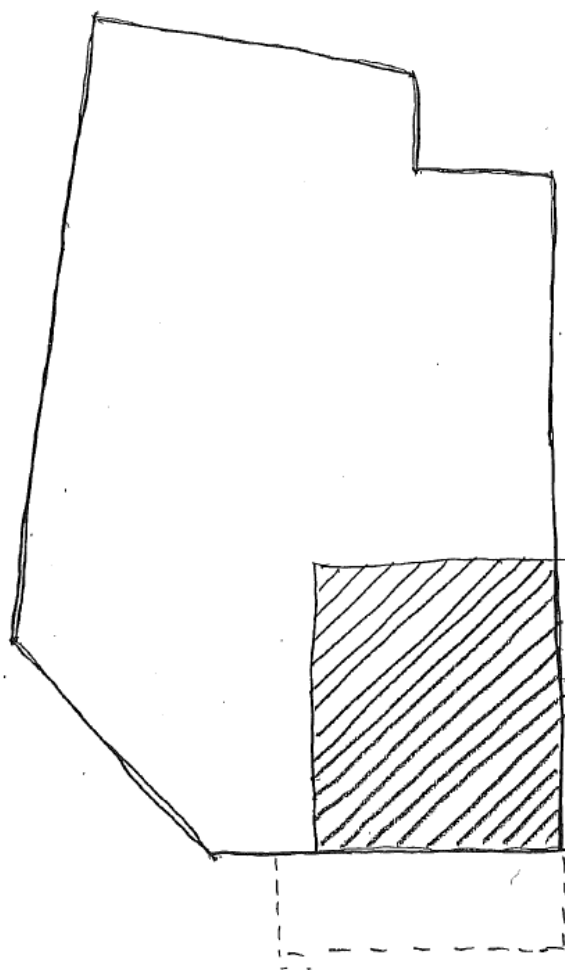
支払方法

現金 13,473

預り金 15,000

< 自宅とその事務所部分 >

面積按分
約 $\frac{1}{5}$



第2号様式(第3条関係)

22年度

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号	8月分	No. /
----------	-----	-------

議員名 大槻 城一

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目	備考
3	区役所	鉄道	自宅-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	区民意見聴取
6	区役所	鉄道	自宅-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	〃
10	視察(松山市)	タクシー	空港-松山市内(片道)	2,150	調査研究費	〃
19	区役所	鉄道	自宅-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	〃
20	区役所	鉄道	自宅-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	〃
23	区役所	鉄道	自宅-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	〃
24	区役所	鉄道	自宅-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	23区議員研修会
30	区役所	鉄道	自宅-市ヶ谷(往復)	880	調査研究費	区民意見聴取
31	区役所	鉄道	自宅-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	〃
科目別内訳				9,190		

第2号様式(第3条関係)

22年度

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号	9月分	No. /
----------	-----	-------

議員名 大槻 城一

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目	備考
7	区役所	鉄道	自宅-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	区民意見聴取
8	区役所	鉄道	自宅-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	〃
9	区役所	鉄道	自宅-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	〃
14	区役所	鉄道	自宅-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	〃
16	区役所	鉄道	自宅-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	〃
21	区役所	鉄道	自宅-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	〃
24	区役所	鉄道	自宅-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	〃
28	区役所	鉄道	自宅-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	〃
30	区役所	鉄道	自宅-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	〃
科目別内訳				7,920		

23年度
第2号様式 (第3条関係)
政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 4 月分 No. 4016-1

議員名 大槻 城一

日	出張先	利用交通機関	経路 (出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目	備考
1	区役所	鉄道	浜田山-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	区民意見聴取
4	区役所	鉄道	浜田山-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	区民意見聴取
5	区役所	鉄道	浜田山-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	区民意見聴取
6	区役所	鉄道	浜田山-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	区民意見聴取
7	区役所	鉄道	浜田山-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	区民意見聴取
8	区役所	鉄道	浜田山-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	区民意見聴取
11	区役所	鉄道	浜田山-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	区民意見聴取
12	区役所	鉄道	浜田山-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	区民意見聴取
科目別内訳				7,040		

23年度
第2号様式 (第3条関係)
政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 4 月分 No. 4016-2

議員名 大槻 城一

日	出張先	利用交通機関	経路 (出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目	備考
25	区役所	鉄道	浜田山-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	区民意見聴取
26	区役所	鉄道	浜田山-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	区民意見聴取
27	区役所	鉄道	浜田山-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	区民意見聴取
28	区役所	鉄道	浜田山-南阿佐ヶ谷(往復)	880	調査研究費	区民意見聴取
29	久我山	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-久我山(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
29	高井戸	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-高井戸(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
30	高井戸	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-高井戸(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
30	久我山	鉄道	南阿佐ヶ谷-荻窪-吉祥寺-久我山(往復)	860	調査研究費	区民意見聴取
科目別内訳				6,960		

以上

別紙 1 - 4

2014 年5月16 日

杉並区監査委員御中

平成24年度政務調査費の監査請求に関わる意見陳述において、下記の証拠書類等を追加提出します。

甲

記

I. 大泉時男議員の政調費に関わる監査請求

追加提出資料なし

II. 公明党所属議員の政調費に関わる監査請求

追加提出資料1. 大槻城一議員の文房具購入に係る返還請求について

III. 全会派・議員の政調費に関わる監査請求

追加提出資料2. 使途基準・使途基準細目について

追加提出資料3. 今井ひろし議員の人件費について

以上

追加提出資料1. 大槻城一議員の文房具購入に係る返還請求について

公明党が提出した出納簿によると、平成25年3月27日に事務用品代として12,125円が計上されている。その整理番号が、No. 4013と記され、出納簿に領収書が添付されているが、その宛名欄に、手書きで、大槻城一と記名されていたため、大槻議員による購入と解した。

なお、上述の領収書（出納簿整理番号3月分No. 4013）は、公明党所属議員の政調費に関わる監査請求書に添付済みであるが、引用のため、追加証拠書類の一つとして再添付（添付資料1）した。

1) 当該領収書の発行元は、(株)世界堂新宿本店1Fと明記され、全購入品名の頭にSTが記され、定価と割引(20%)額が印字されている。その記載事項を、購入品目毎に再配列した一覧表を、下記に示す。なお、再配列は、世界堂(株)新宿本店から得た情報を基にした。

① 筆記具	STヒッキグ	定価450×1	¥450
	STヒッキグ	定価650×3	¥2,600
	STヒッキグ	定価850×1	¥850
	STヒッキグ	定価100×6	¥600
	STヒッキグ	定価500×7	¥3,500
② ポストイット	ST3M683NEH	定価340×3	¥1,020
	ST3M680MSH	定価450×3	¥1,350
③ キャラクター文具	STファンシーブンダ	定価¥600×1	¥600
④ レター用品	STレターヨウヒン	定価¥400×2	¥800
	STレターヨウヒン	定価¥300×1	¥300
⑤ 事務用品	STジムヨウヒン	定価¥550×1	¥550
	STジムヨウヒン	定価¥500×1	¥500
	STジムヨウヒン	定価¥300×1	¥300
	STジムヨウヒン	定価¥250×2	¥500
	STジムヨウヒン	定価¥360×1	¥350
⑥ 接着剤テープ	STセツチャクザイ・テープ	定価¥200×3	¥600
	STセツチャクザイ・テープ	定価¥350×1	¥350
⑦ その他	STイン・デンビョウ	定価470×1	¥470
	定価合計	¥16,040	
	割引合計額	¥3,208	
	外税小計	¥12,832	
	消費税	¥641	
	領収金額	¥13,473	

2) 大槻議員が、平成25年度末の3月27日に、何故、数多くの文具、例えば、筆記具を、その価格が大きく異なるものを、18本を購入し、又、キャラクターのついた文具を購入する必要があったか等を理解するために、請求人は、平成26年5月11日に、世界堂(株)新宿本店を尋ねた。店員の助言を得て、領収書に記載された文具を探したが、該当するであろうと推測でき

た文具は、筆記具5品目と3Mのポストイット2品目のみであった。ファンシー(キャラクター入り)の文具(1品種)やレター用品(2品種)、事務用品(6品種)、接着剤テープ(2品目)、イン・デビョウ(ハンコや領収書などの伝票類1品種)などは、どの文具に対応するかを明確にすることはできなかった。なお、大槻議員が提出した領収書添付欄の備考には、ハガキ、セロテープ、ファイル、シャープペン、ボールペンと記されているのみである。

大槻議員が購入したと推測した筆記具は、5品目で、定価は、100円(6本)、450円(1本)、500円(7本)、650円(3本)、850円(1本)となり、合計で18本である。これらの筆記具をシャープペンと仮定すると、この中で、3品目、450円、650円、850円は、価格から、三菱鉛筆のクルトガであろうと推測した。このクルトガは、ケース入りで、一つ一つぶら下がっていたが、それ以外の購入した多くのシャープペンは、10-15cm 四方のボックスに詰め込まれており、100円、200円、300円、500円の価格であった。大槻議員も、100円の筆記具を6本購入しているが、これらの一つだと推測した。又、テープ2品目は、価格から、3Mの透明ポストイットと推測したが、3Mの通常品のポストイットの1枚の価格は、透明ポストイットの1/2.5~1/4であった。更に、キャラクター入りの文具(600円)を、捜したが、見つからず、店員によると、キャラクター入りは、割高の価格が設定されているとのことであった。

大槻議員の政調費の検証は、年度末に、何故、多量の文具を購入して、政調費に計上しているのだろうかとの疑問から始まったが、世界堂に入って、店内を、ぐるぐる回りながら、判明したことは、同一機能の文具、例えば、シャープペン等の筆記具を、価格の大きく異なるものを、一度に、多数(18本)購入し、又、キャラクター入りの割高の文具を購入し、個人の費用ではなく、公金である政調費に計上しているということであった。

一方、政調費条例第9条に「政務調査費を、区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものには充ててはならない」と規定されているが、大槻議員の上述の様な公金による文具購入は、社会常識からも異常であるだけでなく、法令の趣旨に反する不当行為であり、公金の管理を怠った行為である疑いが極めて大きいと判断した。

従って、大槻議員に対して、文具購入の為、政調費に計上した12,125円の返還を求める。

- 3) 請求人は、世界堂新宿本店1Fで、大槻議員が購入したと推測した文具及び関連文具を購入したが、その際、世界堂のSTカードの会員に入会(入会金500円で、2年間有効)した。世界堂の説明によると、割引率20%は、来店者全員に適用されるが、STカード会員に対しては、特典対象品を購入した場合は、20%割引した価格の7%相当額が、2年間有効の金券で渡されるとのことであった。STカードの会員が受け取る領収書には、特典対象品名の頭にSTと記され、又、会員あるいは顧客番号が印字されるとのことであった。

請求人が購入した際の領収書を添付(添付資料2)したが、大槻議員が提出した領収書と同様に、すべての購入品の割引率が20%とされ、購入品名の頭にSTが記され、会員(大槻議員の場合は顧客)番号が印字されている。又、請求人の領収書の最後部には、世界堂チケット対象額とチケット発行額(対象額の7%相当額)が記され、更に、最後尾には、バーコードが記されている。更に、請求人が受け取った世界堂チケットを添付(添付資料3)したが、購入日から2年間有効の金券であった。一方、大槻議員が提出した領収証の最後尾は、領収金額、預り金、つり銭が記載されているのみであり、STカードの会員に渡される世界堂チケットについての記載がなく、又、バーコードも記されていない。世界堂の店員によると、STカードを保有し、特典対象品を購入した領収証には、必ず、世界堂チケットの発行額が記載

され、又、すべての領収証には、少なくともバーコードが記されるとのことであった。言い換えれば、大槻議員が提出した領収証は、それが、平成25年3月27日付であったとしても、世界堂の通常の領収証とは異なったものになっているとのことであった。

世界堂新宿本店における文具購入によって得られた上述の情報から、大槻議員が、何故、受け取った領収証に記載されていた情報の一部及びバーコード等を、隠蔽する必要があるのだろうかとの疑念を抱かざるを得ない。従って、大槻議員に対して、提出した領収書の明確な情報開示を求めると共に、世界堂(株)新宿本店から受理した金券相当額943円(文具購入額13,473円の7%)の返還を求める。

以上

平成26年5月10日 印刷部 印刷
 東京現地 追加請求資料 1 - 1
 課内空所

第1号様式 (第3条第6項)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	う	月分	Na.4.013
----------	---	----	----------

領収書等貼付欄



00101 東京本店 3F
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
 TEL:03-6263-1116
 営業時間:月~土 10:00~20:00
 担当: 1148
 POS機:01
 FAX:03-6263-1116
 顧客番号: 2191000071053

世界堂
 領収書

お買取り品は必ずお買取り票を
 本店に提出していただき、お買取り票
 にお買取り品名を記載し、お買取り
 票に貼付していただきます。

ST 外-001	金額	4000 X 2	8000
ST 外-002	金額	11,005	11,005
ST 外-003	金額	4300 X 1	4300
ST 外-004	金額	4200 X 3	12,600
ST 外-005	金額	4500 X 1	4500
ST 外-006	金額	9100 X 1	9100
ST 外-007	金額	9300 X 1	9300
ST 外-008	金額	9300 X 1	9300
ST 外-009	金額	9300 X 1	9300
ST 外-010	金額	9300 X 1	9300
ST 外-011	金額	9300 X 1	9300
ST 外-012	金額	9300 X 1	9300
ST 外-013	金額	9300 X 1	9300
ST 外-014	金額	9300 X 1	9300
ST 外-015	金額	9300 X 1	9300
ST 外-016	金額	9300 X 1	9300
ST 外-017	金額	9300 X 1	9300
ST 外-018	金額	9300 X 1	9300
ST 外-019	金額	9300 X 1	9300
ST 外-020	金額	9300 X 1	9300
ST 外-021	金額	9300 X 1	9300
ST 外-022	金額	9300 X 1	9300
ST 外-023	金額	9300 X 1	9300
ST 外-024	金額	9300 X 1	9300
ST 外-025	金額	9300 X 1	9300
ST 外-026	金額	9300 X 1	9300
ST 外-027	金額	9300 X 1	9300
ST 外-028	金額	9300 X 1	9300
ST 外-029	金額	9300 X 1	9300
ST 外-030	金額	9300 X 1	9300

備考
 ・1147
 ・007-7
 ・726W
 ・34-9A2
 ・3-0A2

4000-12125

ST 外-031	金額	9300 X 1	9300
ST 外-032	金額	9300 X 1	9300
ST 外-033	金額	9300 X 2	18,600
ST 外-034	金額	9300 X 3	27,900
ST 外-035	金額	9300 X 1	9300
ST 外-036	金額	9300 X 1	9300
ST 外-037	金額	9300 X 1	9300
ST 外-038	金額	9300 X 1	9300
ST 外-039	金額	9300 X 1	9300
ST 外-040	金額	9300 X 1	9300
ST 外-041	金額	9300 X 1	9300
ST 外-042	金額	9300 X 1	9300
ST 外-043	金額	9300 X 1	9300
ST 外-044	金額	9300 X 1	9300
ST 外-045	金額	9300 X 1	9300
ST 外-046	金額	9300 X 1	9300
ST 外-047	金額	9300 X 1	9300
ST 外-048	金額	9300 X 1	9300
ST 外-049	金額	9300 X 1	9300
ST 外-050	金額	9300 X 1	9300
ST 外-051	金額	9300 X 1	9300
ST 外-052	金額	9300 X 1	9300
ST 外-053	金額	9300 X 1	9300
ST 外-054	金額	9300 X 1	9300
ST 外-055	金額	9300 X 1	9300
ST 外-056	金額	9300 X 1	9300
ST 外-057	金額	9300 X 1	9300
ST 外-058	金額	9300 X 1	9300
ST 外-059	金額	9300 X 1	9300
ST 外-060	金額	9300 X 1	9300
ST 外-061	金額	9300 X 1	9300
ST 外-062	金額	9300 X 1	9300
ST 外-063	金額	9300 X 1	9300
ST 外-064	金額	9300 X 1	9300
ST 外-065	金額	9300 X 1	9300
ST 外-066	金額	9300 X 1	9300
ST 外-067	金額	9300 X 1	9300
ST 外-068	金額	9300 X 1	9300
ST 外-069	金額	9300 X 1	9300
ST 外-070	金額	9300 X 1	9300
ST 外-071	金額	9300 X 1	9300
ST 外-072	金額	9300 X 1	9300
ST 外-073	金額	9300 X 1	9300
ST 外-074	金額	9300 X 1	9300
ST 外-075	金額	9300 X 1	9300
ST 外-076	金額	9300 X 1	9300
ST 外-077	金額	9300 X 1	9300
ST 外-078	金額	9300 X 1	9300
ST 外-079	金額	9300 X 1	9300
ST 外-080	金額	9300 X 1	9300
ST 外-081	金額	9300 X 1	9300
ST 外-082	金額	9300 X 1	9300
ST 外-083	金額	9300 X 1	9300
ST 外-084	金額	9300 X 1	9300
ST 外-085	金額	9300 X 1	9300
ST 外-086	金額	9300 X 1	9300
ST 外-087	金額	9300 X 1	9300
ST 外-088	金額	9300 X 1	9300
ST 外-089	金額	9300 X 1	9300
ST 外-090	金額	9300 X 1	9300
ST 外-091	金額	9300 X 1	9300
ST 外-092	金額	9300 X 1	9300
ST 外-093	金額	9300 X 1	9300
ST 外-094	金額	9300 X 1	9300
ST 外-095	金額	9300 X 1	9300
ST 外-096	金額	9300 X 1	9300
ST 外-097	金額	9300 X 1	9300
ST 外-098	金額	9300 X 1	9300
ST 外-099	金額	9300 X 1	9300
ST 外-100	金額	9300 X 1	9300

合計 13,473
 消費税 410
 合計 13,883

平成 26 年 5 月 16 日 7:22 入力
 意見防止 追加 本社資料 1

添付資料 2

添付資料 3



領収書

新宿本店 1F
 東京都新宿区新宿 3-1-1
 03-5379-1111

お問い合わせありがとうございます
 ★世界堂 S1 カード会員様専用！★
 お問い合わせはさらに 7%もお得です！

2016年05月11日 (日) 16:11

ST 38 ESSELE プラグ 透明出し J)	単位	V340	1点	V340
	割引		20%	-680
ST 39 ESSELE プラグ 透明出し J)	単位	V450	1点	V450
	割引		20%	-900
ST 住太郎 1.2-1.6mm 細粒黒色出し	単位	V450	1点	V450
	割引		20%	-900
ST 34 TECCO-KC	単位	V580	1点	V580
	割引		20%	-1160
ST 情報機器用品	単位	V800	1点	V800
	割引		20%	-1600
ST 筆記具	単位	V650	1点	V650
	割引		20%	-1300
ST 筆記具	単位	V450	1点	V450
	割引		20%	-900
ST 筆記具	単位	V550	1点	V550
	割引		20%	-1100
ST 筆記具	単位	V100	1点	V100
	割引		20%	-200
ST 筆記具	単位	V200	1点	V200
	割引		20%	-400
ST 筆記具	単位	V300	1点	V300
	割引		20%	-600
ST 筆記具	単位	V500	1点	V500
	割引		20%	-1000
合計				V5,670
割引合計額				-1,134
小計	12点			V4,536
消費税(8%)				V4,536
延床 0.1%	消費税等			4352
合計				V4,898
代金引当金(前)				V4,898
(元、消費税)				4352
現金				V4,898
手形				V10,000
つり金				V5,102

世界堂 会員様
 287000286741

世界堂子acket 対象額 44,536

世界堂子acket 発行額 4377

またのご案内をお待ちしております。

担当: 215 2210-0205

03-5379-1111



新宿本店 1F
 東京都新宿区新宿 3-1-1
 03-5379-1111

2016年05月11日 (日) 16:11 0216-006
 #07005



A 2201605100337A

有効期限: 2016年05月10日

ST (消費税7%) ¥ 317

●本券は世界堂株式会社で発行された電子決済手段であり、現金と同様に「世界堂」の店舗で商品・サービスを購入する際に使用できます。
 ●本券は「世界堂」の加盟店でしか使用できません。
 ●本券は「世界堂」の加盟店でしか使用できません。
 ●本券は「世界堂」の加盟店でしか使用できません。
 ●本券は「世界堂」の加盟店でしか使用できません。
 ●本券は「世界堂」の加盟店でしか使用できません。
 ●本券は「世界堂」の加盟店でしか使用できません。
 ●本券は「世界堂」の加盟店でしか使用できません。

追加提出資料2

監査委員が判断基準として依拠している「使途基準・使途基準細目」は「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」に違反している。

23年度政調費関する住民監査請求に対し、

監査委員は「按分比の上限が使途基準細目で定められた経費は、その範囲内であれば妥当なものと判断する」「使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない」「使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、認められるものである」「使途基準細目等に則して適正に処理されていれば妥当なものと判断する」という語句を多く用い、使途基準細目等を判断基準としてきた。そして監査委員からの監査結果は「請求人の主張は理由がないものと認め、棄却する」と決定された。

しかし、監査委員が判断基準としている使途基準・使途基準細目には以下のような問題点が多くあり、何度も変更になっている。また、変更しても、問題点が解決していない部分も多くある。

変更された使途基準細目等

* 例えば、備品購入について、「任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする」と使途基準細目に追記されたが、6か月後に落選したら、その備品はどうなるのか、ということは明記していない。〈伊田としゆき議員は2011(平成22)年3月23日にシャープの複写機を按分50%で88,200円で購入し、4月24日の区議選で落選した。たった1ヶ月の任期でこの政調費の支出は認められないと請求人は主張したが、監査委員は適切な支出と認めた。その後、使途基準細目にこの文が追記された〉

この追記は「任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控える」という文なので、購入してしまっても、使途基準細目に則して適正に処理されているということになってしまう。

* やっと廃止になったスイカ・パスモのチャージ料の計上

平成22年度分までのスイカ・パスモ等のチャージ料は、使用実態の説明のないまま、購入額だけで、議員は政務調査活動と断定していた。杉並区から交付された政調費を、現在現金と同様に通用するスイカ・パスモに変えることで、議員がどのように使用しているか、一切不明のままであり、請求人が毎年、この問題を住民監査請求で取り上げてきた結果、「スイカ・パスモ等のチャージ料の計上については、住民監査結果を踏まえて、政務調査費調査検討委員会で検討した結果、平成23年度分(平成23年5月分)から廃止になった。」

(区議会事務局から全議員に配布された「政務調査費の支出に関する事務処理について」の冊子P2より)

* 切手購入は政調費の全額192万円を購入する議員が出てきて、「切手を購入する場合は、科目を問わず、議員一人あたり100,000円を超えることはできない」と使途基準細目に変更になったが、はがきについての規定がないので、はがきを大量に購入する議員が出てきた。

以上、3例をあげたが、使途基準・使途基準細目等にはまだ、問題点はある。その例として「自宅事務所の光熱水費の按分比計上」「ガソリン代の計上」の問題を取り上げる。

現行の自宅事務所の光熱水費の按分比計上、ガソリン代の計上についての使途基準・使途基準細目は以下の理由で条例に違反している。

* 自宅事務所の光熱水費については「事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする。なお、支出割合上限設定基準額は事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする」と規定しているが、政調費は議員に交付されるもので、議員の家族が使用した光熱水費まで負担するものではない。

* ガソリン代は、調査研究のための経費であるはずだが、使途基準細目には「ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする。」としか、書かれていない。ガソリンを購入した議員全員が按分比50%で計上しているが、区政調査と断定できる証拠にはならない。「政務調査交通費記録簿」と同様に、「自動車利用記録簿」のような証拠書類を提出しなければ、区政調査に利用したかどうか不明である。

以上の例から一般の区民の目から見ても、使途基準・使途基準細目には問題があることは明らかである。監査委員は使途基準・使途基準細目が条例に適しているかどうか、厳正に審査したのだろうか。監査委員は、判断の基準として使途基準・使途基準細目に依拠するならば、それらが条例に適しているかどうか、を厳正に審査した結論を述べるべきである。議長訓令で定めた条例違反の使途基準・使途基準細目に依拠するのではなく、監査委員としての厳正な判断基準に基づいて、判断を下すべきである。

区議会事務局から全議員に配布している

「政務調査費の支出に関する事務処理について(平成24年度版)」には

「★条例等に基づき、平成25年5月1日から「収支報告書・出納簿・政務調査費視察報告書・広報紙」の4点は閲覧に供し、「領収書・政務調査交通費記録簿・その他証拠書類」は情報公開請求の対象になります」と明記している。

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」

第9条政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

第10条会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書に、政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

* 自宅事務所の光熱水費の問題点

自宅事務所の面積は議員のほとんどが6畳一間前後でほぼ同じである。議員一人あたりの光熱水費の使用料はほぼ同じと推察されるが、光熱水費の使用料は家族の人数によって金額が違い、現実に議員1人で住む自宅と家族数人で住む自宅では光熱水費の差は非常に大きい。(24年度についていえば、水道代は0円から12,095円、ガス代は0円から12,867円、電気代は1,467円から22,696円と、計上額に大きな差がある。例えば、水道代については議員を訪ねた区民

が、主としてトイレを使用する場合しか考えられず、他は家族の使用料となる。一番多くの水道代を計上した12,095円は、TOTOやINAXの商品説明に基づいて計算すると、9,490回のトイレ使用の水道代に匹敵する。)

自宅事務所の場合、電気代、水道代、ガス代は主に家族の日常生活の為であり、政調費(税金)で負担するほど、光熱水費を使用しているというならば、議員は訪問した区民の人数、事務所の利用実態を説明すべきである。議員は誰一人として、訪問した区民の人数を公表せず、使途基準細則に基づいて当たり前のように計上しているが、家族の使用料まで政調費で負担するのは、条例違反である。条例にあるように、領収書だけの提出ではなく、議員からは説明すらないので使用実態を証明するための「証拠書類」の提出を監査委員は求めるべきである。家族の使用料まで含めた按分比について、23年度の住民監査請求に監査委員は次のように判断した。

23年度の政調費の住民監査請求の監査結果書P6～12 に監査委員の「第3監査の結果と判断」(1監査結果、2判断)が述べられている。

2判断

2-1事実関係の確認

(4)平成18年12月に政務調査費条例を改正し、会派・議員に、収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付することを義務付けた。

2-3主要項目別判断

2-3-14事務所費

「使途基準細目等に則して、賃借料については賃貸借契約書の写しまたは間取り図が提出され、実態に即して適切に按分されていれば、光熱水費については按分比の上限の範囲内で適正に処理されていれば、不適切とする理由はない」

以上が監査委員の判断であるが、議員からは「実態」の説明がないので、監査委員がどのように実態を把握したのか、不明である。さらに、自宅事務所の場合は、家族全員で使用した光熱水費の按分比に基づいた金額を計上しているの、家族の使用料まで、政調費と認めた監査委員の判断は、条例違反にあたる。

* ガソリン代の問題点

(議員全員が按分50%で計上しているが、按分比の根拠・使用実態の説明は全議員からないので、政務調査と断定できない)

(ガソリン1ℓを150円とし、1ℓで10kmを走行できると計算して推定した)

大和田伸議員(自民)79,197円(約528ℓ、区政調査のために5,280km走行)

大熊昌巳議員(自民)72,933円(約486ℓ、区政調査のために4,860km 走行)

川原口宏之議員(公明)55,380円(約369ℓ、区政調査のために3,690km走行)

大泉時男議員(自民)51,502円(約343ℓ、区政調査のために3,430km走行)

* 5/17(3,405円), 5/28(2,807円), 12/14(1,239円)に購入したガソリン代は、それぞれ7/2と2/4に二重計上した。)

中村康弘議員(公明)49,000円(約326ℓ、区政調査のために3,260km走行)

北明範議員(公明)43,960円(約293ℓ、区政調査のために2,930km走行)

島田敏光議員(公明)41,985円(約280ℓ、区政調査のために2,800km走行)

河津利恵子議員(民社)	32,684円(約2180、区政調査のために2,180km走行)
松浦芳子議員(同志)	27,589円(約1840、区政調査のために1,840 km走行)
渡辺富士雄議員(公明)	27,382円(約1820、区政調査のために1,820km走行)
大槻城一議員(公明)	27,168円(約1810、区政調査のために1,810km走行)
小泉やすお議員(自民)	22,350円(約1490、区政調査のために1,490km走行)
山本あけみ議員(民社)	12,667円(約840、区政調査のために840km走行)
藤本なおや議員(自ク)	10,982円(約730、区政調査のために730km走行)
合計	554,779円

以上のように、14人の議員がガソリン代を政調費に計上しているが、全議員から、ガソリンの使用実態の説明はない。全議員が領収書を添付し、按分して、購入額の50%を収支報告書に記載。(大泉議員は二重計上しているが)

監査委員の判断

2-3-5自動車・バイク

・区政に関する調査研究を行うに当たり、移動手段として自動車・バイクを使用することは、通常想定できることであり、そのガソリン代及び駐車料金、有料道路料金を支出することは認められるので、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

全議員から提出された書類はすべてガソリン購入の領収書のみである。第9条の「区政に関する調査研究に資するため必要な経費」として使用したという証拠書類は提出されていない。監査委員は23年度分までは、ガソリンを区政調査のために使用したという証拠書類がないまま、ガソリン購入の領収書のみで第9条の「区政に関する調査研究に資するため必要な経費」として認めてきた根拠を明確にすることを求める。

24年度分も議員からは区政調査に使用したという証拠書類は提出されていない。24年度分のガソリン使用の実態を、監査委員はどのように判断するのか。ガソリンが調査研究に使用されたという実態を監査委員としてどのように判断したのか、明確な判断基準を提示することを求める。

監査委員は「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」の第9条に規定される「区政に関する調査研究に資するため必要な経費」について、その定義を明確にし、それに基づいて監査すべきであり、条例違反の使途基準・使途基準細目の是正を即刻するように、勧告すべきである。

以上

追加提出資料3

今井ひろし議員

人件費について

3 人件費

今井ゆずる議員が、議員の電話受付業務や資料整理業務などのために個人で雇用関係を締結していた a氏は、平成23年4月より新たに、私が雇用関係を結び、同様な業務の他、虐待の相談や同行調査などを行っており、地域の相談窓口として町会や商店会にも出向いてもらったりしております。これまで業務を行っていたため、スムーズに相談体制がとれるため必要としています。勤務場所としては、上水保育園の事務所を間借りして勤務をさせていました。上水保育園との雇用契約は存在せず、a氏の所得税の源泉徴収も行っております。以上の通りルールに基づいて、適切な運用を行っており、返還請求に応じることはできない。

以上、抗弁いたします。そのほか、内容、返還に関しては監査委員に一任致します。

上記3人件費は、「平成23年度政調費監査結果」のP166に書かれた今井ひろし議員の人件費に対する抗弁である。抗弁の内容にいくつかの疑問点がある。

疑問1. a氏（請求人記A）と平成23年4月より私が雇用関係を結んだ。

疑問2. 勤務場所としては、上水保育園の事務所を間借りして勤務させていました。

疑問3. 上水保育園との雇用契約は存在せず・・・・・・・・

疑問4. a氏の所得税の源泉徴収も行っています。

とあるが、今井ひろし議員からは、こちらが要求している雇用契約書の提示が無い為、疑問点1. 2. の内容が不明、2. は現在の勤務地がどこなのかが不明、3. は意味不明、4. 「a氏の所得税の源泉徴収も行っております。」に関しては、平成23年度のAの人件費計上額は568,509円、平成24年度は609,092円で共に（年間103万円以下、又は1回、88,000円以下の場合は源泉徴収の対象にならない—荻窪税務署に問い合わせをした）

源泉徴収の対象額にならないのに何故、ワザワザこんな事を抗弁書に書いているのか、と疑問だらけだったので上水保育園(3333-8626)に電話をした。

以下電話の内容

こちらが言葉を発する前に「上水保育園のAでございます」から始まった。A自身の口から「上水保育園のA・・・」にビックリ、その後「上水保育園の事務をしている」「勤務時間は8:30～5:15分」等、次々と勤務実態が出てくる。勿論、上水保育園の内容についても、ていねいにハキハキと感じよく対応してくれた。

父親で上水保育園園長で元区議の今井ゆずる氏と二世議員で上水保育園事務長の今井ひろし議員に私たちは7年間（今回も入れて）人件費の返還要求をして来た。勤務実態がAの発言から明らかになった。

上水保育園の事務員に税金から人件費の支出を7年間もしていた行為はりっぱな犯罪行為

である。金額の609,092円の返還を求める。

付記 今井ひろし氏は現在「議会改革特別委員会」委員長である。

別紙 2 - 1

26 杉 並 第 11135 号
平成 26 年 5 月 22 日

杉並区監査委員
小林 英雄 様
同
岩崎 英司 様

杉並区長 田中 良

政務調査費に関する住民監査請求に伴う抗弁書の提出について

平成 26 年 5 月 13 日付け 26 杉監査第 82 号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

1 政務調査費の制度制定の経緯

- (1) 地方公共団体は、現在の政務調査費が制度化される以前から地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費を交付していた。これは、同法第 204 条の 2 の規定による、給与条例主義に反しないよう、補助金として交付していたものである。
- (2) 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部改正案が審議され、衆・参議院とも全会一致で可決した。政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。
- (3) 政務調査費については、平成 24 年 9 月 5 日に公布された地方自治法の改正を受け、杉並区においても政務活動費と改められたところであるが、その以前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき議員の調査研究に資するため、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。）が制定された。

2 政務調査費の交付及び返還等に関する手続について

政務調査費の交付及び返還等に関する手続は、以下のとおりである。なお、政務調査費に係る予算の支出等については、区議会事務局次長に委任されている。

- (1) 政務調査費の交付を受けようとするときは、以下のどちらかを議長に届け出る。
 - ① 会派として政務調査費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務調査費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長）に届け出なければならない。（会派に係る政務調査費の交付に関する届）

その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。（条例第 5 条第 1 項及び第 2 項）（杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第 1 号様式）
 - ② 議員に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。（議員に係る政務調査費の交付に関する届）

議員に係る政務調査費を受けないこととするときも同様とする。（条例第 5 条第 3

- 項) (規則第 2 号様式)
- (2) 議長は、上記(1)の届出に基づき、毎年度 4 月 1 日の政務調査費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知 (政務調査費交付対象者状況通知書) する。(条例第 6 条第 1 項) (規則第 3 号様式)
- なお、年度途中で上記(1)の届出があった場合は、議長は速やかに区長に通知 (政務調査費交付対象者変更通知書) する。(条例第 6 条第 2 項) (規則第 4 号様式)
- (3) 区長は、上記(2)の通知に基づき、速やかに政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知 (政務調査費交付決定通知書) する。(条例第 7 条) (規則第 5 号様式)
- (4) 会派の代表者及び議員は、上記(3)の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の 10 日 (その日が杉並区の休日を定める条例第 1 条に定める区の休日に当たるときは、その翌日) までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求する。(条例第 8 条第 1 項)
- (5) 区長は、上記(4)の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付する。(条例第 8 条第 2 項)
- (6) 会派の代表者及び議員は、一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月 (その日が基準日である場合は、当月) 分以降の政務調査費を区長に返還しなければならない。(条例第 8 条第 4 項及び第 6 項)
- (7) 区長は、政務調査費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務調査費による支出 (条例第 9 条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。) の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。(政務調査費返還命令書) (条例第 12 条) (規則第 8 号様式)
- (8) 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書 (以下「報告書」という。) に、政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて議長に提出し、議長は、報告書を受け取ったときは、報告書の写しを区長へ送付する。(条例第 10 条第 1 項及び第 3 項)

3 政務調査費に係る、議会や議員の活動と執行機関の関与 (調査等) についての見解

政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、会派及び議員が執行機関から独立して活動していく上で支障の無いような政治活動の自由を保障する視点で、執行機関として対応すべきものと考えている。

また、政務調査費の執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査することが妥当であり、あくまでも議会の自律性の中で処理することが適当と考えている。

4 使途基準について

区においては、条例第9条に基づき、規則第6条及び別表で政務調査費を使用する際の使途基準を示している。

また、区議会内においては、「議会改革検討調査部会」や「政務調査費検討会」の検討結果に基づき、平成19年3月に、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）を議長訓令甲として制定するとともに、平成20年4月に第三者の意見を反映した政務調査費の「使途基準細目」を定めた。さらに、平成22年4月に規程を改正し、「使途基準細目」をより適切な内容に改めるなど、区議会の自律性により適正化と透明性の向上を図っている。

さらに、区議会では、平成21年6月に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」を設置し、その検討過程のなかで、政務調査費の公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的に、議長の諮問機関として「杉並区議会政務調査費専門委員会」を平成22年5月設置することとなった。両委員会では、監査結果で指摘を受けた事項等の基準の改正に向けて検討し、平成23年5月、平成24年4月、平成25年3月及び平成26年4月には「使途基準細目」を一部改正し、より明確な基準となっている。

以上の経緯を含め、政務調査費の適正な使用については、条例第11条の定めるところにより、議長が必要に応じ、会派の代表者及び議員が提出した前年度の報告書、政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を調査することができるとしており、一義的には、会派又は議員の自律的な良識ある判断に基づき、使途基準に従った支出がなされるべきものと解している。

5 今回の措置請求に関する区の見解

政務調査費は、学識経験者等を委員に加えた杉並区議会政務調査費専門委員会や常設している政務調査費調査検討委員会において検討を行い、平成23年から4年連続して、第三者からの意見を反映させ使途基準細目を改正している。このように、時代の要請に応えられる使途基準づくりや区民への説明責任を果たすことなどを目指して継続的に検討を進め、適正な支出に努めてきたと理解しており、また、先に述べたとおり議会の自律性の中で適切に処理されたものと考えている。

加えて、政務調査費については、区は執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写しの内容から、政務調査費の適正な執行が行われているかをチェックすることで、その透明性を確保し、区長の交付者としての責任を果たしているものと考えている。

今回の措置請求の対象となっている大泉議員の平成24年度政務調査費に関する措置請求については、条例第11条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正な執行であると判断したものと考えている。その上で、執行機関である区長は、提出された報告書の写しをもとに政務調査費の支出について明らかな使途基準違反があるか等のチェックを行ったが、違反は見つからなかった。現在まで、修正等の新たな報告書の提出がないので、支出に誤りがあったとは、認識していない。

一方、区では、地方自治法の一部改正により、政務調査費から政務活動費に改められるなかで、適正な執行を確保するために、区議会との連携を更に深めていく必要性がある。そのためには、他自治体の動きや判例、また、住民監査請求に対する監査の判断等を考慮し、政務活動費の制度趣旨を踏まえたうえで、区議会が目的としている時代の要請に応えられる使途基準などにも理解を深めることが求められている。

区は、今後とも執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写しの内容から、明らかな使途基準違反があるかをチェックすることで、区長の政務調査費または政務活動費の交付者としての責任を果たしていく所存である。

別紙 2 - 2

26 杉並第 11167 号
平成 26 年 5 月 22 日

杉並区監査委員
小林 英雄 様
同
岩崎 英司 様

杉並区長 田中 良

政務調査費に関する住民監査請求に伴う抗弁書の提出について

平成 26 年 5 月 13 日付け 26 杉並監査第 83 号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

1 政務調査費の制度制定の経緯

- (1) 地方公共団体は、現在の政務調査費が制度化される以前から地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費を交付していた。これは、同法第 204 条の 2 の規定による、給与条例主義に反しないよう、補助金として交付していたものである。
- (2) 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部改正案が審議され、衆・参議院とも全会一致で可決した。政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。
- (3) 政務調査費については、平成 24 年 9 月 5 日に公布された地方自治法の改正を受け、杉並区においても政務活動費と改められたところであるが、その以前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき議員の調査研究に資するため、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。）が制定された。

2 政務調査費の交付及び返還等に関する手続について

政務調査費の交付及び返還等に関する手続は、以下のとおりである。なお、政務調査費に係る予算の支出等については、区議会事務局次長に委任されている。

- (1) 政務調査費の交付を受けようとするときは、以下のどちらかを議長に届け出る。
 - ① 会派として政務調査費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務調査費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長）に届け出なければならない。（会派に係る政務調査費の交付に関する届）

その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。（条例第 5 条第 1 項及び第 2 項）（杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第 1 号様式）
 - ② 議員に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。（議員に係る政務調査費の交付に関する届）

- 議員に係る政務調査費を受けないこととするときも同様とする。(条例第5条第3項)(規則第2号様式)
- (2) 議長は、上記(1)の届出に基づき、毎年度4月1日の政務調査費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知(政務調査費交付対象者状況通知書)する。(条例第6条第1項)(規則第3号様式)
- なお、年度途中で上記(1)の届出があった場合は、議長は速やかに区長に通知(政務調査費交付対象者変更通知書)する。(条例第6条第2項)(規則第4号様式)
- (3) 区長は、上記(2)の通知に基づき、速やかに政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知(政務調査費交付決定通知書)する。(条例第7条)(規則第5号様式)
- (4) 会派の代表者及び議員は、上記(3)の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求する。(条例第8条第1項)
- (5) 区長は、上記(4)の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付する。(条例第8条第2項)
- (6) 会派の代表者及び議員は、一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務調査費を区長に返還しなければならない。(条例第8条第4項及び第6項)
- (7) 区長は、政務調査費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務調査費による支出(条例第9条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。(政務調査費返還命令書)(条例第12条)(規則第8号様式)
- (8) 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書(以下「報告書」という。)に、政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて議長に提出し、議長は、報告書を受け取ったときは、報告書の写しを区長へ送付する。(条例第10条第1項及び第3項)

3 政務調査費に係る、議会や議員の活動と執行機関の関与(調査等)についての見解

政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、会派及び議員が執行機関から独立して活動していく上で支障の無いような政治活動の自由を保障する視点で、執行機関として対応すべきものと考えている。

また、政務調査費の執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査することが妥当であり、あくまでも議会の自律性の中で処理することが適切と考えている。

4 使途基準について

区においては、条例第9条に基づき、規則第6条及び別表で政務調査費を使用する際の使途基準を示している。

また、区議会内においては、「議会改革検討調査部会」や「政務調査費検討会」の検討結果に基づき、平成19年3月に、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）を議長訓令甲として制定するとともに、平成20年4月に第三者の意見を反映した政務調査費の「使途基準細目」を定めた。さらに、平成22年4月に規程を改正し、「使途基準細目」をより適切な内容に改めるなど、区議会の自律性により適正化と透明性の向上を図っている。

さらに、区議会では、平成21年6月に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」を設置し、その検討過程のなかで、政務調査費の公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的に、議長の諮問機関として「杉並区議会政務調査費専門委員会」を平成22年5月設置することとなった。両委員会では、監査結果で指摘を受けた事項等の基準の改正に向けて検討し、平成23年5月、平成24年4月、平成25年3月及び平成26年4月には「使途基準細目」を一部改正し、より明確な基準となっている。

以上の経緯を含め、政務調査費の適正な使用については、条例第11条の定めるところにより、議長が必要に応じ、会派の代表者及び議員が提出した前年度の報告書、政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を調査することができるとしており、一義的には、会派又は議員の自律的な良識ある判断に基づき、使途基準に従った支出がなされるべきものと解している。

5 今回の措置請求に関する区の見解

政務調査費は、学識経験者等を委員に加えた杉並区議会政務調査費専門委員会や常設している政務調査費調査検討委員会において検討を行い、平成23年から4年連続して、第三者からの意見を反映させ使途基準細目を改正している。このように、時代の要請に応えられる使途基準づくりや区民への説明責任を果たすことなどを目指して継続的に検討を進め、適正な支出に努めてきたと理解しており、また、先に述べたとおり議会の自律性の中で適切に処理されたものと考えている。

加えて、政務調査費については、区は執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写しの内容から、政務調査費の適正な執行が行われているかをチェックすることで、その透明性を確保し、区長の交付者としての責任を果たしているものと考えている。

今回の措置請求の対象となっている杉並区議会の会派及び議員の平成24年度政務調査費に関する措置請求については、条例第11条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正な執行であると判断したものと考えている。その上で、執行機関である区長は、提出された報告書の写しをもとに政務調査費の支出について明らかな使途基準違反があるか等のチェックを行ったが、違反は見つからなかった。現在まで、修

正等の新たな報告書の提出がないので、支出に誤りがあったとは、認識していない。

一方、区では、地方自治法の一部改正により、政務調査費から政務活動費に改められるなかで、適正な執行を確保するために、区議会との連携を更に深めていく必要性がある。そのためには、他自治体の動きや判例、また、住民監査請求に対する監査の判断等を考慮し、政務活動費の制度趣旨を踏まえたうえで、区議会が目的としている時代の要請に応えられる使途基準などにも理解を深めることが求められている。

区は、今後とも執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写しの内容から、明らかな使途基準違反があるかをチェックすることで、区長の政務調査費または政務活動費の交付者としての責任を果たしていく所存である。

別紙 2 - 3

26 杉並第 11183 号
平成 26 年 5 月 22 日

杉並区監査委員
小林 英雄 様
同
岩崎 英司 様

杉並区長 田中 良

政務調査費に関する住民監査請求に伴う抗弁書の提出について

平成 26 年 5 月 13 日付け 26 杉並監査第 84 号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

1 政務調査費の制度制定の経緯

- (1) 地方公共団体は、現在の政務調査費が制度化される以前から地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費を交付していた。これは、同法第 204 条の 2 の規定による、給与条例主義に反しないよう、補助金として交付していたものである。
- (2) 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部改正案が審議され、衆・参議院とも全会一致で可決した。政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。
- (3) 政務調査費については、平成 24 年 9 月 5 日に公布された地方自治法の改正を受け、杉並区においても政務活動費と改められたところであるが、その以前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき議員の調査研究に資するため、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。）が制定された。

2 政務調査費の交付及び返還等に関する手続について

政務調査費の交付及び返還等に関する手続は、以下のとおりである。なお、政務調査費に係る予算の支出等については、区議会事務局次長に委任されている。

- (1) 政務調査費の交付を受けようとするときは、以下のどちらかを議長に届け出る。
 - ① 会派として政務調査費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務調査費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長）に届け出なければならない。（会派に係る政務調査費の交付に関する届）

その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。（条例第 5 条第 1 項及び第 2 項）（杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第 1 号様式）
 - ② 議員に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。（議員に係る政務調査費の交付に関する届）

- 議員に係る政務調査費を受けないこととするときも同様とする。(条例第5条第3項)(規則第2号様式)
- (2) 議長は、上記(1)の届出に基づき、毎年度4月1日の政務調査費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知(政務調査費交付対象者状況通知書)する。(条例第6条第1項)(規則第3号様式)
- なお、年度途中で上記(1)の届出があった場合は、議長は速やかに区長に通知(政務調査費交付対象者変更通知書)する。(条例第6条第2項)(規則第4号様式)
- (3) 区長は、上記(2)の通知に基づき、速やかに政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知(政務調査費交付決定通知書)する。(条例第7条)(規則第5号様式)
- (4) 会派の代表者及び議員は、上記(3)の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求する。(条例第8条第1項)
- (5) 区長は、上記(4)の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付する。(条例第8条第2項)
- (6) 会派の代表者及び議員は、一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務調査費を区長に返還しなければならない。(条例第8条第4項及び第6項)
- (7) 区長は、政務調査費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務調査費による支出(条例第9条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。(政務調査費返還命令書)(条例第12条)(規則第8号様式)
- (8) 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書(以下「報告書」という。)に、政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて議長に提出し、議長は、報告書を受け取ったときは、報告書の写しを区長へ送付する。(条例第10条第1項及び第3項)

3 政務調査費に係る、議会や議員の活動と執行機関の関与(調査等)についての見解

政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、会派及び議員が執行機関から独立して活動していく上で支障の無いような政治活動の自由を保障する視点で、執行機関として対応すべきものと考えている。

また、政務調査費の執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査することが妥当であり、あくまでも議会の自律性の中で処理することが適切と考えている。

4 使途基準について

区においては、条例第9条に基づき、規則第6条及び別表で政務調査費を使用する際の使途基準を示している。

また、区議会内においては、「議会改革検討調査部会」や「政務調査費検討会」の検討結果に基づき、平成19年3月に、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）を議長訓令甲として制定するとともに、平成20年4月に第三者の意見を反映した政務調査費の「使途基準細目」を定めた。さらに、平成22年4月に規程を改正し、「使途基準細目」をより適切な内容に改めるなど、区議会の自律性により適正化と透明性の向上を図っている。

さらに、区議会では、平成21年6月に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」を設置し、その検討過程のなかで、政務調査費の公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的に、議長の諮問機関として「杉並区議会政務調査費専門委員会」を平成22年5月設置することとなった。両委員会では、監査結果で指摘を受けた事項等の基準の改正に向けて検討し、平成23年5月、平成24年4月、平成25年3月及び平成26年4月には「使途基準細目」を一部改正し、より明確な基準となっている。

以上の経緯を含め、政務調査費の適正な使用については、条例第11条の定めるところにより、議長が必要に応じ、会派の代表者及び議員が提出した前年度の報告書、政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を調査することができるとしており、一義的には、会派又は議員の自律的な良識ある判断に基づき、使途基準に従った支出がなされるべきものと解している。

5 今回の措置請求に関する区の見解

政務調査費は、学識経験者等を委員に加えた杉並区議会政務調査費専門委員会や常設している政務調査費調査検討委員会において検討を行い、平成23年から4年連続して、第三者からの意見を反映させ使途基準細目を改正している。このように、時代の要請に応えられる使途基準づくりや区民への説明責任を果たすことなどを目指して継続的に検討を進め、適正な支出に努めてきたと理解しており、また、先に述べたとおり議会の自律性の中で適切に処理されたものと考えている。

加えて、政務調査費については、区は執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写しの内容から、政務調査費の適正な執行が行われているかをチェックすることで、その透明性を確保し、区長の交付者としての責任を果たしているものと考えている。

今回の措置請求の対象となっている公明党及び公明党議員の平成24年度政務調査費に関する措置請求については、条例第11条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正な執行であると判断したものと考えている。その上で、執行機関である区長は、提出された報告書の写しをもとに政務調査費の支出について明らかな使途基準違反があるか等のチェックを行ったが、違反は見つからなかった。現在まで、修正等

の新たな報告書の提出がないので、支出に誤りがあったとは、認識していない。

一方、区では、地方自治法の一部改正により、政務調査費から政務活動費に改められるなかで、適正な執行を確保するために、区議会との連携を更に深めていく必要性がある。そのためには、他自治体の動きや判例、また、住民監査請求に対する監査の判断等を考慮し、政務活動費の制度趣旨を踏まえたうえで、区議会が目的としている時代の要請に応えられる使途基準などにも理解を深めることが求められている。

区は、今後とも執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写しの内容から、明らかな使途基準違反があるかをチェックすることで、区長の政務調査費または政務活動費の交付者としての責任を果たしていく所存である。

平成 26 年 5 月 22 日

抗弁書

監査委員あて

区議会事務局長

本橋 正敏

1 政務調査費の法制化の経緯等

政務調査費は、平成 11 年 7 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大したことに伴い、議会機能の充実強化を図る必要があることから、平成 12 年 5 月 24 日「地方自治法の一部を改正する法律案」として可決、成立した（平成 12 年法律第 89 号）。この改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」（地方自治法第 100 条第 14 項）とされ、当区では、平成 13 年 3 月 23 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）」を定めた。

杉並区議会では、条例制定時から出納簿（平成 18 年度分までは写し）を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲覧できるよう対応し、また平成 18 年 12 月には政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行い、以後、使途基準の明確化と透明性の確保を順次図ってきている。

2 請求人の主張に対する見解等

そもそも政務調査活動とは、一般的には会派・議員が、区政の課題や議会で審議する案件について行う調査研究のための活動や、区民、民間の団体等との意見交換、区民などに対して行う広報・広聴活動などを言う。また、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性については、調査活動を行う際の手法、スケジュールとの関係、天候など政務調査活動を取り巻く状況に左右される側面を有するとともに、調査研究活動の主体である会派・議員の自律的判断に委ねられており、例えば当該活動の一部に調査研究活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が調査研究活動に当たるかといったことについても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断されるものと解されている。

このように、政務調査費の使途については、使途基準に従った支出を会派・議員に委ねられているものである一方で、政務調査費は公費から交付されるのであるから、当該活動に必要な経費の一部として使途基準の範囲内で支出されなければならないことはもちろん

のこと、会派・議員においては、常にコスト意識を持ち、当該経費の使途の透明性を確保するとともに、会派・議員の「判断」についても区民に対して十分に説明していく責任を果たしていくことが求められている。

(1) ガソリン代について

請求人から指摘のあったガソリン代については、大泉議員からの説明にもあるとおり、本人の勘違いによる計上ミスのため、収支報告書を訂正し、返還するとのことである。

(2) 有料道路料金について

有料道路料金については、大泉議員からの説明にもあるとおり、本年4月9日付けで収支報告書を訂正し、計上額についてはすべて返還済である。

(3) 会費について

自衛隊父兄会杉並支部会費については、大泉議員からの説明にもあるとおり、会からの申し出により支払ったものであるが、政務調査との関連について誤解を生じかねないため、返還するとのことである。

(4) 書籍の購入について

平成19年12月20日の仙台高裁判決では「書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部といえることができるから、その全額を本件使途基準に合致する支出であると認める。」としている一方で、平成19年4月26日の同高裁判決では「雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件使途基準に合致しない支出であると認めるほかない。」と判断している。このことから、政務調査費としての使途の特定が可能となるように書籍、雑誌、新聞等、資料の名称を明らかにしたうえで、必要性・合理性が認められるものであれば、調査研究に資する費用として認められるべきものと考えられ、そうすると、「わがまま歩きドイツ」という書籍をドイツのスポーツクラブ視察に必要なものとして購入したことが明らかであるから、使途基準で定める資料購入経費とすることができ、指摘の書籍は特段問題ないものと考えている。

(5) 事務所費について

以前、大泉議員が代表を務めていた（平成23年7月1日を境に代表権をCに移譲）グリーン住建株式会社と賃貸人との間で締結されている賃貸借契約書第8条には、賃貸人の文書による承諾なく転貸もしくは使用賃借をして、同社以外の名義を表示することを禁止する旨が記載されており、同社は議員事務所として事務所の一部を賃貸しているため、賃貸借契約書で禁止している転貸もしくは使用賃借にあたるものと考えている。

しかし、同社は従来より上記の状態のまま賃借し、賃貸人も議員事務所として使用していることは了承しており、契約上、賃貸人との間では議員事務所として使用することに関しては問題ないものと考えている。また、平成13年3月27日に同社と大泉時男事

務所が取り交わした覚書により、双方は転貸関係が存在していると言える。

区議会では、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）」で、議員個人で契約する事務所賃借料については経費を2分の1に按分した後、支出金額の上限を月額50,000円と定めている。また、賃貸借契約書の写しや図面等事務所の要件を具備することを証明する書類が提出されていれば、適正な支出と認めている。

大泉議員が同社に支払っている賃料は、当事者間で決めた面積按分により支出し、かつ同社が所有する事務機器や電話機等の使用も認められているほか、同社が発行した領収書も添付し、上記の規程で定めている上限内の金額を支出していることから、適正な支出であると言える。

また、同社が領収した金銭については、そもそも関知するところではないが、大泉議員からの説明にもあるとおり、会計事務所に確認したところによれば、同社が領収した金銭については適正に処理しており、それを証明する書類の提出については、個人情報等の関係から差し控えたい旨の回答があったとのことである。

2種類の覚書の存在については、請求人が提出された資料①は、大泉議員が平成19年度の収支報告の際提出しており、資料②は平成20年度の収支報告の際、資料①を差し替える形で提出しているものである。

大泉議員からの説明にもあるとおり、資料①の締結日を機械的に資料②にもそのまま用いてしまったために、わかりづらくなってしまっているが、平成20年度支出分から賃借料・光熱水費の面積按分による支出が運用基準として定められたことから、毎月一定額を記載した覚書でなく、負担金額を明記しない資料②の覚書とし、その当時改めて差し替えられたものである。

なお、資料②の覚書2に定める事務所の使用期間については、昨年度の住民監査請求時にも説明されているとおり、大泉議員が議員としての身分を有している日までであるとのことである。

(6) 人件費について

平成19年度政務調査費に対する監査結果報告において、日常的勤務と臨時勤務の解釈基準を早期に明確にすることを期待する旨、監査委員が見解を示したことを受け、この点について平成21年度に調査検討委員会において検討された。その結果、雇用形態の解釈基準を作成すること自体が困難であり、補助する活動内容で分類することが合理的という結論に達し、平成22年4月からは、「議員活動全般を補助する場合は2分の1を上限として経費を按分して支出し、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する場合には議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額を経費とする。」こととして、使途基準細目が改正された。

政務調査活動の補助に当たるか否かの判断については、議員の調査研究の対象が広範囲に及び、調査方法も多様なことから、明らかに議会活動に反映・寄与しない場合や使途基準等に照らして必要性・合理性を欠いている場合など、会派・議員の裁量的判断を著しく逸脱しているとは認められない行為の補助業務であれば良く、勤務内容については、区政に関する調査研究活動に対する執行機関や他の会派・議員からの干渉を防止す

る必要もあるため、区政との関連性が類推できる表現であれば、記載方法の具体性の度合いは、会派・議員の自律的判断に委ねている。

本件人件費については、規程に基づき、政務調査活動のみを補助する職員として、賃金については、月額 50,000 円を上限として、その範囲内で計上しており、また、勤務内容や時給等を明記した勤務の実情を示す書類も提出しているため、適正な支出と言える。

さらに、請求人が指摘する勤務内容については、大泉議員の説明によると、当初、区政報告を発行する予定であったが、間に合わなかったこと、また、勤務内容に「他」と記載されているとおり、区政報告の資料作成以外にも、医療問題や高齢者福祉の調査研究、区民相談（受付、概要の聴取、スケジュール調整等）などの事務にも携わっていることから、違法な支出であるとする請求人の主張は当たらない。

平成 26 年 5 月 22 日

抗弁書

監査委員あて

区議会事務局長

本橋 正敏

1 政務調査費の法制化の経緯等

平成 11 年 7 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大したことに伴い、議会の機能、役割がさらに大きくなると認識されるようになった。

このような状況下で、全国都道府県議会議長会は、平成 11 年 10 月、「地方議会の権限の強化と制度の充実を図り、都道府県政調査交付金の法的な位置づけを明確にするとともに、条例で議員活動に要する経費を支給できるよう、地方自治法（以下「法」という。）を改正すること」を決議した。同年 11 月には、国会や自治省など関係行政庁に対して、地方公共団体の議会を構成する議員の活動基盤強化が不可欠であるとし、「地方分権の推進に応じて、一層積極的、効果的な議員活動が行われるよう、現在認められている報酬、期末手当、費用弁償のほかに、地方公共団体が状況に応じ、自主的に条例で議員活動に必要な経費を支給できるようにすること」を要望した。また、全国市議会議長会も、国会や自治省などの関係行政機関に対して、議会機能の充実強化を図る必要があることから、「地方議会議員の政策立案・調査研究に資するため、政務調査交付金の支出について法的根拠を設けること」を要望した。

これを受けて、政務調査費に関する「地方自治法の一部を改正する法律案」は、平成 12 年 5 月 24 日、可決、成立した（平成 12 年法律第 89 号）。この際、衆議院本会議において、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することが重要となっている。」との提案趣旨が説明されている。

この改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」（法第 100 条第 14 項）、「当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」（同条第 15 項）と規定され、当区では、平成 13 年 3 月 23 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）」を、同年 3 月 30 日に「同施行規則（以下「規則」という。）」を定めている。

このように、政務調査費の交付根拠が明定され、条例でその額、交付方法についても定めることとなり、政務調査費は、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を要することなく、一律に交付されることとなった。

2 政務調査費の交付に関する規定と交付手続きについて

(1) 政務調査費の趣旨

法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、杉並区議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し交付する。(条例第 1 条)

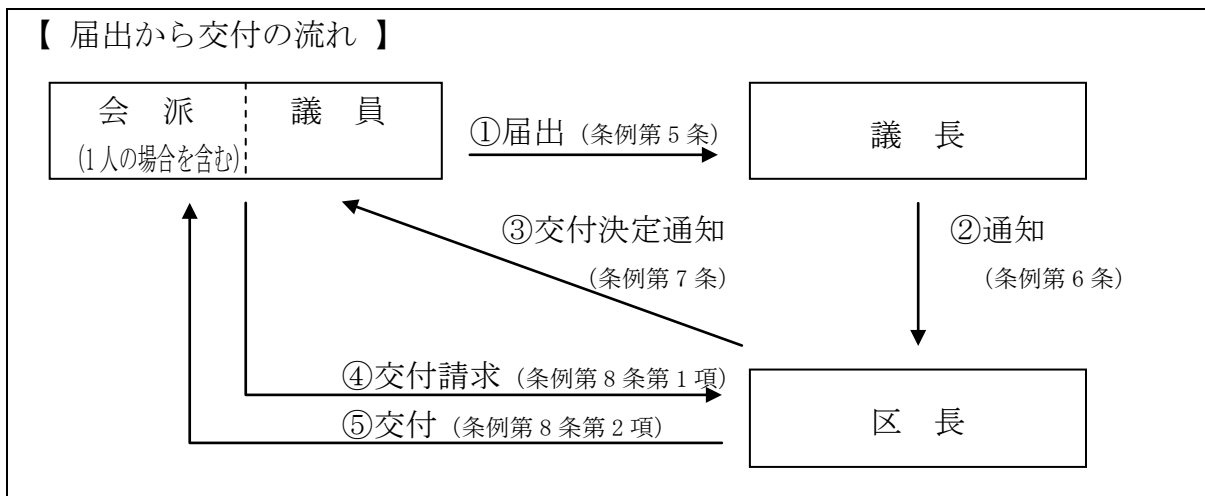
(2) 政務調査費の交付対象

会派(所属議員が 1 人の場合を含む。)及び議員の職にある者に対して交付する。(条例第 2 条)

(3) 政務調査費の交付額

会派に交付する場合は、会派の所属議員数に月額 16 万円を乗じて得た額(条例第 3 条第 1 項)。議員に交付する場合は、月額 16 万円を交付する。(条例第 4 条第 1 項)

(4) 政務調査費の交付に関する流れ



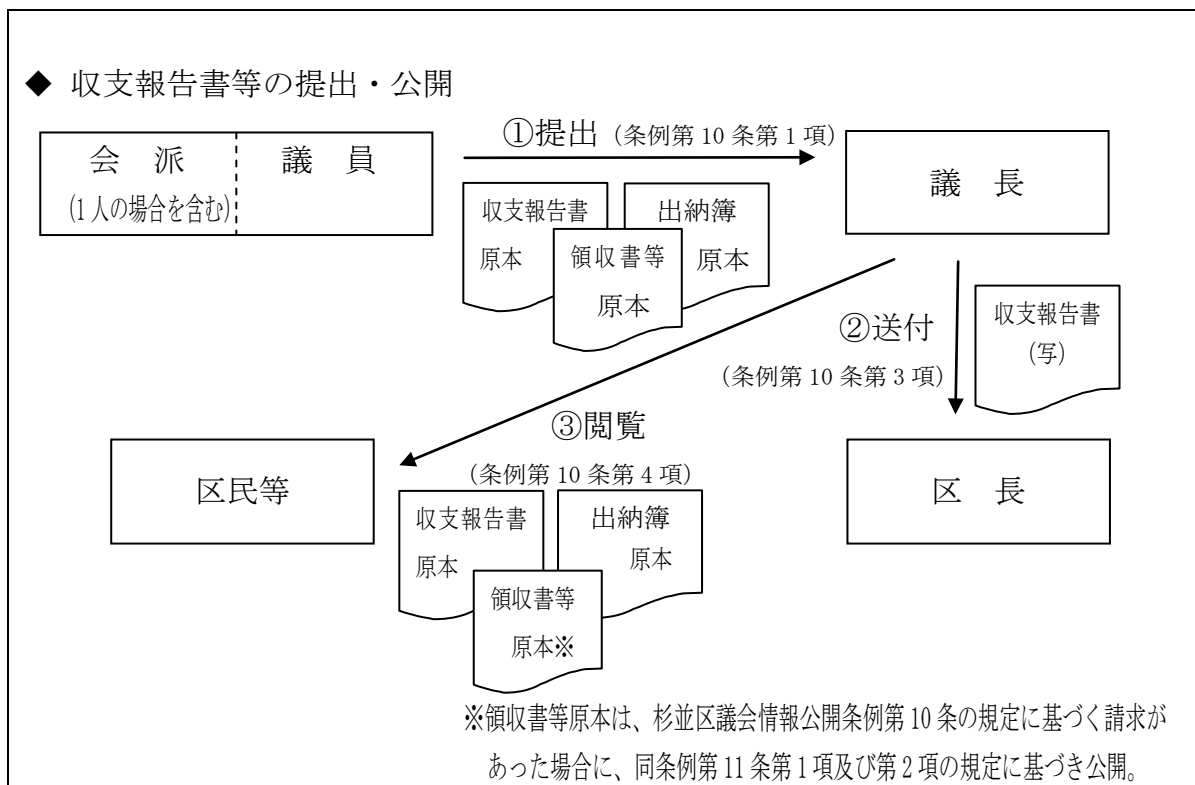
(5) 政務調査費の支出に関する手続

政務調査費は、会派の代表者又は議員が、区長からの交付決定を受けた後、四半期毎に当該四半期の月数分を区長に請求する。

請求を受けた後、杉並区予算事務規則第 4 条の規定に基づき、区長より支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が、杉並区会計事務規則に則って支出事務を行い、政務調査費が会派の代表者又は議員に交付される。

3 収支報告書等の提出に関する手続き等について

(1) 政務調査費の収支報告に関する流れ



(2) 収支報告書等の提出に係る会派の代表者又は議員への案内等

区議会事務局では、当該年度の提出期限や収支報告書及び出納簿の作成にあたっての注意点など収支報告の手続きについて、毎年会派の代表者及び議員に案内している。

また、会派又は議員から政務調査費の用途について個別に相談を受けた場合、過去の政務調査費の判例を調べるなどして、必要な助言を行っている。

(3) 収支報告書等の提出に係る区議会事務局のチェック等

会派の代表者又は議員から収支報告書等の提出があった場合には、収支報告書等に記載誤りがないか、また計数などについて事務的な点検を区議会事務局で行っている。

また、収支報告書等に記載されている用途について、規則第6条別表の用途基準及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第2条別表の用途基準細目に照らして疑義がないかどうか、用途基準の項目適用に誤りがないかなど、領収書その他の証拠書類との付け合せを行い、疑義のある支出については会派又は議員に内容を確認し、区政に関する調査研究に資するための必要性や合理性を欠いている等、会派・議員の裁量的判断を著しく逸脱していると認められない限り、支出の判断は会派又は議員の良識に委ねるものとしている。

(4) 返還に関する規定

- ・一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務調査費を区長へ返還しなければならない。（条例第8条第4項・第6項）
- ・その年度において交付を受けた総額から、その年度において行った支出（使途基準に従って行った支出）の総額を控除して残余がある場合、区長は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。（条例第12条）

4 政務調査費の執行に係る区議会議長等の役割について

(1) 条例における議長の役割・権能等の規定

- ・会派の代表者又は議員から提出された政務調査費交付対象者状況を区長へ通知しなければならない。（条例第6条）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書（写し）を区長へ送付する。（条例第10条第3項）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書及び出納簿を、5年を経過するまで保存し、閲覧に供しなければならない。（条例第10条第4項）
- ・政務調査費の適正な運用を期すため、収支報告書及び出納簿が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。（条例第11条）

(2) 区議会事務局の役割

区議会事務局の役割としては、政務調査費の執行における上記議長の役割・権能等に係る事務上の補助執行を行うことと、区長より政務調査費の支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が支出事務を行っているが、特に権能等は有していない。

しかしながら、収支報告書や出納簿のチェック、出納簿と領収書その他証拠書類との付け合せのほか、政務調査費の使途について会派・議員から相談を受けたり、助言することは、政務調査費の適正な執行のために必要な事務と認識している。

(3) 議長の調査権に関する見解

条例第11条にある議長の調査権限は、平成12年11月10日都道府県議長会資料「政務調査費の交付に関する条例（例）の要点」によれば、「自治法上議長の有する権限は、議場の秩序保持権、議事整理権、議会事務統理権及び議会代表権に限られていることから、議長の調査権の規定により法的に権限が付与されたことにはならないものとする。しかし、議長には、会派代表者又は議員から提出された収支報告書等が条例により定められた様式や内容を備えているかをチェックすることが求められるとともに、政務調査費の適正な執行が確保されるように努める必要がある。」との見解があり、このことから、会派・議員における説明責任の強化や透明性の確保も同時に求められていると認識している。

一方、平成17年5月26日名古屋地裁判決によると、「会派等による政治活動の自由は、普通地方公共団体における住民自治を支える根幹として重要な機能を果たしているものであるから、会派等がいかなる事項を対象にいかなる態様で調査研究活動を行うかについては、基本的には会派等の良識に基づく判断に委ねられているといわざるを得ない。したがって会派等が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められない限り、政務調査費の支出が本件条例の用途基準に反するものとは言えないから、法律上の原因を欠くとまではいえない。」と判示しており、また、政務調査費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いため、執行機関と議会ないしこれを構成する会派・議員との抑制と均衡の理念に鑑み、執行機関や他の会派・議員からの干渉を防ぐことも必要である。そのため、政務調査費の支出に用途制限違反があることが、収支報告書等、議長への提出書類から明らかにかがわれるような場合を除き、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入って、その用途制限の適合性を審査することは好ましくないとはいえる。

以上の点から、議長の調査権限には一定の制約があるものの、収支報告書等に基づいて、政務調査費が適正に使用されたかどうかについて、その内容を把握する必要があると判断したときは、合理的な範囲で用途について調査することができる一方、個々の会派・議員の政務調査費の支出が「合理性ないし必要性を欠くことが明らか」な支出以外で、区政に関する調査研究に資するかどうかは、提出された領収書や会派・議員の説明により区政との関連性が類推されるものであれば、各自の良識に基づく判断に委ねるべきであり、議長は政務調査費の個々の支出について、法的に判断する権限は有しないものとする。

5 領収書その他の証拠書類の取扱いについて

(1) 証拠書類等の整理・保管に関する規定

出納簿の提出に加え、領収書その他の証拠書類を提出し、議長は報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。(条例第10条)

(2) 証拠書類等の整理・保管に関する見解

議長が領収書その他の証拠書類を5年間整理保管することを規定しているのは、政務調査費の交付に関する文書の保存年限が5年であることと、収支報告書等の区民への閲覧期間が5年であるなど、それらの文書の保存期間と合わせているものである。

また、条例制定時の平成13年第1回区議会定例会における、総務課長や監査委員事務局長の答弁にある住民監査請求や税務当局からの調査があった場合でも対応できるように、領収書その他の証拠書類について、5年間の整理保管義務を課しているものとする。

6 政務調査費の平成24年度の状況

(1) 交付状況

平成24年度の政務調査費の交付に係る手続きは、条例及び規則に基づき、適正に行っており、別紙1「平成24年度政務調査費支出状況（決算数値）」のとおり会派・議員に交付している。

(2) 収支報告状況

平成24年度の政務調査費収支報告書については、出納簿とともに、条例により定められた期日である平成25年4月30日までに会派の代表者及び議員から提出され、平成25年5月1日より区民の閲覧に供している。

平成24年度の会派・議員の政務調査費の収支報告状況は、別紙1「平成24年度政務調査費支出状況（決算数値）」のとおりである。

(3) 返還に関する届出

平成24年度の政務調査費交付額の残額返還に関する届出は、2会派・12議員がその届出に基づいて政務調査費交付額の戻入を行った。

さらに、2会派・16議員が平成24年度の収支報告を訂正し、うち1会派・8議員については、訂正後の支出金額が交付済みの政務調査費の額を下回り残余额が発生したため、区へ返還の手続きを行っている。（別紙2「平成24年度 政務調査費 出納閉鎖後の訂正状況」のとおり）

(4) 政務調査費に関する自主改善について

杉並区議会では、条例制定時から、全国都道府県議会議長会や全国市議会議長会のいわゆるモデル条例案では規定していないところの出納簿（平成18年度分までは写し）を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲覧できるよう定めている。その後、平成18年第4回区議会定例会において、政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行っている。

また、政務調査費の使途に関しては、議会改革に関する検討調査部会を中心に議会内部で検討を重ね、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）」を制定し、平成19年5月1日に施行している。

さらに、平成19年11月から翌3月まで議会内部に「杉並区議会政務調査費検討会（以下「検討会」という。）」を設置して政務調査費の使途に関する検討を進め、学識経験者等第三者からの意見を踏まえ、客観性をより担保させるため、政務調査費の「使途基準」をより具体化した詳細な「使途基準細目」を追加し定めることとした。（平成20年4月交付分の政務調査費から適用）

平成21年度以降は、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会（以下「調査検討委員会」という。）」において、継続的に自主的な改善に取り組んでおり、より適正な執行の確保を目的として、平成22年度には、第三者によるチェック機関である「杉並区議会政務調査費専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置し、使途に関する事項を中心に検討を重ねている。専門委員会の議論等を踏まえ、改めて調査

検討委員会で検討を行い、その結果に基づき、規程で定める使途基準細目の一部を改正するなどの改善を図っている。

(5) 地方自治法の一部改正に伴う制度改正について

平成24年4月5日に全国議長会の3団体が連盟で、関係国会議員に対し、法の改正案の審議促進と併せて政務調査費制度の見直しについても要請し、これを受けて、同年8月7日に4派の国会議員による共同提案で修正案が衆議院に提出され、10日、修正案どおり議決され、その後8月29日の参議院で可決・成立した。〔平成24年9月5日公布〕

これにより、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、また、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとされた。(平成25年3月1日施行)

これを受け、当区議会においても、平成25年第1回定例会において、条例の一部を改正し(平成25年2月20日)、その後、同年2月末日までに規則及び規程の一部を改正している。

7 請求人の主張に対する見解等

そもそも政務調査活動とは、一般的には会派・議員が、区政の課題や議会で審議する案件について行う調査研究のための活動や、区民、民間の団体等との意見交換、区民などに対して行う広報・広聴活動などを言う。また、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性については、調査活動を行う際の手法、スケジュールとの関係、天候など政務調査活動を取り巻く状況に左右される側面を有するとともに、調査研究活動の主体である会派・議員の自律的判断に委ねられており、例えば当該活動の一部に調査研究活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が調査研究活動に当たるかといったことについても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断されるものと解されている。

このように、政務調査費の使途については、使途基準に従った支出を会派・議員に委ねられているものである一方で、政務調査費は公費から交付されるのであるから、当該活動に必要な経費の一部として使途基準の範囲内で支出されなければならないことはもちろんのこと、会派・議員においては、常にコスト意識を持ち、当該経費の使途の透明性を確保するとともに、会派・議員の「判断」についても区民に対して十分に説明していく責任を果たしていくことが求められている。

(1) 政務調査費の計上年度について

杉並区議会では政務調査費の計上を現金主義で一律処理しており、交付年度内に実際に支出された経費を対象としている。平成19年12月20日の仙台高裁判決では、条例で、「当該年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費」という表現を規定に盛り込んでいることを踏まえ、政務調査費が交付された年度において発生した経費についてのみ支出が可能とする発生主義を採用しているが、一方、交付年度中に発生した経費のみ支出が可能とする旨条例や規則で規定していないことから、現金主義の支出を

認める平成18年11月18日の東京高裁判決がある。

当区議会では条例及び規則等において、交付年度中に発生した経費のみ支出が可能とする旨の規定が存在しないことから、現金主義により処理することとしている。

ただし、交付年度内に実際に支出された経費であればどのような場合でも認めているわけではなく、過去の政務調査費に対する監査の判断に基づき、支出の原因となる事実が当該年度分ではない場合には、その支出の範囲を1年分に留めるという考え方を区議会では現在採用している。加えて、支出の範囲が1年以内であっても、議員の職を辞した後で支払ったものが計上されていれば、過払い分の返還が必要となることや、議員の職に就く前の利用実績分が、その職に就いた後に請求・支払いとなる場合は計上できないことは当然のことであり、その意味でも現金主義の採用によって区に損害が生じることはない。

また、購読契約については、その事業者等が提供するサービスが不特定多数の方に対して共通のものである場合、契約の始期や期間は提供事業者が一律に指定することがあり、プロバイダ契約に関しては期間を限定して結ぶ性質ではないことから、そうした契約自体を否定することは、これらの契約に基づく活動を事実上不可能にすることにつながる。例えば、3月31日までの履行を確認した上で、4月1日以降に支払い行為を行う（カード決済を含む）ことは、商慣習上一般的なことであり、これをもって不適切・不当であるとは言えない。

(2) 交付される政務調査費を超えた収支報告書について

条例第1条の規定により調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付し、会派・議員に対して交付される政務調査費の額は、条例第3条及び第4条の規定に基づき1人当たり月額16万円、年額192万円を限度とし、調査研究に資する経費がこの額を超えた場合には会派・議員自身がその経費を負担することになる。

そうした意味からは、その一部に対して支払っている政務調査費は、それぞれの経費の一部に充当されていると理解することが可能である。

条例・規則等においては、政務調査活動に必要な経費は必ずしも192万円以内でなければいけないものではなく、かつ調査研究に資する経費が交付額を超えた場合、交付額の範囲内で収支報告書を作成・提出する旨を区議会で定めているわけではないため、調査研究に要した経費をどのように収支報告書・出納簿に記載するかについては、会派・議員の判断に委ねることが適当である。ただし、交付額を著しく超過する場合には、一定の配慮のうえに常識的な範囲で収支報告は行われる必要がある。

なお、平成25年度の政務活動費調査検討委員会で検討した結果、収支報告の際、交付額を超過して支出額を計上する場合は、常識の範囲内で行うものとし、交付額を著しく超過するようなケースが発生した場合は、その都度、事務局から当該会派・議員に対して監査の判断（意見）を示すとともに、注意喚起等を行うこととしている。

(3) 按分について

区議会では、他の用途との併用が明らかである場合には、区政に関する調査研究に資するために必要な経費相当額を区分することを規程第2条第2項により定めている。この

他に、各支出の按分上限を明示した使途基準細目も定めているが、これは平成19年度の検討会において、区議会の会派・議員の活動の実態を勘案したうえで弁護士や公認会計士等の有識者からの意見を反映させ、議会全体が遵守する基準として定めたものである。この使途基準細目で定めていない経費については、その必要性和区分する場合の按分割合は、会派・議員によって多種多様であり、自身の活動の実態に即して当該会派・議員が判断している。この判断については、会派・議員の説明が必要であり、明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でないと認められる場合を除き、経費として認めるのが妥当である。

そもそも会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。判例や他議会の動向に留意してみても、この場合には、活動の中身を色分けすることよりも、それぞれの活動の実態に即した按分率により判断することが、最も妥当な方法である。

(4) 領収書について

平成19年12月16日の大阪高裁判決では「支払いの具体的内容が不明である上、その名宛て人も単に上様と記載されているにすぎないから、上記領収書から直ちにこの支払いが当該議員の議員としての調査研究活動のために行われたものであると認めることはできない。」、平成19年12月20日の仙台高裁判決でも「領収書の記載からは政務調査との関連が明らかではないにもかかわらず、それを補足する説明がされていないような場合には、当該議員は当該支出が使途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである。」と判断されていることから、受取人が特定できず支出の内容さえも不明であるにも関わらず、会派・議員から特段補足するような説明もないという要素が重なった結果、調査研究活動に資する経費であることが確認できないものは政務調査費の対象にすることはできない。

よって、内容が簡略化されていたり、記載されていない場合、支払先の住所・電話番号等連絡先が明示されていない場合、物品の購入先が仲介業者や個人のため関連性がわかりづらい場合の領収書については、会派・議員による内容説明や支払先発行の資料添付等があり、そのことにより経費の必要性や合理性が認められれば、調査研究活動に資する適正な経費として取り扱っている。

なお、領収書その他の証拠書類の扱いについては、「政務調査費の支出に関する事務処理について」を毎年度作成し、議員への周知を図っている。

(5) 自動車・バイクの使用について

自動車やバイクを調査研究活動に伴う移動手段として利用する場合、有料道路通行料や現地での駐車料金のほか、ガソリン代や月極駐車場の賃料を使途基準の範囲内の支出として認めている。このうち、月極駐車場賃料と宿泊を伴わない用務に使用する場合のガソリン代については、一般的に調査研究活動以外の用途も含まれると考えられ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であるため、経費の2分の1の額を上限として政務調査費の対象とすることを使途基準細目で規定し、目的や理由の説明は特段求めている。

これらの経費については、平成19年2月9日の札幌高裁判決で「調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されていることから、個別に按分割合の合理性・妥当性を求めず、広範に認めることが望ましいと考えられる。

また、政務調査費として支出できない経費として規定している自動車の維持管理に関する経費とは、自動車本体の保険や修理・車検などの維持管理に係る費用と捉えており、月極駐車場賃料は含まないこととしている。

なお、車種を明示することはおおよその燃費が推測できることにはなると思えるが、訪問先、調査方法など極めて広範な裁量の下に行われるものであることを踏まえると、ガソリン代との明確な関連性は認められない。

(6) タクシー代について

移動手段については、タクシー以外の他の公共交通機関の利用が原則であることは言うまでもないが、調査手法、スケジュールの関係、付き添いを必要とする区民の都合、天候、時間帯、持参品の量、議員本人の身体的状況や年齢等、状況により迎車代を含めタクシーを利用することが合理的なケースが多々あり、会派・議員が自律的に判断して使用するものであると認識している。

タクシー利用額の上限については、平成24年度の調査検討委員会で検討した結果、平成25年4月からは、月額2万円を年額24万円とすることとし、規程を改正している。

(7) 区役所への交通費について

平成18年度から費用弁償が廃止になり、本会議や委員会に出席するための登庁交通費は支給されなくなった。よって、本会議や委員会（開催日）と重複するか否かにかかわらず、政務調査活動を行うために区役所へ登庁した場合の交通費を経費とすることは適正としている。その場合の経路についても、前述のタクシー同様、スケジュールや天候、時間、持参品の量等会派・議員が自律的に判断して選択すべきものである。

(8) 視察先の謝礼品について

平成19年4月26日の仙台高裁判決で「視察先への土産は、視察への協力に対する謝礼としての意味を有するものと解され、社会通念上適正な範囲内のものであれば、これを「交際的経費」ということはできず、先進地調査又は現地調査に要する経費として、本件使途基準にいう「調査費」に該当するというべきである。」と判断しており、使途基準に基づく適正な支出である。

(9) 視察費及び研修費について

平成19年2月9日の札幌高裁判決では「様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」「飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一

見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。」と判断されている。このことから、領収書等により支出の対象となった活動に調査研究の実質があり、それが適切な日程・金額であると認められ、報告書や説明から区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかでない場合には、会派・議員の多様性にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるものである。ただし、講演会参加費と同様に、政党活動や後援会活動等、政務調査費で支出できないと規程で定める経費が明らかに含まれる場合には、経費を区分する必要がある。

また、視察・研修の成果として区政にどのように反映させるか等、会派・議員自身の考察や提言を説明に盛り込む必要性については、結果を取り上げなかったり、時機を見て取り上げるなどの判断があり得るのであって、どのように取り扱うかについては、会派・議員が広範な裁量権を持っているという上記判決の主旨に鑑みれば、適切な要件を備えていることを条件として、その判断は尊重されるべきである。

区議会では、視察・研修が、宿泊を伴うかまたは往復の旅費が3万円を超える日帰りの場合には視察報告書の提出を義務付けている。観光など、目的が区政に関する調査研究活動ではないものと疑念を持たれかねない視察先が一部含まれる場合には、報告書に区政への反映方法等、詳細にまでわたり明示することで、当該調査研究の必要性を説明することが有益である点是否定できないものの、会派・議員の政務調査費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることや、他の会派・議員からの干渉を防ぐ必要があることにも留意する必要がある。

したがって、様式で定めている事項に基づいて記載され、区政との関連性が類推され、調査研究の実質が認められるものは適正な報告書の提出として取り扱い、詳細まで記載するか否かは会派・議員の自律的な判断に委ねるべきである。

なお、平成23年度の調査検討委員会で検討した結果、平成24年4月からは、宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が3万円以下の研修会や講演会に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に、名称のほか、主催者や場所、概要等を明記し、可能な限り資料やレジュメを添付することとした。また、平成24年度の調査検討委員会で改めて検討した結果、平成25年4月からは、金額については、3万円以下を1万円以下とし、規程を改正している。

(10) 会費について

団体・会等の年会費については、当該団体・会等の活動目的が区政に関する調査研究に有益と判断される場合は経費とすることができる。ただし、会員であること自体が調査研究に資するとは言えないため、区政に関する調査研究に資するために必要と判断できる内容が含まれていれば、当該議員が所属する政党・団体の場合でも経費を区分した上で政務調査費とすることを可としている。

なお、(9)で述べたとおり、研修会等の参加費については、平成25年4月からは、宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が1万円以下の研修会や講演会に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に、名称のほか、主催者や場所、概要等を明記し、可能な限り資料やレジュメを添付することとし、規程を改正している。

(1 1) 会議費について

会議等の開催に伴うお茶や茶菓子程度の飲食は、会議の活性化や円滑化に資するもので、使途基準細目で「会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に会議の目的及び参加人数を記載する」と規定し、社会通念上適正な範囲内で経費として認めている。

これは、区民の意思を適正に区政に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより議会の活性化を図るという政務調査費の趣旨にも合致するものである。

なお、会議の開催に伴うその他の経費を支出する際にも、関連性がわかりづらいと思われる支出については、茶菓代と同様に会議の目的または内容を説明する方が好ましいのは当然である。

(1 2) 新聞・政党機関紙の購読について

平成19年4月26日の仙台高裁判決では「新聞の年間購読料については、議員としての調査研究活動に資するために必要な経費ということができるから、本件使途基準に合致すると認めることができる。」と判断していることから、議員本人が購読しているものであれば、使途基準に合致する経費としている。会派・議員の活動形態はそれぞれ異なることを勘案し、購読場所や部数制限については規定していない。

また、使途基準細目で、所属政党発行の機関紙の購読については、1人1部のみとすることを規定している。これは、所属政党が発行しているとしても、その内容が調査研究活動に有益ではないとは言い切れないということと、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習するという側面もあることを総合的に勘案した結果、一定の制限を設けたうえで経費としたものであり、社会通念上許容される範囲内の基準であると考えられる。

ただし、議員本人が経営する事業に関連する業界紙の場合には、区政との関連性が類推される説明が必要であり、その必要性を判断する際には留意する必要がある。

(1 3) 書籍の購入について

平成19年12月20日の仙台高裁判決では「書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部ということができるから、その全額を本件使途基準に合致する支出であると認める。」としている一方で、平成19年4月26日の同高裁判決では「雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件使途基準に合致しない支出であると認めるほかない。」と判断していることから、政務調査費としての使途の特定が可能となるように書籍、雑誌、新聞等、資料の名称を明らかにしたうえで、必要性・合理性が認められるものであれば、使途基準で定める資料購入経費とすることができると思われる。

なお、ポイント還元については、使途基準細目では、「ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限

りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する。」と規定しているため、領収書で確認できない限り、請求人の主張は当たらない。

(14) 区政報告について

会派・議員が行う調査研究活動や議会に関することを区政報告として区民に広く知らしめるために要する経費は、調査研究活動を含む会派・議員活動全般にかかわるものであるとの考え方を全て否定するものではない。しかし、区政報告の発行やホームページの維持管理等、区政に関する情報を区民に提供する経費は、使途基準で定める広報費に該当し、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策を区民に報告・PRするために必要なものである。平成21年9月17日の名古屋高裁判決では、「市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の使途基準に適合するものと解される。」と示している。このことから、政務調査費の使途基準として広報費を規定することは適正で、区議会での質疑や区政全般に関することを区民に知らせることにより、区民意見の収集、把握につながり、その結果、区政の課題や問題点を認識するための調査研究活動に資すると解することができる。

また、政党活動や後援会活動など、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨に適合しない部分は、原則紙面の面積等に占める割合等で区分することにより、合理的な支出が可能である。

ただし、平成20年9月5日の東京地裁判決では、「なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本国会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。」と示されていることから、区政報告の前提となった現場の生の声や専門家の意見などをそのまま（あるいは抜粋して）掲載したり、紙面の一部にエッセンスとして加える調査研究活動以外のお知らせや連絡先、文章の書き出しに使用する一般的な儀礼的文言、写真などについては当該広報紙の主たる内容には当たらず、かつ合理的な範囲内であれば、詳細に区分せず政務調査費で支出できるものと解することができる。

なお、領収書等や当該会派・議員からの説明により、区政との関連性や調査研究の実質があることから適切な金額と認められ、区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかでない場合は、配布先や配布枚数等、他の会派・議員からの干渉を防ぐべき事項を明示するか否かについて、当該会派・議員の政策的判断のもとに行われるべきものと認識している。

郵送費用については、一定の通数以上の場合、市内特別郵便等の料金割引制度を利用する方が望ましいが、それぞれ管轄局への持ち込みが必要なことや形状・重量等が同一であることなど様々な制約があることから、料金割引制度の利用のみに制限してしまうことは、議員としての活動状況を総合的に勘案したとき、必ずしも合理的とは言えない。ただし、切手を大量に購入する場合は、簡易に換金可能であることから、区民に疑

念を抱かれる可能性が高いことは否定できないため、平成22年度からは、議員1人当たり年間10万円までと使途基準細目で規定している。しかし、たとえ規定の範囲内であっても、切手を大量に購入する場合は、可能な限りその理由を示すことが好ましく、その必要性・合理性が明確になるように努める必要がある。

また、規程で定めてはいないが、ハガキを大量に購入する場合についても、その理由を示すなど説明が必要な旨、議員への周知を図っている。

(15) ホームページについて

WEB上で公開しているサイトは、情報入手のツールとして広く一般化しており、利用している方に対する有効な広報手段である。

そのため、紙媒体と併せて自身の公式サイト等でも同じ内容の情報を提供することは極めて一般的な手法で、ブログやツイッター等、リアルタイムな情報提供ツールの普及により、会派・議員の公式サイトは情報のデータベース的な役割が主たるものとなってきた。また、情報を提供する媒体を常時設ける必要があることを総合的に判断すると、公式サイト等の維持管理等に要する経費は政務調査費制度の趣旨から逸脱しているものとは言えない。使途基準細目では、「ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分すること」と規定しており、按分について、会派・議員の自律的な判断に基づいていけば、不適切とする理由はない。

(16) 事務用品について

他の用途との併用が明らかである場合には、区政に関する調査研究に資するために必要な経費相当額を区分することが必要であるため、規程で定めているとおり、原則一定の按分が必要である。しかし、一般的な文具やその他消耗品類等、他の用途との併用が明らかであると直ちに判断できない支出や、合理的な経費の区分が困難な場合があることから、調査研究活動との関連性がわかりづらい場合は別途説明が必要である。ただし、会派・議員が調査研究活動に使用する必要性や合理性を具備していることが類推できるものは、経費を按分しないで支出するケースもあり得るため、使用形態によって按分の有無やその割合が異なることは基準の範囲内と解している。

(17) 固定電話・FAXについて

電話・FAX料金については平成19年の仙台高裁と大阪高裁で、その経費の内訳を調査研究活動とその他の活動を合理的に区分することが困難な支出であると認められるため、議会ごとに会派・議員の活動の実態に即した按分の割合を定めることが適切な方法であると判断されている。このことは、訴訟の対象となった議会の地域特性を考慮するとしても、青森県と大阪府の自治体において同じ趣旨の判断がされていることに鑑みると、各地方議会に共通して当てはめることが相当と解釈できるものである。

区議会では上記判例の趣旨に沿った形で按分上限を定め、規定された基準の範囲内の按分割合であれば適切な経費とみなしている。固定電話の料金は、基本料金と通話料金とにより構成されるものであるため、基本料金を含めた料金の按分としている。

(18) 携帯電話について

使途基準では事務費として通信費の支出を規定しており、携帯電話の利用料金も按分上限の範囲内で支出を認めている。平成19年の仙台高裁の判決は、訴訟の対象となった青森県の地方議会の会派・議員活動における使用実態を考慮しての判断であり、また、同年の大阪高裁の判決では、一定の按分が必要であるとしたうえでその利用料金の計上を認めている。

このように判断が分かれているということは、政務調査活動が会派・議員の多岐にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるべきものであるという観点から、当該議会の会派・議員活動における使用実態を考慮して、議会ごとに基準を設定するのが適当と解することができる。区議会では上記判例の趣旨に沿った形で按分上限を定めているため、規定された基準の範囲内の按分割合であれば適正とみなしている。

また、携帯端末の利用目的は、電話機本来の通話のほか、メールやインターネット、電子マネーやカメラ機能など多岐に渡るが、スイカやカメラ機能については月額利用料は発生せず、通話料とメールの利用料である。これは使途基準で定める範囲内のものであることは明らかであると同時に、調査研究活動とその他の活動を合理的に区分することは困難であって、使途基準の範囲内の支出であれば、通話記録等、詳細な根拠の開示は不要としている。

(19) パソコン等備品の購入について

今日では、パソコンとインターネット環境の利用は、会派・議員の活動における必需品である。前述のとおり、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。判例や他議会の動向からも、活動内容を色分けするよりも、それぞれの活動の実態に即した按分率により支出費用を判断することが最も妥当である。

平成22年3月23日の最高裁判決では、パソコンの購入について、任期満了の1カ月ないし4カ月半前の最後の議会の会期後に購入され、次の選挙に立候補することなく議員活動を終えたこと、また、在職中の購入が初めてであることなど、さまざまな状況を総合的に判断すると、特段の事情がない限り必要性は認められないとされたことから、耐用年数内に再度購入する場合には、会派・議員から合理的かつその必要性が認められる説明を要するものとしている。

使途基準細目では、5万円以上の物品を備品と定義し、備品を購入したときは備品台帳写しを議長へ提出すること及び実態に即して按分することを義務づけるとともに、任期満了前半年間は、可能な限り備品の購入を控えることを定めている。

(20) 事務所費について

平成21年9月29日の東京高裁判決では、「民主主義社会における議員の議会活動の重要性に鑑みても、前記の政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」(政務調査費使途基準)はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低

いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」に当たるものと解すべきである。」と判断されている。

議員活動の基盤となる事務所の賃料については、使途基準で政務調査活動の対象に含めているところであるが、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。

そこで、使途基準細目では、事務所を賃借する場合に賃借料を計上することを認め、その場合には、透明性の確保と説明責任の観点から、事務所の要件を具備することを示す書類の提出を義務付けている。事務所費として認める場合は、前述のとおり、経費を合理的に区分することが困難なため、自宅兼用事務所の場合、算出基準として賃借料及び光熱水費について、それぞれに要した経費に事務所使用部分の面積等を考慮した按分率を適用した上で、その2分の1を上限と定めている。この事務所使用部分については、間取り図等の提出により補足説明がされており、算出基準については、平成19年度の検討会での意見を反映したもので、各議員の支出はこの基準の範囲内となっており合理的かつ適正なものである。また、自宅以外に議員事務所専用の物件を賃借する場合には、契約書等、事務所の要件を具備することを示す書類が提出されていれば、間取り図等の提出までは求めておらず、当該賃借料の2分の1を上限とし、かつ、月額5万円を上限と規定している。

さらに、平成19年12月26日の大阪高裁判決でも、自宅の一部を議員事務所として使用していることが妥当である旨の判断がなされ、一定の按分を条件として光熱水道費や共同住宅管理費の支出の適法性を認めている。

なお、光熱水費については、基本料金と使用量に応じた料金から構成されているため、基本料金を含めた按分としている。

(21) 人件費について

平成19年度政務調査費に対する監査結果報告において、日常的勤務と臨時勤務の解釈基準を早期に明確にすることを期待する旨、監査委員が見解を示したことを受け、平成21年度に調査検討委員会で検討した。その結果、雇用形態の解釈基準を作成すること自体が困難であり、補助する活動内容で分類することが合理的という結論に達し、使途基準細目を改正した。そこで、平成22年4月からは、議員活動全般を補助する場合は2分の1を上限として経費を按分して支出し、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する場合には議員1人当たり月額5万円を上限として勤務実績に応じた額を経費とすることとした。

政務調査活動の補助に当たるか否かの判断については、議員の調査研究の対象が広範囲に及び、調査方法も多様なことから、明らかに議会活動に反映・寄与しない場合や使途基準等に照らして必要性・合理性を欠いている場合など、会派・議員の裁量的判断を著しく逸脱しているとは認められない行為の補助業務であれば良く、勤務内容については、区政に関する調査研究活動に対する執行機関や他の会派・議員からの干渉を防止する必要もあるため、区政との関連性が類推できる表現であれば、記載方法の具体性の度

合いは、会派・議員の自律的判断に委ねている。

また、ポスティング業務に従事する場合にその勤務内容に加え配布地域や部数まで盛り込む必要があるか否かについては、会派・議員が広範な裁量権を持っているという前述の平成19年2月9日の札幌高裁判決の趣旨に鑑みれば、適切な支出の要件を備えていることを条件として、会派・議員の政策的判断を尊重すべきである。

8 その他

前述したとおり、平成24年9月の法改正により政務調査費から政務活動費へと制度が改められたが、区民により信頼される政務活動費制度を実現していくためには、改正された法の趣旨に沿った適切な支出を行うとともに、透明性の確保が図られ、議員自らが明確に説明できることが区民からは求められる。また、政務活動費が適切に活用され、その成果を議会活動に反映して欲しいという区民の期待や関心は、今後も大きくなっていくことが予想される。

このため、今後も議会を取り巻く社会情勢や他自治体の動向等を参考にしながら、政務活動費の用途に関する事項を中心に、調査検討委員会等において不断の検証と見直しに努めていくこととしている。

平成24年度 政務調査費支出状況(決算数値)

別紙1

	支出負担額	差引戻入額	交付決算額 (概算払分)	政務調査費 収支報告書		政務調査費収支報告書「支出」金額内訳										
				「収入」金額	「支出」金額	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	事務所費	人件費	支出計	
1 杉並区議会公明党(8)	15,360,000	4,960,155	10,399,845	15,360,000	2,190,317	51,680	246,521	20,410	1,049,161	4,258,067	2,319,176	33,513	231,000	10,399,845		
2 共産党区議員(6名)	11,520,000	2,294,073	9,225,927	11,520,000	8,000	130,000	54,900	0	394,527	5,463,803	1,314,497	0	1,870,200	9,225,927		
3 無所属区民派(2名)	3,840,000		3,840,000	3,840,000	23,970	166,780	4,950	15,820	291,319	1,696,432	436,531	944,807	390,280	3,970,889		
4 浅井くにお議員	1,920,000	9,566	1,910,434	1,920,000	52,286	0	0	0	97,461	1,615,868	107,727	0	37,092	1,910,434		
5 安斉あきら議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	94,500	0	0	0	47,100	1,115,086	136,945	529,403	0	1,923,034		
6 井口かつ子議員	1,920,000	1,384,044	535,956	1,920,000	60,401	0	0	0	208,485	95,285	134,693	0	37,092	535,956		
7 市来とも子議員	1,920,000	531,376	1,388,624	1,920,000	168,523	42,764	1,500	74,025	139,641	668,734	122,477	0	170,960	1,388,624		
8 市橋綾子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	14,783	44,607	0	0	21,868	638,625	27,784	580,745	707,083	2,035,495		
9 今井ひろし議員	1,920,000	779,921	1,140,079	1,920,000	52,286	0	0	0	127,982	328,482	22,257	0	609,092	1,140,079		
10 岩田いくま議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	134,040	660	19,200	48,190	254,190	957,380	309,149	220,955	0	1,943,764		
11 大泉時男議員	1,920,000	487,038	1,432,962	1,920,000	417,322	2,000	0	0	33,867	2,000	71,805	320,340	585,628	1,432,962		
12 大熊昌巳議員	1,920,000	517,670	1,402,330	1,920,000	123,326	0	0	93,018	103,800	568,570	470,674	0	42,942	1,402,330		
13 大和田伸議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	223,990	0	0	0	79,587	955,975	304,190	300,000	87,092	1,950,834		
14 小川宗次郎議員	1,920,000	1,262,772	657,228	1,920,000	101,810	0	0	0	93,181	0	149,644	37,393	275,200	657,228		
15 奥山たえこ議員	1,920,000	1,379,095	540,905	1,920,000	62,587	81,100	2,280	0	326,640	12,750	55,548	0	0	540,905		
16 河津利恵子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	266,417	0	0	5,000	147,396	827,047	272,209	0	465,000	1,973,069		
17 木梨もりよし議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	18,800	0	0	0	42,120	2,229,162	9,400	0	0	2,299,482		
18 小泉やすお議員	1,920,000	1,440,352	479,648	1,920,000	213,798	0	15,250	0	60,300	0	118,967	34,241	37,092	479,648		
19 小松久子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	102,160	0	1,933	0	42,920	622,325	26,272	580,745	719,513	2,095,868		
20 齊藤常男議員														0		
21 佐々木浩議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	46,867	7,500	31,500	0	63,930	1,206,582	173,598	456,887	0	1,986,864		
22 すぐる奈穂議員	1,920,000	37,680	1,882,320	1,920,000	6,210	78,100	0	0	81,850	1,105,340	66,500	355,320	189,000	1,882,320		
23 そね文子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	21,180	7,447	1,933	0	67,195	638,625	28,985	580,745	762,203	2,108,313		
24 田中ゆうたろう議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	289,712	0	0	493,500	91,095	43,880	149,593	650,508	247,736	1,946,024		
25 高本卓議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	108,546	0	0	0	131,797	1,332,716	158,214	322,679	122,092	2,176,044		
26 藤本なおや議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	143,897	0	0	333,165	56,639	819,954	201,138	300,000	149,393	2,004,186		
27 梶部やすし議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	49,120	1,430	0	523,674	1,321,068	24,708	0	0	1,920,000		
28 増田裕一議員	1,920,000	705,235	1,214,765	1,920,000	71,758	16,000	11,964	0	265,865	791,226	57,952	0	0	1,214,765		
29 松浦芳子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	167,589	56,664	0	1,178	53,982	1,302,875	295,637	0	323,000	2,200,925		
30 山下かずあき議員	1,920,000	400,363	1,519,617	1,920,000	148,078	15,230	9,820	990	72,940	979,935	221,436	71,188	0	1,519,617		
31 山本あけみ議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	146,320	10,000	20,700	38,010	79,420	1,380,006	268,687	0	11,000	1,954,143		
32 横田政直議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	0	0	0	0	0	847,864	0	486,499	600,000	1,934,363		
33 吉田あい議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	172,382	0	0	0	29,542	868,244	382,954	0	595,628	2,048,750		
34 麻坂たつや議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	55,336	170,960	0	0	206,588	1,353,920	98,126	0	37,092	1,922,002		
合計	88,320,000	16,189,360	72,130,640	88,320,000	5,677,191	930,612	423,881	1,123,306	5,276,022	36,047,826	8,537,473	6,805,968	9,302,410	74,124,689		

	支出負担額	差引戻入額	交付決算額 (繰戻分)	政務調査費 収支報告書 「取入金額」	政務調査費収支報告書「支出」金額内訳										
					調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	事務所費	人件費	支出計	
1 杉並区議会公明党(6)	15,360,000	5,002,435	10,357,565	15,360,000	2,203,447	51,680	246,321	20,410	1,049,161	4,480,023	2,042,010	33,513	231,000	10,357,565	
2 共産党区議員(6名)	11,520,000	2,294,073	9,225,927	11,520,000	8,000	130,000	54,900	0	384,527	5,463,803	1,314,497	0	1,870,200	9,225,927	
3 無所属区民派(2名)	3,840,000		3,840,000	3,840,000	23,970	166,780	4,950	15,820	291,319	1,696,016	436,531	944,807	390,280	3,970,473	
4 淺井くにお議員	1,920,000	9,566	1,910,434	1,920,000	52,286	0	0	0	97,461	1,615,368	107,727	0	37,092	1,910,434	
5 安齊あき子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	94,500	0	0	0	47,100	1,115,086	136,945	529,403	0	1,923,034	
6 井口かづ子議員	1,920,000	1,384,044	535,956	1,920,000	60,401	0	0	0	208,485	95,285	134,693	0	37,092	535,956	
7 市来とも子議員	1,920,000	534,552	1,385,448	1,920,000	103,443	130,960	1,500	0	147,741	735,629	95,215	0	170,960	1,385,448	
8 市橋綾子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	14,783	44,607	0	0	21,868	638,625	27,784	580,745	707,083	2,035,495	
9 今井ひろし議員	1,920,000	787,796	1,132,204	1,920,000	52,286	0	0	0	120,087	328,482	22,257	0	609,092	1,132,204	
10 岩田いくま議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	136,020	660	19,200	48,190	254,190	957,380	307,109	220,955	0	1,943,764	
11 大泉時男議員	1,920,000	515,794	1,404,206	1,920,000	336,228	2,000	0	0	33,867	0	76,143	320,340	635,628	1,404,206	
12 大隈昌巳議員	1,920,000	628,235	1,291,765	1,920,000	123,326	0	0	93,018	103,800	458,005	470,674	0	42,942	1,291,765	
13 大和田伸議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	223,790	0	0	0	63,947	955,975	304,190	300,000	87,092	1,934,994	
14 小川宗次郎議員	1,920,000	1,269,492	650,508	1,920,000	101,810	0	0	0	93,181	25,200	116,390	38,727	275,200	650,508	
15 奥山たえこ議員	1,920,000	1,379,095	540,905	1,920,000	61,177	79,600	2,280	0	329,800	12,750	55,298	0	0	540,905	
16 河津利恵子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	252,057	0	0	0	147,396	862,977	245,639	0	465,000	1,973,069	
17 木梨もりよし議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	18,800	0	0	0	42,120	2,229,162	9,400	0	0	2,299,482	
18 小泉やすお議員	1,920,000	1,440,360	479,640	1,920,000	213,790	0	15,250	0	60,300	0	118,967	34,241	37,092	479,640	
19 小松久子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	102,160	0	1,933	0	42,920	622,325	26,272	580,745	719,513	2,095,868	
20 芥藤常男議員														0	
21 佐々木浩議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	46,867	7,500	31,500	0	63,930	1,206,582	173,598	456,887	0	1,966,864	
22 ずぐる奈緒議員	1,920,000	37,680	1,882,320	1,920,000	6,210	78,100	0	0	82,650	1,104,540	66,500	355,320	189,000	1,882,320	
23 そね文子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	21,180	7,447	1,933	0	67,195	638,625	25,154	580,745	762,203	2,104,482	
24 田中ゆうたろう議員	1,920,000	664,584	1,255,416	1,920,000	225,032	0	0	493,500	91,095	56,060	141,993	0	247,736	1,255,416	
25 室本卓議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	108,546	0	0	0	131,797	1,332,716	158,214	322,679	122,092	2,176,044	
26 藤本なおや議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	143,897	0	0	333,165	56,639	819,954	201,138	300,000	149,393	2,004,186	
27 堀部やすし議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	49,120	1,430	0	523,674	1,321,068	24,708	0	0	1,920,000	
28 増田裕一議員	1,920,000	705,235	1,214,765	1,920,000	71,758	16,000	11,964	0	265,885	791,226	57,952	0	0	1,214,765	
29 松浦芳子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	175,036	41,740	0	1,178	53,982	1,302,875	295,137	0	317,000	2,186,948	
30 山下かずあき議員	1,920,000	400,439	1,519,561	1,920,000	148,078	15,230	9,820	990	72,940	979,935	221,380	71,188	0	1,519,561	
31 山本あけみ議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	146,320	10,000	20,700	38,010	79,420	1,380,006	259,669	0	11,000	1,945,125	
32 櫻田政直議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	0	0	0	0	0	847,864	0	486,499	600,000	1,934,363	
33 吉田あいや議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	172,382	0	0	29,542	866,244	382,954	0	595,628	0	2,048,150	
34 藤塚たつや議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	55,336	170,960	0	206,588	1,353,920	98,126	0	37,092	0	1,922,002	
合計	88,320,000	17,053,380	71,266,620	88,320,000	5,502,916	1,002,384	423,681	1,044,281	5,264,567	36,296,206	8,154,324	6,166,794	9,346,410	73,191,563	

平成 26 年 5 月 22 日

抗弁書

監査委員あて

区議会事務局長
本橋 正敏

1 政務調査費の法制化の経緯等

政務調査費は、平成 11 年 7 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大したことに伴い、議会機能の充実強化を図る必要があることから、平成 12 年 5 月 24 日「地方自治法の一部を改正する法律案」として可決、成立した（平成 12 年法律第 89 号）。この改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」（地方自治法第 100 条第 14 項）とされ、当区では、平成 13 年 3 月 23 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）」を定めた。

杉並区議会では、条例制定時から出納簿（平成 18 年度分までは写し）を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲覧できるよう対応し、また平成 18 年 12 月には政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行い、以後、使途基準の明確化と透明性の確保を順次図ってきている。

平成 24 年 9 月には「地方自治法（以下「法」という。）」の一部が改正され、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、また、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとされた。（平成 25 年 3 月 1 日施行）これを受け、当区議会においても、平成 25 年 2 月に条例等の一部を改正している。

2 請求人の主張に対する見解等

そもそも政務調査活動とは、一般的には会派・議員が、区政の課題や議会で審議する案件について行う調査研究のための活動や、区民、民間の団体等との意見交換、区民などに対して行う広報・広聴活動などを言う。また、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性については、調査活動を行う際の手法、スケジュールとの関係、天

候など政務調査活動を取り巻く状況に左右される側面を有するとともに、調査研究活動の主体である会派・議員の自律的判断に委ねられており、例えば当該活動の一部に調査研究活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が調査研究活動に当たるかといったことについても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断されるものと解されている。

このように、政務調査費の使途については、使途基準に従った支出を会派・議員に委ねられているものである一方で、政務調査費は公費から交付されるのであるから、当該活動に必要な経費の一部として使途基準の範囲内で支出されなければならないことはもちろんのこと、会派・議員においては、常にコスト意識を持ち、当該経費の使途の透明性を確保するとともに、会派・議員の「判断」についても区民に対して十分に説明していく責任を果たしていくことが求められている。

(1) 公明党議員全員で1冊にまとめた収支報告書について

区議会では、政務調査費の交付対象については、条例第2条で「政務調査費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員の職にある者に対して交付する。」と定めており、杉並区議会公明党の場合は、平成21年度分以降、会派として交付を受けるものとし、条例第5条による届出が提出されている。

したがって、収支報告についても、条例第10条別記様式の会派に係る政務調査費収支報告書により収支報告が行われているところである。

(2) 按分について

区議会では、他の用途との併用が明らかである場合には、区政に関する調査研究に資するために必要な経費相当額を区分することを「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）」第2条第2項により定めている。この他に、各支出の按分上限を明示した使途基準細目も定めているが、これは平成19年度の検討会において、区議会の会派・議員の活動の実態を勘案したうえで弁護士や公認会計士等の有識者からの意見を反映させ、議会全体が遵守する基準として定めたものである。この使途基準細目で定めていない経費については、その必要性和区分する場合の按分割合は、会派・議員によって多種多様であり、自身の活動の実態に即して当該会派・議員が判断している。この判断については、会派・議員の説明が必要であり、明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でないと認められる場合を除き、経費として認めるのが妥当である。

そもそも会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。判例や他議会の動向に留意してみても、この場合には、活動の中身を色分けすることよりも、それぞれの活動の実態に即した按分率により判断することが、最も妥当な方法である。

(3) 領収書について

平成19年12月16日の大阪高裁判決では「支払いの具体的内容が不明である上、その名宛て人も単に上様と記載されているにすぎないから、上記領収書から直ちにこの支払いが当該議員の議員としての調査研究活動のために行われたものであると認めることはできない。」、平成19年12月20日の仙台高裁判決でも「領収書の記載からは政務調査との関連が明らかではないにもかかわらず、それを補足する説明がされていないような場合には、当該議員は当該支出が使途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである。」と判断されていることから、受取人が特定できず支出の内容さえも不明であるにも関わらず、会派・議員から特段補足するような説明もないという要素が重なった結果、調査研究活動に資する経費であることが確認できないものは政務調査費の対象にすることはできない。

よって、内容が簡略化されていたり、記載されていない場合、支払先の住所・電話番号等連絡先が明示されていない場合、物品の購入先が仲介業者や個人のため関連性がわかりづらい場合の領収書については、会派・議員による内容説明や支払先発行の資料添付等があり、そのことにより経費の必要性や合理性が認められれば、調査研究活動に資する適正な経費として取り扱っている。

また、領収書その他の証拠書類の扱いについては、「政務調査費の支出に関する事務処理について」を毎年度作成し、議員への周知を図っている。

ただし、交通費については領収書の発行が一般的ではないケース（電車・バス等公共交通機関）が多いため、日付単位で金額・出張先・経路・出張目的等を記載できる「政務調査交通費記録簿」を領収書等貼付用紙の代わりに使用することとしている。

(4) 自動車・バイクの使用について

自動車やバイクを調査研究活動に伴う移動手段として利用する場合、有料道路通行料や現地での駐車料金のほか、ガソリン代や月極駐車場の賃料を使途基準の範囲内の支出として認めている。このうち、月極駐車場賃料と宿泊を伴わない用務に使用する場合のガソリン代については、一般的に調査研究活動以外の用途も含まれると考えられ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であるため、経費の2分の1の額を上限として政務調査費の対象とすることを規程第2条別表の使途基準細目で規定し、目的や理由の説明は特段求めている。

また、政務調査費として支出できない経費として規定している自動車の維持管理に関する経費とは、自動車本体の保険や修理・車検などの維持管理に係る費用と捉えており、月極駐車場賃料は含まないこととしている。

(5) タクシー代について

移動手段については、タクシー以外の他の公共交通機関の利用が原則であることは言うまでもないが、調査手法、スケジュールの関係、付き添いを必要とする区民の都合、天候、時間帯、持参品の量、議員本人の身体的状況や年齢等、状況により迎車代を含めタクシーを利用することが合理的なケースが多々あり、会派・議員が自律的に判断して使用するものであると認識している。

(6) 区役所への交通費について

平成18年度から費用弁償が廃止になり、本会議や委員会に出席するための登庁交通費は支給されなくなった。よって、本会議や委員会（開催日）と重複するか否かにかかわらず、政務調査活動を行うために区役所へ登庁した場合の交通費を経費とすることは適正としている。その場合の経路についても、前述のタクシー同様、スケジュールや天候、時間、持参品の量等会派・議員が自律的に判断して選択すべきものである。

(7) 研修費について

平成19年2月9日の札幌高裁判決では「様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」「飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。」と判断されている。このことから、領収書等により支出の対象となった活動に調査研究の実質があり、それが適切な日程・金額であると認められ、報告書や説明から区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかでない場合には、会派・議員の多様にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるものである。

また、研修の成果として区政にどのように反映させるか等、会派・議員自身の考察や提言を説明に盛り込む必要性については、結果を取り上げなかったり、時機を見て取り上げるなどの判断があり得るのであって、どのように取り扱うかについては、会派・議員が広範な裁量権を持っているという上記判決の主旨に鑑みれば、適切な要件を備えていることを条件として、その判断は尊重されるべきである。

なお、平成23年度の調査検討委員会で検討した結果、平成24年4月からは、宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が3万円以下の研修会や講演会に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に、名称のほか、主催者や場所、概要等を明記したり、可能な限り資料やレジュメを添付することとしており、研修会等の内容が明確になるようにしている。

(8) 会議費について

会議等の開催に伴うお茶や茶菓子程度の飲食は、会議の活性化や円滑化に資するもので、使途基準細目で「会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に会議の目的及び参加人数を記載する」と規定し、社会通念上適正な範囲内で経費として認めている。

これは、区民の意思を適正に区政に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより議会の活性化を図るという政務調査費の趣旨にも合致するものである。

なお、会議の開催に伴うその他の経費を支出する際にも、関連性がわかりづらいと思われる支出については、茶菓代と同様に会議の目的または内容を説明する方が好ましいのは当然である。

(9) 新聞・政党機関紙の購読について

平成19年4月26日の仙台高裁判決では「新聞の年間購読料については、議員としての調査研究活動に資するために必要な経費ということが出来るから、本件用途基準に合致すると認めることができる。」と判断していることから、議員本人が購読しているものであれば、用途基準に合致する経費としている。会派・議員の活動形態はそれぞれ異なることを勘案し、購読場所や部数制限については規定していない。

また、用途基準細目で、所属政党発行の機関紙の購読については、1人1部のみとすることを規定している。これは、所属政党が発行しているとしても、その内容が調査研究活動に有益ではないとは言い切れないということと、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習するという側面もあることを総合的に勘案した結果、一定の制限を設けたうえで経費としたものであり、社会通念上許容される範囲内の基準であると考えられる。

(10) 書籍の購入について

平成19年12月20日の仙台高裁判決では「書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部ということが出来るから、その全額を本件用途基準に合致する支出であると認める。」としている一方で、平成19年4月26日の同高裁判決では「雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件用途基準に合致しない支出であると認めるほかない。」と判断していることから、政務調査費としての用途の特定が可能となるように書籍、雑誌、新聞等、資料の名称を明らかにしたうえで、必要性・合理性が認められるものであれば、用途基準で定める資料購入経費とすることができると考える。

(11) 広報費について

区政報告の発行やホームページの維持管理等、区政に関する情報を区民に提供する経費は、用途基準で定める広報費に該当し、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策を区民に報告・PRするために必要なものである。

したがって、領収書等や当該会派・議員からの説明により、区政との関連性や調査研究の実質があることから適切な金額と認められ、区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかでない場合は、配布先や配布枚数等、他の会派・議員からの干渉を防ぐべき事項を明示するか否かについて、当該会派・議員の政策的判断のもとに行われるべきものと認識している。

また、郵送費用については、一定の通数以上の場合、市内特別郵便等の料金割引制度を利用の方が望ましいが、それぞれ管轄局への持ち込みが必要なことや形状・重量等が同一であることなど様々な制約があることから、料金割引制度の利用のみに制限してしまうことは、議員としての活動状況を総合的に勘案したとき、必ずしも合理的とは言えない。ただし、切手を大量に購入する場合は、簡易に換金可能であることから、区民に疑念を抱かれる可能性が高いことは否定できないため、平成22年度からは、議員1

人当たり年間10万円までと使途基準細目で規定している。しかし、たとえ規定の範囲内であっても、切手を大量に購入する場合は、可能な限りその理由を示すことが好ましく、その必要性・合理性が明確になるように努める必要がある。

なお、規程で定めてはいないが、ハガキを大量に購入する場合についても、その理由を示すなど説明が必要な旨、議員への周知を図っている。

また、WEB上で公開しているサイトは、情報入手のツールとして広く一般化しており、利用している方に対する有効な広報手段である。

そのため、紙媒体と併せて自身の公式サイト等でも同じ内容の情報を提供することは極めて一般的な手法で、ブログやツイッター等、リアルタイムな情報提供ツールの普及により、会派・議員の公式サイトは情報のデータベース的な役割が主たるものとなってきており、情報を提供する媒体を常時設ける必要があることを総合的に判断すると、公式サイト等の維持管理等に要する経費は政務調査費制度の趣旨から逸脱しているものとは言えない。使途基準細目では、「ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分すること」と規定しており、按分について、会派・議員の自律的な判断に基づいていけば、不適切とする理由はない。

(12) 事務用品について

他の用途との併用が明らかである場合には、区政に関する調査研究に資するために必要な経費相当額を区分することが必要であるため、規程で定めているとおり、原則一定の按分が必要である。しかし、一般的な文具やその他消耗品類等、他の用途との併用が明らかであると直ちに判断できない支出や、合理的な経費の区分が困難な場合があることから、調査研究活動との関連性がわかりづらい場合は別途説明が必要である。ただし、会派・議員が調査研究活動に使用する必要性や合理性を具備していることが類推できるものは、経費を按分しないで支出するケースもあり得るため、使用形態によって按分の有無やその割合が異なることは基準の範囲内と解している。

(13) パソコン（備品）の購入について

今日では、パソコンとインターネット環境の利用は、会派・議員の活動における必需品である。前述のとおり、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。判例や他議会の動向からも、活動内容を色分けするよりも、それぞれの活動の実態に即した按分率により支出費用を判断することが最も妥当である。

平成22年3月23日の最高裁判決では、パソコンの購入について、任期満了の1カ月ないし4カ月半前の最後の議会の会期後に購入され、次の選挙に立候補することなく議員活動を終えたこと、また、在職中の購入が初めてであることなど、さまざまな状況を総合的に判断すると、特段の事情がない限り必要性は認められないとされたことから、耐用年数内に再度購入する場合には、会派・議員から合理的かつその必要性が認められる説明を要するものとしている。

使途基準細目では、5万円以上の物品を備品と定義し、備品を購入したときは備品台帳写しを議長へ提出すること及び実態に即して按分することを義務づけるとともに、任期

満了前半半年間は、可能な限り備品の購入を控えることを定めている。

(14) 事務所費について

平成21年9月29日の東京高裁判決では、「民主主義社会における議員の議会活動の重要性に鑑みても、前記の政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」(政務調査費使途基準)はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」に当たるものと解すべきである。」と判断されている。

議員活動の基盤となる事務所の賃料についても、使途基準で政務調査活動の対象に含めているところであるが、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。

そこで、使途基準細目では、事務所を賃借する場合に賃借料を計上することを認め、その場合には、透明性の確保と説明責任の観点から、事務所の要件を具備することを示す書類の提出を義務付けている。自宅兼用事務所の場合、経費を合理的に区分することが困難なため、算出基準として賃借料及び光熱水費について、それぞれに要した経費に事務所使用部分の面積等を考慮した按分率を適用した上で、その2分の1(月額5万円)を上限と定めている。この事務所使用部分については、間取り図の提出等の補足説明がされ、各議員の支出はこの基準の範囲内となっており合理的かつ適正なものである。

また、平成19年12月26日の大阪高裁判決でも、自宅の一部を議員事務所として使用していることが妥当である旨の判断がなされ、一定の按分を条件として光熱水道費や共同住宅管理費の支出の適法性を認めている。

3 その他

前述したとおり、平成24年9月の法改正により政務調査費から政務活動費へと制度が改められたが、区民により信頼される政務活動費制度を実現していくためには、改正された法の趣旨に沿った適切な支出を行うとともに、透明性の確保が図られ、議員自らが明確に説明できることが区民からは求められる。また、政務活動費が適切に活用され、その成果を議会活動に反映してほしいという区民の期待や関心は、今後も大きくなっていくことが予想される。

このため、今後も議会を取り巻く社会情勢や他自治体の動向等を参考にしながら、政務活動費の使途に関する事項を中心に、調査検討委員会等において不断の検証と見直しに努めていくこととしている。

26 杉議会第 174 号
平成 26 年 5 月 22 日

杉並区監査委員
小林 英雄 様
同
岩崎 英司 様

杉並区議会
議長 大泉 時男

政務調査費に係る調査について（回答）

1 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

大泉時男議員の平成 24 年度政務調査費について、請求人が指摘している政務調査費の支出が、使途基準その他の法規等に照らして違法・不当であるか否かについて、平成 26 年 5 月 13 日付 26 杉監査第 89 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務調査費の議長としての調査を実施した。

2 調査結果について

調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものではなく、おおむね平成 24 年度の使用基準及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。なお、一部の支出については、出納簿及び収支報告書の訂正処理を進める。

3 請求人の主張に対する説明・見解等

そもそも政務調査活動とは、一般的には会派・議員が、区政の課題や議会で審議する案件について行う調査研究のための活動や、区民、民間の団体等との意見交換、区民などに対して行う広報・広聴活動などを言う。また、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性については、調査活動を行う際の手法、スケジュールとの関係、天候など政務調査活動を取り巻く状況に左右される側面を有するとともに、調査研究活動の主体である会派・議員の自律的判断に委ねられており、例えば当該活動の一部に調査研究活動

以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が調査研究活動に当たるかといったことについても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断されるものと解されている。

このように、政務調査費の使途については、使途基準に従った支出を会派・議員に委ねられているものである一方で、政務調査費は公費から交付されるのであるから、当該活動に必要な経費の一部として使途基準の範囲内で支出されなければならないことはもちろんのこと、会派・議員においては、常にコスト意識を持ち、当該経費の使途の透明性を確保するとともに、会派・議員の「判断」についても区民に対して十分に説明していく責任を果たしていくことが求められている。

(1) ガソリン代について

請求人から指摘のあったガソリン代については、勘違いによる計上ミスのため、収支報告書を訂正し返還する。

(2) 有料道路料金について

有料道路料金については、本年4月9日付けで収支報告書を訂正し、計上額についてはすべて返還済である。

(3) 会費について

自衛隊父兄会杉並支部会費については、会からの申し出により支払ったものであるが、政務調査との関連について誤解を生じかねないため返還する。

(4) 書籍の購入について

「わがまま歩きドイツ」は、昨年4月に行ったドイツのスポーツクラブ視察に必要な資料として購入したものである。

平成19年12月20日の仙台高裁判決では「書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部ということが出来るから、その全額を本件使途基準に合致する支出であると認める。」としている一方で、平成19年4月26日の同高裁判決では「雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件使途基準に合致しない支出であると認めるほかない。」と判断している。このことから、政務調査費としての使途の特定が可能となるように書籍、雑誌、新聞等、資料の名称を明らかにしたうえで、必要性・合理性が認められるものであれば、調査研究に資する費用として認められるべきものと考えられ、そうすると、「わがまま歩きドイツ」という書籍をドイツのスポーツクラブ視察に必要なものとして購入したことが明らかであるから、使途基準で定める資料購入経費とすることができ、指摘の書籍は特段問題ないものと考えている。

(5) 事務所費について

以前、代表を務めていた（平成23年7月1日を境に代表権をCに移譲）グリーン住建

株式会社と賃貸人との間で締結されている賃貸借契約書第8条には、賃貸人の文書による承諾なく転貸もしくは使用賃借をして、同社以外の名義を表示することを禁止する旨が記載されており、同社は議員事務所として事務所の一部を賃貸しているため、賃貸借契約書で禁止している転貸もしくは使用賃借にあたるものとする。

しかし、同社は従来より上記の状態のまま賃借し、賃貸人も議員事務所として使用していることは了承しており、契約上、賃貸人との間では議員事務所として使用することに関しては問題ないものと考えている。また、平成13年3月27日に取り交わした覚書により、同社と転貸関係が存在していると言える。

区議会では、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）」で、議員個人で契約する事務所賃借料については経費を2分の1に按分した後、支出金額の上限を月額50,000円と定めている。また、賃貸借契約書の写しや図面等事務所の要件を具備することを証明する書類が提出されていれば、適正な支出と認めている。

同社に支払っている賃料は、当事者間で決めた面積按分により支出し、かつ同社が所有する事務機器や電話機等の使用も認められているほか、同社が発行した領収書も添付し、上記の規程で定めている上限内の金額を支出していることから、適正な支出であると言える。

また、同社が領収した金銭については、そもそも関知するところではないが、会計事務所に確認したところによれば、同社が領収した金銭については適正に処理しており、それを証明する書類の提出については、個人情報等の関係から差し控えたい旨の回答があった。

2種類の覚書の存在については、請求人が提出された資料①は、平成19年度の収支報告の際提出しており、資料②は平成20年度の収支報告の際、資料①を差し替える形で提出しているものである。

請求人の指摘にもあるとおり、資料①の締結日を機械的に資料②にもそのまま用いてしまったために、わかりづらくなってしまっているが、平成20年度支出分から、賃借料・光熱水費の面積按分による支出が運用基準として定められたことから、毎月一定額を記載する覚書は適当でなく、改めて負担金額を明記しない資料②の覚書とし、その当時差し替えたものである。

また、資料②の覚書2に定める事務所の使用期間については、昨年度の住民監査請求時にも説明したとおり、議員としての身分を有している日までである。

なお、本件については、平成21年度（平成19年度分政務調査費）の住民監査請求以降、請求人からは、毎年のように類似の請求がなされているが、すでに監査の判断では認められていることを申し添えておく。

(6) 人件費について

平成19年度政務調査費に対する監査結果報告において、日常的勤務と臨時勤務の解釈基準を早期に明確にすることを期待する旨、監査委員が見解を示したことを受け、この点について平成21年度に調査検討委員会において検討された。その結果、雇用形態の解

積基準を作成すること自体が困難であり、補助する活動内容で分類することが合理的という結論に達し、平成22年4月からは、「議員活動全般を補助する場合は2分の1を上限として経費を按分して支出し、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する場合には議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額を経費とする。」こととして、使途基準細目が改正された。

政務調査活動の補助に当たるか否かの判断については、議員の調査研究の対象が広範囲に及び、調査方法も多様なことから、明らかに議会活動に反映・寄与しない場合や使途基準等に照らして必要性・合理性を欠いている場合など、会派・議員の裁量的判断を著しく逸脱しているとは認められない行為の補助業務であれば良く、勤務内容については、区政に関する調査研究活動に対する執行機関や他の会派・議員からの干渉を防止する必要もあるため、区政との関連性が類推できる表現であれば、記載方法の具体性の度合いは、会派・議員の自律的判断に委ねている。

本件人件費については、規程に基づき、政務調査活動のみを補助する職員として、賃金については、月額50,000円を上限として、その範囲内で計上しており、また、勤務内容や時給等を明記した勤務の実情を示す書類も提出しているため、適正な支出と言える。

さらに、請求人が指摘する勤務内容については、当初、区政報告を発行する予定であったが、間に合わなかったこと、また、勤務内容に「他」と記載されているとおり、区政報告の資料作成以外にも、医療問題や高齢者福祉の調査研究、区民相談（受付、概要の聴取、スケジュール調整等）などの事務にも携わっていることから、違法な支出であるとする請求人の主張は当たらない。

なお、グリーン住建株式会社の社員は2名であるが、この補助職員は同社の社員ではなく、他でも仕事はしていないことを申し添えておく。

26 杉議会第 175 号
平成 26 年 5 月 22 日

杉並区監査委員
小林 英雄 様
同
岩崎 英司 様

杉並区議会
議長 大泉 時男

政務調査費に係る調査について（回答）

1 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

平成 26 年 5 月 13 日付 26 杉監査第 90 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務調査費の議長による調査を実施した。

平成 24 年度分における、請求人が指摘している項目及び各議員別に個々に指摘している政務調査費の支出が、使途基準その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

2 調査結果について

会派又は議員が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、おおむね平成 24 年度の使途基準及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。

しかし、領収書の記載内容だけでは政務調査との関連がわかりづらいものが複数見受けられたため、当該議員に確認し、調査研究活動との関連を補う説明処理等を進める。

なお、市来とも子議員、松浦芳子議員については、本人からの申し出により、出納簿及び収支報告書の訂正処理を進める。

3 請求人の主張に対する見解等

そもそも政務調査活動とは、一般的には会派・議員が、区政の課題や議会で審議する案件について行う調査研究のための活動や、区民、民間の団体等との意見交換、区民な

どに対して行う広報・広聴活動などを言う。また、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性については、調査活動を行う際の手法、スケジュールとの関係、天候など政務調査活動を取り巻く状況に左右される側面を有するとともに、調査研究活動の主体である会派・議員の自律的判断に委ねられており、例えば当該活動の一部に調査研究活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が調査研究活動に当たるかといったことについても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断されるものと解されている。

このように、政務調査費の使途については、使途基準に従った支出を会派・議員に委ねられているものである一方で、政務調査費は公費から交付されるのであるから、当該活動に必要な経費の一部として使途基準の範囲内で支出されなければならないことはもちろんのこと、会派・議員においては、常にコスト意識を持ち、当該経費の使途の透明性を確保するとともに、会派・議員の「判断」についても区民に対して十分に説明していく責任を果たしていくことが求められている。

(1) 政務調査費の計上年度について

杉並区議会では政務調査費の計上を現金主義で一律処理しており、交付年度内に実際に支出された経費を対象としている。平成19年12月20日の仙台高裁判決では、条例で、「当該年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費」という表現を規定に盛り込んでいることを踏まえ、政務調査費が交付された年度において発生した経費についてのみ支出が可能とする発生主義を採用しているが、一方、交付年度中に発生した経費のみ支出が可能とする旨条例や規則で規定していないことから、現金主義の支出を認める平成18年11月18日の東京高裁判決がある。

当区議会では条例及び規則等において、交付年度中に発生した経費のみ支出が可能とする旨の規定が存在しないことから、現金主義により処理することとしている。

ただし、交付年度内に実際に支出された経費であればどのような場合でも認めているわけではなく、過去の政務調査費に対する監査の判断に基づき、支出の原因となる事実が当該年度分ではない場合には、その支出の範囲を1年分に留めるという考え方を区議会では現在採用している。加えて、支出の範囲が1年以内であっても、議員の職を辞した後に支払ったものが計上されていれば、過払い分の返還が必要となることや、議員の職に就く前の利用実績分が、その職に就いた後に請求・支払いとなる場合は計上できないことは当然のことであり、その意味でも現金主義の採用によって区に損害が生じることはない。

また、購読契約については、その事業者等が提供するサービスが不特定多数の方に対して共通のものである場合、契約の始期や期間は提供事業者が一律に指定することがあり、プロバイダ契約に関しては期間を限定して結ぶ性質ではないことから、そうした契約自体を否定することは、これらの契約に基づく活動を事実上不可能にすることにつながる。例えば、3月31日までの履行を確認した上で、4月1日以降に支払い行為を行う（カード決済を含む）ことは、商慣習上一般的なことであり、これをもって不適切・不当であるとは言えない。

(2) 交付される政務調査費を超えた収支報告書について

条例第1条の規定により調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付し、会派・議員に対して交付される政務調査費の額は、条例第3条及び第4条の規定に基づき1人当たり月額16万円、年額192万円を限度とし、調査研究に資する経費がこの額を超えた場合には会派・議員自身はその経費を負担することになる。

そうした意味からは、その一部に対して支払っている政務調査費は、それぞれの経費の一部に充当されていると理解することが可能である。

条例・規則等においては、政務調査活動に必要な経費は必ずしも192万円以内でなければいけないものではなく、かつ調査研究に資する経費が交付額を超えた場合、交付額の範囲内で収支報告書を作成・提出する旨を区議会で定めているわけではないため、調査研究に要した経費をどのように収支報告書・出納簿に記載するかについては、会派・議員の判断に委ねることが適当である。ただし、交付額を著しく超過する場合には、一定の配慮のうえに常識的な範囲で収支報告は行われる必要がある。

なお、平成25年度の政務活動費調査検討委員会で検討した結果、収支報告の際、交付額を超過して支出額を計上する場合は、常識の範囲内で行うものとし、交付額を著しく超過するようなケースが発生した場合は、その都度、事務局から当該会派・議員に対して監査の判断（意見）を示すとともに、注意喚起等を行うこととしている。

(3) 按分について

区議会では、他の用途との併用が明らかである場合には、区政に関する調査研究に資するために必要な経費相当額を区分することを規程第2条第2項により定めている。この他に、各支出の按分上限を明示した使途基準細目も定めているが、これは平成19年度の検討会において、区議会の会派・議員の活動の実態を勘案したうえで弁護士や公認会計士等の有識者からの意見を反映させ、議会全体が遵守する基準として定めたものである。この使途基準細目で定めていない経費については、その必要性和区分する場合の按分割合は、会派・議員によって多種多様であり、自身の活動の実態に即して当該会派・議員が判断している。この判断については、会派・議員の説明が必要であり、明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でない認められる場合を除き、経費として認めるのが妥当である。

そもそも会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。判例や他議会の動向に留意してみても、この場合には、活動の中身を色分けすることよりも、それぞれの活動の実態に即した按分率により判断することが、最も妥当な方法である。

(4) 領収書について

平成19年12月16日の大阪高裁判決では「支払いの具体的内容が不明である上、その名宛て人も単に上様と記載されているにすぎないから、上記領収書から直ちにこの支払いが当該議員の議員としての調査研究活動のために行われたものであると認めることはできない」、平成19年12月20日の仙台高裁判決でも「領収書の記載からは政務調査との関連が明らかではないにもかかわらず、それを補足する説明がされていないような場合に

は、当該議員は当該支出が用途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである。」と判断されていることから、受取人が特定できず支出の内容さえも不明であるにも関わらず、会派・議員から特段補足するような説明もないという要素が重なった結果、調査研究活動に資する経費であることが確認できないものは政務調査費の対象にすることはできない。

よって、内容が簡略化されていたり、記載されていない場合、支払先の住所・電話番号等連絡先が明示されていない場合、物品の購入先が仲介業者や個人のため関連性がわかりづらい場合の領収書については、会派・議員による内容説明や支払先発行の資料添付等があり、そのことにより経費の必要性や合理性が認められれば、調査研究活動に資する適正な経費として取り扱っている。

なお、領収書その他の証拠書類の扱いについては、「政務調査費の支出に関する事務処理について」を毎年度作成し、議員への周知を図っている。

(5) 自動車・バイクの使用について

自動車やバイクを調査研究活動に伴う移動手段として利用する場合、有料道路通行料や現地での駐車料金のほか、ガソリン代や月極駐車場の賃料を用途基準の範囲内の支出として認めている。このうち、月極駐車場賃料と宿泊を伴わない用務に使用する場合のガソリン代については、一般的に調査研究活動以外の用途も含まれると考えられ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であるため、経費の2分の1の額を上限として政務調査費の対象とすることを用途基準細目で規定し、目的や理由の説明は特段求めている。これらの経費については、平成19年2月9日の札幌高裁判決で「調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されていることから、個別に按分割合の合理性・妥当性を求めず、広範に認めることが望ましいと考えられる。

また、政務調査費として支出できない経費として規定している自動車の維持管理に関する経費とは、自動車本体の保険や修理・車検などの維持管理に係る費用と捉えており、月極駐車場賃料は含まないこととしている。

なお、車種を明示することはおおよその燃費が推測できることにはなると思えるが、訪問先、調査方法など極めて広範な裁量の下に行われるものであることを踏まえると、ガソリン代との明確な関連性は認められない。

(6) タクシー代について

移動手段については、タクシー以外の他の公共交通機関の利用が原則であることは言うまでもないが、調査手法、スケジュールの関係、付き添いを必要とする区民の都合、天候、時間帯、持参品の量、議員本人の身体的状況や年齢等、状況により迎車代を含めタクシーを利用することが合理的なケースが多々あり、会派・議員が自律的に判断して使用するものであると認識している。

タクシー利用額の上限については、平成24年度の調査検討委員会で検討した結果、平成25年4月からは、月額2万円を年額24万円とすることとし、規程を改正している。

(7) 区役所への交通費について

平成18年度から費用弁償が廃止になり、本会議や委員会に出席するための登庁交通費は支給されなくなった。よって、本会議や委員会（開催日）と重複するか否かにかかわらず、政務調査活動を行うために区役所へ登庁した場合の交通費を経費とすることは適正としている。その場合の経路についても、前述のタクシー同様、スケジュールや天候、時間、持参品の量等会派・議員が自律的に判断して選択すべきものである。

(8) 視察先の謝礼品について

平成19年4月26日の仙台高裁判決で「視察先への土産は、視察への協力に対する謝礼としての意味を有するものと解され、社会通念上適正な範囲内のものであれば、これを「交際経費」ということはできず、先進地調査又は現地調査に要する経費として、本件使途基準にいう「調査費」に該当するといふべきである。」と判断しており、使途基準に基づく適正な支出である。

(9) 視察費及び研修費について

平成19年2月9日の札幌高裁判決では「様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」「飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。」と判断されている。このことから、領収書等により支出の対象となった活動に調査研究の実質があり、それが適切な日程・金額であると認められ、報告書や説明から区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかでない場合には、会派・議員の多様にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるものである。ただし、講演会参加費と同様に、政党活動や後援会活動等、政務調査費で支出できないと規程で定める経費が明らかに含まれる場合には、経費を区分する必要がある。

また、視察・研修の成果として区政にどのように反映させるか等、会派・議員自身の考察や提言を説明に盛り込む必要性については、結果を取り上げなかったり、時機を見て取り上げるなどの判断があり得るのであって、どのように取り扱うかについては、会派・議員が広範な裁量権を持っているという上記判決の主旨に鑑みれば、適切な要件を備えていることを条件として、その判断は尊重されるべきである。

区議会では、視察・研修が、宿泊を伴うかまたは往復の旅費が3万円を超える日帰りの場合には視察報告書の提出を義務付けている。観光など、目的が区政に関する調査研究活動ではないものと疑念を持たれかねない視察先が一部含まれる場合には、報告書に区政への反映方法等、詳細にまでわたり明示することで、当該調査研究の必要性を説明することが有益である点は否定できないものの、会派・議員の政務調査費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることや、他の会派・議員からの干渉を防ぐ必要があることにも留意する必要がある。

したがって、様式で定めている事項に基づいて記載され、区政との関連性が類推され、調査研究の実質が認められるものは適正な報告書の提出として取り扱い、詳細まで記載するか否かは会派・議員の自律的な判断に委ねるべきである。

なお、平成23年度の調査検討委員会で検討した結果、平成24年4月からは、宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が3万円以下の研修会や講演会に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に、名称のほか、主催者や場所、概要等を明記し、可能な限り資料やレジュメを添付することとした。また、平成24年度の調査検討委員会で改めて検討した結果、平成25年4月からは、金額については、3万円以下を1万円以下とし、規程を改正している。

(10) 会費について

団体・会等の年会費については、当該団体・会等の活動目的が区政に関する調査研究に有益と判断される場合は経費とすることができる。ただし、会員であること自体が調査研究に資するとは言えないため、区政に関する調査研究に資するために必要と判断できる内容が含まれていれば、当該議員が所属する政党・団体の場合でも経費を区分した上で政務調査費とすることを可としている。

なお、(9)で述べたとおり、研修会等の参加費については、平成25年4月からは、宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が1万円以下の研修会や講演会に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に、名称のほか、主催者や場所、概要等を明記し、可能な限り資料やレジュメを添付することとし、規程を改正している。

(11) 会議費について

会議等の開催に伴うお茶や茶菓子程度の飲食は、会議の活性化や円滑化に資するもので、使途基準細目で「会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に会議の目的及び参加人数を記載する」と規定し、社会通念上適正な範囲内で経費として認めている。

これは、区民の意思を適正に区政に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより議会の活性化を図るという政務調査費の趣旨にも合致するものである。

なお、会議の開催に伴うその他の経費を支出する際にも、関連性がわかりづらいと思われる支出については、茶菓代と同様に会議の目的または内容を説明する方が好ましいのは当然である。

(12) 新聞・政党機関紙の購読について

平成19年4月26日の仙台高裁判決では「新聞の年間購読料については、議員としての調査研究活動に資するために必要な経費ということが出来るから、本件使途基準に合致すると認めることができる。」と判断していることから、議員本人が購読しているものであれば、使途基準に合致する経費としている。会派・議員の活動形態はそれぞれ異なることを勘案し、購読場所や部数制限については規定していない。

また、使途基準細目で、所属政党発行の機関紙の購読については、1人1部のみとすることを規定している。これは、所属政党が発行しているとしても、その内容が調査研究

活動に有益ではないとは言い切れないということと、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習するという側面もあることを総合的に勘案した結果、一定の制限を設けたうえで経費としたものであり、社会通念上許容される範囲内の基準であると考えられる。

ただし、議員本人が経営する事業に関連する業界紙の場合には、区政との関連性が類推される説明が必要であり、その必要性を判断する際には留意する必要がある。

(13) 書籍の購入について

平成19年12月20日の仙台高裁判決では「書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部ということが出来るから、その全額を本件用途基準に合致する支出であると認める。」としている一方で、平成19年4月26日の同高裁判決では「雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件用途基準に合致しない支出であると認めるほかない。」と判断していることから、政務調査費としての用途の特定が可能となるように書籍、雑誌、新聞等、資料の名称を明らかにしたうえで、必要性・合理性が認められるものであれば、用途基準で定める資料購入経費とすることができると考える。

なお、ポイント還元については、用途基準細目では、「ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する。」と規定しているため、領収書で確認できない限り、請求人の主張は当たらない。

(14) 区政報告について

会派・議員が行う調査研究活動や議会に関することを区政報告として区民に広く知らしめるために要する経費は、調査研究活動を含む会派・議員活動全般にかかわるものであるとの考え方を全て否定するものではない。しかし、区政報告の発行やホームページの維持管理等、区政に関する情報を区民に提供する経費は、用途基準で定める広報費に該当し、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策を区民に報告・PRするために必要なものである。平成21年9月17日の名古屋高裁判決では、「市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものということが出来るから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の用途基準に適合するものと解される。」と示している。このことから、政務調査費の用途基準として広報費を規定することは適正で、区議会での質疑や区政全般に関することを区民に知らせることにより、区民意見の収集、把握につながり、その結果、区政の課題や問題点を認識するための調査研究活動に資すると解することができる。

また、政党活動や後援会活動など、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るという政務調査費の趣旨に適合しない部分は、原則紙面の面積等に占める

割合等で区分することにより、合理的な支出が可能である。

ただし、平成20年9月5日の東京地裁判決では、「なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本国会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。」と示されていることから、区政報告の前提となった現場の生の声や専門家の意見などをそのまま（あるいは抜粋して）掲載したり、紙面の一部にエッセンスとして加える調査研究活動以外のお知らせや連絡先、文章の書き出しに使用する一般的な儀礼的文言、写真などについては当該広報紙の主たる内容には当たらず、かつ合理的な範囲内であれば、詳細に区分せず政務調査費で支出できるものと解することができる。

なお、領収書等や当該会派・議員からの説明により、区政との関連性や調査研究の実質があることから適切な金額と認められ、区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかでない場合は、配布先や配布枚数等、他の会派・議員からの干渉を防ぐべき事項を明示するか否かについて、当該会派・議員の政策的判断のもとに行われるべきものと認識している。

郵送費用については、一定の通数以上の場合、市内特別郵便等の料金割引制度を利用する方が望ましいが、それぞれ管轄局への持ち込みが必要なことや形状・重量等が同一であることなど様々な制約があることから、料金割引制度の利用のみに制限してしまうことは、議員としての活動状況を総合的に勘案したとき、必ずしも合理的とは言えない。ただし、切手を大量に購入する場合は、簡易に換金可能であることから、区民に疑念を抱かれる可能性が高いことは否定できないため、平成22年度からは、議員1人当たり年間10万円までと使途基準細目で規定している。しかし、たとえ規定の範囲内であっても、切手を大量に購入する場合は、可能な限りその理由を示すことが好ましく、その必要性・合理性が明確になるように努める必要がある。

また、規程で定めてはいないが、ハガキを大量に購入する場合についても、その理由を示すなど説明が必要な旨、議員への周知を図っている。

(15) ホームページについて

WEB上で公開しているサイトは、情報入手のツールとして広く一般化しており、利用している方に対する有効な広報手段である。

そのため、紙媒体と併せて自身の公式サイト等でも同じ内容の情報を提供することは極めて一般的な手法で、ブログやツイッター等、リアルタイムな情報提供ツールの普及により、会派・議員の公式サイトは情報のデータベース的な役割が主たるものとなってきた。また、情報を提供する媒体を常時設ける必要があることを総合的に判断すると、公式サイト等の維持管理等に要する経費は政務調査費制度の趣旨から逸脱しているものとは言えない。使途基準細目では、「ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分すること」と規定しており、按分について、会派・議員の自律的な判断に基づいていけば、不適切とする理由はない。

(16) 事務用品について

他の用途との併用が明らかである場合には、区政に関する調査研究に資するために必要な経費相当額を区分することが必要であるため、規程で定めているとおり、原則一定の按分が必要である。しかし、一般的な文具やその他消耗品類等、他の用途との併用が明らかであると直ちに判断できない支出や、合理的な経費の区分が困難な場合があることから、調査研究活動との関連性がわかりづらい場合は別途説明が必要である。ただし、会派・議員が調査研究活動に使用する必要性や合理性を具備していることが類推できるものは、経費を按分しないで支出するケースもあり得るため、使用形態によって按分の有無やその割合が異なることは基準の範囲内と解している。

(17) 固定電話・FAXについて

電話・FAX料金については平成19年の仙台高裁と大阪高裁で、その経費の内訳を調査研究活動とその他の活動を合理的に区分することが困難な支出であると認められるため、議会ごとに会派・議員の活動の実態に即した按分の割合を定めることが適切な方法であると判断されている。このことは、訴訟の対象となった議会の地域特性を考慮するとしても、青森県と大阪府の自治体において同じ趣旨の判断がされていることに鑑みると、各地方議会に共通して当てはめることが相当と解釈できるものである。

区議会では上記判例の趣旨に沿った形で按分上限を定め、規定された基準の範囲内の按分割合であれば適切な経費とみなしている。固定電話の料金は、基本料金と通話料金とにより構成されるものであるため、基本料金を含めた料金の按分としている。

(18) 携帯電話について

使途基準では事務費として通信費の支出を規定しており、携帯電話の利用料金も按分上限の範囲内で支出を認めている。平成19年の仙台高裁の判決は、訴訟の対象となった青森県の地方議会の会派・議員活動における使用実態を考慮しての判断であり、また、同年の大阪高裁の判決では、一定の按分が必要であるとしたうえでその利用料金の計上を認めている。

このように判断が分かれているということは、政務調査活動が会派・議員の多岐にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるべきものであるという観点から、当該議会の会派・議員活動における使用実態を考慮して、議会ごとに基準を設定するのが適当と解することができる。区議会では上記判例の趣旨に沿った形で按分上限を定めているため、規定された基準の範囲内の按分割合であれば適正とみなしている。

また、携帯端末の利用目的は、電話機本来の通話のほか、メールやインターネット、電子マネーやカメラ機能など多岐に渡るが、スイカやカメラ機能については月額利用料は発生せず、通話料とメールの利用料である。これは使途基準で定める範囲内のものであることは明らかであると同時に、調査研究活動とその他の活動を合理的に区分することは困難であって、使途基準の範囲内の支出であれば、通話記録等、詳細な根拠の開示は不要としている。

(19) パソコン等備品の購入について

今日では、パソコンとインターネット環境の利用は、会派・議員の活動における必需品である。前述のとおり、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。判例や他議会の動向からも、活動内容を色分けするよりも、それぞれの活動の実態に即した按分率により支出費用を判断することが最も妥当である。

平成22年3月23日の最高裁判決では、パソコンの購入について、任期満了の1カ月ないし4カ月半前の最後の議会の会期後に購入され、次の選挙に立候補することなく議員活動を終えたこと、また、在職中の購入が初めてであることなど、さまざまな状況を総合的に判断すると、特段の事情がない限り必要性は認められないとされたことから、耐用年数内に再度購入する場合には、会派・議員から合理的かつその必要性が認められる説明を要するものとしている。

使途基準細目では、5万円以上の物品を備品と定義し、備品を購入したときは備品台帳写しを議長へ提出すること及び実態に即して按分することを義務づけるとともに、任期満了前半年間は、可能な限り備品の購入を控えることを定めている。

(20) 事務所費について

平成21年9月29日の東京高裁判決では、「民主主義社会における議員の議会活動の重要性に鑑みても、前記の政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」(政務調査費使途基準)はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」に当たるものと解すべきである。」と判断されている。

議員活動の基盤となる事務所の賃料については、使途基準で政務調査活動の対象に含めているところであるが、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。

そこで、使途基準細目では、事務所を賃借する場合に賃借料を計上することを認め、その場合には、透明性の確保と説明責任の観点から、事務所の要件を具備することを示す書類の提出を義務付けている。事務所費として認める場合は、前述のとおり、経費を合理的に区分することが困難なため、自宅兼用事務所の場合、算出基準として賃借料及び光熱水費について、それぞれに要した経費に事務所使用部分の面積等を考慮した按分率を適用した上で、その2分の1を上限と定めている。この事務所使用部分については、間取り図等の提出により補足説明がされており、算出基準については、平成19年度の検討会での意見を反映したもので、各議員の支出はこの基準の範囲内となっており合理的かつ適正なものである。また、自宅以外に議員事務所専用の物件を賃借する場合には、契約書等、事務所の要件を具備することを示す書類が提出されていれば、間取り図等の提出までは求めておらず、当該賃借料の2分の1を上限とし、かつ、月額5万円を上限と規定している。

さらに、平成19年12月26日の大阪高裁判決でも、自宅の一部を議員事務所として使用

していることが妥当である旨の判断がなされ、一定の按分を条件として光熱水道費や共同住宅管理費の支出の適法性を認めている。

なお、光熱水費については、基本料金と使用量に応じた料金から構成されているため、基本料金を含めた按分としている。

(21) 人件費について

平成19年度政務調査費に対する監査結果報告において、日常的勤務と臨時勤務の解釈基準を早期に明確にすることを期待する旨、監査委員が見解を示したことを受け、平成21年度に調査検討委員会で検討した。その結果、雇用形態の解釈基準を作成すること自体が困難であり、補助する活動内容で分類することが合理的という結論に達し、使途基準細目を改正した。そこで、平成22年4月からは、議員活動全般を補助する場合は2分の1を上限として経費を按分して支出し、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する場合には議員1人当たり月額5万円を上限として勤務実績に応じた額を経費とすることとした。

政務調査活動の補助に当たるか否かの判断については、議員の調査研究の対象が広範囲に及び、調査方法も多様なことから、明らかに議会活動に反映・寄与しない場合や使途基準等に照らして必要性・合理性を欠いている場合など、会派・議員の裁量的判断を著しく逸脱しているとは認められない行為の補助業務であれば良く、勤務内容については、区政に関する調査研究活動に対する執行機関や他の会派・議員からの干渉を防止する必要もあるため、区政との関連性が類推できる表現であれば、記載方法の具体性の度合いは、会派・議員の自律的判断に委ねている。

また、ポスティング業務に従事する場合にその勤務内容に加え配布地域や部数まで盛り込む必要があるか否かについては、会派・議員が広範な裁量権を持っているという前述の平成19年2月9日の札幌高裁判決の趣旨に鑑みれば、適切な支出の要件を備えていることを条件として、会派・議員の政策的判断を尊重すべきである。

※ その他

前述したとおり、平成24年9月の法改正により政務調査費から政務活動費へと制度が改められたが、区民により信頼される政務活動費制度を実現していくためには、改正された法の趣旨に沿った適切な支出を行うとともに、透明性の確保が図られ、議員自らが明確に説明できることが区民からは求められる。また、政務活動費が適切に活用され、その成果を議会活動に反映してほしいという区民の期待や関心は、今後も大きくなっていくことが予想される。

このため、今後も議会を取り巻く社会情勢や他自治体の動向等を参考にしながら、政務活動費の使途に関する事項を中心に、調査検討委員会等において不断の検証と見直しに努めていくこととしている。

4 個別事項についての議員からの説明

1. 安齊あきら議員

<総括抗弁>

- 政務調査費の支出については、「政務調査費使途基準・使途基準細目」の内容に基づき支出を行っている。

「政務調査費使途基準・使途基準細目」の内容は複数の有識者の意見などを基に策定された経緯があり、社会通念上も問題がない内容であり、支出基準として十分な合理性・妥当性を有していると認識している。

よって「政務調査費使途基準・使途基準細目」の要件を満たしていれば、請求人の指摘には当たらない。

1. 調査研究費

月極駐車場代について

- ・ 昨年も同様の指摘をしているが、当該支出は「政務調査費使途基準・使途基準細目」の要件を満たした支出であり指摘の内容には当たらない。

当該駐車場については、議員活動専用を使用しており、その中でも、政務調査活動には50%を上回る割合で使用している。自家用車については、自宅の駐車場を使用している。

2. 事務費

携帯電話代について

- ・ 昨年も同様の指摘をしているが、当該支出は「政務調査費使途基準・使途基準細目」の要件を満たした支出であり指摘の内容には当たらない。

当該携帯電話については、議員活動専用を使用しており、その中でも、政務調査活動には50%を上回る割合で使用している。個人用の携帯電話については、別に1台所有している。

2. 市来とも子議員

【新聞代について】

平成24年2月分及び3月分の赤旗代金合計1,600円については、1年分を超えているため返還する。

【領収書について】

平成22年6月の監査結果によると、レジスターで打ち出された5万円以下の領収書については、宛名未記載のものであっても計上が認められている。

3. 今井ひろし議員

●区政報告について

区政報告は議会の活動報告と区政の課題に対し、広報する必要を精査し、広く配布していくものです。請求書をみればわかるように、金額の多くは、デザイン料、校正代、印刷費、区民に対しての発送費等のものであり、A4一枚の内容の問題でなく、どんな内容を研究し、どれを広報するかは議員に委ねられており、枚数を基に返還を求めるのは不適切と考える。また按分は全体の9割を区政報告としており、紙面構成から鑑みて適正と考える。よって、返還請求に応じることはできない。

●人件費について

今井ゆずる議員が、議員の電話受付業務や資料整理業務などのために個人で雇用関係を締結していたAは、平成23年4月より、私が雇用関係を結び、同様の業務の他、虐待の相談や同行調査などを行っており、地域の相談窓口として町会や商店会にも出向いてもらったりしております。これまで業務を行っていたため、スムーズに相談体制がとれるため必要としています。勤務場所としては、私の選挙事務所として登録してある上水保育園の事務所の一部を間借りして勤務をさせていました。上水保育園との雇用契約は23年4月（もちろんそれ以前も）から25年3月までは存在せず、25年4月から上水保育園に新規採用しております。したがって、25年3月までは私個人との雇用契約が存在しており、実際に政務調査の一端として業務を依頼しておりました。

私との雇用契約は25年3月で終了し25年4月から上水保育園に新規採用されております。したがって、25年度は、Aに関する人件費は計上しておりません。また、所得税の源泉徴収は私との契約が103万円以下と見込まれても徴収の法的義務があるため徴収をして、私の個人名で納付しております。今回の監査請求書には、23年度抗弁書に上水保育園が源泉徴収しているごとき記載がありますが、昨年の23年度分抗弁書にもあるとおり、私個人が源泉徴収し所得税を申告しており、24年度分についても同様である。

補足ながら私自身は、23年12月より事務長職は辞任しており、25年5月末をもって上水保育園も正式に依願退職しております。

以上のとおり、ルールに基づいて適切な運用を行っており、返還請求に応じることはできない。

4. 岩田いくま議員

1) 学士会会報

年6回、論文部分が100頁程度の会報が送付されており、会報代として年会費4,000円の半額（2,000円）を計上することは適正と考えている。

2) 書籍購入ポイント

ポイントについては、家電量販店のように売上値引きの要素が強いものを除き、ポイント相当額まで考慮に入れる必要はないと考える。

3) 事務所費及び関連費

仕事柄、役所内以外に仕事をする場所が必要である。

請求人は、事務所＝応接スペースが存在、との考えのようであるが、SOHOの例を持ち出すまでもなく、応接スペースのない職場は存在する（むしろ、16,000円/月の事務所に、応接スペースを求められても困る）。

なお、事務所関連費は、事務所費に応じた按分比とするのが適切であると考え。

5. 大熊昌巳議員

この度、政務調査費のガソリン代について、ご指摘を頂きました。

私は、区内西部、久我山に居住しておりご指摘の公共交通機関の利用の場合、区役所と自宅の往復に最低500円が必要となります。

計上した72,933円を年間登庁する最低回数を180回(実際は240回以上)として割りますと405円となり、公共交通機関を使用するより割安になります。

計上したガソリン代には、登庁以外の場所へ出向く公務も含まれておりますので、ガソリン代の計上を理解して頂きたいと存じます。

また、ご指摘の中で車による移動時間が浪費と取れる文言がありますが、私の居住する久我山からの議員活動上の動線を考えると、車での移動がベストと考えますのでご理解を頂きたいと存じます。

尚、私の抗弁がご理解を頂けない場合は、監査委員の指示に従いたいと存じます。

6. 大和田伸議員

●調査研究費

①ガソリン代について

ガソリン代については、政務調査活動に必要であり、その支出は使途基準並びに使途基準細目どおりであり、按分1/2で計上している。

請求人は「同日時にレギュラーガソリンとハイオクガソリンを給油した議員がいた」と指摘をしているが、私についてはそのような実態は皆無であり、初当選以降、「調査研究に資する使用」をしており、かつ、厳正に処理している。ご理解頂きたい。

②タクシー代について

タクシー代については、使途基準に則り、適正に計上している。

請求人指摘の「移動区間が短い際には丸ノ内線を利用すべき」とあるが、勿論、言われるまでもなく日頃はそのように心がけている。しかし、人は常に体調が万全とは限らず、場合によっては誰しものがやむを得ずタクシーを利用する時があるので

はないだろうか？（*足を痛めている、熱っぽい等）

尚、8月9日の「新高円寺駅～蚕糸の森公園」（¥1070）については、「JR高円寺駅～蚕糸の森公園」に、1月14日の「新高円寺駅～障害者福祉会館」（¥1250）については、「新高円寺駅～阿佐谷神明宮付近」に訂正させて頂く。

●事務費

①「宛名のない領収書」について

「レジスター領収書」は過去の監査判断でも「宛名が未記載の際でも可」と認められており、返還は無用であると考えている。

7. 小川宗次郎議員

●事務費 WEB サーバーレンタル料及びドメイン更新料について

指摘のありました領収書発行の株式会社エーソリューションは、確認しましたところ平成25年9月に閉じており、WEBサーバーレンタル等の事業については「ICT杉並」として継続しています。

●人件費について

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則第6条使途基準」及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程第2条第3項」使途基準の細目のおり計上できるもので、ご指摘には当たらないものと考えております。尚、生計を同一にする親族ではありません。

8. 河津利恵子議員

ガソリン代及び携帯電話、スマートフォン、固定電話について

政務調査費使途基準及び使途基準細目に基づき適正に処理しています。（なお、平成23年度分抗弁において、ガソリン代について触れていなかったことについては、不注意で抜け落ちてしまったものであり、陳謝する）

資料作成費について

区政報告の裏面には、地域活動のコーナーを設けており、私が活動の中で関わりのあったさまざまな地域の活動の状況を、当事者に語っていただいている。ご指摘のとおり、取材の方法として議員が取材をして、感想や見解を書くという「聞き書き」の手法もある。

しかし、私は、私の主観やフィルターを通すのではなく、福祉の現場や当事者、事業の運営者の方々に、現場での苦労や実態、ご自分の考えを、自分の言葉で語っていただき、生の声を直接伝えていくことも、一つの手法であると考えている。

デジタルカメラの購入について

平成 21 年に購入したものは、画素数が低く、印刷物に対応するため、良い画像の写真機が必要であることや、バッテリーの保持時間が極めて短くなってしまったため、新しいものを購入したもので、必要性に応じた対応と認識している。

なお、インターネット接続料の支出科目の誤りについては、すでに昨年 7 月 9 日に収支報告書を訂正済みである。

9. 木梨もりよし議員

広報費について

1. 政務調査費収支報告書は、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」に基づき提出しております。
2. できるだけ多くの区民の皆様へ、議会での発言内容を知っていただくことは、良いことだと思っております。
3. ありのままの表現は大切なことだと考えております。
4. 電話や FAX 番号を記載しておりますので、区民の皆様からさまざまなご意見をいただいております。
5. 平成 24 年度の予算審議という一年を通して最も大切な時期、そのしめくくりとして、意見開陳をし、重要な問題提起をしたため、重点的に区政報告を出させていただきました。

10. 小泉やすお議員

ガソリン代

政務調査活動として、使途基準細目に沿って適正に按分し計上しているものである。1490km 走行したとの指摘があるが、これを一年の 365 日で割り出すと一日の走行距離は約 4km となり、決して長距離の移動とは言えない。ガソリンの使用実態としては、50%をはるかに上回る調査活動に使用している。また、区役所での使用は駐車代が掛かるものではなく、区民宅での意見聴取に関しても、その方の駐車場をお借りして止めているものである。よって、返還請求には応じられない。

月極駐車場

政務調査活動として、使途基準細目に沿って適正に按分し計上しているものである。また、月極駐車場についての取り扱いの考え方については、政務調査活動を継続的に行うためにその有用性は既に認められているものであり、請求人と考え方は異なるものである。よって、返還請求には応じられない。

会派視察費

この視察に関しては、脇坂たつや区議が会派所属議員全員を代表して、視察報告書を提出して頂いているものである。確かに備考欄に、私が1泊参加であったことをより分かりやすく記載しておけば、この様な誤解は生じなかったもので、今後はより丁寧な報告に努めたい。しかしながら、計上した金額を見比べれば私が1泊で帰京したことは請求人にも明白なことだったのではないかと推察する次第である。政務調査活動として、使途基準細目に沿って適正に按分し計上しているものであり、返還請求には応じられない。

光熱水費

自宅の一部を議員事務所として使用しており、その使用部分の面積割合に応じて経費を按分し支出しております。本件に関しては、間取り図等の補足資料を添付しており、使途基準細目に沿って適正に計上しているものである。よって、返還請求には応じられない。

1 1. 佐々木浩議員

- 札幌市議会視察については杉並区議会との相違点に着目し、それらが機能しているのかどうかを調査致しました。特に議案の会期初日上程、本会議での質問通告が質問前日まで可能であるなど杉並区議会でも検討すべき課題として見いだされました。また、杉並区議会でも進めている議会基本条例について、札幌市議会でも現在進行型で議論されており、参考となりました。

北海道開拓記念館については、杉並区においても郷土博物館を運営しており、また、天沼弁天池公園隣接施設にて郷土文化の展示も行っております。地域文化・郷土資料をどのように保存・公開すべきかとの観点から調査項目の一つと致しました。ここで特記すべきは、館長が前道知事ということで、館長本人からかつて運営資金を補助する立場と逆に現在受ける側の双方の立場からの課題を語って頂いたことは貴重な機会でありました。

これらのことなどから、札幌視察に関しては、区政への関わりや成果は明確で、また大変有意義であり、返還請求の対象とは考えておりません。

- 出納簿整理番号No.19・No.93・No.105 に対する事案につきましては、既に監査委員会にて議論がなされ、その後公式に報告されている範囲内のことであると理解しており、その判断に準じて処理をしたものでありますので同じく返還請求の対象であるとの認識はありません。No.43 については、後ほど宛名を補記させていただきます。

1 2. 富本卓議員

1 富本 卓個人の事務所費について

請求人の指摘は「事務所としての使用実態を明らかにせず、不法行為の構成要因になりうると判断せざるを得ない。」と評していますが、多分に推測に基づいたものであると考えます。

まず、大前提として、私は、使途基準に基づき、資料等も提示し、適切に対応しており問題がないと考えます。加えて、請求人からの指摘のあった使用実態について、私は、定められた基準以上に成果事例等を個人的に示し、区民のより適切な理解を求める対応を行っているが、それを逆手に取られての請求は極めて残念であると感じております。

ただ、政務調査活動とは直接リンクはしないが、より事務所としての使用がある点を理解していただく事例を一つ紹介しておく。私は保護司にも任命をされている。この職務の一つである保護観察処分中の人間に対しての面接も当事務所で行うこととしている。この点からも単なる生活空間であるという請求人の指摘は当たらないものであるといえよう。

また、私の事務所の郵便受けに記載のあった「全開中」についての指摘があるが、あれは私が記載したのでなく、落書きである。これまで特段問題もないので、消去してこなかったが、誤解を生じるようであるならば、消去したいと考えます。

2 会派視察費みやげ代について

幹事長として会派を代表して抗弁いたします。請求人の「一般常識上も認められないものとした。」という指摘は、あくまでも請求人の個人的な見解であり、この費目については、判例でも既に認められており、それに基づいた使途基準に則り、適切に対応しております。加えて、金額についても社会通念上の常識の範囲の金額であると考えます。

3 会派人件費・事務費・通信費の分担について

幹事長として会派を代表して抗弁いたします。基本的には、昨年抗弁をした内容と同様の理由であります。まず、指摘された費目については、いずれも実態に即して按分計上しているので、指摘に当たるようなことはないと考えます。

確かに控室では様々な活動がなされているが、行政や区民との間における政務調査活動、会派における政務調査活動を数多く行っているため、請求人の指摘するような政務調査活動はその一端という捉え方、指摘は実態を知らない推測によるものであると存じます。

1 3. 藤本なおや議員

①ガソリン代について

使途基準細目の定めのとおり、支出額を1／2に按分し計上したものである。

按分割合の根拠においては、合理的な経費の区分が困難な支出という観点から個人的活動と政務調査活動とを区分するため全体の支出額の1／2を政務調査活動に係る費用として使途基準細目で定めており、これに準じている。

②月極駐車場代について

使途基準細目の定めのとおり支出額を1／2に按分し計上したものである。

按分割合の根拠においては、合理的な経費の区分が困難な支出という観点から個人的活動と政務調査活動とを区分するため、全体の支出額の1／2を政務調査活動に係る費用として使途基準細目で定めており、これに準じている。

③事務所費について

使途基準細目に沿って事務所専用賃借料を計上している。

また、事務所の使用目的については按分率のとおり1／2とし、政治活動と政務調査活動であり、実態に則して適切に按分している。

また、事務所の契約書を証拠書類として提出しているが、この契約相手側は法人であるとともにこの法人の代表者は生計を一としない者であることから、使途基準細目に準じ事務所賃借料として計上できないとする自己所有物件には当たらない。

④自転車購入費について

使途基準細目の定めのとおり、支出額を1／2に按分し計上したものである。

按分割合の根拠においては、合理的な経費の区分が困難な支出という観点から個人的活動と政務調査活動とを区分するため、全体の支出額の1／2を政務調査活動に係る費用として使途基準細目で定めており、これに準じている。

1.4. 増田裕一議員

広報費

● 区政レポート

規程に基づき計上したものであり、指摘の点は当たらないものとするが、第14号について、手渡しで配布するにあたり冒頭の挨拶文が時候に相応しくなかったため、修正テープで削除し配布したためである。冒頭の挨拶文が記載されたものと差し替える準備はある。第15号について、都区制度の関係上、都政・都議会との連携は避けては通れないものであり、地元選出の同じ党派の都議会議員との対談記事は、双方の課題認識を区民に明らかにし、区民から意見要望を募る上で、意義有るものとする。「飼い犬に関するアンケート調査」については、区民からドッグランの整備について要望があり、基礎調査として実施したものである。

区政レポートに関する請求人の見解は、一つの意見として受け止めるが、規程に

基づき計上したものである以上、見解の相違に他ならないと考える。

15. 松浦芳子議員

ガソリン代について

車は、駅前での街頭活動、区民と一緒に相談に行く、区民を送る、高齢者をケア24に同行する、保健所に同行する、都庁に資料を取りに行く等使うことが多い。ガソリンは、政務調査活動には50%を上回る割合で使用しているが、その他、私用でも使っているため、使途基準細目に基づき1/2の按分になっている。

海陽学園・ラグーナ蒲郡の交通費について

11月16日の学校法人海陽学園の視察について、全寮制の学校の様子や教育を見学するのが主な目的であったが、ラグーナ蒲郡にも町おこしの一環として見学させていただいた。学園は、区政を考える上で教育内容も参考になったし、ラグーナ蒲郡も、役所の方より小さいながらも観光で町おこしするという苦労等説明をお聞きして、区の税収につながる観光についても学ぶ所が多かった。

足立区いずみ幼稚園について

5月9日の足立いずみ幼稚園は、素晴らしい幼児教育をしており、幼児教育の重要性について再認識し大変考えさせられた。杉並区でも取り入れて欲しい教育がされているので視察に行った。この視察は、全議員も杉並区教育委員会も行くことを薦めたい。

研修費の領収書宛名不備について

- ① ② ③・・・領収書はすでに再発行済みである。
- ④・・・区民から色々な人生相談も受けることがある。そのような時に読んだ本や自分の経験談等が役に立つことが多い。特に「美し国」で薦められる本や講師の話は、役に立っている。

資料購入費について

- ① ②・・・百人の会・・・情報をしっかり流してくれるので役に立っている。領収書はすでに再発行済みである。
- ③④・・・日本政策研究センターは、一般質問の情報源となっており、毎年きちんとした領収書が送られてくるが、その領収書が添付されていないのはミスである。しかし、領収書はすでに再発行済みである。
- ⑤については、①②と同様・・・領収書はすでに再発行済みである。
- ⑥・・・④と同様の理由で、区民との相談等に大いに役立っている。

郵送料について

- ① 郵送料については、収支報告書を訂正する。
- ② インク&ラベルについては、85%に按分し収支報告書を訂正する。
- ③ はがき購入について、区政報告については、封筒に区政報告を入れて送る作業も大変であるし、封筒よりも葉書の方が読んで下さる率が高いので葉書を利用することが多い。

- ・何故、豊島郵便局か？ということだが、葉書は重く、豊島郵便局に知り合いがおり、電話をすればすぐに送ってくれるので助かっている。
- ・郵送の方法は、宛名シールを貼って、出来た葉書から近くのポストに投函している。
- ・3/20のインク代金が事務費となっているのはミスである。区政報告のための印刷インクであるので広報費に訂正する。

事務費について

- ① 事務費のインクについて、区民からの要望でパソコンから取りだす資料を印刷したり、手紙を印刷したり、質問の為の資料集めをしたりするとインクは無くなるのが早い。用紙は、自宅にあったものを使っていることがある。
- ② 杉並区内の産経新聞に折り込みをお願いするために、川口市のサンケイアイに郵送したものである。
- ③ プリンターは、葉書の印刷をすると壊れる。修理よりも買った方が安価のため購入。
- ④ デジカメについては、領収書等貼付用紙の備考欄にも記入してあり、故障したため新規で購入したものである。

人件費で5月に56000円計上しているという指摘については、すでに本年4月17日付けで収支報告書を訂正済である。

16. 山下かずあき議員

1、広報費

内訳は次のとおりであり、ご指摘には当たらないものとする。区政レポート4/10号は、編集・企画・制作費・A3・1万部。区政レポート7/1号は、編集・企画・制作費・A3・2万部。区政レポート10/10号は、編集・企画・制作費・A3・8000部。区政レポート12/30号は、編集・企画・制作費・A3・2万部・ポスティング5000部。

2、事務費

デジカメは、私用として別に所持し当該のデジカメは政務活動専用として使用している。使用方法は、区政レポート以外にも、区民からの陳情に対する調査や報告、議会での資料作成等にも使用している。また、電子辞書についても、同様に私用として別に所持しており政務活動専用として使用し、区民からの陳情に対する調査や

報告等に使用している。しかしながら、個人で所持する関係上90%の按分が妥当と考えており、ご指摘にはあたらないものとする。

- 3、領収書として提出したものは、家賃を支払う際に使用した領収書の冊子であり、月ごとに複写したものである。尚、別途、賃貸借契約書の写しを添付しており、契約内容は確認できるものであり、ご指摘にはあたらないものとする。
- 4、事務所における電気料は、政務調査活動に伴い生じた額を個々に算出することは事実上不可能であることから、使途基準のルールどおり、50%計上としており、ご指摘にはあたらないものとする。

17. 山本あけみ議員

【調査研究費】

ガソリン代

政務調査費使途基準細目の

- ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする（ただし、「政務調査活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする）

という基準に則り、実費の50%を必要経費として適正に処理をしました。

【資料作成費】

「あなたが考える高井戸公園」アンケート結果冊子については、領収書のファイルではなく、区政報告書と同じファイルに添付してあります。

今後とも公金の管理に関しては出来る限り細かく、また、明確さを持って取り組みたいと考えています。

【事務費】

政務調査活動に必要な情報のインターネットでの検索、区民意見交換会などで使用する資料の作成、区民向けの区政の報告（ホームページ更新、区政報告書原稿作成等）や区民からの相談や陳情のやり取りに使用するメール機能など、今回購入したノートパソコンを自宅事務所でプリンターと接続して固定で使用をしている。その他に個人のメールなどでも使用をしている割合を勘案し、按分率を80%とした。

なお、事務所併用の自宅には、専ら個人専用の情報機器としてタブレット型パソコンを所有しており、個人の情報検索・収集にはこちらを利用している。

18. 横田政直議員

4月～1月分は、区政報告作成補助ですが、区政報告号外1号の作成補助（文章の作成及び選択、デザイン及びレイアウトのチェック、文章の校正等）及びその前提となる区政に関する調査研究活動の補助が含まれます。

1月～3月分は、区政報告配布補助ですが、作成された10万部から新聞折込分及び自ら配布等をした分を除いた約1万部を配布して頂きました。

19. 吉田あい議員

★人件費

1) 「超党派女性議員視察」の幹事を務めたのは私であり、各議員からの要望を聞き、視察場所や視察内容、宿泊場所や交通の手配、追加の資料作成などを行った。

しかし、監査委員会が入ってしまったため、遅れての合流となった。そのため現場視察ができず、政務調査費としては計上しなかった。

1)～21) 私の外出時など、私の代わりに職員に相談内容を聞いてもらったり、申請書類の手配などを手伝ってもらっている。

議員は区民と区役所を結ぶパイプ役であり、区民が困ったときや相談事には「これは議員の仕事ではない」と突き放すのではなく、真摯に向き合うべきと考える。

よって適正な支出である。

★資料購入費

やまと新聞は、幅広い考え方を知る上で、議員としての調査研究活動には不可欠な資料である。また、記事の内容については、WEB上で読めるように配信されているものであり、一般的な新聞購読と同様の資料と考える。なお、アマゾンなどで購入した書籍と同様にインターネット決済であるため、毎月の領収書は発行されていない。

★広報費

ホームヘルパー資格取得を通じ、在宅介護のあり方を身近に感じる事ができた。

また、この記事を書いたことにより、区民から「介護のことで相談があるのだけど…」と言われることが多くなった。

議員が介護関係の資格取得をすることは、専門的見地から高齢者介護に及んでいる問題などを知り、高齢者福祉を全体的に捉えることができるうえ、介護従事者の立場をより深く理解することができる。また、このことは介護で困っている区民の安心にもつながり、広く周知すべきと考え、あえて広報に載せた。

よって適正な支出と考える。

★タクシー代

靖国神社参拝については、議会でも賛否両論の意見がある。また、区民の中にも、さまざまな意見がある。

私達日本人にとって、靖国神社とはどのような存在なのか？この考察は、我が国の歴史を見つめ、先の大戦を見つめることにつながる。そして、その考察は、子供達が使う教科書採択にも影響するものであり、議員ならば常に考えていなければならないテーマである。

また、他のタクシー代については、高齢者介護、特養入居希望、年金関係、葬儀後の事務処理など、高齢者からの相談が多い。

特に高齢の相談者の場合、その方の家まで行って必要な書類や持ち物などを一緒に確認し、一緒に役所や施設まで出向き、一緒に対応する…と言うことも少なくない。

このように区民相談に迅速かつ的確に対応するため使用したタクシー代は、適正である。

20. 脇坂たつや議員

新聞代（自由民主1年分）

ルールに基づいて適切な運用を行っており、返還請求には応じることが出来ない。

政党の機関紙に関しては、公明党の「公明新聞」と共産党の「赤旗」を購入し、自由民主党の「自由民主」と読み比べをすることによって、政治を俯瞰的に捉えようとしているものであり、指摘された意図は当たらない。

26 杉議会第 176 号
平成 26 年 5 月 22 日

杉並区監査委員
小林 英雄 様
同
岩崎 英司 様

杉並区議会
議長 大泉 時男

政務調査費に係る調査について（回答）

- 1 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

平成 26 年 5 月 13 日付 26 杉監査第 91 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務調査費の議長による調査を実施した。

平成 24 年度分における、請求人が杉並区議会公明党及び公明党の個々の議員に指摘している政務調査費の支出が、使途基準その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

- 2 調査結果について

会派及び議員が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、おおむね平成 24 年度の使途基準及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。

しかし、領収書の記載内容だけでは政務調査との関連がわかりづらいものが複数見受けられたため、当該会派及び議員に確認し、調査研究活動との関連を補う説明処理等を進める。

なお、杉並区議会公明党の一部議員からの申し出により、出納簿及び収支報告書の訂正処理を進める。

- 3 請求人の主張に対する見解等

そもそも政務調査活動とは、一般的には会派・議員が、区政の課題や議会で審議す

る案件について行う調査研究のための活動や、区民、民間の団体等との意見交換、区民などに対して行う広報・広聴活動などを言う。また、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性については、調査活動を行う際の手法、スケジュールとの関係、天候など政務調査活動を取り巻く状況に左右される側面を有するとともに、調査研究活動の主体である会派・議員の自律的判断に委ねられており、例えば当該活動の一部に調査研究活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が調査研究活動に当たるかといったことについても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断されるものと解されている。

このように、政務調査費の使途については、使途基準に従った支出を会派・議員に委ねられているものである一方で、政務調査費は公費から交付されるのであるから、当該活動に必要な経費の一部として使途基準の範囲内で支出されなければならないことはもちろんのこと、会派・議員においては、常にコスト意識を持ち、当該経費の使途の透明性を確保するとともに、会派・議員の「判断」についても区民に対して十分に説明していく責任を果たしていくことが求められている。

(1) 公明党議員全員で1冊にまとめた収支報告書について

区議会では、政務調査費の交付対象については、条例第2条で「政務調査費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員の職にある者に対して交付する。」と定めており、杉並区議会公明党の場合は、平成21年度分以降、会派として交付を受けるものとし、条例第5条による届出が提出されている。

したがって、収支報告についても、条例第10条別記様式の会派に係る政務調査費収支報告書により収支報告が行われているところである。

(2) 按分について

区議会では、他の用途との併用が明らかである場合には、区政に関する調査研究に資するために必要な経費相当額を区分することを「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）」第2条第2項により定めている。この他に、各支出の按分上限を明示した使途基準細目も定めているが、これは平成19年度の検討会において、区議会の会派・議員の活動の実態を勘案したうえで弁護士や公認会計士等の有識者からの意見を反映させ、議会全体が遵守する基準として定めたものである。この使途基準細目で定めていない経費については、その必要性和区分する場合の按分割合は、会派・議員によって多種多様であり、自身の活動の実態に即して当該会派・議員が判断している。この判断については、会派・議員の説明が必要であり、明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でないと認められる場合を除き、経費として認めるのが妥当である。

そもそも会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。判例や他議会の動向に留意してみても、この場合には、活動の中身を色分けすることよりも、それぞれの活動の実態に即した按分率により判断することが、最も妥当な方法である。

(3) 領収書について

平成19年12月16日の大阪高裁判決では「支払いの具体的内容が不明である上、その名宛て人も単に上様と記載されているにすぎないから、上記領収書から直ちにこの支払いが当該議員の議員としての調査研究活動のために行われたものであると認めることはできない。」、平成19年12月20日の仙台高裁判決でも「領収書の記載からは政務調査との関連が明らかではないにもかかわらず、それを補足する説明がされていないような場合には、当該議員は当該支出が使途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである。」と判断されていることから、受取人が特定できず支出の内容さえも不明であるにも関わらず、会派・議員から特段補足するような説明もないという要素が重なった結果、調査研究活動に資する経費であることが確認できないものは政務調査費の対象にすることはできない。

よって、内容が簡略化されていたり、記載されていない場合、支払先の住所・電話番号等連絡先が明示されていない場合、物品の購入先が仲介業者や個人のため関連性がわかりづらい場合の領収書については、会派・議員による内容説明や支払先発行の資料添付等があり、そのことにより経費の必要性や合理性が認められれば、調査研究活動に資する適正な経費として取り扱っている。

また、領収書その他の証拠書類の扱いについては、「政務調査費の支出に関する事務処理について」を毎年度作成し、議員への周知を図っている。

ただし、交通費については領収書の発行が一般的ではないケース（電車・バス等公共交通機関）が多いため、日付単位で金額・出張先・経路・出張目的等を記載できる「政務調査交通費記録簿」を領収書等貼付用紙の代わりに使用することとしている。

(4) 自動車・バイクの使用について

自動車やバイクを調査研究活動に伴う移動手段として利用する場合、有料道路通行料や現地での駐車料金のほか、ガソリン代や月極駐車場の賃料を使途基準の範囲内の支出として認めている。このうち、月極駐車場賃料と宿泊を伴わない用務に使用する場合のガソリン代については、一般的に調査研究活動以外の用途も含まれると考えられ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であるため、経費の2分の1の額を上限として政務調査費の対象とすることを規程第2条別表の使途基準細目で規定し、目的や理由の説明は特段求めている。

また、政務調査費として支出できない経費として規定している自動車の維持管理に関する経費とは、自動車本体の保険や修理・車検などの維持管理に係る費用と捉えており、月極駐車場賃料は含まないこととしている。

(5) タクシー代について

移動手段については、タクシー以外の他の公共交通機関の利用が原則であることは言うまでもないが、調査手法、スケジュールの関係、付き添いを必要とする区民の都合、天候、時間帯、持参品の量、議員本人の身体的状況や年齢等、状況により迎車代を含めタクシーを利用することが合理的なケースが多々あり、会派・議員が自律的に判断して

使用するものであると認識している。

(6) 区役所への交通費について

平成18年度から費用弁償が廃止になり、本会議や委員会に出席するための登庁交通費は支給されなくなった。よって、本会議や委員会（開催日）と重複するか否かにかかわらず、政務調査活動を行うために区役所へ登庁した場合の交通費を経費とすることは適正としている。その場合の経路についても、前述のタクシー同様、スケジュールや天候、時間、持参品の量等会派・議員が自律的に判断して選択すべきものである。

(7) 研修費について

平成19年2月9日の札幌高裁判決では「様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」「飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。」と判断されている。このことから、領収書等により支出の対象となった活動に調査研究の実質があり、それが適切な日程・金額であると認められ、報告書や説明から区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかでない場合には、会派・議員の多様にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるものである。

また、研修の成果として区政にどのように反映させるか等、会派・議員自身の考察や提言を説明に盛り込む必要性については、結果を取り上げなかったり、時機を見て取り上げるなどの判断があり得るのであって、どのように取り扱うかについては、会派・議員が広範な裁量権を持っているという上記判決の主旨に鑑みれば、適切な要件を備えていることを条件として、その判断は尊重されるべきである。

なお、平成23年度の調査検討委員会で検討した結果、平成24年4月からは、宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が3万円以下の研修会や講演会に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に、名称のほか、主催者や場所、概要等を明記したり、可能な限り資料やレジューメを添付することとしており、研修会等の内容が明確になるようにしている。

(8) 会議費について

会議等の開催に伴うお茶や茶菓子程度の飲食は、会議の活性化や円滑化に資するもので、使途基準細目で「会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に会議の目的及び参加人数を記載する」と規定し、社会通念上適正な範囲内で経費として認めている。

これは、区民の意思を適正に区政に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより議会の活性化を図るという政務調査費の趣旨にも合致するものである。

なお、会議の開催に伴うその他の経費を支出する際にも、関連性がわかりづらいと思

われる支出については、茶菓代と同様に会議の目的または内容を説明する方が好ましいのは当然である。

(9) 新聞・政党機関紙の購読について

平成19年4月26日の仙台高裁判決では「新聞の年間購読料については、議員としての調査研究活動に資するために必要な経費ということが出来るから、本件使用基準に合致すると認めることができる。」と判断していることから、議員本人が購読しているものであれば、使用基準に合致する経費としている。会派・議員の活動形態はそれぞれ異なることを勘案し、購読場所や部数制限については規定していない。

また、使用基準細目で、所属政党発行の機関紙の購読については、1人1部のみとする 것을規定している。これは、所属政党が発行しているとしても、その内容が調査研究活動に有益ではないとは言い切れないということと、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習するという側面もあることを総合的に勘案した結果、一定の制限を設けたうえで経費としたものであり、社会通念上許容される範囲内の基準であると考えられる。

(10) 書籍の購入について

平成19年12月20日の仙台高裁判決では「書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部ということが出来るから、その全額を本件使用基準に合致する支出であると認める。」としている一方で、平成19年4月26日の同高裁判決では「雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件使用基準に合致しない支出であると認めるほかない。」と判断していることから、政務調査費としての使用の特定が可能となるように書籍、雑誌、新聞等、資料の名称を明らかにしたうえで、必要性・合理性が認められるものであれば、使用基準で定める資料購入経費とすることができると考える。

(11) 広報費について

区政報告の発行やホームページの維持管理等、区政に関する情報を区民に提供する経費は、使用基準で定める広報費に該当し、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策を区民に報告・PRするために必要なものである。

したがって、領収書等や当該会派・議員からの説明により、区政との関連性や調査研究の実質があることから適切な金額と認められ、区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかでない場合は、配布先や配布枚数等、他の会派・議員からの干渉を防ぐべき事項を明示するか否かについて、当該会派・議員の政策的判断のもとに行われるべきものと認識している。

また、郵送費用については、一定の通数以上の場合、市内特別郵便等の料金割引制度を利用する方が望ましいが、それぞれ管轄局への持ち込みが必要なことや形状・重量等が同一であることなど様々な制約があることから、料金割引制度の利用のみに制限してしまうことは、議員としての活動状況を総合的に勘案したとき、必ずしも合理的とは

言えない。ただし、切手を大量に購入する場合は、簡易に換金可能であることから、区民に疑念を抱かれる可能性が高いことは否定できないため、平成22年度からは、議員1人当たり年間10万円までと使途基準細目で規定している。しかし、たとえ規定の範囲内であっても、切手を大量に購入する場合は、可能な限りその理由を示すことが好ましく、その必要性・合理性が明確になるように努める必要がある。

なお、規程で定めてはいないが、ハガキを大量に購入する場合についても、その理由を示すなど説明が必要な旨、議員への周知を図っている。

また、WEB上で公開しているサイトは、情報入手のツールとして広く一般化しており、利用している方に対する有効な広報手段である。

そのため、紙媒体と併せて自身の公式サイト等でも同じ内容の情報を提供することは極めて一般的な手法で、ブログやツイッター等、リアルタイムな情報提供ツールの普及により、会派・議員の公式サイトは情報のデータベース的な役割が主たるものとなってきており、情報を提供する媒体を常時設ける必要があることを総合的に判断すると、公式サイト等の維持管理等に要する経費は政務調査費制度の趣旨から逸脱しているものとは言えない。使途基準細目では、「ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分すること」と規定しており、按分について、会派・議員の自律的な判断に基づいていれば、不適切とする理由はない。

(12) 事務用品について

他の用途との併用が明らかである場合には、区政に関する調査研究に資するために必要な経費相当額を区分することが必要であるため、規程で定めているとおり、原則一定の按分が必要である。しかし、一般的な文具やその他消耗品類等、他の用途との併用が明らかであると直ちに判断できない支出や、合理的な経費の区分が困難な場合があることから、調査研究活動との関連性がわかりづらい場合は別途説明が必要である。ただし、会派・議員が調査研究活動に使用する必要性や合理性を具備していることが類推できるものは、経費を按分しないで支出するケースもあり得るため、使用形態によって按分の有無やその割合が異なることは基準の範囲内と解している。

(13) パソコン（備品）の購入について

今日では、パソコンとインターネット環境の利用は、会派・議員の活動における必需品である。前述のとおり、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。判例や他議会の動向からも、活動内容を色分けするよりも、それぞれの活動の実態に即した按分率により支出費用を判断することが最も妥当である。

平成22年3月23日の最高裁判決では、パソコンの購入について、任期満了の1カ月ないし4カ月半前の最後の議会の会期後に購入され、次の選挙に立候補することなく議員活動を終えたこと、また、在職中の購入が初めてであることなど、さまざまな状況を総合的に判断すると、特段の事情がない限り必要性は認められないとされたことから、耐用年数内に再度購入する場合には、会派・議員から合理的かつその必要性が認められる説明を要するものとしている。

使途基準細目では、5万円以上の物品を備品と定義し、備品を購入したときは備品台帳写しを議長へ提出すること及び実態に即して按分することを義務づけるとともに、任期満了前半期間は、可能な限り備品の購入を控えることを定めている。

(14) 事務所費について

平成21年9月29日の東京高裁判決では、「民主主義社会における議員の議会活動の重要性に鑑みても、前記の政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」(政務調査費使途基準)はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」に当たるものと解すべきである。」と判断されている。

議員活動の基盤となる事務所の賃料についても、使途基準で政務調査活動の対象に含めているところであるが、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。

そこで、使途基準細目では、事務所を賃借する場合に賃借料を計上することを認め、その場合には、透明性の確保と説明責任の観点から、事務所の要件を具備することを示す書類の提出を義務付けている。自宅兼用事務所の場合、経費を合理的に区分することが困難なため、算出基準として賃借料及び光熱水費について、それぞれに要した経費に事務所使用部分の面積等を考慮した按分率を適用した上で、その2分の1(月額5万円)を上限と定めている。この事務所使用部分については、間取り図の提出等の補足説明がされ、各議員の支出はこの基準の範囲内となっており合理的かつ適正なものである。

また、平成19年12月26日の大阪高裁判決でも、自宅の一部を議員事務所として使用していることが妥当である旨の判断がなされ、一定の按分を条件として光熱水道費や共同住宅管理費の支出の適法性を認めている。

※ その他

前述したとおり、平成24年9月の法改正により政務調査費から政務活動費へと制度が改められたが、区民により信頼される政務活動費制度を実現していくためには、改正された法の趣旨に沿った適切な支出を行うとともに、透明性の確保が図られ、議員自らが明確に説明できることが区民からは求められる。また、政務活動費が適切に活用され、その成果を議会活動に反映してほしいという区民の期待や関心は、今後も大きくなっていくことが予想される。

このため、今後も議会を取り巻く社会情勢や他自治体の動向等を参考にしながら、政務活動費の使途に関する事項を中心に、調査検討委員会等において不断の検証と見直しに努めていくこととしている。

4 個別事項についての会派及び議員からの説明

1. 山本ひろこ議員

【会議費】

9/26の区政報告等は、区民のお宅を無料でお借りし、2/27の区民意見聴取は自宅で行いました。

【広報費】

封筒の見本は添付忘れです。封筒は前年度に、3000枚購入した残りを使用しました。

区内特別郵便を利用して、経費削減に努めることは当然のことではありますが、それぞれ管轄局への持ち込みが必要なことや形状・重量等が同一であることなど様々な条件があります。

本来ならば、お伺いし手渡ししたいところでしたが、時間の都合上、それが叶いませんでしたので、宛名を手書きにて郵送しました。記入できたものから郵送したため今回は、その条件が満たされませんでした。今後は、可能な限り区内特別郵便で郵送します。

2. 川原口宏之議員

【調査研究費】月極駐車場代

当会派は、昼夜を問わず、膨大な区民からの相談、意見聴取をはじめとする政務調査活動を行っており、自動車の使用は必要不可欠であるとともに、その使用に占める政務調査活動割合は非常に高く、実態としては50%を大きく上回っている。従って、その駐車場代も政務調査費として計上できるものと考えており、その上で使途基準細目に準拠して、2分の1で按分している。なお、契約の期限については、貸主とは口頭での更新の合意手続がなされている。

【調査研究費】ガソリン代・駐車場代

先述のとおり、政務調査活動の一環として区民から膨大な意見聴取等を行っており、そのための移動にかかる費用である。その活動の実態に照らせば決して過大ではなく、むしろ過小と考えている。区民からの意見聴取は深夜に及ぶこともある。

【広報費】封筒の見本

添付が漏れていたため、今回封筒の現物を1部提出した。

【事務費】文具等

手帳代は、使用実態に即して按分している。

3. 横山えみ議員

・調査研究費 1] 電動自転車バッテリー代と、タクシーの利用について

当会派は、政務調査活動の一貫として、昼夜を問わず、区民から膨大な相談や意見聴取を行っており、会派内で私が担当している地域（川2つ（神田川、善福寺川を含む地域）谷2つ、山2つを要し、起伏の大きい地域である。）を、電動自転車の使用や、後述のタクシーを利用して区民からの相談や意見を聴取している。

有料の自転車駐輪場を利用した時のみを調査活動で電動自転車を利用した時とお考えのようだが、下高井戸地域区民センター、永福下高井戸多目的室、永福和泉地域区民センター、方南区民集会所、方南和泉会議室、セッション、杉並区役所等での調査や講演会、総会、相談、話し合い等の参加の場合は、無料駐輪場も多く利用している。また、区民相談の場合は、相談者の自宅へお伺いすることも多く、電動自転車の活用がわずかということはない。今回、電動自転車のバッテリーの容量を大きなモノに換えたので、購入代が以前と違うが、使途基準に従って計上しているものである。

また、限られた時間内で効率的に移動し、区民相談をはじめとする調査活動を行うために、運転免許のない私にとっては、タクシーの利用は必須である。特に会派内で私が担当する地域は、杉並区の南側で南北交通のない不便地域であるため、時間の合間を縫って、膨大な区民からの意見聴取を行うには、タクシーの利用は必要なものである。また、雨の日や、重い資料を持参する必要のある日などもあり、使途基準内の厳正な使用をしていると考える。時間に余裕があれば、他の公共交通機関も利用している。タクシー利用額は領収書添付を通し明示し、使途基準に従って計上している。

・会議費

区政報告会は、必要に応じて小さな単位でも、月平均2回開催している。内容は、参加者に対する茶菓であり、区民からの意見聴取と区政の報告が目的である。茶菓を開催日に購入する時もあれば、前日に購入しておく日もあり、様々であるが、使途基準に沿って計上している。

また、参加人数が多いときの会場については、経費削減のため自宅の和室等（約12畳）を使用することもあり、支援者の和室（約16畳）を無料でお借りさせていただく場合もある。

・資料購入費 1) 公明新聞の購読

調査研究に大いに役立つ媒体であり、使途基準に沿って計上している。

・5月分No.3008について

コピーを取り、補記をしたところですがテープを貼ったところが消えるとは思ってもありませんでした。金額を隠す意図などは全くありません。肉眼で見えますので確認して頂きたい。今後はセロテープには、気を付けてまいります。

4. 大槻城一議員

1. 領収書4月分 No,4001 の劣化について

金額、日付、事業者等の判読は可能である。感熱紙のため劣化は自然現象と考える。そのためコピーも添付し、備考欄に補記もしている。

2. 領収書11月分 No,4009 と 4010 について

本来は4010のみが正しく、誤って4009も計上してしまったので、4009分のみ返還する。

3. 駐車料金について

政務調査活動として区民から様々なご相談やご意見を聴取している。聴取した内容への対応は、短時間で行政関係の資料を渡すこともあり、長時間意見を聴取し深夜に及ぶこともある。また聴取したその日のうちに区役所に戻り、資料等を持参し直す場合もある。

4. 交通費について

南阿佐ヶ谷が出発地として多いのは、役所に立ち寄り資料等を整理した後、交通機関を利用しているためである。

また、荻窪周辺を拠点としての区民意見聴取や資料調査等も多いため、荻窪駅にもよく立ち寄る。

4/10→日中は久我山での区民意見聴取。夜は久我山での防災語る会で意見交換(駐車場使用)。

4/20→自宅(すぎまるバス)@100 - 南阿佐ヶ谷@(丸の内線)160 - 新高円寺であり、往復で460円ではなく520円の誤りである。

5/2→午前中は高井戸地域区民センター落成式参加。夜は荻窪で資料調査後、上高井戸地域の区民意見聴取のため八幡山へ。

8/11→いずれも区役所(丸の内線南阿佐ヶ谷駅)から荻窪を経て政務調査活動(資料調査、区民意見聴取)の後、JRで高円寺駅に向かった。

8/18→会派で青森市視察の後、夜に久我山中央公園の地域まつりの視察へ。

5. ガソリン代について

政務調査活動は昼夜を問わず行っており、区民意見聴取や視察に使用している。使用実態としては、50%をはるかに上回る調査活動に使用しているが、使途基準に従って2分の1按分にて計上している。使途基準細目では、ガソリン代について走

行距離を記録し報告することは規定されていない。

6. 会議費・茶菓代について

3 / 2 3 の茶菓代は、区民宅にて使途基準に則り支出した。

7. 住宅地図について

住宅地図B 4 版は、文字が大きく見やすいため自宅で政務調査活動の一環として使用。住宅地図A 4 版は移動時に携帯用として政務調査活動のため使用。

8. 郵便代について

5 0 円、8 0 円等の切手は政務調査活動の一環として、区民等へ自身の区政報告や返信などでハガキ用紙や封書を郵送するときに使用し、使途基準に則り支出した。

9. キャラクター付の文具について

区民意見聴取の折、保育に係るご相談が多くなり、お子さんと同伴の場合もある。その折、お子さんをあやす時などにも有効の場があり、使用したりしている。

1 0. パソコンについて

以前購入したパソコンの調子が悪く、何度か修理したが機械が不安定だったため使途基準に則り購入。

1 1. 自転車修理部品購入について

返還請求に、駐輪場利用が7回のみだから「自転車の修理等を支出するほど、区政調査に利用されていない」と指摘しているが、役所周辺や自宅地域周辺では日々、駐輪料金が発生しなくても政務調査をするため使用している。また自転車修理備品購入については、区議会事務局に確認の上、政務調査費として計上している。

1 2. 文具購入関係について

世界堂は、議員になる以前から、年に一、二度文房具の購入で利用することがあった。世界堂はこれまで、会員になると文房具ごとに設定される割引率があり、すべての割引総計がレシートに刻印されていた。今回指摘された「世界堂チケット」なるものは、以前はなかったと記憶している。

私は、議員になってからも政務調査費使用の経費削減の観点から、使用が予定される文房具については、定価で購入せず、1 0 ~ 2 0 % 安く購入できる世界堂で、自費で電車に乗り新宿まで出かけ、年度末の機会にまとめて購入してきた。

現在、私たちの生活の中では、再度の来店を期待した販促として、様々なサービスチケット等が会計時などに渡される場合があるが、家電量販店のポイントなどと異なり、保管や利用の管理が煩雑で、いつ使うかも不明なサービスチケット等を財布等に保管する習慣はない。

これまでも政務調査費では、店内で各種割引されたものについてレシートの記載

どおり正確に処理してきたが、今回のようなサービスチケットは、それを後日持参して割引の恩恵を受けてはいないので申告もしていない。

しかし、サービスチケット分についての取り扱いは複雑であり、この度は返金したいと考える。

今後のサービスチケット等に対する判断については、他自治体の事例も踏まえ、監査の判断に委ねたい。

5. 北明範議員

●調査研究費

交通費・ガソリン代・駐車場代については、使途基準・使途基準細目どおりである。ガソリンの使用実態としては、区民からの相談や意見聴取などのために50%をはるかに上回る調査活動に使用している。

●資料作成費

パネル作成について、地域で作成した防災マップを区内で普及させるため、マップを拡大しパネルにして区政報告会等で区民へ周知を図った。パネル作成については使途基準・使途基準細目どおりである。

6. 中村康弘議員

【1. 調査研究費 ガソリン代・駐車場代】

政務調査活動として区民から様々な相談を受け、膨大な意見を聴取し、これらを整理・集約しながら区政に反映させている。ガソリン代や駐車場代は、そのための移動や駐車にかかる費用であり決して過大ではないと考える。活動実態としては50%を大きく上回ると考えている。

10/14については、限られた時間ではあったが2、3分ということはない。実際に主催者等と意見交換し、障害者福祉イベントの視察もし、今後の障害者施策への参考とした。

【2. 研修費】

地方行財政の政策に関して専門的知見による講演・研修を受けることは、区政に関する調査研究に資するものである。領収書等貼付用紙の備考欄への記載の有無については、必要な内容が添付した資料で確認できるため、資料を添付することでよしと判断した。

【7. 事務費 文具等】

手帳は、政務調査活動に使用するために購入したものである。

7. 島田敏光議員

【1. 調査研究費 ガソリン代】

政務調査活動として、区民から膨大な意見を聴取しており、そのための移動にかかる費用である。活動実態は自動車使用の50%をはるかに超過しており、決して過大ではないと考える。

【2. 会議費】

定期的に区政報告や意見聴取のために区政懇談会を行っている。ペットボトルのお茶代は、会議費として適正に支出している。会場は支援者のご厚意で、無料で使わせていただいている。

【6. 広報費 HP 管理料】

R&D ISHIWATA は個人事業主の屋号であり、会社組織ではない。領収書は適正であると認識しているが、平成25年度からは代表者名も記載してある。HPを見て、電話・ファクシミリ等で意見・要望をくださる区民もいる。適正な支出と考える。

【7. 事務費 手帳代】

システム手帳を使用している。2冊購入したのではなく、ダイアリーとリフィルを購入。政務調査活動に使用する部分を按分している。

【8. 事務所費 光熱水費】

自宅で区民意見聴取や区民相談を受けることはよくある。使途基準に則り適正に按分している。

8. 渡辺富士雄議員

調査研究費

1) 領収書（7月分 No, 8008）の劣化について

金額、日付、事業者等の判読は可能である。ただし今後、感熱紙の場合はコピーまたは備考欄へ付記する。

2) 自動車の使用に基づく経費

・ 月極駐車場代

期限の切れた契約書との指摘だが、条文内に「期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。」とあり、貸主との合議をもって更新を行い、添付の「月極駐車場代 受領証明」へ貸主の記名捺印を頂き契約が有効に継続していることを証明している。よって計上は問題ないと判断する。

ただし、次回の更新（本年 11 月 30 日）の際、更新事項がより明確な表現の契約書を取り交わすこととする。

- ・ ガソリン代

有料の駐車場の使用頻度のみから使用実態が不明と主張しているが、使用実態としては、区民からの相談および意見聴取や視察のために 50%をはるかに上回る調査活動に使用しており、その上で使途基準に従って按分にて計上したものである。

- ・ 自転車前かご購入費用

日常的に、調査活動は自転車も使用して行っており、調査研究活動において資料等の運搬に支障をきたすことから購入し、使用実態に即して按分し計上した。

会議費

- 1) お茶代

お茶代だけで会場費が計上されていないとのことだが、個人の自宅を無料でお借りして区民意見聴取を行っているためである。

- 2) 会場費（高額な）

急遽会場が必要となり、半日以上使える施設が他に無く、やむを得ず借りたものである。問題は無いと判断する。

広報費

- 1) HP の管理費

依頼先は個人事業主であり、その屋号である。なお、平成 25 年度から代表者名は記入されている。

按分については、ブログ以外に政策、実績、区政報告の掲載、区民意見聴取のためのメールの窓口等もサイト上に設けており、問題ないものと判断する。

事務費

- 1) 区政報告用切手代

ハガキに 80 円を使用しているとの指摘だが、区政報告 30 号と新春特別号ハガキを同封して追加発送したものである。説明不足ではあったが、計上は問題ないと判断する。

9. 区議会公明党会派共通

【整理番号等について】

当会派は、従前は議員個人が政務調査費の支給を受けていたが、平成 21 年度分より会派として支給を受けるように変更している。従って、支出した額はあくまで会派として使用したものである。

その際、どの議員を通して支出されたものかを会派内で参照できるようにするた

め、4桁の整理番号を使用しているものである。

【3. 会議費・お茶代】

多くの区民が相談、陳情等のため来庁しており、開かれた議会の一端を控室が担っている。また、様々な資料が揃い、理事者からの説明も容易に受けられる調査研究活動の場でもある。

議員控室は、本来は調査研究活動を主としている場であり、その使用実態に照らして支出額の100%を計上しても何ら問題はないと判断する。しかしながら、ごく稀には政党関係者の訪問や党関係の事務処理も発生することから、抑えめに80%としており、妥当と判断している。

【5. 資料購入費・機関誌月刊公明】

調査研究に大いに資する媒体であり、使途基準に則り計上している。

26 杉議会第 202 号
平成 26 年 5 月 29 日

杉並区監査委員
小林 英雄 様
同
岩崎 英司 様

杉並区議会
議長 大泉 時男

政務調査費に係る調査について（回答）

平成 26 年 5 月 13 日付 26 杉監査第 89 号の調査依頼に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例第 11 条に規定している政務調査費の議長としての調査を実施し、平成 26 年 5 月 22 日付 26 杉議会第 174 号により回答したとおり、一部の支出について出納簿及び収支報告書訂正の届出を行った。

1 調査結果について

今回の届出は、請求人からの指摘事項であるか否かを問わず、錯誤により計上した支出を取り消すなど控除されているものである。

2 平成 24 年度分の出納簿及び収支報告書の訂正状況について

平成 26 年 5 月 27 日付による出納簿及び収支報告書訂正の届出は、次のとおりである。

●大泉時男議員

【誤記控除】

4 月 2 日 自衛隊父兄会杉並支部会費	研修費	2,000
5 月 17 日 ガソリン代 (ENEOS) 1/2	調査研究費	3,405
5 月 28 日 ガソリン代 (ENEOS) 1/2	調査研究費	2,807
12 月 14 日 ガソリン代 (ENEOS) 1/2	調査研究費	1,239

26 杉議会第 203 号
平成 26 年 5 月 29 日

杉並区監査委員
小林 英雄 様
同
岩崎 英司 様

杉並区議会
議長 大泉 時男

政務調査費に係る調査について（回答）

平成 26 年 5 月 13 日付 26 杉監査第 90 号の調査依頼に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例第 11 条に規定している政務調査費の議長による調査を実施し、平成 26 年 5 月 22 日付 26 杉議会第 175 号により回答したが、議員より出納簿及び収支報告書の訂正の届出があったため、使途基準、その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

1 調査結果について

今回の届出は、請求人からの指摘事項であるか否かを問わず、当該議員の意向により計上した支出を取り消したものを始め、錯誤による計上や証拠書類から出納簿への転記ミスが見受けられたが、控除・更正されているものである。

2 平成 24 年度分の出納簿及び収支報告書の訂正状況について

次のとおり、平成 26 年 5 月 27 日付で議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

(1) 市来とも子議員

【誤記控除】

6 月 8 日 新聞 (2 月)	資料購入費	800
6 月 8 日 新聞 (3 月)	資料購入費	800

(2) 松浦芳子議員

【誤記控除】

5月12日 郵便事業(株)杉並支店 区政報告春号 1978 通	広報費	158,240
10月11日 (有)弘志堂 10月区政報告印刷インク	広報費	21,000
10月11日 (有)弘志堂 10月区政報告ラベル	広報費	12,950
3月20日 (有)弘志堂 インク 3月号区政報告葉書用	事務費	13,000

【誤記更正】

5月12日 郵便事業(株)杉並支店 区政報告春号 1978 通	広報費	128,570
10月11日 (有)弘志堂 10月区政報告印刷インク 85%	広報費	17,850
10月11日 (有)弘志堂 10月区政報告ラベル 85%	広報費	11,007
3月20日 (有)弘志堂 インク 3月号区政報告葉書用	広報費	13,000

26 杉議会第 204 号
平成 26 年 5 月 29 日

杉並区監査委員
小林 英雄 様
同
岩崎 英司 様

杉並区議会
議長 大泉 時男

政務調査費に係る調査について（回答）

平成 26 年 5 月 13 日付 26 杉監査第 91 号の調査依頼に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例第 11 条に規定している政務調査費の議長による調査を実施し、平成 26 年 5 月 22 日付 26 杉議会第 176 号により回答したが、会派より出納簿及び収支報告書の訂正の届出があったため、使途基準、その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

1 調査結果について

今回の届出は、請求人からの指摘事項であるか否かを問わず、当該会派の意向により計上した支出を取り消したが、控除・更正されているものである。

2 平成 24 年度分の出納簿及び収支報告書の訂正状況について

次のとおり、平成 26 年 5 月 27 日付で会派から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

●杉並区議会公明党

【誤記控除】

5月19日 事務用品代	事務費	907
10月9日 事務用品代	事務費	362
10月26日 事務用品代	事務費	680

10月26日 事務用品代	事務費	150
11月16日 駐車場代	調査研究費	200
3月27日 事務用品代	事務費	1,942
3月27日 事務用品代	事務費	3,144
3月27日 事務用品代	事務費	12,125
3月31日 事務用品代	事務費	792

【誤記更正】

5月19日 事務用品代	事務費	846
10月9日 事務用品代	事務費	339
10月26日 事務用品代	事務費	635
10月26日 事務用品代	事務費	140
3月27日 事務用品代	事務費	1,813
3月27日 事務用品代	事務費	2,935
3月27日 事務用品代	事務費	11,317
3月31日 事務用品代	事務費	737

資 料

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例

平成13年3月23日
条例第26号

〔注〕平成18年12月から改正経過を注記した。

改正 平成14年6月21日条例第31号 平成15年4月30日条例第19号
平成18年12月11日条例第44号 平成20年10月14日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
一部改正〔平成20年条例28号〕

(交付対象)

第2条 政務調査費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(会派に係る政務調査費)

第3条 会派に係る政務調査費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務調査費)

第4条 議員に係る政務調査費は、基準日に在職する議員（次条第1項の届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額16万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

(議長に対する届出)

第5条 会派として政務調査費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務調査費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務調査費を受けないこととするときも同様とする。

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の届出に基づき、毎年度4月1日の政務調査費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の通知に基づき、速やかに政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

(政務調査費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（そ

の日は杉並区の休日を定める条例（平成元年杉並区条例第5号）第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日）までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。
- 3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務調査費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の通知があった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務調査費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。
- 4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務調査費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務調査費については速やかに区長に返還しなければならない。
- 5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務調査費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月（その日が基準日である場合は、当月）の10日」とする。
- 6 一四半期の途中において、政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散又は議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務調査費を区長に返還しなければならない。

（使途基準）

第9条 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

（収支報告書等の提出）

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に、政務調査費の収支を表す出納簿（以下「出納簿」という。）及び領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派が解散し、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。
- 3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。
- 4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成18年条例44号〕

（議長の調査）

第11条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、報告書、出納簿及び領収書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

一部改正〔平成18年条例44号〕

（政務調査費の返還）

第12条 区長は、政務調査費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務調査費による支出（第9条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 杉並区特別職報酬等審議会条例（昭和39年杉並区条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成14年6月21日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月11日条例第44号）

1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年10月14日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（省略）

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則

平成13年 3月30日
規則第35号

改正 平成19年 3月30日規則第48号

(目的)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項に規定する届出は、会派に係る政務調査費の交付に関する届（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条第3項に規定する届出は、議員に係る政務調査費の交付に関する届（第2号様式）によるものとする。

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項に規定する通知は、政務調査費交付対象者状況通知書（第3号様式）によるものとする。

2 条例第6条第2項に規定する通知は、政務調査費交付対象者変更通知書（第4号様式）によるものとする。

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条に規定する通知は、政務調査費交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項に規定する請求は、政務調査費交付請求書（第6号様式）によるものとする。

(使途基準)

第6条 条例第9条に規定する政務調査費の使途基準は、別表のとおりとする。

(政務調査費出納簿)

第7条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務調査費出納簿（第7号様式）によるものとする。

(返還命令書)

第8条 条例第12条に規定する返還の命令は、政務調査費返還命令書（第8号様式）によるものとする。

一部改正〔平成19年規則48号〕

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第48号）

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

別表（第6条関係）

政務調査費使途基準

科目	内容
調査研究費	1 区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費)
	2 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (宿泊費、交通費)
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会に要する経費 (会場費、機材等借上費、講師謝礼金、宿泊費、交通費)

	2 他団体が開催する研修会、講演会への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 (宿泊費、交通費、参加費・会費)
会議費	1 調査研究に基づく政策立案のための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費) 2 区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)
資料作成費	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (原稿料、印刷・製本費)
資料購入費	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費)
広報費	調査研究活動及び区の政策に関する広報活動に要する経費 (印刷・製本費、広報紙等送料、会場費、機材等借上費)
事務費	調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入、広報及び議会審議に係る事務執行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、通信費)
事務所費	調査研究に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所賃借料、CATV・電話回線敷設料、維持管理費)
人件費	上記調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入及び広報に係る事務等を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)

注 括弧内は例示

一部改正〔平成19年規則48号〕

様式(省略)

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程

平成19年3月30日
議長訓令甲第1号改正 平成20年4月1日議長訓令甲第2号 平成22年4月1日議長訓令甲第2号
平成23年3月31日議長訓令甲第1号 平成24年3月30日議長訓令甲第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年杉並区規則第35号。以下「規則」という。）に定める政務調査費の取扱いについて、地方自治法第104条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 次に掲げる経費は、区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
- (2) 政党活動に関する経費
- (3) 後援会活動に関する経費
- (4) 交際費（慶弔費、せん別、病気見舞、新・忘年会費等）に関する経費
- (5) 飲食（会議等を主催する場合の茶菓を除く。）に関する経費
- (6) 政務調査の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- (8) 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- (9) その他政務調査の目的に合致しない経費

2 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに区政に関する調査研究に資するため必要なもの及びその他のものが含まれるときは、区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分し、政務調査費により支出しなければならない。

3 規則第6条の用途基準の細目は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号〕

(領収書等の提出)

第3条 条例第10条第1項及び第2項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第2号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第1号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務調査活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務調査費により支出する場合は、政務調査交通費記録簿（第2号様式）を作成するものとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号〕

(帳票類等の提出)

第4条 条例第5条第1項の届出を行った会派の経理担当者及び同条第3項の届出を行った議員は、政務調査費を次に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務調査費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が3万円以下の場合を除く、先進地調査若しくは現地調査又は研修会若しくは講演会に要する経費 政務調査視察報告書（第3号様式）
- (2) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
- (3) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
- (4) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
- (5) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月

日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類

2 議長は、前項の帳票類について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務調査視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成23年議長訓令甲1号・24年1号〕

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。

2 この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。

附 則 (平成20年4月1日議長訓令甲第2号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日議長訓令甲第1号)

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日議長訓令甲第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

政務調査費使途基準細目

科目	内容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする ○ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする(ただし、「政務調査視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする) ○スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間(行き先)や目的(出張内容)等を補記した利用明細(履歴)をもって、「政務調査交通費記録簿」に代えることができる ○タクシー利用額の上限は月額20,000円とする(ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する)
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○懇親会費の計上はできないものとする ○政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする ○宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が30,000円以下の研修会又は講演会に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する
会議費	<ul style="list-style-type: none"> ○会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○細目なし
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○所属政党発行の機関紙の購読については、1人1部のみとする ○電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」(事務用品・備品購入費)として取扱う
広報費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する ○切手を購入する場合は、科目を問わず、議員1人当たり年額100,000円を超えることはできない ○ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に則して按分する
事務費	<ul style="list-style-type: none"> ○50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し

	<p>管理する</p> <p>○備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期满了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする</p> <p>○ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する</p> <p>○切手を購入する場合は、科目を問わず、議員1人あたり年額100,000円を超えることはできない</p> <p>○インターネット接続料については、実態に則して按分する</p> <p>○通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>携帯電話</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所専用）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）</td> <td>1/4</td> </tr> </table> <p>○政務調査活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする</p> <p>○名刺代については、政務調査費による支出はできないものとする</p>	携帯電話	1/2	固定電話（事務所専用）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1/4
携帯電話	1/2								
固定電話（事務所専用）	1/2								
固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1/2								
固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1/4								

事務所費	<p>○事務所賃借料について</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅賃借料} \times \text{按分率}) \times 1/2$</td> </tr> </table> <p>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう ※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務調査費支出金額の上限は月額50,000円とする</p> <p>○事務所光熱水費について</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">自己所有</td> <td colspan="2">事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅光熱水費} \times \text{按分率}) \times 1/2$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額</td> </tr> </table>	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅賃借料} \times \text{按分率}) \times 1/2$	自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅光熱水費} \times \text{按分率}) \times 1/2$		賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額
自己所有	計上できない																
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅賃借料} \times \text{按分率}) \times 1/2$															
自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅光熱水費} \times \text{按分率}) \times 1/2$																
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額															

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>(自宅光熱水費×按分率) ×1/2</td> </tr> </table>			(自宅光熱水費×按分率) ×1/2
		(自宅光熱水費×按分率) ×1/2		
人件費	<p>○議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない</p> <p>○議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする</p>			

追加〔平成20年議長訓令甲2号〕、一部改正〔平成22年議長訓令甲2号・23年1号・24年1号〕

様式（省略）

資料 4

重 要

政務調査費の支出に関する事務処理について

(平成 24 年度版)

平成 24 年 7 月

区議会事務局

会派・議員の皆さまへのお願い

■ 平成24年度分の取扱い

1. 処理方法

本冊子に基づき書類を整えてください。(提出書類は15ページ参照)

2. 提出期限

次のとおり、3回に分けて事務局議会法務担当へ提出してください。

① 『4月分～9月分』 …10月12日(金)まで

※「収支報告書」は提出不要です。収支報告書以外の書類を提出してください。

② 『10月分～1月分』 …2月6日(水)まで

※「収支報告書」は提出不要です。収支報告書以外の書類を提出してください。

③ 『2月分・3月分』 …4月5日(金)まで

※「収支報告書」を含む、すべての書類を提出してください。

★ 条例等に基づき、平成25年5月1日から「収支報告書・出納簿・政務調査視察報告書・広報紙」の4点を閲覧に供し、「領収書・政務調査交通費記録簿・その他証拠書類」は情報公開請求の対象となります。

★ 4月30日までに、すべての書類を閲覧・情報公開できる状態に準備するために期限を3回に分けています。

★ 過去の実績を考慮いたしますと、上記①②の手順を踏まずに③で提出された場合、事務局で内容を確認できないケースも起こり得ますので、あらかじめご了承ください。

目 次

1 使途基準・使途基準細目	
(1) 政務調査費として支出できない経費.....	1
(2) 使途基準・使途基準細目	1
※科目ごとの「使途基準・留意事項・参考判例」など	
《調査研究費》.....	2・3
《研修費》.....	4
《会議費》.....	5
《資料作成費》.....	6
《資料購入費》.....	6
《広報費》.....	7
《事務費》.....	8・9
《事務所費》.....	10・11
《人件費》.....	12
2 領収書その他の証拠書類の扱い	
(1) あて名の取扱い.....	13
(2) 領収書以外の証拠書類で代用することについて.....	13
(3) 領収書が発行されないケース等の取扱い.....	14
3 提出書類.....	15
4 書類作成上の留意事項(様式を定めているもの)	
(1) 「政務調査費収支報告書」.....	16
(2) 「出納簿」.....	16・17
(3) 「領収書等貼付用紙」.....	17・18
(4) 「政務調査交通費記録簿」.....	18・19
(5) 「政務調査視察報告書」.....	20

提出書類の記載例・参考資料

収支報告書、出納簿、領収書等貼付用紙、政務調査交通費記録簿、政務調査視察報告書、
(参考)備品台帳、(参考)政務調査活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

1 使途基準・使途基準細目

(1) 政務調査費として支出できない経費

政務調査費の取扱いに関する規程で、次の①～⑨に該当する経費は、区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものと規定しています。

- ①選挙活動に関する経費
- ②政党活動に関する経費
- ③後援会活動に関する経費
- ④交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞、新・忘年会費等）に関する経費
- ⑤飲食（会議等を主催する場合の茶菓を除く。）に関する経費
- ⑥政務調査の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- ⑦日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- ⑧自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- ⑨その他政務調査の目的に合致しない経費

なお、区政に関する調査研究に資するために必要な経費と、上記①～⑨の経費が混在する場合は、区政に関する調査研究に資する経費相当分を区分して、政務調査費を支出しなければなりません。

(2) 使途基準・使途基準細目

各支出科目の使途基準細目、支出にあたっての留意事項、判例等を掲載しています。

調査研究費.....	2・3ページ
研修費.....	4ページ
会議費.....	5ページ
資料作成費.....	6ページ
資料購入費.....	6ページ
広報費.....	7ページ
事務費.....	8・9ページ
事務所費.....	10・11ページ
人件費.....	12ページ

《調査研究費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	1 区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費（調査委託費、宿泊費、交通費） 2 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（宿泊費、交通費）
使途基準細目	○ 月極駐車場代の支出割合の上限は1／2とする ○ ガソリン代の支出割合の上限は1／2とする （ただし、「政務調査視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする） ○ スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務調査交通費記録簿」に代えることができる ○ <u>タクシー利用額の上限は月額20,000円とする</u> （ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する）

◆支出にあたっての留意事項

【視察経費】

- ・ 宿泊を伴うか、または往復の旅費が3万円を超える日帰りの地方視察・研修参加経費については、視察報告書の添付が必要です。

☆視察報告書の記載について（20ページ参照）

- ※ 「3万円を超える」とは、往復の鉄道運賃や航空運賃などをさすものであり、視察先でのタクシー代やレンタカー代などは含みません。
- ・ 視察報告書は調査研究の実質、区政との関連性がわかるように記載します。

【日常の交通費】 ☆交通費記録簿の記載について（18～19ページ参照）

- ・ 交通費記録簿の備考欄には、必ず「出張内容」を記載します。
- ・ **タクシー利用額の上限は月額20,000円です。ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用することとします。（平成23年度政務調査費調査検討委員会決定事項、平成24年度から施行）**

【月極駐車場代】

- ・ 「賃貸借契約書」がある場合は、その「写し」を提出します。

【駐車（駐輪）料金・有料道路料金】

- ・ 領収書等貼付用紙の備考欄に「出張先」「出張内容」「利用区間（有料道路の場合）」を記載します。

【スイカ・パスモ等のチャージ料】

- ・ スイカ・パスモ等のチャージ料の計上については、住民監査結果を踏まえて、政務調査費調査検討委員会で検討した結果、平成23年度分（平成23年5月分）から廃止しました。

スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通費実費額を「政務調査交通費記録簿」に記載するか、または、利用明細（履歴）※1を「領収書等貼付用紙」に添付し、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記します。

※1 利用明細（履歴）に関する注意事項

【スイカ】

- ・ 履歴の印字については、直近の利用分最大50件まで印字可能です。
(1日の利用回数が、21回以上の場合、一部印字できない場合あり)
一度印字された履歴は、再印字できません。また、利用日から26週間を超えた履歴は印字できません。

【パスモ】

- ・ 履歴の印字については、直近の利用分最大20件まで印字可能です。
(一部の鉄道事業者では、直近の100件までの印字が可能)

※ バスを利用した場合は、スイカ・パスモともに「バスの事業者名」しか印字されません。

◆ 《参考》 最近の判例（視察等の調査研究活動）

調査研究の実質があるか否かは、議員ないし会派の主張する調査目的、調査に向けた準備の有無及びその内容、当該調査研究活動の具体的内容及び上記目的との関連、調査研究結果の保存状況等を総合的に考慮して客観的に判断すべきである。

支出の対象となった活動に調査研究の実質があると認められる場合であっても、当該活動が市政との関連性を欠くことが明らかであったり、必要性・合理性を欠くことが明らかである場合には、結局当該支出は市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたといえず、違法になると解すべきである。

《仙台高裁判決（平成19年12月19日）》

様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。

飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。

《札幌高裁判決（平成19年2月9日）》

《研修費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	1 会派又は議員が行う研修会、講演会に要する経費 (会場費、機材等借上費、講師謝礼金、宿泊費、交通費) 2 他団体が開催する研修会、講演会への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 (宿泊費、交通費、参加費・会費)
使途基準細目	○ 懇親会費の計上はできないものとする ○ 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○ 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする ○ <u>宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が30,000円以下の研修会又は講演会に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する</u>

◆支出にあたっての留意事項

【研修会・講演会等への参加費】

- ・ 参加の主たる目的が「区政に関する調査研究に資すること」の場合に支出できます。
 ※政党活動・後援会活動等が含まれる場合は按分が必要です。
 ※他の参加者との情報交換が調査研究に有益だとしても、それを参加の主たる目的とすることはできません。
- ・ **宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が30,000円以下の研修会や講演会に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に参加した研修会や講演会の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等を記載します。また、可能な限り資料やレジュメを添付します。**

(平成23年度政務調査費調査検討委員会決定事項、平成24年度から施行)

【講師謝礼】

- ・ 適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要です。

◆《参考》最近の判例（催しへの参加費・年会費）

- × △△党全国連合内自治体議員団全国会議の会費、衆議院議員を中心に集まった△△県内の若手議員等の会の会費・年会費、特別養護老人ホーム研修会負担金、商工会議所青年部総会参加費、△△地区体育文化交流センター落成祝賀会の会費
- 地方議員政策研究集会、原水爆禁止△△市民会議、全国都市問題会議、地域政策セミナー、人材育成セミナー
 《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》
- × △△連合会（政党）の政経セミナー会券代、前県知事を囲む市町村議員懇話会費
- 講演会「津軽文化の魅力を考える」参加費
 《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》
- 地域科学研究会主催の研修会、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会主催のシンポジウム
 《札幌高裁判決（平成19年2月9日）》

《会議費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	1 調査研究に基づく政策立案のための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費) 2 区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)
使途基準細目	○ 会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する

◆ 支出にあたっての留意事項

【茶菓代】

- ・ 会議の目的・参加人数を記載します。

【会場費・機材等の借り上げ】

- ・ 会議の内容に政務調査活動以外のものが含まれていないかに留意します。

◆ 《参考》最近の判例（会議の内容・会議の茶菓代）

政務調査費の対象外の経費として、政党活動・選挙活動に要する経費が定められているから、「政党本来の活動に関する会議」や「選挙運動に関する会議」に要した費用は政務調査費の支出対象から除外されるものの、そうでない場合には政務調査費の支出対象に該当するものと解すべきである。

《仙台高裁判決（平成19年12月19日）》

会派又は議員が陳情者等から市政に関する要望・意見を聴取することは、市議会において市民の意思を適正に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨にも合致するものであるから、政務調査活動といふべきであるところ、その際陳情者等に対しコーヒー等の飲食物を提供し、1月当たり2,000円程度の支出をすることも市政に関する調査研究に資するため必要な費用と認めるのが相当である。

《名古屋地裁判決（平成21年3月26日）》

少人数の会議を喫茶店で行うことは必ずしも稀なことではなく、その場合には会場費の負担に替えて（あるいは加えて）、喫茶代金の負担が伴うが、その費用も研修会等に要する経費に当たるといふべきであり、更に研修会、会議等において、お茶やお茶菓子程度の飲食を伴うことは、会合の活性化や円滑化に資するものとして一般的にみられるものであるから、その費用はその研修会等に要する経費に含まれるといふべきである。

《京都地裁判決（平成16年9月15日）》

《資料作成費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (原稿料、印刷・製本費)
使途基準細目	○ 細目なし

《資料購入費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費)
使途基準細目	○ 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○ 所属政党発行の機関紙の購読については、1人1部のみとする ○ 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」(事務用品・備品購入費)として取扱う

◆ 支出にあたっての留意事項

【書籍・雑誌・新聞・その他資料購入】

- ・ タイトル・資料名のほか、継続的に発行されるものは「何月号」「何号」かを記載します。

【定期購読】

- ・ 1年を超える購読料は支出できません。

◆ 《参考》最近の判例（書籍等の購入）

雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件使途基準に合致しない支出であると認めるほかない。

《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部といえることができるから、その全額を本件使途基準に合致する支出であると認める。

《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

△△協会の平成16年度会員費及び新聞代（りんごニュース）については、同協会の会員費を含んでいることや議員の職業が農業であることに照らせば、個人的な支出であると認めるのが相当であるから、その全額を本件使途基準に合致しない支出であると認める。

《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

スポーツ紙は一般に娯楽性が高い読み物というほかはないのであって、スポーツ紙の購読が市政に直接、かつ、具体的に關わるような特段の事情がある場合は格別、そのような特段の事情がうかがわれない場合にまで公金でこのようなスポーツ紙を購入してよいはずはなく、調査研究活動に資するため必要な経費であると認め難い。

《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

《広報費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	調査研究活動及び区の政策に関する広報活動に要する経費 (印刷・製本費、広報紙等送料、会場費、機材等借上費)
使途基準細目	○ 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する ○ 切手を購入する場合は、科目を問わず、議員一人あたり年額100,000円を超えることはできない ○ ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に則して按分する

◆支出にあたっての留意事項

【区政報告の提出】

- ・ 発行に要する経費を支出した号の原本を提出します。
※封筒を印刷した場合は封筒も提出します。

【区政報告の内容】

- ・ 調査研究活動や政策広報活動を掲載できます。
※調査研究に直接用いられる経費だけでなく、調査研究に有益なもの(間接的な経費)にも支出できると考えられているため、区民からのフィードバックを目的とする内容等も含まれます。
- ・ 選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する記述がある場合は按分が必要です。
※紙面に占める面積の割合での按分が合理的です。
※当該号発行に要するすべての経費を按分します。

【郵送用切手の購入】

- ・ 不適切な支出を予防する観点から、年間の上限額(100,000円)を設定しています。
※日常の通信用に使用する切手も含めて(科目を問わず)、議員一人あたりの上限額は100,000円です。
- ・ 領収書のほか、広報活動等に使用したことが類推できる説明や証拠資料が必要です。
※簡単に換金可能な点に留意します。
※安価な「郵便区内特別郵便」(同時に100通以上出す場合)等がある点に留意して計上します。
場合によっては、説明も必要です。

【ハガキの購入】

- ・ ハガキを大量に購入する場合は、その理由を示すなど説明が必要です。(換金可能な点に留意)

【ホームページの運用管理経費】

- サイトに政務調査活動以外の内容が含まれる場合は按分が必要です。
※合理的な区分が困難な場合は、社会通念上相当な割合で按分します。

◆《参考》最近の判例(広報費に該当する内容・該当しない内容)

市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の使途基準に適合するものと解される。
《名古屋地裁判決(平成21年3月26日)》

議員の後援会旅行・激励会の案内等、議員のプロフィール、引退する議員の後継者の紹介、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等を掲載した部分もあり、後者の記載部分は議員自身をPRするものであり、自己の後援会活動又は選挙活動の一環と認められるものであって、これが直ちに議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るという政務調査費の趣旨に適合するものといえることはできない。
《名古屋地裁判決(平成21年3月26日)》

(広報することにより区民から新たな陳情又は意見等のフィードバックが予想され、そこから新たな視点又は観点の政務調査活動の開始が見込まれるものに関する経費に限定せず)

なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本件会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事(※)を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。(※どの記事も紙面1ページの一部を占めるにすぎないことを踏まえた上での判決)

《東京地裁判決(平成20年9月5日)》

《事務費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入、広報及び議会審議に係る事務執行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、通信費)								
使途基準細目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する ○ 備品購入費については、実態に則して按分する なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする ○ ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する ○ 切手を購入する場合は、科目を問わず、議員一人あたり年額100,000円を超えることはできない ○ インターネット接続料については、実態に則して按分する ○ 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>携帯電話</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所用）</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）</td> <td>1 / 4</td> </tr> </table> ○ 政務調査活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする ○ 名刺代については、政務調査費による支出はできないものとする 	携帯電話	1 / 2	固定電話（事務所用）	1 / 2	固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1 / 2	固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1 / 4
携帯電話	1 / 2								
固定電話（事務所用）	1 / 2								
固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1 / 2								
固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1 / 4								

◆支出にあたっての留意事項

【事務用品や備品の購入】

- ・ 物品等の按分については、合理的な説明が必要です。監査は次のように指摘しています。
「他の用途との併用が社会通念から見て一般的な物品等についての按分割合の基準を2分の1と設定し、支出の妥当性を判断することとする。ただし、他の用途で使用しないことや2分の1を超える按分割合で計上していることについて、合理的な説明がなされている場合は、その支出を妥当なものとして判断することが適当である。」

※所得税法で定める耐用年数は、パソコン4年、デジカメ5年、携帯電話機6年。
※5万円以上の物品を備品と定義しているが、5万円未満の物品購入の場合も留意します。
※次ページ「《参考》物品等の耐用年数」参照。

- ・ 購入から任期満了までの期間が、耐用年数に満たない備品の購入は、個人の資産形成と捉えられる可能性が高いことに留意します。また、耐用年数内に再度備品を購入する場合には、合理的な説明が必要です。
- ・ 備品台帳については、従来どおり各自で作成し管理します。（様式自由）
ただし、備品については、透明性を高め、かつ区民の誤解を招かないよう適正な購入を行うという観点から、備品台帳の写しを議長に提出することとします。また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとします。

（平成23年度政務調査費調査検討委員会決定事項、平成24年度から施行）

【ポイント制度を導入する家電量販店等の小売店での購入】

- ・ 購入により発生したポイント相当額を控除して計上します。

※購入により発生したポイントが「領収書（レシート）によって確認できる場合」に適用されま
す。

- ・ 政務調査費による購入の際に貯めていたポイントを使用した場合には、そのポイント相当額は
現金による支払と同様に扱い、政務調査費として支出可能です。

【郵送用切手の購入】

- ・ 切手の購入については、P. 7を参照。

【ハガキの購入】

- ・ ハガキの購入については、P. 7を参照。

【携帯電話料金】

- ・ 議員本人分の料金が確認できる書類等が必要です。

※領収書の金額が…

- ・ 議員本人分のみの場合＝本人が使用する1回線分ということが確認できるように説明しま
す。
- ・ 家族利用分も含む場合＝議員本人分の料金が確認できるように説明します。

◆《参考》最近の判例（物品購入時等の按分、通信料の按分）

内訳が記載された領収書により真に事務用品として購入されたことを認めることができ、その2
分の1に当たる金額が政務調査活動に資するため必要な費用であったと推認するのが相当である。
《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

個人的使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とみる。
※事務所で使用するパソコンのリース料についての判決
《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

自宅の電話と事務所の電話が同一番号であり、電話料金の中には個人としての電話料金（合理的
に案分すると2分の1）、政務調査以外の議員活動の電話料金（4分の1）が含まれていると推
認されるから、残りの4分の1に当たる△△△円を正当な政務調査費用であると認めるのが相当。
《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

◆《参考》物品等の耐用年数

所得税法で定める主な器具及び備品の「減価償却資産に係る耐用年数」は次のとおりです。

（所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数表の一部を抜粋）

- ・ 「事務机、事務いす及びキャビネット」のうち「主として金属製のもの」（15年）、「そ
の他のもの」（8年）
- ・ 「ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器」（5年）
- ・ 「パソコン（サーバー用のものを除く）」（4年）、「その他の電子計算機」（5年）
- ・ 「複写機、計算機（電子計算機を除く）」（5年）
- ・ 「テレタイプライター及びファクシミリ」（5年）
- ・ 「電話設備その他の通信機器」
 - …ア「デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備」（6年）
 - …イ「上記ア以外の電話設備その他の通信機器」（10年）
- ・ 「カメラ」（5年）

《事務所費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	調査研究に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所賃借料、CATV・電話回線敷設料、維持管理費)	
使途基準細目	○ 事務所賃借料について	
	自己所有	計上できない
	賃借	事務所専用 事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする
		自宅兼用 事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率)×1/2
※ 自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう		
※ 個人(一人会派含む)で契約する事務所賃借料の政務調査費支出金額の上限は月額50,000円とする		
	○ 事務所光熱水費について	
	自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率)×1/2
	賃借	事務所専用 事務所光熱水費の支給割合の上限は1/2とする
		自宅兼用 事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率)×1/2

◆支出にあたっての留意事項

【事務所の賃料】

- ・ 「自己または生計を一にする親族」所有の物件を事務所として使用する場合は支出できません。
- ・ 個人(一人会派を含む)で契約する物件の場合、支出上限は月額50,000円です。
 ※ 「事務所専用で月額賃料が15万円の物件を個人で賃借する場合」
 (個人または一人会派で交付を受けている場合)
 …規定による1/2按分後の金額は75,000円ですが、支出できる額は50,000円となります。
- ※ 「自宅が賃借物件(月額賃料が15万円)で、議員事務所と兼用の場合」
 (自宅面積に占める議員事務所使用部分の割合が1/5の場合)
 …面積割合により1/5を乗じ、さらに1/2按分後の金額15,000円を支出できます。
 ★面積割合を示す書類(図面)を提出します。

★自身が代表を務める会社事務所の所有者が議員自身の場合も自己所有とみなし支出できません。

【事務所の光熱水費】

- ・ 自身が代表を務める会社事務所または自宅の一部を議員事務所として使用している場合は、使用部分の面積割合に応じて経費を按分して支出します。
 - ※使用場所が賃貸物件であるか否かは問いません。
 - ※面積割合を示す書類（図面）を提出します。

◆《参考》最近の判例（事務所の賃料・光熱費）

調査研究活動に資するためのもとの後援会事務所とを兼ねていることがうかがわれ、その合理的な区分が困難であるから、社会通念上電気料金合計の2分の1を政務調査活動に資するために必要な費用と認め、その余の△△円については本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

※第三者から議員個人としての事務所を賃借している場合の判決

《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

光熱水道費、電話料金及び共同住宅管理費のうち全体の9分の1は、市政に関する調査研究活動のための事務所の維持管理費もしくは備品に関する経費として、その支払に事務所費を充てることが許されると解するのが相当。

※自宅の一部を議員事務所として使用している場合の判決

《大阪高裁判決（平成19年12月26日）》

賃貸借契約に係る賃借人である議員と賃貸人が親子の関係にあり、賃貸借の目的が、賃貸人である父が居住し、かつ父が代表取締役を務める会社が事務所として使用する建物の一室であるとしても、当該部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず、上記賃貸借契約に係る月間使用料（賃料）の金額（月額5万5000円）にもかんがみると、原告が主張する事実関係から直ちに上記賃貸借契約が実体を欠くものであると推認することはできず、また、上記賃貸借契約に係る建物部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を欠くものと推認することもできないというべきである。

※経済的に同一体ではない親と議員の賃貸借契約についての判決

《大阪高裁判決（平成19年12月26日）》

《人件費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	上記調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入及び広報に係る事務等を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)
使途基準細目	○ 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない ○ 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員一人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする。

◆支出にあたっての留意事項

【区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する職員の賃金】

- ・ 政務調査活動の補助として雇用するため按分は不要です。

※勤務内容は「政務調査活動の補助」である旨を示すため、勤務の実情を示す書類を提出し、その中で具体的に説明します。

(例. 来客対応→「区民相談対応・要望整理」等、書類整理→「〇〇調査の書類作成補助」等)

※区政報告やホームページに関連する業務に従事した勤務日の賃金については、当該発行号等の他の経費支出時と同じ按分率を適用します。

※一定期間内で区政報告の集中的なポストイングが必要な場合、一時期に多人数のアルバイトを雇い、賃金を「広報費」で支出しても、人件費で規定する支出上限（議員一人あたり月額5万円）が適用されます。

※勤務日数が定期的な場合（ex. 毎週月～金の午前9時～午後3時など）は、政務調査活動のみとは捉えられない恐れがあるため、注意が必要です。

◆《参考》最近の判例（補助職員の雇用）

常勤調査研究補助者は、議員の事務室における電話番や連絡係のみならず、市民による市政に対する要望の聞き取り調査、市当局に対する陳情等の政務調査活動の補助も行っていることから、その補助者の給料の半額分を政務調査費から支出したとしても、本件条例、本件規則及び本件要綱の定める使途基準に照らして明らかに必要性・合理性を欠いている等、会派及び議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出したということとはできない。

《仙台地裁判決（平成20年3月24日）》

勤務する事務所において政務調査事務以外の事務が行われることがあるから、補助者たる調査員の事務の割合は不明といわざるを得ず、政務調査活動分はそのうち2分の1と認めるのが相当。

《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

政務調査活動の補助職員に家族を雇用するというのはお手盛りの危険を伴うものであり、納税者の立場からすれば、いくら職務に応じた妥当なものであると説明されても、容易に納得できるものではないし、そもそも妥当な支出であったか否かを検証することが困難であるといわざるを得ないことにかんがみれば、政務調査費からそのような支出をすること自体相当ではない。

《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

2 領収書その他の証拠書類の扱い

(1) あて名の取扱い

①手書き領収書の場合

手書き領収書の場合は、あて名が記載されていることが一般的なため、原則としてあて名の記載が必要です。

- ・ あて名が未記載のものは、不可とします。
- ・ あて名が上様書きのものも、不可とします。

②レジスター等の機器で印字された領収書の場合

平成20年度分の監査の判断でも、小売店やコンビニエンスストアなどのレジスターから出力されたものについては、あて名が未記載の領収書であってもそのまま受領することは妥当であると判断されています。但し、次の事項にご注意ください。

- ・ 「発行者、日付、取引内容、金額」が明記されていることを前提としています。（タクシー、有料道路、パーキング、小売店等）
 - ・ 領収書の金額が5万円以上の場合は、あらためてあて名を明記した領収書の発行を求めるか、あて名欄にあて名の記載を求めることとします。（平成21年度の政務調査費調査検討委員会での申し合わせ事項です。）
 - ・ 領収書は、どんなに大きくても折り畳むなどそのまま添付します。
- ※ 劣化する恐れのある領収書については、原本とともにコピーも貼付するか、または発行者・金額・日付・内容などを補記します。

③あて名が議員本人ではない場合

原則として議員本人名義以外の領収書は無効です。

公共料金の契約者が配偶者等であるために領収書が配偶者等の名義となっているケースなどについては、早期に本人名義の契約に変更します。（平成22年度政務調査費調査検討委員会での申し合わせ事項）

ただし、自宅や自身が経営する会社の一部を議員事務所として使用しているときの光熱水費・通信費のように、各種サービスの契約者が配偶者や会社名義になっている場合のみ、次のように取り扱います。

- ・ 領収書のあて名が「配偶者」の場合は、①領収書原本 ②あて名が配偶者であることについての説明 ③配偶者が発行する証明書 の3点が必要になります。

(2) 領収書以外の証拠書類で代用することについて

① 光熱水費や電話料金を口座振替やクレジットカードで支払っている場合

原則領収書原本の提出が必要ですが、紛失等やむを得ない合理的な事情があると認められる場合は、次のように取り扱います。

【口座振替による支払いの場合】

振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。なお、その際、振替口座の通帳の原本は会派・議員が5年間保存します。

【クレジットカードによる支払いの場合】

クレジットカード会社が発行する利用明細書及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。

(3) 領収書が発行されないケース等の取扱い

インターネット接続料等が該当しますので、次のように取り扱います。

【口座振替による支払いの場合】

振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。なお、その際、振替口座の通帳の原本は会派・議員が5年間保存します。

【クレジットカードによる支払いの場合】

クレジットカード会社が発行する利用明細書及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。

3 提出書類

- (1) 「政務調査費収支報告書」→16ページ参照
- (2) 「出納簿」→16・17ページ参照
- (3) 「領収書その他の証拠書類（領収書等貼付用紙に貼付または別紙添付）」

なお、次の経費を支出する場合は、以下の書類を提出します。

- ①交通費…「政務調査交通費記録簿」→18・19ページ参照
- ②宿泊を伴うか、または往復の旅費が3万円を超える日帰りの調査・研修会・講演会の経費…「政務調査視察報告書」→20ページ参照
- ③広報紙発行に要する経費…「広報紙」
- ④備品の購入に要する経費…「備品台帳の写し」
※参考様式の「備品台帳」か、同台帳の記載事項を満たしている書類等を提出します。
- ⑤補助職員の賃金等…次のA・Bのとおり、勤務の実情を証明する書類
 - A 議員活動全般を補助する職員（議員事務所や会派事務所で定期的に雇用している職員）の場合
「雇用契約書の写し」
 - B 区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する職員（特定の調査研究活動の補助を行うために雇用する職員）の場合
「氏名、住所、生年月日、勤務日・時間、勤務内容、時給（日給）が確認できる書類」
※参考様式の「政務調査活動補助職員勤務報告書」か、同報告書の記載事項を満たしている書類等を提出します。
- ⑥事務所の賃料…次のとおり、事務所の要件を具備していることを証明する書類
 - A 事務所専用の物件を賃借する場合
「事務所の賃貸借契約書の写し」
 - B 自宅と兼用の場合…次のaまたはbの書類
 - a 「自宅の賃貸借契約書の写し」
 - b 「賃貸人、支払先、物件所在地、賃料、図面・写真等が確認できる書類」
- ★ 「自宅等、他の用途と兼用している事務所の賃料・光熱水費」を支出する場合、事務所使用部分の面積等を考慮した按分が規定されているため、上記の書類とあわせて「面積割合を示す書類」も提出します。
※10・11ページ「◆支出にあたっての留意事項」を参照。

4 書類作成上の留意事項 (様式を定めているもの)

(1) 「政務調査費収支報告書」 ※提出必須書類

原本を提出しますので、写しを平成30年4月30日が過ぎるまで保存します。

なお「収支報告書出納簿入力フォーマット(Excelファイル)」は、平成23年度と共通です。

①日付

- ・事務局への提出日を記載します。

②議員名

- ・政務調査費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記載します。
- ・議員個人で受けている場合は「議員氏名」を記載します。

③備考欄

- ・科目ごとに「主な支出内容」を記載します。

(2) 「出納簿」 ※提出必須書類

写しは平成30年4月30日が過ぎるまで保存します。

①日付

- ・入出金があった日を記載します。(領収書の日付、口座振替日など)

《参考》平成24年度分政務調査費の振り込み日

4月～6月分=4月10日、7月～9月分=7月10日、

10月～12月分=10月10日、1月～3月分=1月10日

- ・「交通費」は、ひと月単位で当月分の金額をまとめ、「月の末日付」で計上します。

《出納簿記載例》1月31日付 交通費(1月分) ****円

②摘要

- ・支出内容、按分率等を記載します。

※年に複数回支払う場合はいつの分か(*月分、*月*日発行分 等)を記載します。

※主な支出の記載例は次のとおりです。

「物品購入」	= (例) 事務用品代(上質紙、プリンタインク) 1/2
「資料購入」	= (例) 資料代(世田谷区幼保一体化資料)
「書籍購入」	= (例) 書籍代(住民と歩む協働型社会、地域からつくる子育てネットワーク 他3冊)
「雑誌購入」	= (例) 雑誌代(週間△△経済 10月9日号)
「備品リース」	= (例) コピー機リース料(10月分) 1/2
「賃金」	= (例) 政務調査活動補助職員賃金(10月分 鈴木一郎)
「区政報告発行経費」	= (例) 区政報告印刷代(10月10日発行号) 4/5
	= (例) 区政報告郵送切手代(10月10日発行号) 4/5
「光熱水費」	= (例) 事務所電気料(10月分) 1/4
「電話料金」	= (例) 事務所電話料(10月分 FAXあり) 1/2

「講師謝礼」	= (例) 講師謝礼 (防災・まちづくりに関する勉強会)
「研修等参加費」	= (例) 研修会参加費 (地方議員政策研究研修)
「交通費」	= (例) 交通費 (10月分)
「駐車料金」	= (例) 駐車料 (区民相談)
「有料道路通行料」	= (例) 高速料金 (用賀-御殿場/御殿場市スポーツ施設訪問)
「地方視察経費」	= (例) 宿泊費 (京都市・神戸市視察)

③科目

- ・ 使途基準の各科目の内容・例示経費を確認のうえ選択します。

※ 2～12ページの該当する支出科目の部分を参照。

④整理番号

- ・ 出納簿への記載順 (昇順) で機械的に番号をふります。

※ 「月単位」「年間通し」どちらでも構いません。

(3) 「領収書等貼付用紙」 ※提出必須書類 (領収書等とあわせて)

①出納簿整理番号

- ・ 該当する「出納簿の整理番号」を記載します。

※ 貼付した領収書が複数の支出に該当する場合は、枠外でも構いませんので、該当するすべての支出の整理番号を記載します。

②領収書等貼付欄

- ・ サイズが大きい証拠書類等は、折って貼らずに別紙として添付します。

※ その際は、貼付欄に「別紙のとおり」「支出の明細は別紙添付」のように記載します。

- ・ 領収書を複数枚貼る場合は、「他の領収書」と重なったり、「備考欄への記載事項」が隠れないようにします。

※ 重なってしまう場合は貼付用紙を分けて添付します。

③備考欄

- ・ 出納簿に「支出の内容」を書ききれない場合や、次に該当する場合には必ず説明を記載します。
- ・ なお、説明資料がある場合は、貼付用紙の別紙として提出します。

※ 領収書と異なりサイズが大きいため、貼付用紙に貼らずにファイルに綴じます。

【領収書等の金額と出納簿に記載の金額が異なる場合】

* 金額が異なることの説明が必要です。

* 実績では次のケースが該当します。

A 複数購入したうちの一部を計上 (書籍・事務用品の購入等)

《説明記載例》

購入額8,000円のうち、書名1,050円、書名630円、書名840円、書名2,100円の合計4,620円を計上

B 按分による計上 (光熱費、電話料、賃料、備品購入等)

《説明記載例》

支払額10,000円×使用面積の割合による按分 $1/4 \times 1/2 = 1,250$ 円計上
C 発生ポイント分を控除しての計上（家電量販店等ポイント制度導入店での購入）
《説明記載例》
購入額10,500円から発生ポイント分1,050円を値引き相当額として控除した9,450円を計上

【領収書・出納簿の記載内容では購入したすべての品名を確認することができない場合】

- * 購入したすべての品名・内訳を記載します。
- * 実績では、事務用品等の消耗品や書籍を購入した場合が該当します。

【その他、政務調査活動との関連性がわかりにくいと思われる場合】

- * 適正な支出であることを示すために説明が必要です。
- * 実績では、次のケースが該当します。
 - ・ 講師謝礼
《説明記載例》10月10日開催の△△勉強会で、「□□□」についての講義を依頼。
 - ・ 施設の入場料や観覧料
《説明記載例》△△に関する調査。
 - ・ 備品購入
《説明記載例》調査研究先での説明に利用するモバイル用。
機器の性質上、政務調査活動以外にも使用できるため、1/2按分して計上。
 - ・ 切手購入
《説明記載例》区政報告(No.123)郵送用。80部送付。
 - ・ ホームページ更新料
《説明記載例》△△ページの更新。ホームページのURL http://****.com

(4) 「政務調査交通費記録簿」 ※交通費を支出する場合に提出

交通費以外の支出は領収書等の貼付や支出の説明用に「領収書等貼付用紙（前ページ（3））」を使用しますが、交通費については領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、日付単位で金額・出張先・経路・出張目的等を記載できる「交通費記録簿」を領収書等貼付用紙の代わりに使用します。

① 全般事項

- ・ 領収書が発行される場合（タクシーや一部の鉄道・バス等の利用時）は、記録簿の裏面に領収書を貼ります。
※領収書の枚数が多い場合は裏面ではなく、他の用紙（様式自由）に別途貼付して提出します。
- ・ なお、「移動に伴う交通費以外の経費」は交通費記録簿ではなく、他の支出と同様に領収書等貼付用紙を使用します。
※ガソリン代、有料道路の通行料、駐車・駐輪料 等が該当します。

② 出納簿整理番号

- ・ 該当する「出納簿の整理番号」を記載します。

③ 出張先

- ・ 施設名や団体名等、具体的に記載します。

※地方視察の場合も同様です。

※区民相談等で個人のお宅を訪問する場合は、具体的に所在地・お名前を公表することが好ましくないケースが多々見受けられます。その場合には、利用交通機関・経路が適正であることを示すために「地名・町名」等を記載します。

④利用交通機関

- ・「鉄道」「バス」「タクシー」等に区分して記載します。

⑤経路（出発駅－到着駅）

- ・駅間の移動ではない場合は、「地名・町名・施設名」等を記載します。

※タクシーや一部の鉄道・バスなど、領収書が発行されるものは、領収書ごとに経路を区切って記載します。

⑥備考欄

- ・出張内容を記載します。

《記載例》△△に関する調査、△△会議、△△研修受講、区民相談・意見聴取 等

- ・その他、交通費計上に関する説明等があれば記載します。

⑦視察や研修参加などで、他都市に行った場合

日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」のほか、事前に乗車券を購入する「東京－他都市間の交通費」があります。処理方法等は次のとおりです。

【利用日に乗車券を購入する交通費】

- *該当するケース（実績）

「他都市現地で移動する際」の鉄道・タクシー等の運賃

→タクシー以外は領収書が発行されないケースがほとんどです。

- *処理方法

日常の交通費と同様です。

【乗車券を事前に購入する場合】

- *該当するケース（実績）

「東京－他都市間」の往復のJR運賃・航空運賃（領収書の発行あり）

- *処理方法

乗車券代を支払った日付（領収書の日付）で計上します。

→交通費以外の支出と同様です。領収書等貼付用紙に領収書を貼付し、備考欄に「出張日程・出張先・乗車区間等」を記載します。

※「東京－他都市間」の乗車券等を利用日に購入した場合でも、上記交通費以外の支出と同様の扱いとなります。

※現地での移動交通費もある場合は、備考欄に「現地での移動交通費は**月分交通費記録簿を参照」のように記載します。

(5) 「政務調査視察報告書」

宿泊を伴うか、または往復の旅費が3万円を超える日帰りの視察等経費を支出する場合に提出します。

① 全般事項

- ・「別途報告書類を作成する場合」は、当視察報告書を表紙にし、作成した書類を添付します。

※報告書の「概要」欄には「添付報告書類のとおり」のように記載します。

- ・複数の議員による視察で「連名で報告書を提出する場合」もすべての参加議員に提出していただく必要があります。

※次のように処理します。

【代表する議員1名】

- ※通常どおり当視察報告書を記載し、作成書類や資料を添付します。

【その他の参加議員】

- ※概要欄以外は通常どおりに、概要欄には「連名で作成したため、〇〇議員の視察報告書を参照」のように記載してください。資料等の添付も不要です。

※会派で政務調査費を受け取っている場合の会派視察は、会派名で提出します。

② 会派・議員名

- ・政務調査費を会派で受け取っている場合は「会派名」を、個人で受け取っている場合は「議員名」を記載します。

③ 出納簿整理番号

- ・当該視察・研修について計上したすべての支出の整理番号を記載します。

④ 実施日

- ・当該出張の期間を記載します。

⑤ 参加者氏名

- ・参加するすべての議員名を記載します。

⑥ 視察先

- ・「訪問先の施設名、担当部署」等と「道府県名や市町村名」を記載します。

※研修の場合は「研修場所（施設名）と道府県名や市町村名」を記載します。

⑦ 視察目的

- ・「何を調べるため（学ぶため）に訪問したのか」を簡潔に記載します。

⑧ 行程

- ・往復の経路について、利用交通機関や利用区間等を記載します。

⑨ 概要

- ・「区政に関する調査研究活動による現地調査(研修)」であることを明確に記載します。

※視察先で入手した資料、研修内容が確認できる資料等がある場合は、写し等を添付します。

【記載例】政務調査費収支報告書

別記様式(第10条関係)

提出日を記入します
 ※平成25年4月1日~4月30日に提出していただくことになります

平成 25 年 4 月 5 日

杉並区議会議長 あて

政務調査費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記入します

議員名 ○○ ○○○ (印)

年度を記入します

平成 24 年度政務調査費収支報告書

朱肉を使用する印鑑を押印します

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 24 年度政務調査費の収支について報告します。

科目ごとの金額と、最下段には支出合計額を記入します

24年度の交付額を記入します

1 収入
 政務調査費 1,920,000 円

主な支出内容を記入します
 (単位:円)

2 支出

科目	金額	備考
調査研究費	300,000	○○市視察経費等
研修費	50,000	○○研修参加費
会議費	10,000	○○会議会場費等
資料作成費	0	
資料購入費	100,000	書籍購入費
広報費	700,000	区政報告の作成・郵送費等
事務費	120,000	事務所の電話料・インターネット接続料等
事務所費	400,000	事務所の賃料・光熱水費
人件費	200,000	政務調査活動補助職員賃金
合計	1,880,000	

「1収入-2支出」の金額を記入します

3 残額 40,000 円

※「収支報告書・出納簿入力フォーマット」をご使用の場合、背景が色付の吹き出し部分は自動入力されます

【記載例】領収書等貼付用紙

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7月分	No. 2・6
----------	-----	---------

該当する「出納簿の整理番号」を記載します

領収書等貼付欄																					
<p>複数の枚数を貼付する際は、「他の領収書」「備考欄の記載内容」に重ならないようにします</p> <p>※サイズが大きい証拠書類は、貼らずに別紙として添付します</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">領収証</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">24年 7月2日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">¥ 〇, 〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">但し、〇〇〇〇として</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: right;">〇〇書店 印</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">領収証</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">24年 7月 7日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">¥ 〇〇, 〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">但し、事務所賃料(8月分)として</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: right;">(株)〇〇 〇〇〇〇 印</td> <td></td> </tr> </table>	領収証	24年 7月2日	〇〇〇〇 様		¥ 〇, 〇〇〇-		但し、〇〇〇〇として		〇〇書店 印		領収証	24年 7月 7日	〇〇〇〇 様		¥ 〇〇, 〇〇〇-		但し、事務所賃料(8月分)として		(株)〇〇 〇〇〇〇 印	
領収証	24年 7月2日																				
〇〇〇〇 様																					
¥ 〇, 〇〇〇-																					
但し、〇〇〇〇として																					
〇〇書店 印																					
領収証	24年 7月 7日																				
〇〇〇〇 様																					
¥ 〇〇, 〇〇〇-																					
但し、事務所賃料(8月分)として																					
(株)〇〇 〇〇〇〇 印																					

品名、内容等がわかるよう記入を依頼します
 ※「購入点数が多く書ききれない場合」、「補足説明が必要と思われる場合」は、下段の備考欄を使い補足します
 ※「お品代」という表現は好ましくありません

支出内容の説明を記載します
 「政務調査費の支出に関する事務処理について」の17・18ページをご参照のうえ、記載します

備考	<p>「記入例1」 書籍代 領収書金額のうち〇, 〇〇〇円計上 《書籍名》〇〇〇〇、〇〇〇、……</p> <p>「記入例2」 事務所賃料(自宅兼用) 支払額10,000円×使用面積の割合による按分1/4×1/2=1,250円計上</p> <p>「記入例3」 研修参加費 《研修名〇〇、開催日時〇〇、会場〇〇、主催者〇〇及び概要等〇〇》</p> <p>「記入例4」 購入額10,500円から発生ポイント分1,050円を値引き相当額として控除した9,450円を計上</p>
-----------	--

【記載例】政務調査交通費記録簿

第2号様式(第3条関係)

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 7月分 No. 16・17

議員名 ○○○○
 出納簿の整理番号を記載し
 備考欄には、出張内容を記
 入します

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅→到着駅)	交通費(円)	科目	備考
2	区民宅(阿佐谷南)	鉄道・バス	善福寺→南阿佐ヶ谷 ※往復	2,000	調査研究費	区民相談・意見聴取
11	横浜市役所	鉄道	西荻窪→日本大通り ※往復	1,560	調査研究費	○○調査
14	○○市役所	鉄道	新大阪→茨木→大阪	420	調査研究費	○○市視察 現地での移動交通費
15	○○センター ○○市役所	鉄道、タクシー	大阪→茨木、茨木→○○センター(タクシー)、○○センター→○○市役所(タクシー)、茨木→新大阪	2,420	調査研究費	○○市視察 現地での移動交通費
18	板橋区役所 練馬区役所	タクシー	自宅→板橋区役所、板橋区役所→練馬区役所	3,000	調査研究費	○○調査
20	○○駅自転車駐車場 △△駅自転車駐車場	鉄道・バス	善福寺→○○→△△→善福寺	1,120	調査研究費	○○調査
22	○○会館	鉄道、タクシー	荻窪→東京、東京駅→○○会館→大手町(タクシー)、大手町→阿佐ヶ谷	4,000	研修費	○○研修受講 件数が多く、複数枚使用する場合、最終ページにのみ科目ごと の合計額を記入します ※出納簿へは「該当月の末日」付で科目ごとに記帳します

タクシーなど、領収書が発行されるものは...
 ①領収書ごとに経路を区切って記載
 ②領収書は裏面に貼付

◆視察や研修参加などで、他都市に行った場合
 日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」のほか、事前に乗車券を購入する「東京-他都市間の交通費」があります。
 詳しくは「政務調査費の支出に関する事務処理について」の18・19ページを参照。

【記載例】政務調査視察報告書

第3号様式（第4条関係）

政務調査視察報告書

会派・議員名 ○○○○

記載事項は・・・
 ①政務調査費を会派で受け取っている場合…「会派名」
 ②個人で受け取っている場合…「議員名」

出納簿 整理番号	6月分 7月分	No.20 No.7・10・16
----------	------------	---------------------

この視察・研修について計上したすべての支出の整理番号（出納簿）を記載します

視察・研修会等報告	
実施日	平成24年 7月14日～平成24年 7月15日
参加者氏名	○○○○ ○○○○ ○○○○
視察先	○○市○○センター ○○市子育て推進課
視察目的	介護保険計画調査 子育てサポート事業調査
行程	

記載事項は・・・
 ①視察の場合
 訪問先の「施設名、担当部署」など
 ②研修の場合
 「研修場所（施設名）」など

記載事項は・・・
 ①視察の場合
 「調査対象、何に関する調査か」など
 ②研修の場合
 「何に関する研修か」など

記載事項は・・・
 往復の経路について、利用交通機関や利用区間など書ききれない場合は別紙添付

概要

◆記載する際の留意事項

「区政に関する調査研究活動による現地調査（研修受講）」であることがわかるようにします。

※視察先で入手した資料等がある場合は、写し等を添付します。
 ※研修・会議等の場合は、内容が確認できる資料があれば添付します。

→報告書を別途作成している場合
 ＊この欄に「別添、報告書のとおり」のように記載します。
 ＊別途作成した報告書やその他資料をこの報告書に添付し提出します。

【参考】政務調査活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

政務調査活動補助
職員勤務報告書

(24年 9月分)

議員名 ○○○○

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容	
1	土	10:00-12:00	2	1000	2,000	区政報告(第○号)作成補助	
2	日	13:00-15:00	2	1000	2,000	区政報告(第○号)作成補助	
3	月	—					
4	火	時給(日給)のほか、日付ごとに勤務時間・勤務内容を記載します					「調査研究活動の事務補助」ということがわかるように、できるだけ具体的に記載します ※政務調査費で支出可能な政務調査活動補助職員への賃金は、議員活動全般ではなく、「調査研究活動に資する業務の補助」に對してのみです。 そのため調査研究との関連性がわかるように記載します。
5	水	—					
6	木	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂	
7	金	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂	
8	土	—					
9	日	—					
10	月	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂	
11	火	—					
12	水	—					
13	木	15:00-18:00	3	1000	3,000	○○会議事務補助	
14	金	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助	
15	土	—					
16	日	—					
17	月	—					
18	火	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助	
19	水	—					
20	木	11:00-20:00	8	1000	8,000	ホームページ更新(区政報告ページ)事務補助	
21	金	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○資料作成	
22	土	—					
23	日	—					
24	月	18:00-21:00	3	1000	3,000	○○資料作成	
25	火	—					
26	水	勤務した方の「氏名・生年月日・住所」を記載します					押印は朱肉を使用します ※スタンプ印は好ましくありません
27	木	ます					
28	金	(雇用契約書を作成する場合に準じています)					
29	土						
30	日	なお、情報公開の請求があった場合は、氏名を開示しますので、本人にその旨を説明してください ※ご住所と生年月日は公開しません					
合計							
出勤日						63,000 円	
勤務者							
氏名		○○○	印	生年月日		昭和○○年○月○日	
住所		杉並区○○○ 1-1-1					